

平成 1 8 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成 1 7 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 1 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 1 7 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 1 7 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 1 7 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 1 7 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 1 7 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 1 7 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 1 7 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 1 8 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 1 8 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 1 8 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 1 8 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 旭市特別職報酬等審議会条例の制定について	
議案第 1 5 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す	

る条例の制定について

議案第 16 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 21 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 22 号 財産の取得について

議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 24 号 専決処分の承認について

報告第 1 号 平成 17 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 17 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 17 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

提案理由の説明並びに政務報告..... 7

議案の補足説明及び報告の説明..... 19

散 会..... 76

第 2 号 (9月8日)

議事日程..... 77

本日の会議に付した事件..... 77

出席議員..... 77

欠席議員..... 78

説明のため出席した者..... 78

事務局職員出席者..... 78

開 議	8 0
議案質疑	8 0
決算審査特別委員会設置	1 0 4
決算審査特別委員会委員の選任	1 0 5
決算審査特別委員会議案付託	1 0 5
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	1 0 6
常任委員会議案付託	1 0 6
常任委員会請願付託	1 0 6
散 会	1 0 7

第 3 号 （9月12日）

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 0 9
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
説明のため出席した者	1 0 9
事務局職員出席者	1 1 0
開 議	1 1 1
一般質問	1 1 1
9 番 嶋 田 哲 純	1 1 1
8 番 滑 川 公 英	1 1 6
1 番 伊 藤 保	1 2 8
4 番 伊 藤 房 代	1 3 7
1 3 番 日 下 昭 治	1 4 3
散 会	1 5 5

第 4 号 （9月13日）

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7

欠席議員	1 5 7
説明のため出席した者	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 8
開 議	1 5 9
一般質問	1 5 9
1 6 番 明 智 忠 直	1 5 9
1 1 番 木 内 欽 市	1 8 4
2 5 番 伊 藤 鐵	2 0 1
2 1 番 高 橋 利 彦	2 0 4
2 番 島 田 和 雄	2 2 3
報告の訂正について	2 3 6
散 会	2 3 7

第 5 号 （9月28日）

議事日程	2 3 9
本日の会議に付した事件	2 3 9
出席議員	2 4 0
欠席議員	2 4 0
説明のため出席した者	2 4 0
事務局職員出席者	2 4 1
開 議	2 4 2
決算審査特別委員長報告	2 4 2
質疑、討論、採決	2 4 5
常任委員長報告	2 5 1
質疑、討論、採決	2 5 6
常任委員長請願報告	2 5 9
質疑、討論、採決	2 6 0
議案上程	2 6 1
議案第 2 5 号 平成 1 8 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
提案理由の説明	2 6 3

議案の補足説明	264
質疑、討論、採決	266
発議案上程	269
発議案第1号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について	
発議案第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利 等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の 改正を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	269
質疑、討論、採決	272
事務報告	273
閉 会	274

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成18年9月6日(水曜日) 午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 23番 鈴 木 正 道
 25番 伊 藤 鐵

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 24番 神 子 功
 26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
飯岡荘支配人	野 口 國 男	農 務 局 長	小 田 雄 治
		病院経理課長	鐺 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局 長 来 栖 昭 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（鈴木正道） ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（鈴木正道） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木正道） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。7番、景山岩三郎議員、8番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（鈴木正道） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第３回定例会の会期は、本日から９月28日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月28日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第24号までの24議案と、報告第１号から報告第４号までの報告４件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（鈴木正道） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第24号までの24議案と、報告第１号から報告第４号までの報告４件を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 17 年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2 号 平成 17 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 17 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 17 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 17 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 17 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 17 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 17 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 17 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 18 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 18 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 18 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 旭市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 21 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 22 号 財産の取得について
- 議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 24 号 専決処分の承認について
- 報告第 1 号 平成 17 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 17 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 17 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（鈴木正道） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 3 回定例会を招集させていただき、平成17年度一般会計決算及び各特別会計決算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

合併後 1 年余りを経過し、平成18年度も半年を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。

この場をおかりして、皆様に深く感謝申し上げる次第であります。

それでは、開会に当たり、提出いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号から議案第 9 号までは、平成17年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

なお、平成17年度各会計決算は、昨年 7 月 1 日の合併以後、新市としての 7 月から本年 3 月までの 9 か月分となっております。

議案第 1 号は、平成17年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額200億9,194万8,756 円、歳出総額187億9,841万998円となり、歳入歳出差し引き実質収支は12億9,353万7,758円となりました。

議案第 2 号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定が、歳入総額60億9,431万9,772円、歳出総額56億1,035万4,318円、歳入歳出差し引き 4 億8,396 万5,454円となり、施設勘定が、歳入総額6,968万7,436円、歳出総額4,892万9,582円、歳入歳出差し引き2,075万7,854円となりました。

議案第 3 号は、平成17年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額36億3,011 万6,420円、歳出総額36億1,500万3,385円となり、歳入歳出差し引き1,511万3,035円となりました。

議案第４号は、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額26億3,104万1,735円、歳出総額24億9,415万1,000円となり、歳入歳出差し引き１億3,689万735円となりました。

議案第５号は、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額６億1,976万24円、歳出総額５億9,605万1,945円となり、歳入歳出差し引き2,370万8,079円となりました。

議案第６号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額4,008万9,099円、歳出総額4,008万9,099円となり、歳入歳出差し引き０円となりました。

議案第７号は、平成17年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数１万7,843件、普及率76.0%、９か月間の給水量は448万735立方メートルとなりました。

決算額の内容については、収益的収支において、事業収益が13億380万2,180円、事業費用は12億7,612万2,714円となり、差し引き2,767万9,466円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入6,301万3,250円に対し、支出は４億6,785万5,459円となり、収支不足額４億484万2,209円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第８号は、平成17年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は25万8,198人、外来患者数は64万6,388人でありました。

決算額の内容については、収益的収支において、総収益221億6,828万5,851円、総費用217億2,327万995円となり、差し引き４億4,501万4,856円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入８億262万5,000円に対し、支出は33億9,449万5,995円となり、収支不足額25億9,187万995円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第９号は、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者１万4,479人、休憩者5,853人でありました。

決算額の内容については、収益的収支において、事業収益が１億4,889万6,872円、事業費用は１億3,949万1,619円となり、差し引き940万5,253円の純利益となりました。

また、資本的支出は、建設改良費2,156万7,754円、企業債償還金258万1,511円となり、収支不足額2,414万9,265円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億8,000万円を追加し、予算の総額を254億6,000万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税に２億3,336万6,000円、使用料及び手数料に200万円、国

庫支出金に1億3,621万4,000円、県支出金に6,830万2,000円、財産収入に339万円、寄附金に164万1,000円、繰越金に7億9,353万8,000円、諸収入に4,012万2,000円、市債に1,570万円を追加し、繰入金から1,427万3,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に6億9,378万1,000円、民生費に1億2,660万9,000円、衛生費に204万6,000円、農林水産業費に4,822万1,000円、商工費に1,385万6,000円、土木費に5,300万円、消防費に740万円、教育費に1,508万7,000円、諸支出金に3億円、予備費に2,000万円を追加するものであります。

議案第11号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において、歳入歳出にそれぞれ3億8,862万円を追加し、予算の総額を73億5,462万円とするものであります。

議案第12号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億3,441万3,000円を追加し、予算の総額を31億8,144万3,000円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入に治験収入などによる2,630万円と、支出に重油価格の高騰などによる3,631万円を追加するものであります。

議案第14号は、旭市特別職報酬等審議会条例の制定についてでありまして、特別職の給料の額等について諮問、審査するための審議会を設置するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定により必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに産業医の報酬を定めるものであります。

議案第16号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、住民基本台帳法の一部改正及びあさひ健康福祉センター旧館の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者の負担割合を改正するとともに、保険給付の一部について見直しを行うものであります。

議案第18号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防組織法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

議案第19号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国

における「林野火災の有効な低減方策検討会」の報告に基づき、火災警報発令時の山林、原野等における喫煙制限規定を設けるとともに、ボイラーの構造基準等について所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、施設の老朽化に伴い、当該施設を解体、廃止するに当たり、条例を廃止するものであります。

議案第21号は、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、現在、建設が予定されている新たな一般廃棄物処理施設の建設及び管理運営を東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務として行うこと及び規約に所要の改正を行うことについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が12月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、阿部秀利氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第24号は、専決処分の承認についてでありまして、平成18年度旭市水道事業会計補正予算について、経営改善の一環として企業債を借り換えるに当たり急施を要したため、専決処分をしたものであります。

報告第1号は、平成17年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成17年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に、当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、去る7月4日に海上支所で発生した中学生転落事故について申し上げます。

この事故は、海上中学校3年生が3階議場の屋上へ侵入し、明り取りの窓の上ではねて遊

んでいた際に起きたものであり、屋上から議場の床まで転落、頭部を中心に大けがを負ったものであります。

幸い、事故後の処置が迅速であったため、順調に回復を続け、既にリハビリを開始しているとのことであり、私もひと安心しているところであります。

なお、事故現場についてはすべて修復を済ませ、再発防止のため、屋上の出入り口へのかぎの取り付け、メンテナンス用のはしごの撤去、立ち入り禁止標識の大型化を実施いたしました。

また、この事故を教訓に、庁舎や学校など市が所有、管理するすべての施設を一斉点検し、事故につながる可能性がある箇所については緊急な改善を進めておりますし、教育委員会においては、各学校に対し、事故防止を徹底するよう指導いたしました。

今後、このような事故が二度と起こらないよう、施設管理に万全を期してまいります。

次に、国民宿舎飯岡荘の送迎バスについてご報告申し上げます。

飯岡荘の送迎バスは、合併後、従来どおりの運行管理を続けておりましたが、新聞報道を受けて調査したところ、実費とはいえ一部の利用客を有償で送迎していたことが判明いたしました。

8月9日には、千葉県警による家宅捜索があり、本格的な調べが始まっております。

市といたしましては、警察の捜査に全面的に協力し、過ちは過ちとしてしっかりと受け止め、改善していきたいと考えております。

なお、飯岡荘の送迎バスの運用については、既にすべて無料の送迎に切り替えております。

今後とも利用客へのサービス第一に考えながら、経営の安定に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の深いご理解をお願いするものであります。

次に、総合計画の策定状況について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」については、中学生の研究、意見発表会、さらに総合計画策定市民会議の議論を経て基本構想の素案が固まり、この素案に市民の皆様の意見を反映させるため、広報あさひ及びホームページ等で公表してご意見を募集しているところであります。

議員の皆様にも素案をご覧ください、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

この基本構想は、だれもが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよいまち」を目指すための総合的かつ計画的な市政運営の指針として、平成28年度を目標年次として定めるものであり、まちづくりの基本理念を「自立・共生・協働によるまちづくり」、将来都市像を

「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」として、新市建設計画の内容を尊重することとしております。

ただし、今回の計画策定の中で、事業計画や財政推計に当たって最も基礎的資料となる人口推計については、平成17年度国勢調査を反映した結果、新市建設計画策定時の人口推計を下回った数値となっております。

なお、市民の皆様からのご意見の募集期間は9月20日までとしており、お寄せいただいたご意見を十二分に検討し、計画策定に生かしてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

環境の保全に関する基本的な方向性を定め、将来にわたり市民の皆様が健康で文化的な生活を確認できるまちづくりを進めるため、旭市環境基本計画を策定することといたしました。

策定に当たり、市民の皆様のご意見やご意向をお聞きするため、環境に関する住民アンケートを実施することとし、現在、市民や市内の事業者及び市内小・中・高校生、合計3,000人の方々にアンケート調査をお願いしたところであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢者の仲間づくりを推進し、閉じこもりを防止するための地域ふれあい交流事業については、社会福祉協議会と各支会のご協力を得て全地域で取り組みを開始いたしました。

6月7日に、中央地区東町青年館で行った「悪質商法についての研修」を皮切りに、栄養指導、健康体操、防犯対策、保育所園児との七夕飾りづくり等、8月末までに11の支会で実施し、18か所368名の参加をいただきました。高齢者の方々が家に閉じこもらず、元気に交流していただければと考えております。

この事業にご協力いただいた役員、講師、児童等たくさんの方々に、この場をおかりして深く感謝申し上げます。

次に、敬老大会について申し上げます。

昨年度の敬老大会は、合併後初めての実施ということもあり、東総文化会館1か所を会場として開催いたしましたが、今年度は関係団体と協議の結果、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所で、敬老の日の9月18日に開催することといたしました。

より多くの皆様方の参加を期待しております。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、本年4月1日から、障害の種別ごとに異なっていた福祉

サービスが一元化され、さらに10月1日からは、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に地域生活支援事業を実施いたします。

新たに取り組む事業は、聴覚、言語機能障害者等への支援として手話通訳者等を派遣する「コミュニケーション支援事業」、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行う「移動支援事業」、障害者の自動車運転免許取得や、みずからが所有し運転する自動車を改造する場合の経費を助成する「自動車運転免許取得・改造助成事業」などであり、今後、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による取り組みを、効果的・効率的に実施してまいります。

これらの取り組みが、障害を持った方々の自立に少しでも役立てばと考えております。

次に、保育事業について申し上げます。

指定管理者制度の導入を検討している干潟保育所については、これまでに保護者説明会を2回開催し、併せてアンケート調査を実施いたしました。

保護者の皆さんからは、運営が民間に切り替わることへの不安や、保育士がすべて入れ替わることによる子どもの心への負担を心配する意見が多く寄せられました。

市では、来年4月からの移行を目指しておりましたが、こうした保護者の方々の意見等を踏まえ、実施時期を1年延期することといたしました。

その間に、当初は3か月と考えていた引き継ぎ期間についても再検討し、十分な理解を得ながら指定管理者の導入を進めていきたいと考えております。

次に、子育て支援について申し上げます。

乳幼児親子の交流の場として6月に開設した「つどいの広場」は大変好評をいただいております。8月末までの延べ利用数は1,600組、1日平均25組となっております。予想以上の数の親子に利用していただいております。潜在的な需要の多さに驚いておりますが、今後も子育てアドバイザーによる相談や手遊び、親子体操等のプログラムを実施するなど、メニューの充実に努めてまいります。

児童手当については、4月1日から支給対象年齢の引き上げなど、制度が拡充されたことに伴い、広報あさひやホームページによる周知に努めるとともに、対象となる約1,000世帯への個別通知の発送、休日窓口の開設、平日の受付時間を延長するなど、制度の変更に伴う事務に万全を期したところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室については、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校児童生徒に

対し、きめ細かな指導を行っております。4月から7月までの期間に、不登校の児童生徒のうち6名が適応指導教室に通うことができるようになり、夏季休業中も登校日を設けるなど、2学期には学校へ登校できるよう継続して児童生徒への支援を行っております。

外国語指導助手派遣事業については、8月に新しく2名のALTがアメリカ合衆国及びニュージーランドから着任いたしました。2名のALTは、海上中と飯岡中を中心に英語の学力定着のための指導を行う予定であります。

沖縄県交流事業については、7月26日から3日間、市内小学生20名が沖縄県中城村を訪問いたしました。

中城村では、交流会や学校訪問等の機会を通して、旭市と中城村の小学生が友好を深め、思い出深い体験をすることができました。

今後も継続的に交流を図ってまいりたいと考えております。

小・中学校の部活動については、海上中学校ソフトボール部と飯岡小学校吹奏楽部が東総の代表として県大会で優勝し、千葉県代表として関東大会に出場することになりました。

飯岡小吹奏楽部は、茨城県で今月10日に開催される大会に向け練習中であり、海上中ソフトボール部は、8月8日から開催された関東大会で2回戦まで勝ち進みました。今後ますますの活躍を期待するものであります。

まもなく各小・中学校においては、秋の運動会が開催されます。議員各位におかれましては、ぜひ最寄りの会場に足を運んでいただき、子どもたちの活躍に温かい声援をお願いいたします。

次に、社会教育について申し上げます。

明日の社会を築いていく地域の青少年が何を考え、何を求めようとしているかを発表する機会として、11月25日に、市内の小・中学生及び高校生等25名による旭市青少年意見発表大会を開催いたします。昨年の大会では、有意義で活発な意見がたくさん発表されたことから、今年は東総文化会館で開催することといたしました。

議員の皆様はじめ多くの市民の方々にもお聞きいただきたいと思います。

文化振興については、7月14日から飯岡支所2階に美術作品等の展示・鑑賞のほか、多目的に利用できる施設として市民ギャラリーをオープンいたしました。旭市文化協会主催の開設記念展示会では、協会員からたくさんの出展をいただき、市民をはじめ多数の来場者の目を楽しませていただきました。

また、8月6日には、天の川ライヴフェスティバル「第2回市民音楽祭」を開催いたしま

した。市民参加型事業として定着してきたこともあって、16団体264名の参加をいただき、集まった大勢の聴衆の方々から大好評をいただいたところであります。

さらに、10月28日に開催する市民ミュージカルについては、演目も「白いノートの落書き」と決まり、40名の出演者それぞれが与えられた役づくりに向け、稽古に励んでいるところであります。

体育振興については、日ごろ大勢の方々に利用されている総合体育館が、今年で開館10年目を向かえ、8月31日には、利用者数が延べ100万人を突破いたしました。このことは、総合体育館が市民の健康づくりの場としてしっかり定着するとともに、さまざまなスポーツの大会の開催場所として人気を得ている結果だと受け止めております。

今後も市民の健康増進に向けたさまざまなニーズに応えながら、より利用しやすい施設運営に努めてまいります。

また、10月には「第58回千葉県民体育大会」が競技種目別に県内各地で行われる予定であり、旭市では、総合体育館において卓球競技が開催されます。この県民体育大会には、旭市から13種目に264名の選手が出場することになっており、それぞれの種目で活躍を期待するものであります。

さらに、11月には千葉県高校駅伝大会と関東高校駅伝大会が、東総運動場とさくら台野球場を周回するコースで開催されますので、京都の都大路で行われる全国大会を目指す高校生の熱い走りを応援していただきたいと思います。

図書館事業については、インターネットによる蔵書検索システム導入により、学校や家庭からの蔵書検索や予約、さらには調べ学習への対応も可能となり、利便性が大幅に向上いたしました。

また、合併に伴いサービス提供範囲も広がったことから、図書の共有化とサービスの均一化を図るため、7月14日から図書館と各公民館の図書施設をネットワークで結び、どの施設からでも自由に図書の検索、貸し出しができるようにいたしました。

次に、商業について申し上げます。

本年4月1日に合併、誕生した新「旭市商工会」は、地域に貢献し、発展していくための総合的な計画を策定する必要があることから、このたび千葉県の支援を受け、ビジョン策定研究会を立ち上げました。

一方、既存商店会等の振興を図るため、新生商工会の合併記念事業の一環として新しい共通商品券事業に取り組んでおり、市内の商店会等の集合体として組織する「旭市商業振興連

合会」を事業主体として、この秋にもプレミアム付き共通商品券の発行を予定しております。この共通商品券発行事業は、本市における商業振興の一翼を担うものであり、市としても側面から支援したいと考え、今議会に提出した補正予算に補助金を計上したところであります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光事業については、飯岡海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場の開設をはじめ、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、市内外から24万人を超える大勢の皆様にお越しいただいたところであります。

夏期観光期間中、無事故で盛況裏に終了することができましたことは、観光協会をはじめ関係団体のご協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致については、千葉県と連携して取り組んでおりますが、企業誘致には、情報提供・情報収集が重要となることから、初めての試みとして、去る8月22日に、市内の金融機関と有識者を交えて企業誘致懇談会を開催いたしました。懇談会では、市の現状と工業団地の概要をご説明して率直な意見交換を行うとともに、企業誘致に結びつく情報の提供をお願いしたところであります。

近年における景気回復傾向を受け、引き合いも徐々にではありますが増えてきておりますので、今後も積極的に企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、農業について申し上げます。

農産物の収穫の時期を向かえ、昨年同様に市内3か所を会場として産業まつりの開催が予定されております。11月5日には、旭スポーツの森公園で「いきいき旭・産業まつり」、同じく12日には、干潟中学校グラウンドで「ふるさとまつり・ひかた」、23日には、海上コミュニティ運動公園で「海上産業まつり」が開催され、農水産物の直売や無料配布などたくさんの催しが行われますので、大勢の皆様にお集まりいただきたいと思います。

今後ともこのようなイベントにより、農水産業や商工業など本市産業の力を感じていただくと同時に、その発展に役立てていきたいと考えております。

千葉県下第1位の生産量を誇るいちご栽培において、農業者7名による「旭市観光いちご組合」が6月に設立されました。

組合では、冬のいちごシーズンに向け、インターネットやチラシ等によるPRを予定しており、こうした取り組みは、県下第1位の農業産出額を上げていながら、産地PRが足りな

いのではとの声がある本市農業の活性化に向け、最も必要な事業の一つであると考えられることから、今後とも積極的に支援してまいります。

このほか、施設園芸においては、飯岡地区で「園芸王国ちば」強化支援事業を利用した施設の規模拡大が進められております。

今後とも国・県と連携をとり、意欲ある農業者の支援を進めてまいります。

また、青少年の交流と旭市の農業のPRを目的に、市内農業団体等の協賛を得て第1回旭市親善少年野球大会を、この夏、開催いたしました。

市内15チームのほか、江戸川区をはじめ県内外から17チームが参加し、賞品や参加賞として旭市の農畜産物を手にした子どもたちからは笑顔があふれ、「農業のまち旭」のイメージアップを図ることができました。

今後とも都市との交流を図りながら、本市農業のPRを進めてまいります。

次に、水産業について申し上げます。

県内第2位の水揚量を誇る飯岡漁港の西堤防については、老朽化が目立ち、危険な状態が見受けられるため、この秋から国の事業として改修を行うことになりました。観光を視野に入れた散策等のできる堤防に改修したいと考えております。

また、原油価格高騰による燃料費の増大等で漁業者の経営は大変厳しくなっていることから、漁業共済制度の充実と併せ、漁業経営の維持・拡大等について制度資金の拡充を図るほか、市としても積極的に支援してまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

あさひ健康パーク整備事業については、8月にパークゴルフ場の造成工事に着手いたしました。今後は、18年度内に防風と飛砂防止のための植栽と芝張りを行い、19年度末のパークゴルフ場完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道として、国道126号飯岡バイパスに接続する東西線市道01-031号線については、千葉県海匝地域整備センターと調整を図りながら工事着手の準備を進めてまいります。同じく東西線の市道01-020号線は、用地測量を実施しており、同時に道路拡幅のための用地交渉を進めております。また、南北線については、JRをまたぐ橋梁の予備設計と広域農道まで約3キロメートルの測量業務を行っているところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度予定した東町・網戸地先の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備工事に

については、8月に工事に着手いたしました。工事に際しましては、住民の皆様に交通規制や騒音といったことで迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

部分稼働している電子カルテシステムについては、8月に再来予約機能の追加等さらに利便性を向上させており、10月の本格稼働に向けて、作業を進めてまいります。

また、医療制度改革や医師不足、看護師を入院患者10人に1人から7人に1人へ増員する問題など、病院事業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、さらなる病院機能の向上のため、病棟の再整備に向けて基本計画の策定を進めているところであります。

次に、防災について申し上げます。

去る9月3日、合併後初めてとなる防災訓練を、旭中央病院を会場に地元中央地区並びに関係団体の皆様総勢1,300人の参加をいただき実施いたしました。

今回は、発災対応型の訓練として、会場までの避難訓練、自衛隊とボーイスカウトの皆様による炊き出し訓練、電気・電話等のライフラインの復旧や備蓄品の輸送訓練、消防団等による火災防御訓練、医師会等による負傷者の応急手当訓練などを実施したところであります。

当日は天候にも恵まれ、大変な暑さにもかかわらず、たくさんの方々のご協力によりまして、無事所期の目的を達成することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

近年の災害は、複雑多様化しております。災害はいつどこで発生するかわかりません。今後もこのような訓練の実施により、地域住民の連帯意識の高揚を図り、被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、災害時における被災者の救助を民間の力をかりて速やかに実施するため、新たに旭市歯科医師会、千葉県トラック協会海匝支部及びイオン株式会社ジャスコ旭支店と応援、協力協定を締結いたしました。

これにより、災害時における医療や、より迅速な物資の調達、配布が可能になるものと考えております。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の足であるコミュニティバスについては、本年4月1日より旭地区を本格運行とし、市内5ルートの運行を開始いたしました。利用状況も4月から6月の3か月間で2万5,380人に上り、昨年同時期に比べ13.3%増となっております。これらの運行内容については、コミュニティバス検討委員会等の場で継続して調査・検討を行っており、市民ニーズに沿った効率的で利便性の高い運行に努めてまいりたいと考えております。

なお、バス車両の購入については、財団法人宝くじ協会より2台の全額助成の採択をいただきましたので、今回の補正予算に関連する経費を計上したところであります。

次に、子ども議会について申し上げます。

7月25日に開催した子ども議会については、市内の小・中学校から25名の子ども議員が選ばれ、環境問題や防犯問題、コミュニティバスなどまちづくりについて貴重な意見をいただきました。これらの意見について、実施すべきものについては早急に、長期的に考えるものについては、策定中の総合計画の中でしっかり検討するよう指示したところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道）　ここで11時まで休憩をいたします。

休憩　午前10時48分

再開　午前11時　0分

○議長（鈴木正道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（鈴木正道）　日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　高埜英俊　登壇）

○財政課長（高埜英俊）　議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算について、補足説明をいたします。

初めに、概要です。

お手元にお配りしてあります平成17年度（7月～3月）旭市一般会計歳入歳出決算に関す

る説明資料、決算書ではございませんで説明資料の方でございます。そちらの方をお開きください。

今回の決算は、合併後の7月から3月までの9か月分ですので、前年度との単純な比較はできません。

金額部分の前年度との比較は、平成16年度の旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の通年ベースの決算額の合計額と比較したものです。

構成比の比較は、福祉部門等、町では行っていなかった事務が市になってから行うこととなったものもありますので厳密な比較はできませんが、参考数値としてお考えください。

資料の1ページです。

第1の決算規模です。

平成17年度一般会計（7月～3月）の決算規模は、歳入は200億9,194万9,000円で、前年度比26.4%の減、歳出は187億9,841万1,000円で、前年度比27.3%の減となり、歳入歳出差し引き額である実質収支は12億9,353万8,000円となります。

第1表は、前年度との比較のグラフですが、12か月決算と9か月決算では比べることができないことから、参考として、点線の右側に、平成17年度の決算規模を旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の4月から6月分までの決算額を含め、重複する歳計剰余金を除いた通年ベースの合計額のグラフを載せました。

この金額を申し上げますと、歳入は253億738万5,000円、前年度比7.3%の減、歳出は240億1,384万7,000円で、前年度比7.1%の減となり、歳入歳出差し引き額である実質収支は12億9,353万8,000円となります。

第2、歳入の第2表です。2ページです。

決算額の構成比は、市税が19.7%で、前年度比3.3ポイントの減、地方交付税は22.0%で前年度比4.8%の減です。

市債の構成比は12.9%で3.0ポイントの減です。

次に、下の方、歳入決算額の主な項目です。

市税から市債まで、金額及び前年度との比較は記載のとおりです。

ここで、4月から6月分を含む通年ベースの数値と前年度との比較を申し上げます。

市税は63億7,463万4,000円で、前年度比1.6%の増、地方交付税は75億6,007万3,000円で、前年度比3.4%の増、国庫支出金は15億3,816万1,000円で、前年度比8.8%の増、県支出金は11億100万1,000円で、前年度比9.9%の増、市債は26億900万円で、前年度比39.8%の減とな

っています。

3 ページです。

第3は、歳出の主な目的別決算額です。大きい順に、民生費、総務費、公債費、教育費、衛生費、土木費などで、金額は記載のとおりとなっており、その構成比は、第3表目的別歳出の構成比のとおりです。

第4表の性質別歳出の構成比における経常的経費の割合は74.9%で、前年度と比較して0.1ポイントの減、このうち義務的経費は47.6%で2.4ポイントの減となっております。

4 ページの下です。

第4は、財政の弾力性です。経常収支比率は93.6%で、前年度比3.6ポイントの増です。

この要因は、7月の合併でしたので、工事費において事業期間が限られるなどの理由により、投資的経費が減った一方で、扶助費において旧3町では県の業務であった生活保護費や児童扶養手当給付事業が移譲され、物件費も合併関連経費などが増加するなど、経常的経費が増したことにあります。

5 ページです。

第5は、将来の財政負担であります。第7表の公債費比率の推移は16.2%で、前年度比0.4ポイントの減となりました。

第8表は、市債の現在高・借入額・償還額の推移です。17年度の現在高は253億9,696万8,000円であり、これは市民1人当たり約36万1,000円となります。

6 ページです。

第9表は基金現在高の推移ですが、17年度末における基金の総額は32億58万4,000円で、市民1人当たり約4万5,000円となります。

運用基金である土地開発基金及び奨学基金を除くと24億7,124万円ほどになり、これは市民1人当たり約3万5,000円となります。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページは市税徴収実績表です。市税徴収実績表の右下の部分、収入割合というのがありますが、そこが前年度に比べて低くなっておりますが、これは7月から3月の収入のみを計算したためにこのようになっており、通年では、先ほど申し上げたとおり、前年度を上回っております。

9ページは歳入の状況、10ページは目的別歳出の状況、11ページは性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページ及び15ページは目的別歳出における節別集計表となっております。

16ページは、一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費の比較です。

なお、この金額は7月から3月の数値であるため、前年度と比べておおむね4分の3程度となっております。

次に、17ページ以下です。

17ページ以下は、主な施策に関する事項です。様式の上段にある事業名欄の括弧書きは、当該事業の決算書掲載のページです。

また、決算額及び財源内訳欄の上段の数値は合併後の9か月の決算額であり、下段の括弧書きの数値は、4月から6月分を加えた12か月分の数値を掲載してあります。

それでは、決算書をお開きください。

平成17年度決算書に記載の金額は、合併後の7月から3月までの9か月分です。ですから、そのまま前年度と比較することはできないことから、各款について、平成17年度決算を旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の4月から6月分までの決算額を含め、重複する歳計剰余金を除いた通年ベースの金額と、平成16年度通年ベースの比較を申し上げます。

3ページから14ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので省略いたしまして、18ページの歳入から説明いたします。

なお、ページの説明は、原則として見開き左側のページを申し上げます。

18ページです。

1 款の市税は、調定額54億3,663万4,383円に対して、収入済額は39億5,850万2,470円です。通年ベースの数値を申し上げますと、収入済額が63億7,463万4,343円、前年度比で1億205万1,646円、1.6%の増となっております。

20ページです。

2 款地方譲与税は、収入済額5億6,746万1,000円で、通年ベースでは6億8,797万9,000円、前年度比で1億3,610万4,000円、24.7%の増であります。

主な理由は、国庫補助負担金改革に伴い、所得譲与税による税源移譲があったためであります。

3 款利子割交付金は、収入済額2,889万6,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で1,386万6,000円、32.4%の減です。

22ページです。

4 款配当割交付金は、収入済額1,784万5,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で

756万円、73.5%の増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,982万7,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で1,760万7,000円、144.1%の増です。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 4 億9,858万1,000円で、通年ベースでは6 億4,891万1,000円、前年度比で4,878万7,000円、7.0%の減です。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 2 億9,708万4,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比157万2,000円、0.5%の増です。

24ページです。

8 款地方特例交付金は、収入済額 1 億1,317万2,000円で、通年ベースでは2 億1,978万9,000円、前年度比で429万9,000円、2.0%の増です。

9 款地方交付税は、収入済額44億1,220万6,000円で、通年ベースでは75億6,007万3,000円、前年度比で2 億4,725万9,000円、3.4%の増であります。

全国平均で減少している中で増の要因としては、特別交付税において合併市町村に対する国の財政措置である包括的特別交付税措置や、合併移行経費に対する財政措置などがあったことによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,479万7,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で34万1,000円、2.3%の減です。

11款分担金及び負担金は、収入済額 5 億8,954万6,514円で、通年ベースでは7 億6,538万4,564円、前年度比で1 億5,953万9,728円、17.2%の減です。

減の主な理由ですが、前年度に旧 3 町の広域情報ネットワーク事業、電算システム統合事業、火葬場等の各負担金があったことによるものです。

26ページです。

12款使用料及び手数料は、収入済額 3 億1,355万3,056円で、通年ベースでは4 億122万7,166円、前年度比で1,095万9,383円、2.8%の増です。

飛んで30ページです。

13款国庫支出金は、収入済額13億5,132万1,988円で、通年ベースでは15億3,816万1,269円、前年度比で1 億2,390万8,037円、8.8%の増です。

主な理由は、1 目 3 節生活保護費負担金 1 億694万円の増で、生活保護扶助の事務が合併により新市の事業となったことによるものです。

飛んで34ページです。

14款県支出金は、収入済額10億6,335万7,352円で、通年ベースでは11億100万955円、前年度比で9,960万9,207円、9.9%の増です。

主なものは41ページになります。

41ページ、2項4目1節備考欄6番、強い農業づくり交付金の富浦営農組合経営構造対策事業が増となっております。

飛んで44ページです。

15款財産収入は、収入済額7,392万9,242円で、通年ベースでは9,916万9,357円、前年度比で2,264万7,996円、18.6%の減です。

主なものは46ページです。

2目1節土地売払収入で3,074万6,000円の減であり、その理由は、前年度に比べて売り払い面積が減となっております。

16款寄附金は、収入済額128万円で、通年ベースでは178万円、前年度比で1,669万3,480円、90.4%の減です。

主な理由は、前年度に水産業費寄附金があったことによるものです。

48ページです。

17款繰入金は、収入済額8億5,886万2,980円で、通年ベースでは11億2,250万5,791円、前年度比で9億7,095万5,862円、46.4%の減です。

主な理由は、2目財政調整基金繰入金が税収の増等により4億5,085万7,000円の減となり、また、前年度には庁舎増改築基金繰入金があったことによるものです。

50ページです。

19款諸収入は、収入済額33億52万6,154円で、52ページになります。4項3目備考欄の16番から23番は、合併に伴う前の団体等の歳計剰余金です。これらは歳入と歳出で重複しますので、これらを除いた通年ベースでは3億3,006万9,559円、前年度比で1億699万272円、24.5%の減です。

20款市債は、収入済額26億120万円で、通年ベースでは26億900万円、前年度比で17億2,490万円、39.8%の減です。

主な要因は、平成16年度の広域情報ネットワーク事業1億4,520万円、電算システム統合事業6億1,010万円、干潟西小体育館建設事業1億9,910万円、市税減税補てん債借換債9億7,110万円が減となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について、款ごとに前年度と比較をしながら主な事業について説明いたします。

飛んで58ページです。

1 款議会費は、支出済額 3 億1,486万5,877円で、通年ベースでは 4 億5,723万3,584円、前年度比で1,286万5,086円、2.9%の増です。

60ページです。

2 款総務費は、支出済額37億2,658万7,670円で、通年ベースでは48億3,290万1,980円、前年度比で 1 億8,619万933円、3.7%の減です。

主な理由は、1 市 3 町広域情報ネットワーク事業と電算システム統合事業が減となったことによるものです。

飛んで73ページです。

3 目文書広報費の備考欄 2 番、広報活動費は、広報あさひの発行及び旭市を内外に紹介するため、市政ガイド等を作成したものです。

飛んで77ページです。

備考欄 5 番、新市「市の花」「市の木」制定事業は、新市の市の花、市の木を広く市民から募集して制定したものです。

飛んで85ページです。

8 目電子計算費備考欄 4 番、電算システム統合事業は、新市として円滑な住民サービスが行えるよう、平成16年度と17年度の 2 か年で、旧市町の住民記録、税、福祉、財務会計などの電算システムの統合を行ったものです。

87ページです。

10目地域振興費の備考欄 2 番、コミュニティ育成事業は、地区集会施設整備事業で 1 地区、コミュニティ広場遊具設置事業及び祭り用品購入事業で 3 地区、児童遊園の緑化事業で 1 地区に補助を行ったものです。

飛んで93ページです。

12目合併記念事業費は、新旭市誕生を記念し、平成17年10月29日に東総文化会館において記念式典を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料17ページから23ページまでに記載してございます。

飛んで116ページです。

3 款民生費は、支出済額37億6,895万1,331円で、通年ベースでは51億3,100万1,234円、前年度比で4 億1,050万4,749円、8.7%の増です。

主な内容は、児童扶養手当及び生活保護扶助の事務が、合併により旧3 町分が新市の事業となったことにより増となっております。

飛んで137ページです。

備考欄2 番、介護予防事業は、要介護状態への進行を予防するため、各種支援事業を委託したものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の24ページから43ページまでに記載してあります。

4 款衛生費は、支出済額16億4,369万579円で、通年ベースでは25億5,180万6,471円、前年度比で14億4,434万1,793円、36.1%の減です。

主な減の理由は、前年度に一部事務組合負担金として計上されていた旭中央病院組合負担金を13款の公営企業繰出金に、塵芥処理組合負担金の公債費分を12款公債費にそれぞれ組み替えたことによるものです。

飛んで165ページです。

1 項2 目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、健康相談、基本健康診査及びがん検診など各種検診事業などを行ったものです。

飛んで183ページです。

4 目環境衛生費の備考欄7 番、不法投棄防止活動事業は、不法投棄監視員等の監視・パトロールによる防止活動や、市内に不法投棄された廃棄物の処理を行ったものです。

飛んで191ページです。

2 項2 目塵芥処理費の備考欄3 番、塵芥処理施設運営費は、一般廃棄物の収集や処理及び旭クリーンパーク施設などの維持管理を行ったものです。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料44ページから50ページまでに記載してあります。192ページです。

5 款労働費は、支出済額2,765万2,950円で、通年ベースでは3,535万4,394円、前年度比で302万7,439円、9.4%の増です。

飛んで196ページです。

6 款農林水産業費は、支出済額10億9,287万4,882円で、通年ベースでは12億5,072万7,455円、前年度比で8,263万7,293円、7.1%の増です。

主なものは、飛んで211ページです。

1 項 3 目備考欄13番、経営構造対策事業で、富浦地区農事組合法人のライスセンター建設などや、原油価格高騰に対応した施設園芸省エネルギー化推進事業への補助による増です。

4 目畜産振興費、備考欄 1 番、畜産振興事務費の19節資源リサイクル畜産環境整備事業負担金は、良質な堆肥生産施設等の建設に補助をしたものです。

213ページです。備考欄 3 番の家畜排せつ物利活用施設整備事業は、家畜ふん尿が有効に利用される堆肥施設などの建設や機械の導入に補助をしたものです。

飛んで219ページです。

5 目農地費備考欄 9 番、広域農業基盤整備事業は、清滝Ⅱ期地区ほか 4 地区のほ場整備事業に補助をしたものです。

飛んで223ページです。

3 項 2 目水産振興費、備考欄 2 番の地域水産物供給基盤整備事業は、人工漁礁設置に補助をしたものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の52ページから61ページまでに記載してあります。

224ページです。

7 款商工費は、支出済額 1 億7,122万1,346円で、通年ベースでは 2 億7,798万30円、前年度比で9,115万352円、24.7%の減であります。

主な減の理由は、前年度に商工会館建設事業があったことによるものです。

飛んで229ページです。

1 項 2 目商工振興費備考欄 1 番、商工業振興事務費は、商店会等が商店街の活性化のために実施するイベント事業や施設改修などに補助をしたものです。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の62ページから66ページまでに記載してあります。

飛んで238ページです。

8 款土木費は、支出済額13億7,583万3,858円で、通年ベースでは17億3,803万4,413円、前年度比で7,438万8,106円、4.1%の減です。

飛んで249ページです。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 2 番の道路新設改良事業は、道路改良、道路排水施設等の整備や、道路用地の購入などを行ったものです。

251ページです。

備考欄4番の旭中央病院アクセス道（南北線）整備事業は、事業実施に向けての予備設計及び測量業務を行ったものです。

備考欄5番の1級2号線交通安全施設整備事業は、主要地方道多古笹本線交差点から大原幽学史跡公園駐車場までの用地買収と、東総運動場東側までの歩道の整備を行ったものです。

備考欄6番の1級5号線地方特定道路整備事業は、東総広域農道及び農免道路との交差点改良と排水路横断工事を行ったものです。

253ページです。

備考欄7番の防衛施設周辺民生安定事業は、防衛施設周辺の忍坂横根線ほか2路線の整備を行ったものです。

飛んで257ページです。

3項2目街路費備考欄4番の旭駅前広場等整備事業は、駅前線用地の土地開発基金からの買い戻しを行ったもの及び用地買収や物件調査、防塵舗装などの県事業への負担金です。

飛んで261ページです。

備考欄5番のパークゴルフ場整備事業は、あさひ健康福祉センター周辺に18ホール、約1万8,000平方メートルのパークゴルフ場を整備するために実施設計を行ったものです。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の67ページから81ページまでに記載してあります。

飛んで264ページです。

9款消防費は、支出済額8億781万158円で、通年ベースでは12億1,512万1,318円で、前年度比で1億9,136万2,421円、13.6%の減であります。

その理由は、前年度の消防組合負担金の公債費分を12款公債費に、退職手当組合負担金を1款総務費に組み替えたことによるもの、及び消防団車両整備事業の減であります。

飛んで267ページです。

1項1目常備消防費の備考欄4番の消防車両整備事業は、高規格救急自動車1台と小型連絡車1台を購入したものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の82ページから88ページまでに記載してあります。

飛んで274ページです。

10款教育費は、支出済額18億4,287万2,745円で、通年ベースでは24億567万7,239円、前年

度比で3億9,868万6,862円、14.2%の減であります。

その理由は、飛んで294ページです。

3項1目備考欄5番の海上中学校建設事業で1億4,120万円の減、また、前年度に干潟小用地取得費及び干潟西小体育館建設費があったことによるものです。

備考欄3番の中学校耐震診断調査事業は、第二中学校の昭和35年、36年建築の北校舎及び昭和44年建築の屋内運動場について耐震診断を行ったものです。

備考欄5番の海上中学校建設事業は、校舎の老朽化等により、学校施設を別な場所に改築しているものです。

飛んで301ページです。

2項教育振興費の備考欄8番の課外活動支援事業は、中学校の課外活動を支援するため、6つの部活動に民間の指導員を派遣したものです。

飛んで311ページです。

4項2目文化振興費備考欄2番の文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものです。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の89ページから106ページまでに記載してあります。

11款災害復旧費は支出はなく、通年ベースでは2,796万1,500円、前年度比で3,028万7,974円、52.0%の減であります。

主な減の理由は、前年度に旧海上町で平成16年10月の台風による被害を受けた町道の災害復旧工事があったことによるものです。

なお、17年度分は前年度の繰り越し分です。

飛んで348ページです。

12款公債費は、支出済額29億1,451万8,916円で、通年ベースでは29億2,161万2,895円、前年度比で5億6,053万7,326円、16.1%の減であります。

主な理由は、前年度の塵芥処理組合及び消防組合負担金の公債費分の組み替えによる増、それから、前年度の市税減税補てん債借り換えの返還分9億7,110万円の減でございます。

飛んで350ページです。

13款諸支出金は、支出済額11億1,153万686円で、通年ベースでは11億6,843万4,131円、前年度比で6億2,756万3,223円、116.0%の増であります。

主な理由は、2項2目病院事業会計繰出金が組み替えによりここに入ったものでございま

す。

以上で、歳出の説明を終わります。

飛んで520ページをお開きください。520ページでございます。

財産に関する調書です。

公有財産のうち、（１）土地及び建物及び物品の移動状況について説明いたします。

土地の増減で、公共用財産のうち公園103平方メートルの減は、公園用地の一部を市民風力発電に貸し付けたものです。

次のその他の施設10万5,161平方メートル増の内容は、普通財産の中の雑種地から種別がえしたものが主なもので、その内容は、干潟工業団地のさくら台の調整池、浄化槽施設用地及び工業団地緑地、スポーツ施設用地、それと岩井地先の泥土水切り場等です。

次の山林9,156平方メートルの減、田畑248平方メートルの減、宅地1,422平方メートルの減の主な内容は、旭中央病院組合へ貸し付けしていた土地を、合併により一般会計から病院会計へ所管がえしたものです。それと、貸付地の売却によるものです。

次の原野651平方メートルの減の主な内容は、貸付地の売却と道路用地に種別がえしたものです。

次の雑種地12万2,083平方メートルの減の内容は、さくら台関係の土地と泥土水切り場を行政財産に種別がえしたものです。

次に、その他433平方メートルの減の内容は、千葉県東総工業高校への用地売却等です。

次に、523ページ、物品でございます。増減内容について説明いたします。

乗用車7台の減は、合併により不要となった黒塗りの公用車6台を一般競争入札で売却したものと、中央病院会計へ所管がえした1台でございます。

次の軽自動車4台の減は、軽貨物自動車4台を廃車したものです。

次の消防車2台の減は、飯岡の消防団本部と役場部の車両を廃車したものです。

次の救急自動車については、高規格車に買い替えをしたものです。

次の特殊自動車1台の減は、飯岡の消防団指令車を廃車したものです。

524ページから526ページは、基金でございます。

17年度末の現在高は、（１）の一般財政調整基金が12億8,372万9,000円、（２）の減債基金が1億9,393万8,000円で、（３）の地域振興基金の6億2,100万円は、新市建設計画において地域振興のために設けた基金で、平成17年度から19年度までの3か年で合計18億6,300万円の積み立てをするもので、17年度は1年目の積み立てです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 0分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,325世帯で前年度比163世帯、1.1%の増、被保険者数は3万8,508人で前年度比317人、0.8%の減となっております。

17年度末の加入割合は、世帯比で66.6%、人口比で54.3%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,507人で前年度比160人、0.6%の減、退職被保険者が2,734人で前年度比215人、8.5%の増、国保老人対象者が7,267人で前年度比372人、4.9%の減となっております。

介護保険2号被保険者は1万3,424人で、前年度比86人、0.6%の減となっております。

国民健康保険税の税率については、合併前に課税したことから不均一となっております。

その内容をそれぞれ申し上げますと、旧旭市においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割45%、均等割1万7,000円、平等割1万8,000円。介護納付金分が、所得割0.85%、均等割8,500円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が7万円であります。

旧海上町においては、医療給付費分が所得割7.5%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

旧飯岡町においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給

付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

旧干潟町においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万8,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割0.75%、資産割5%、均等割6,000円、平等割4,000円。課税限度額は医療給付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

355ページをお開きください。

最初に、事業勘定において7月から3月までの歳入決算額は60億9,431万9,772円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと76億3,760万8,216円となり、前年度比6.2%の増となりますが、この中には、旧1市3町の歳計剰余金3億6,608万8,608円が含まれております。9か月の歳出決算額は56億1,035万4,318円で、通年にいたしますと67億8,755万4,154円となり、前年度比3.1%の増となりました。

歳入歳出差し引き4億8,396万5,454円につきましては、平成18年度に財政調整基金へ2億4,276万8,002円を積み立てまして、残額2億4,119万7,452円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

372ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は、9か月で25億8,897万8,071円となり、これを通年にしますと28億4,303万5,940円となり、前年度比1.3%の減となります。不納欠損額は7,924万8,856円で、収入未済額は10億9,754万3,076円であります。

1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分、現年課税分の収入済額は20億4,397万2,336円で、これを通年にいたしますと22億1,587万2,984円となり、収納率は88.41%であります。

2 節介護納付金分、現年課税分の収入済額は1 億8,289万431円で、これを通年にいたしますと1 億9,697万3,883円となり、収納率は87.32%であります。

3 節医療給付費分、滞納繰越分の収入済額は1 億3,048万337円で、これを通年にいたしますと1 億6,565万5,257円となり、収納率は17.78%であります。

4 節介護納付金分、滞納繰越分の収入済額は1,259万913円で、これを通年にいたしますと1,513万7,754円となり、収納率は17.21%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は 2 億227 万4,357円で、これを通年にいたしますと 2 億3,019万6,010円となり、収納率は97.32%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,442万3,379円で、これを通年にいたしますと 1,622万9,426円となり、収納率は96.58%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は217万8,349円で、これを通年にいたしますと 275万5,738円となり、収納率は19.89%であります。

4 節介護納付金分、滞納繰越分の収入済額は16万7,969円で、これを通年にいたしますと 21万4,888円となり、収納率は18.78%であります。

通年による 1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 7 万1,231円で、前年度と比較して426 円、0.6%の減であります。介護納付金分は 1 万8,056円で、前年度と比較して393円、2.2%の増であります。

374ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は19億5,231万5,709円で、これを通年にいたしますと24億 4,711万1,709円となり、対前年度11.1%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は14億4,021万9,390円で、これを 通年にいたしますと19億3,501万5,390円となり、対前年度10.7%の減であります。

内訳は、療養給付費負担金が 9 億7,438万5,159円、老人保健医療費拠出金負担金が 2 億 9,252万4,539円、介護納付金負担金が 1 億7,330万9,692円であります。

2 節過年度分の収入済額は332万164円で、平成16年度療養給付等負担金の精算による追加 交付分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,290万7,155円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 4 億6,586万9,000円で、対前年度6.3%の減であります。

内訳は、普通調整交付金として 3 億9,151万1,000円で、医療分に 3 億4,935万2,000円、介 護分に4,215万9,000円であります。特別調整交付金として7,435万8,000円でございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等にかかわる医療費に対する交付金で、 収入済額は 4 億2,454万1,067円となり、これを通年にいたしますと 5 億955万6,067円となり まして、対前年度18.8%の増であります。

376ページをご覧ください。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 4,290 万 7,155 円であります。

2 項 1 目国保保険者支援事業費補助金は 100 万円で、これは国民健康保険被保険者証のカード化による補助金であります。

2 目の財政調整交付金は 3 億 480 万 8,000 円で、これは国の医療給付費負担金及び財政調整交付金の一部が平成 17 年度から県の財政調整交付金に振り替わったことによるものでございます。その内訳は、普通調整交付金が 4 %、特別調整交付金が 1 %となっております。

7 款共同事業交付金の収入済額は 1 億 4,350 万 4,091 円で、対前年度 0.2 % の減であります。

9 款の繰入金については、378 ページをご覧ください。

2 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億 3,313 万 2,830 円で、これを通年にいたしますと 1 億 7,293 万 8,830 円となり、対前年度 5.6 % の増であります。内訳は、保険税軽減分が 9,543 万 3,400 円、保険者支援分が 3,769 万 9,430 円であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は 4,316 万 3,000 円で、これを通年にいたしますと 5,961 万 6,000 円となり、対前年度 47.1 % の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は 3,720 万円で、これを通年にいたしますと 3,960 万円となり、対前年度 1.0 % の減でございます。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は 3,216 万 3,000 円で、これを通年にいたしますと 3,903 万 7,000 円となり、対前年度 8.2 % の減であります。

11 款諸収入の収入済額は 3 億 8,994 万 5,309 円で、主なものは保険税にかかわる延滞金と、交通事故等による第三者納付金並びに旧 1 市 3 町における歳計剰余金でございます。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

384 ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は 5,814 万 8,597 円で、これを通年にいたしますと 8,074 万 288 円となり、対前年度 40.8 % の減であります。

1 項 1 目一般管理費の 3,032 万 4,550 円は国保事業の管理運営費で、これを通年にいたしますと 4,294 万 3,018 円となり、対前年度 43.8 % の減であります。

388 ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は 38 億 593 万 9,412 円、法定給付費及び任意給付費でこれを通年にいたしますと 46 億 5,021 万 3,377 円となり、対前年度 7.4 % の増であります。

また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた 1 人当たりの給付費は 14 万

8,003円で、対前年度12.5%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は34億261万1,488円で、これを通年にいたしますと41億2,886万5,012円となり、対前年度7.8%の増であります。

390ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は3億1,259万7,924円で、これを通年にいたしますと4億674万8,365円となり、対前年度3.5%の増であります。

392ページをご覧ください。

3 款老人保健拠出金の支出済額は9億6,525万1,930円で、これを通年にいたしますと11億6,459万2,390円となり、対前年度13.7%の減であります。これは国保老人にかかわる拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものであります。

4 款介護納付金の支出済額は5億3,378万円で、これを通年にいたしますと6億4,055万43円となり、対前年度12.5%の増であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たり負担額4万5,054円、1万3,575人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり3,389円の増であります。

394ページをご覧ください。

5 款共同事業拠出金は1億7,162万9,547円で、対前年度7.3%の増であります。

6 款保険事業費は1,697万7,342円で、これを通年にいたしますと2,092万7,251円となり、対前年度21.8%の減であります。

なお、この主なものといたしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業がございます。

398ページになります。

9 款諸支出金は5,862万7,490円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金でございます。

420ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、363ページへお戻りお願いいたします。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

7月から3月までの歳入決算額は6,968万7,436円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと9,816万1,981円となり、前年度比21.6%の増となりますが、この中には、旧海上町分の歳計剰余金1,193万3,113円が含まれております。

9か月の歳出決算額は4,892万9,582円で、通年にいたしますと6,547万1,014円となり、対前年度9%の減となりました。

歳入歳出差し引き2,075万7,854円につきましては、平成18年度に財政調整基金へ1,042万3,655円を積み立てまして、残額1,033万4,199円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

406ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は5,643万5,153円で、これを通年にいたしますと6,293万8,989円となり、対前年度3.3%の増であります。

2 款使用料及び手数料の収入済額は7万1,200円で、これを通年にいたしますと10万4,400円となっております。内容は、往診等にかかわる手数料となっております。

408ページをご覧ください。

6 款繰入金の収入済額は86万5,000円で、これを通年にいたしますと799万3,000円となっております。

410ページをご覧ください。

8 款諸収入の収入済額は1,231万6,083円となっております。

続いて、歳出になりますが、414ページをお開きください。

1 款総務費ですが、9か月での支出済額は2,520万9,445円となり、これを通年にいたしますと3,436万4,865円となり、対前年度2.3%の増となっております。

416ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入に充てられたもので、支出済額は2,365万5,949円となり、これを通年にいたしますと3,089万761円となりまして、対前年度15.7%の増となっております。

3 款施設整備費、これは備品の購入に充てられたものですが、支出済額は5万4,495円となり、通年にいたしますと20万5,695円となっております。

418ページをご覧ください。

6 款諸支出金の支出済額は9,693円となりました。

421ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度の老人保健の状況について申し上げます。

受給対象者の年間平均は9,145人で、前年度と比較しますと460人、4.8%の減となりました。その内訳は、国保老人7,267人、社保老人1,878人であります。

平成17年度の医療給付費等は43億2,322万9,622円で、対前年度1%の減となっております。

また、1人当たりの医療費では47万2,742円で、対前年度3.9%の増となりました。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

423ページをお開きください。

7月から3月までの歳入決算額は36億3,011万6,420円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと43億7,601万4,313円となり、前年度比2.3%の減となっております。

9か月の歳出決算額は36億1,500万3,385円で、通年にいたしますと43億6,090万1,278円となり、前年度比0.8%の増であります。

歳入歳出差し引き残額は、428ページにございますように、1,511万3,035円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

432ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は20億5,544万1,447円で、これを通年にいたしますと24億7,774万7,447円となり、前年度比8.1%の減であります。

主なものは、1 項1 目医療費交付金で、その収入済額は20億4,003万7,344円で、これを通年にいたしますと24億5,915万5,344円となり、前年度比8.1%の減であります。

2 款国庫支出金の収入済額は8 億3,837万7,418円で、これを通年にいたしますと11億4,059万5,418円となり、前年度比2.7%の増であります。

主なものは、1 項1 目医療費負担金で、その収入済額は8 億3,837万7,418円で、これを通年にいたしますと11億4,059万5,418円となり、前年度比2.8%の増であります。

3 款県支出金の収入済額は2 億2,192万円で、これを通年にいたしますと2 億9,397万5,000円となり、前年度比4.1%の増であります。

4 款繰入金の収入済額は 2 億 4,199 万 7,000 円で、これを通年にいたしますと 3 億 889 万 4,000 円となり、前年度比 3.2% の増であります。

434 ページをお開きください。

主なものは、1 項 1 目 2 節医療費一般会計繰入金の 2 億 3,019 万 8,000 円で、これを通年にいたしますと 2 億 9,709 万 5,000 円となり、自己負担後の総医療費から、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

6 款諸収入の収入済額は 2 億 7,238 万 555 円で、その内訳としては、3 項 1 目 1 節の第三者納付金として 222 万 3,682 円、3 項 3 目 1 節の雑入として、旧 1 市 3 町における合併時の剰余金等が 2 億 7,015 万 6,873 円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

438 ページになります。

1 款総務費の支出済額は 1,049 万 9,820 円で、これを通年にいたしますと 1,255 万 1,945 円となり、前年度比 15.8% の増であります。

2 款医療諸費の支出済額は 35 億 9,795 万 9,919 円で、これを通年にいたしますと 43 億 4,180 万 5,687 円となり、前年度比 1 % の減であります。内訳としては、1 項 1 目医療給付費が 35 億 3,151 万 5,298 円で、これを通年にいたしますと 42 億 5,596 万 5,092 円となり、前年度比 1 % の減であります。

440 ページになります。

2 目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は 5,104 万 8,046 円で、これを通年にいたしますと 6,726 万 4,530 円となり、前年度比 2.6% の減であります。

3 目審査支払手数料の支出済額は 1,539 万 6,575 円で、これを通年にいたしますと 1,857 万 6,065 円となり、前年度比 5.5% の減であります。

3 款諸支出金 654 万 3,646 円で、平成 16 年度県負担金の精算に伴う返還金であります。

442 ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 3 号、平成 17 年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇)

○**高齢者福祉課長(横山秀喜)** 議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度末における介護保険の状況について申し上げます。お手元の決算に関する説明資料をご用意ください。こういった資料になります。

1ページになります。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は18年3月末の状況を事業計画と比較しておりますが、説明は対前年と比較して補足説明いたします。

B欄です。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,476人で、対前年191人の増、伸び率1.2%です。

3行ほど下になります。

65歳以上の人口比率いわゆる高齢化率は21.7%で、対前年0.3ポイントの増です。

要介護認定者数は1,902人で、対前年179人の増、伸び率10.4%で、下から2つ目の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は11.7%で、対前年0.9ポイントの増です。

以下、介護度別認定者数、2ページ、3ページには保険料の納付状況、保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっております。

それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の方の443ページをお開きください。

歳入歳出予算額27億3,161万1,000円に対し、歳入決算額は26億3,104万1,735円で、予算額に対する収入割合は96.3%です。歳出決算額は24億9,415万1,000円で、予算額に対する支出割合は91.3%、歳入歳出差し引き残額は1億3,689万735円です。

次の444ページから448ページの歳入歳出決算の内容については、449ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

次の450ページは、歳入の事項別明細書の総括ですので、452ページの歳入から決算の内容について順を追って説明いたします。

452ページをお願いします。

1款保険料の収入済額は3億8,833万8,290円で、収納率は95.4%です。

3つ下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は3億3,193万5,523円で、収納率は100%です。

2節現年度分普通徴収保険料は5,466万3,483円で、収納率は87.5%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は173万9,284円で、収納率は13.6%です。

2 款国庫支出金の収入済額は 6 億2,996万7,946円です。

3 つ下の 1 項国庫負担金、1 目 1 節現年度分は 4 億5,018万7,000円で、保険給付費の決算見込み額の20%です。

2 節過年度分は、前年度分の保険給付費の精算による交付不足分です。

2 つ下の 2 項 1 目調整交付金は 1 億7,539万6,000円で、交付率は保険給付費見込み額の 6.14%でした。

4 つ下になります。3 目事務費補助金は、制度改正に伴う電算システム修正業務に係る補助金です。

3 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、454ページの上から 2 行目になります。

1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 7 億6,078万円で、保険給付費の決算見込み額の32%分です。

4 款県支出金、1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 2 億6,664万3,000円で、保険給付費決算見込み額の12.5%です。

2 節過年度分は、前年度分の保険給付費の精算による交付不足分です。

6 款繰入金、1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 2 億6,362万4,000円で、保険給付費決算見込み額の12.5%です。

2 目介護保険事務費繰入金は5,687万7,000円で、事務費に係る一般会計からの繰入金になります。

2 項 1 目 1 節介護保険給付費準備基金繰入金は2,585万8,000円を繰り入れいたしました。

8 款諸収入、456ページの方になります。

2 項 2 目雑入、備考欄の 2 番から 5 番は、旧 1 市 3 町の 4 月から 7 月の歳計剰余金になります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、460ページになります。

歳出の主なものについて説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は6,830万8,882円で、介護保険事務費、介護料賦課徴収費及び介護認定審査会費等になります。

前年と違うものとしまして、1 項 1 目一般管理費の備考欄をご覧ください。13節委託料の

うち、介護保険システム修正業務委託料3,599万9,985円で、17年10月の制度改正、18年4月からの制度改正及び介護報酬改正による電算システムの修正業務委託料になります。

次の第3期介護保険事業計画策定業務委託料526万6,100円は、第3期介護保険事業計画を包含する高齢者保健福祉計画策定業務に係る委託料となります。

462ページをお願いします。

3項介護認定審査会費の支出済額は2,066万396円です。このうち、1目の介護認定審査会費は1,446万3,438円で、審査会の開催数72回、審査件数は1,687件となりました。

2目認定調査費は619万6,958円で、調査件数は1,759件で、このうち介護保険施設等に調査委託した件数は335件となりました。

464ページをお願いします。

そのページの中段になりますけれども、2款保険給付費の支出済額は23億5,526万396円で、平成17年5月利用から平成18年の2月利用までの10か月分の金額です。平成17年3月から4月分を加えた通年ベースで申し上げますと28億1,647万4,147円で、対前年度1億6,560万2,422円の増、伸び率として6.2%ということになります。

保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,038人、施設サービスが523人で合計1,561人でした。

1項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費になります。主なものは、1目居宅介護サービス給付費で支出済額は8億1,734万7,182円です。

2目施設介護サービス給付費の支出済額は13億5,403万5,179円で、月平均利用者数は523名、内訳は老人福祉施設に317名、老人保健施設に189名、療養型医療施設に17人となっています。

466ページをお願いします。

5目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は7,899万2,660円で、ケアプランの作成費になります。

2項支援サービス等諸費の支出済額3,376万3,219円は、要支援者の保険給付費です。

468ページの中段になります。

3項1目審査支払手数料の支出済額は321万4,610円、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で3万3,838件分となりました。

4項1目高額介護サービス費の支出済額は1,555万805円で2,257件分です。

470ページをお願いします。

5 項 1 目特定入所者介護サービス費の支出済額4,030万5,710円は、17年10月の制度改正に伴う低所得者対策としての補足給付に係るもので、食費、居住費に係る負担限度額認定者は317人、介護老人福祉施設旧措置者に係る減額、免除認定者は59人、合わせて軽減対象者は376人でした。

3 款財政安定化基金拠出金の支出済額は291万5,848円で、保険料収納額が不足する場合に対処するため、平成15年度から平成17年度の標準給付費見込み額の0.1%分を3年間に割り振りまして、千葉県財政安定化基金へ拠出したものとなっています。

472ページをお願いします。

4 款基金積立金は2,988万円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成17年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2億4,547万867円です。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金は、前年度保険給付費の精算による返還金です。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

474ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○**下水道課長（山崎健次）** 議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の475ページをお開き願います。

平成17年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入6億1,976万24円、歳出5億9,605万1,945円で、歳入歳出の差し引き額は2,370万8,079円であり、翌年度への繰越金でございます。

歳入歳出の決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

484ページをお開き願います。

歳入でございますけれども、1 款分担金及び負担金は受益者負担金でございまして4,276万6,700円で、これは13年度から17年度に賦課しました負担金の5年分割したうちの17年度納付分と、それから一括納付分等の合計でございます。

なお、17年度の受益者負担金の納付率は46.4%でございます。

2 款使用料及び手数料でございますけれども、使用料は4,015万5,339円、納付率は91.6%でございます。

手数料12万円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料10件分でございます。

3 款国庫支出金は3,200万円であり、面整備工事の補助対象事業に対します補助金でございます。

5 款繰入金は3 億6,126万2,000円でございますして、支出に対します収入の不足額を繰り入れたものでございます。一般会計から3 億4,651万7,000円。

次のページでございますけれども、財政調整基金から1,474万5,000円をそれぞれ繰り入れたものでございます。

7 款諸収入は3,775万5,985円でございますして、内容といたしましては延滞金71万5,300円、消費税及び地方消費税の還付金が44万6,955円、日本下水道協会からの広報活動助成金10万円、旧旭市歳計剰余金の3,649万3,730円でございます。

8 款市債は1 億570万円でございますして、内容といたしましては補助裏分で2,880万円、単独分で7,690万円でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

490ページをお開きください。

1 款総務費は5,396万4,340円でございますして、これは給料、手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。

492ページをお開きください。

2 款事業費は2 億4,020万4,967円でございます。

1 項の管理費は9,205万1,604円でございます。

不用額の975万6,396円の主な原因としましては、水処理と汚泥処理にかかります光熱水費及び汚泥等運搬処理量が少なかったことと、維持管理費のための工事が発生しなかったことによるものでございます。

494ページをお開き願います。

2 項の工事費は1 億4,815万3,363円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料は7,643万5,000円で、旭中央污水幹線管渠整備委託料等でございます。

15節工事請負費は5,971万5,600円でございますして、ニ（袋）地区の幹線管渠工事及び面整備工事、16年度整備区域の旭市新田地区の一部及び中央第三保育所周辺の舗装復旧工事を行

ったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては1,007万3,700円で、管渠工事に伴います水道管の切り回し工事負担金でございます。

また、不用額2,888万5,637円の主なものといたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴います水道管の切り回し工事にかかります負担金が少なかったことと、22節補償補填及び賠償金で、工事に伴います発生しました電気、電話施設等の移設補償費が少なかったことによるものでございます。

496ページをお開き願います。

3款公債費は3億188万2,638円でございます。記載の借入金の償還金でございます。内訳は、借入金償還費が2億194万8,187円、借入金利子支払費が9,993万4,451円でございます。

498ページは、平成17年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○**議長（鈴木正道）** 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成17年度末におけます農業集落排水事業の状況につきまして申し上げます。

お手元の資料の中で、3枚でホチキスをとじました資料、平成17年度（7月－3月分）旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の方をお目通しいただきたいと思います。

この資料の中の、最初に2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります。平成17年度全体の処理区域内人口2,075人に対しまして使用人口は1,376人で、普及率は66.3%であります。それ以外につきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、決算書の方につきまして説明をさせていただきます。決算書の499ページからお願いをいたしたいと思います。

それでは、499ページから、歳入歳出予算額4,412万9,000円に対しまして、歳入歳出決算

額はともに4,008万9,099円で、予算額に対する割合は90.8%であります。歳入歳出差し引き残額は0円であります。

次に、500ページから504ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げさせていただきます。

508ページの方をお開きいただきたいと思います。

歳入について、最初にご説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は94万円であります。内訳といたしまして、現年度分84万円、江ヶ崎地区2件、過年度分10万円、江ヶ崎地区1件であります。

収入未済額は633万8,000円であります。未納件数は、江ヶ崎地区9件、琴田地区8件でございます。

2 款使用料及び手数料は1,079万2,215円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳としまして、江ヶ崎地区203件、782万2,080円、琴田地区80件、297万135円であります。江ヶ崎分につきましては、過年度分使用料9件、7万6,650円を含んでおります。

3 款の繰入金につきましては1,955万5,091円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

5 款の諸収入につきましては880万1,793円でありまして、旧旭市歳計剰余金でございます。以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、512ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は457万8,828円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

続きまして、514ページの方をお開きいただきたいと思います。

2 款事業費につきましては1,241万4,189円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費並びに工事費でございます。

続きまして、516ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,836万6,082円であります。借り入れ先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成17年度末におけます地方債の残高につきましては3億5,848万8,819円であります。

4 款の繰出金につきましては473万円であります。これは、平成17年度受益者分担金473万

円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時16分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、本市の水道事業は、昨年の7月1日に合併いたしましたので、他の会計と同様に平成17年7月から平成18年3月までの9か月決算となっております。

事業の運営に当たりましては、市民に対して生活水を安定供給するとともに、公営企業の経済性を発揮しながら、適正な事業運営を実施してまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万4,274人、給水件数は1万7,843件、普及率は76%となり、9か月間の給水量については448万735立方メートルとなりました。

また、9か月間の有収水量は425万1,355立方メートルとなり、1日最大給水量は1万8,477立方メートル、1日平均給水量は1万6,353立方メートル、有収率は94.9%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、イの網戸、鎌数、米込地先等に50ミリから150ミリの配水管等を延べ954.7メートル布設いたしました。

次に、経理状況でございますが、他の会計で詳細に説明を申し上げますので、このページ

での説明は省略させていただきます。

それでは、前に戻りまして1ページをご覧ください。

17年度の決算報告書でございます。この決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益は、予算額13億7,989万7,000円に対し、決算額は13億5,265万6,829円となり、収入率は98%となりました。この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で10億4,342万2,579円、他会計補助金等の営業外収益で3億923万4,250円となりました。

水道事業費用は、予算額14億1,159万5,000円に対し、決算額は13億2,478万4,005円となり、執行率は93.9%となりました。この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用10億6,991万4,760円、企業債利息等の営業外費用で2億5,274万7,675円、不納欠損等の特別損失で212万1,570円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額6,944万円に対し、決算額は6,301万3,250円となり、収入率は90.7%となっております。この決算額の内容は、上水道高料金対策借換債に伴う企業債で4,670万円、消火栓設置に伴う負担金で100万円、給水申し込み納付金で1,531万3,250円となりました。

資本的支出は、予算額5億299万8,000円に対し、決算額は4億6,785万5,459円となり、執行率は93.0%となりました。この決算額の内容は、配水管の布設工事等の建設改良費で1,958万5,740円、企業債償還金で4億4,826万9,719円となりました。

工事内容につきましては、14ページの工事の概要をご参照ください。

資本的収入額が支出額に不足する額4億484万2,209円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万8,598円、前事業期分損益勘定留保資金4億465万3,611円で補てんをいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。

損益計算書でございます。

この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1項の営業収益として9億9,446万6,721円、2項の営業費用として10億3,321万2,769円、差し引き営業損失は3,874万6,048円となりました。

続いて4ページです。

3項の営業外収益として3億933万5,459円、4項の営業外費用として2億4,078万8,375円、差し引き6,854万7,084円の黒字となり、3ページの営業損失から差し引きますと、経常利益は2,980万1,036円が計上されます。この経常利益から、過年度損益修正損212万1,570円を引いた額2,767万9,466円が当年度純利益となります。

また、前事業期末繰越欠損金からこの純利益を引いた5億5,800万2,783円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおりで、未処理欠損金として5億5,800万2,783円を計上してあります。

次は、資本剰余金の部ですが、1項の補助金の11億2,553万5,263円は、国、県、市からの補助金の累計額でございます。

6ページに移りまして、2項の負担金の4億9,948万881円は、消火栓設置費等として一般会計からの負担金の累計額でございます。

3項の給水申込納付金13億4,806万8,852円は、水道加入申し込み時点でいただいている納付金の累計額でございます。

4項の受贈財産評価額の3億7,663万7,764円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けた累計額でございます。

7ページに移ります。

5項のその他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は33億5,015万1,400円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は、9ページに記載してあります。資産合計は73億4,335万8,711円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります。負債合計の2億1,852万8,391円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります。

資本金合計71億2,483万320円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は73億

4,335万8,711円となりまして、資産合計と一致をいたすものでございます。

12ページの事業報告は先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

ここには、議会の議決事項、行政官庁の認可事項、職員に関する事項が記載されております。

14ページと15ページは、建設工事、保存工事の概況です。

16ページは、業務量でございます。

17ページと18ページは、事業収入及び事業費の内訳となっております。これにつきましては、7月から3月までの9か月分の決算額となっておりますので、前年度と比較できませんので、参考までに4月から3月までの1年ベースの決算額を、事前にお配りしてあるA4サイズの用紙1枚の資料でご説明いたします。

初めに、収益的収支から説明いたします。

事業収益は、営業収益13億1,003万2,734円、営業外収益3億1,008万1,109円を合わせますと16億2,011万3,843円となり、対する事業費用は、営業費用13億6,683万3,441円、営業外費用2億4,134万4,856円、特別損失264万5,708円を合わせますと16億1,082万4,005円となり、差し引き928万9,838円の純利益となります。16年度の純利益と比べますと238万7,676円の減となっております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は、企業債4,670万円、負担金100万円、給水申込納付金2,091万3,950円を合わせますと6,861万3,950円となり、対する支出は、建設改良費6,473万9,280円、企業債償還金4億4,826万9,719円を合わせますと5億1,300万8,999円となり、差し引き4億4,439万5,049円の収支の不足額となります。

16年度の収支不足額と比較しますと6,219万3,805円の減となります。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表についてその概要を説明いたしましたが、19ページ以降は、それぞれ決算附属資料となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） 議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、資料はございませんけれども、平成17年度の業務量といたしまして、通年での患者数を申し上げます。

病院本体の延べ入院患者数は34万4,431人、1日平均944人、延べ外来患者数は86万8,135人、1日平均3,543人、老人保健施設の延べ入所者数は3万3,614人、1日平均92人、延べ通所者数は4,272人、1日平均17人、また、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスにつきましてはほぼ満床の状況でありまして、数多くの方々にご利用いただきました。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

この決算書は、合併後の7月1日から3月31日までの9か月間をまとめたものとなっております。

決算報告書であります、この決算書につきましては税込み処理で記載されております。収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額219億9,759万2,000円に対し、決算額は222億1,484万7,512円となり、収入率は101.0%となりました。

第1項医業収益の決算額は200億2,368万5,420円で、収入率は101.7%でした。このうち、入院収益は101億5,478万8,717円、外来収益は91億9,778万40円でした。

第2項医業外収益の決算額は13億9,862万4,178円で、収入率は92.8%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、国からの交付税が減額になったためであります。

第3項看護師養成事業収益の決算額は1億2,752万2,763円で、収入率は102.0%でした。

第4項介護老人保健施設事業収益の決算額は3億4,847万8,859円で、収入率は96.2%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、介護保険の改正による減額と入所者の予定人数が1日当たり94人のところ92人にとどまったことによるものであります。

第5項養護老人ホーム事業収益の決算額は1億1,161万9,049円で、収入率は100.7%でした。

第6項特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億5,207万9,926円で、収入率は96.1%でした。こちらも介護保険の改正による減額となっております。

第7項ケアハウス事業収益の決算額は5,283万7,317円で、収入率は105.8%でした。

次に、支出について申し上げますので、2ページをご覧ください。

第1款病院事業費用は、予算額219億4,628万6,000円に対し、決算額は217億4,935万2,732円となり、執行率は99.1%でした。

第1項医業費用の決算額は196億6,170万727円で、執行率は99.3%でした。主なものは、

給与費93億7,570万6,956円、材料費69億3,668万5,973円などであります。

第2項医業外費用の決算額は11億7,870万9,013円で、執行率は99.9%でした。

第3項看護師確保対策事業費用の決算額は2億2,976万893円で、執行率は98.6%でした。

第4項介護老人保健施設事業費用の決算額は3億6,352万8,509円で、執行率は96.7%でした。

第5項養護老人ホーム事業費用の決算額は9,895万5,656円で、執行率は88.9%でした。

第6項特別養護老人ホーム事業費用の決算額は1億6,912万4,012円で、執行率は94.4%でした。

第7項ケアハウス事業費用の決算額は4,757万3,922円で、執行率は82.9%でした。

次の3ページの資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額8億367万5,000円に対し、決算額は8億262万5,000円となり、収入率は99.9%となりました。

第1項企業債の決算額は8億円、また、第2項補助金の決算額は262万5,000円で、ともに予算額と同額でした。

第3項固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出について申し上げますので、4ページをご覧ください。

第1款資本的支出は、予算額38億5,127万3,000円に対し、決算額は33億9,449万5,995円で、執行率は88.1%でした。

第1項建設改良費の決算額は23億2,584万9,895円となり、執行率は83.6%でした。主なものは器具備品13億5,352万1,160円などであります。

なお、継続費通次繰越額は3億6,257万145円です。

第2項企業債償還金の決算額は10億6,864万6,100円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25億9,187万995円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページに移ります。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は199億8,687万7,743円、2、医業費用は195億7,801万3,899円で、差し引き医業利益は4億886万3,844円となっております。

3、医業外収益から、次の6ページをお願いいたします。8、ケアハウス事業収益までの計は21億8,140万8,108円でした。

9、医業外費用から、14、ケアハウス事業費用までの計は21億4,525万7,096円で、これらにより純利益は4億4,501万4,856円となりました。これに前事業期繰越利益剰余金4億558万8,592円を合わせた当年度末処分利益剰余金は8億5,060万3,448円となっております。

8ページをお願いいたします。

次に、剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、Ⅰ、減債積立金の2、前事業期繰入額2,200万円は、前事業期の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、Ⅱ、建設改良積立金の3、当年度処分額3億8,300万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

Ⅲ、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金8億5,060万3,448円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります。1、国県補助金の4、当年度処分額7,637万510円は、器具備品の廃棄に伴うものであります。

2、受贈財産評価額以下には増減はなく、10ページの翌年度繰越資本剰余金は92億4,484万5,910円となっております。

次の剰余金処分計算書（案）は、当年度末処分利益剰余金8億5,060万3,448円のうち、減債積立金に4,300万円を積み立て、残りの8億760万3,448円は、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち有形固定資産の合計は、このページの一番下に記載されておりますが305億3,401万1,528円でした。

次の12ページをご覧ください。

無形固定資産と投資を含めた固定資産合計は305億7,957万9,996円となっております。

2、流動資産の合計は107億9,523万1,159円です。

3、繰延勘定の合計、18億7,869万8,476円を合わせた資産合計は432億5,350万9,631円となっております。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は、このページの一番下に記載されておりますが20億790万1,439円となっております。

14ページをお願いいたします。

資本の部、6、資本金と7、剰余金の合計額は、資本合計412億4,560万8,192円となり、

これと負債合計を合わせた負債資本合計は432億5,350万9,631円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書ですが、1、概要の（1）は総括事項となっております。

17ページの（2）は、議会議決事項、次の18ページの（3）は、行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ（4）は、職員に関する事項が記載されております。

21ページの2、工事には、建設改良工事の概況、保存工事の概況などが記載されております。

24ページは、業務量が記載されております。

25ページは、事業収入に関する事項で、病院事業収益は221億6,828万5,851円でした。

次の26ページには事業費に関する事項が記載されておまして、病院事業費用は217億2,327万995円でした。

ここで、決算書とは別に参考資料として収益的収支と資本的収支についての表を用意させていただきましたので、ご覧ください。2枚組みのものでございます。

17年度の欄の数字は、通年ベースで記載されております。

収益的収入の17年度病院事業収益は292億9,317万840円で、そのほとんどを占める医業収益は264億4,922万9,097円でした。

なお、市からの繰入金の合計は13億3,055万2,000円でした。

一方、収益的支出の17年度病院事業費用は286億2,129万314円で、そのほとんどを占める医業費用は259億5,419万4,552円でした。収支差し引き純利益は6億7,188万526円となっております。

次に、2枚目には資本的収支を記載させていただいております。

17年度の資本的収入は8億262万5,000円、一方、資本的支出は35億9,044万4,653円で、資本的収支不足額27億8,781万9,653円は、損益勘定留保資金などで補てんしております。

次に、決算書の27ページにお戻りください。

27ページから32ページは、工事請負費、医療機器、ソフト開発費の契約内容が記載されております。

32ページの（3）のその他会計経理に関する重要事項ですが、建設改良積立金の取り崩し3億8,300万円は補てん財源として使用しております。

資本剰余金の取り崩し7,637万510円は、補助金をもって取得した器具備品の除却に伴うも

のであります。

特別償却 1 億2,278万5,132円は、老朽化した建物部分の減価償却費を増額いたしました。

次の33ページから42ページまでは、収益及び費用の明細となっております。

43ページは、固定資産の明細となっております。

44ページから48ページは、企業債の明細となっております。

49ページは継続費繰越計算書となっております。それぞれ決算資料でありますのでご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 8 号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、飯岡荘支配人、ご登壇ください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第 9 号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

決算書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

宿舎事業の報告書の方から説明をさせていただきます。

国民宿舎事業会計も、他の会計同様に平成17年 7 月から平成18年 3 月までの 9 か月決算となっております。

初めに、経営の方でございますけれども、利用客の視点に立った宿舎環境を改善するため、建設改良事業として新館空調設備改良工事を実施させていただきました。

利用実績につきましては、宿泊者 1 万4,479人、休憩者5,853人でございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で1,107人、休憩者で906人の減少となりました。

経理については、当年度事業収益 1 億4,889万6,872円に対しまして、事業費用 1 億3,949万1,619円で、差し引き940万5,253円の純利益を計上いたしました。

資本的支出につきましては、建設改良費として2,156万7,754円、企業債償還金として258万1,511円の決算となりまして、この収支の不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額102万7,034円、減債積立金150万円、建設改良積立金1,142万7,914円、当年度分損益勘定留保資金1,019万4,317円で補てんをいたしました。

次に、3 ページをお開きをいただきたいと思います。

平成17年度中における損益計算書で、事業活動及び経営活動の状況を示しております。

まず、営業収益の方は、利用収益、売店収益、その他営業収益という内訳になっておりま

すが、合計で1億4,523万7,754円となっております。

次に、営業費用の方ですが、宿舍経営費、減価償却費、資産減耗費という内訳になっておりますが、合計で1億3,925万2,244円となっております。

営業収益から営業費用を差し引き598万5,510円の営業利益を計上いたしました。これに補助金と雑収益を加えた営業収益から、企業債利息である営業外費用を差し引いた営業外の利益341万9,743円を加算しまして、940万5,253円の当年度純利益を計上いたしました。

したがって、当年度末処分利益剰余金は、前事業期からの繰越利益剰余金と合わせまして1,235万142円となっております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま説明いたしました当年度末処分利益剰余金1,235万142円の処分についての計算書でございます。この処分は、費用の財政的基礎を確立して健全な運営を行うための積み立てでございます。処分の内容は、利益剰余金の処分額として減債積立金に100万円、建設改良積立金に100万円、合わせまして200万円を処分し、翌年度繰越利益剰余金を1,035万142円とするものでございます。

次に、6ページからの貸借対照表について申し上げたいと思います。

資産の部の資産合計ですけれども、7ページの中段になりますけれども6億509万9,542円でございます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思います。

負債合計958万8,363円と資本金合計5億1,369万577円を合わせた負債資本の合計は、6億509万9,542円になりまして、資産合計と一致するものであります。

以上、ご説明いたしました内容は、平成17年7月から18年3月までの9か月決算でございます。

次に、平成17年4月から平成18年3月までの通年ベースでの決算額について、参考までにご説明いたします。決算書に添付しております1枚でお配りしております資料の方をご参照いただきたいと思います。

初めに、収益的収入支出から説明いたします。

事業収益、営業収益1億8,760万7,191円、営業外収益457万4,800円を合わせまして1億9,218万1,991円となりました。

対する事業費用は、営業費用1億8,959万2,565円、営業外費用23万9,375円を合わせまして1億8,983万1,940円となっております。

したがいまして、差し引き235万51円が通年ベースでの純利益となっております。これを平成16年度純利益と比較いたしますと、33万9,699円の増益となりました。

次に、資本的支出について申し上げます。

建設改良費3,287万5,907円と企業債償還金258万1,511円を合わせた資本的支出総額は、3,545万7,418円となりまして、平成16年度と比較いたしますと589万1,989円の増となっております。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○**議長（鈴木正道）** 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

次に、監査委員より、平成17年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

林正一郎監査委員、登壇してください。

（監査委員 林 正一郎 登壇）

○**監査委員（林 正一郎）** 議会選出監査委員の林正一郎でございます。

本日は、木村代表監査委員が所用のため出席できませんので、代わりまして私が決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定により、議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定についてから、議案第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてまで9議案の決算審査結果につきまして、一括してご報告申し上げます。

この決算審査は、平成17年7月1日に、旭市、海上町、飯岡町、干潟町の1市3町が合併したことにより、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9か月の期間で、合併年度の特異性を含んだものでありました。

また、旧1市3町において、一部事務組合として構成されておりました東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合及び飯岡町・海上町学校給食組合の3つの一部事務組合の業務については、新市の合併に伴いまして一般会計に組み込まれております。

まず、審査の対象、審査の期間は意見書に記載されておりますが、公営企業会計については5月29日から6月29日まで、一般会計、特別会計については7月10日から8月10日までの期間において審査を実施いたしました。

次に、審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で、効率、効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点

に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び書類等を照合、精査し、さらに当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

また、各基金の運用状況については、計数の照合、確認をするとともに、基金の運用が適正であるかを主眼として審査を行いました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された一般会計、各特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況を示す書類、企業会計における決算諸表及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理は、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

最後に、結びとして申し上げます。

この決算は、先ほど申し上げましたとおり、9か月の決算で、通常の会計年度より短期間であり、通常行うべき前年度との比較検証ができませんでしたが、平成17年7月から平成18年3月までの9か月決算の数値の下段に、参考として平成17年4月から6月までの額を加えた1年ベースの数値を部分的に載せてございます。

また、16年度の数値は、旧1市3町及び統合された一部事務組合の平成16年度決算を単純合計したものであり、これらにより比較検証したものであります。その内容について感じたことを申し上げますと、本決算は、年度途中における合併後の決算という特別なケースであり、実施された事業は、旧1市3町において計画された事業が主であったかと思いますが、事業はおおむね計画的に実施され、予算は効率的に執行されたものと認められました。

しかしながら、合併後においても厳しい財政運営は続くものと予測されることから、市税をはじめとする自主財源の確保や効率的、経済的な行財政運営に努め、新市としてふさわしい財政基盤の確立を目指すとともに、市民福祉の増進と市政の発展に一層努力されることを望み、決算審査結果報告といたします。

○議長（鈴木正道） 監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第10号、議案第22号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第10号及び議案第22号について補足説明をいたします。

最初に、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億8,000万円を追加し、予算の総額を254億6,000万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります、内容は6ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります、内容は7ページの第3表で説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

6ページです。

第2表の債務負担行為補正は、漁業経営改善支援資金の利子補給に係る債務の保証を設定するものであり、平成18年度から23年度までの間、当該資金に対する利子補給を行うことにより、漁業関係者の経営改善を資金面から支援するものです。

7ページです。

第3表の地方債補正は変更で、上段から2番目のH-1-002号線、干潟地区の1級2号線でございますが、この交通安全施設整備事業の150万円の追加は、国庫補助額及び地方債の充当率改正に伴う増によるものでございます。

下から2番目の消防施設整備事業590万円の追加は、国庫補助事業の不採択により地方債が増えたもの、一番下の海上中学校建設事業9,390万円の追加は、合併特例債が同意されたことにより充当率が上がったものです。

表の一番上のコミュニティバス整備事業1,620万円の減額と、上から3番目のあさひ健康パーク整備事業6,940万円の減額は、国庫補助金などが採択されたことによるものです。

飛んで11ページです。

9款1項地方交付税の普通交付税2億3,336万6,000円の追加は、7月の本算定に伴い、交付額が65億7,945万8,000円に確定しました。そのうち、当初予算計上額63億円を差し引いた2億7,945万8,000円のうち、今回、補正財源として必要な金額を追加するものです。

12款1項5目商工使用料200万円の追加は、長熊釣堀センター利用者の増によるものです。

13款国庫支出金の主なものとしては、1目民生費国庫補助金で、障害者施策の障害者自立支援法の施行に伴い、科目の組み替えを行うとともに、12ページです。新たに説明欄9番、地域生活支援費補助金991万2,000円、説明欄10番、自立支援給付費統合補助金3,260万7,000円を追加するものです。

3目土木費国庫補助金の1節交通安全施設整備事業費補助金165万円の追加は、H－1－002号線、干潟地区の1級2号線の交通安全施設整備事業に対する補助金額の増によるものであり、2節まちづくり交付金（あさひ健康パーク整備事業）でございますが5,000万円の追加は、交付金額の増によるものです。

13ページです。

4目消防費国庫補助金の説明欄1番、消防施設整備事業費補助金787万5,000円の減額は、国庫補助金の不採択により皆減するものです。

5目教育費国庫補助金の説明欄1番、海上中学校建設事業費補助金493万6,000円の追加、それと説明欄2番、安全・安心な学校づくり交付金996万8,000円の追加は、海上中学校建設事業に対する補助金額の増によるものです。

14款2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費県補助金1,803万6,000円の追加は、国庫補助金と同じく障害者自立支援法の施行に伴うものです。

14ページです。

4目農林水産業費県補助金4,766万3,000円の追加は、説明欄2番、バイオマスの環づくり交付金及び説明欄6番、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金などの新規事業の追加に伴い、事業の組み替えをするものです。

15ページです。

14款3項6目教育費委託金のスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金130万円の追加は、適応指導教室指導員配置事業に対するものです。

15款2項3目出資金精算収入の東総文化財センター出資金精算収入339万円の追加は、東総文化財センターの解散に伴う出資金の精算です。

16款1項2目民生費寄附金44万1,000円の追加は、1節社会福祉費寄附金で知的障害者団体の活動費に30万円、2節児童福祉費寄附金で保育用備品購入費に14万1,000円、6目教育費寄附金120万円の追加は、1節教育総務費寄附金で、育英基金への寄附に20万円、2節小学校費寄附金で教育用備品購入費に100万円の篤志寄附でございます。

16ページです。

17款1項3目介護保険事業特別会計繰入金2,672万7,000円の追加は、17年度決算の確定に伴う介護給付費の返還金です。

2項4目学校建設基金繰入金4,100万円の減額は、海上中学校建設事業に対する国庫補助金の増額及び合併特例債の同意により、基金からの繰入額を減額するものです。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金12億9,353万8,000円から、当初予算計上額を差し引いた7億9,353万8,000円を追加するものです。

17ページです。

19款5項3目雑入の説明欄1番、日本宝くじ協会各種施設助成金3,000万円の追加は、コミュニティバス等運行事業に対して内定したものです。

説明欄3番の消防団員安全装備品整備等助成事業助成金138万6,000円の追加は、消防団活動費として携帯用投光器を配備する事業に対して補助が内定したものです。

4目残余財産精算収入876万6,000円の追加は、東総文化財センターの解散に伴う残余財産の精算によるものです。

20款市債は1,570万円の追加であり、第2表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明は終わりました、次に歳出です。

事業を単位に、歳入で触れなかった主な補正内容をご説明いたします。

18ページです。

2款1項6目財産管理費の基金積立金6億5,000万円の追加は、17年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。この積み立てにより、財政調整基金の18年度末の残高は11億4,000万円程度になる見込みです。

8目電子計算費の説明欄2番、電算システム運用事業1,780万円の追加は、法改正に伴う児童手当システム及び年金システム、介護保険システム等の改修を行うものです。

10目地域振興費のコミュニティバス等運行事業1,502万円の追加は、日本宝くじ協会各種施設助成金の内定により、当初予算において1台であったコミュニティバス車両の購入を2台とするものです。

11目諸費の説明欄1番、防犯対策事務費169万1,000円の追加は、防犯指導員用のジャンパー、防犯パトロール用帽子などの購入をするものです。

19ページです。

説明欄2番の国庫支出金等返還費299万4,000円の追加は、勤労青少年ホーム解体に伴う国庫補助金等の返還金です。

3款1項2目障害者福祉費は、障害者自立支援法の施行に伴い、科目の組み替えを行うものです。

飛んで22ページです。

2項2目生活支援費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業3,608万2,000円の追加は、

介護保険法の改正により創設される事業で、サービスを提供する事業者の施設整備に対して補助をするものです。

3 項 1 目児童福祉総務費の児童扶養手当給付事業636万7,000円の追加は、対象世帯の増によるものです。

23ページです。

2 目児童措置費の児童手当給付事業313万円の追加は、児童手当法の改正に伴い、所得制限が緩和されたことによる対象者の増によるものです。

4 目保育所費の保育所運営費356万8,000円の追加は、緊急警報システム、幼児用トイレが未設置の保育所について、取り付け、改修工事を行うものです。

飛んで25ページです。

6 款 1 項 3 目農業振興費の説明欄 5 番の「園芸王国ちば」強化支援事業2,985万6,000円の追加は、生産の省力化を図るため、野菜生産管理機械施設の導入に対して助成をするものです。

4 目畜産振興費のバイオマスの環づくり推進事業2,399万5,000円の追加は、資源循環型農業の構築を図るため、事業者の飼料化施設整備に対して補助をするものです。

26ページです。

7 款 1 項 2 目商工振興費の商業活性化推進事業1,060万円の追加は、旭市商工会が合併を記念して発行するプレミアム付き商品券発行事業及び飯岡地区商店街街路灯の景観整備事業に対して補助をするものです。

27ページです。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費の説明欄 1 番の排水路整備事業800万円の追加は、海上地区広原南、蛇園南の大雨時に発生する道路冠水を解消するため、流末排水路の基本設計を行うものです。

説明欄 2 番、H－1－002交通安全施設整備事業300万円の追加は、東総運動場東から大原幽学公園南入り口付近までの歩道整備で、次年度買収予定地の調査測量を行うものです。

3 項 4 目公園費のあさひ健康パーク整備事業4,200万円の追加は、平成20年度早期のオープンを図るため、当初19年度の工事予定であった芝生の植栽を今年度事業として追加するものであります。

28ページです。

9 款 1 項 1 目常備消防費の緊急消防援助隊整備事業600万円の追加は、災害時の現場指揮

本部や応急救護室として使用するエアーテント一式を購入するものです。

29ページです。

10款2項1目学校管理費の小学校施設改修事業300万円の追加は、小学校施設の安全対策として、窓用落下防止柵の設置や階段床補修などを行うものであり、3項1目学校管理費の中学校施設改修事業590万円の追加は、飯岡中学校特別教室棟のアスベスト対策工事を行うものです。

30ページです。

10款4項11目ユートピアセンター費のいいおかユートピアセンター管理費230万円の追加は、老朽化や塩害に伴う修繕工事を行うものです。

31ページです。

13款3項1目土地開発基金費の土地開発基金繰出金3億円の追加は、新市のまちづくりに要する用地の取得資金として積み立てるものです。この積み立てにより、18年度末の土地開発基金の残高は9億6,000万円程度になる見込みです。

14款1項1目は、予備費に2,000万円を追加するものです。

32ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額は、総務債から1,620万円、土木債から6,790万円を減額し、消防債に590万円、教育債に9,390万円を追加することにより、18年度末現在高見込額は259億2,785万5,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続いて、議案第22号、財産の取得についてでございます。

議案第22号、財産の取得について補足説明をいたします。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,058万円です。

契約の相手方は、東京都台東区松が谷4丁目13番10号、日本造機株式会社東京営業所です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な7社を指名し、去る8月22日に入札を執行し、8月23日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成19年2月28日であります。

以上で、議案第22号について補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第17号について、保険年金課長、ご登壇ください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,862万円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億5,462万円とするものでございます。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

それでは、7ページをご覧ください。

事業勘定のうち、歳入についてご説明申し上げます。

4款1項2目高額医療費共同事業負担金の国庫支出金につきましては、その対象となる高額療養費の額が月70万円から80万円に引き上げられたことにより1,601万4,000円の減額となるものであります。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金の県支出金につきましても、先ほどと同じ理由で1,601万4,000円の減額となるものであります。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましても、同じ理由によりまして1,291万円の減額となりますが、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、本年10月1日より実施される新たな事業であります。この事業は、月30万円以上の高額療養費がすべて

対象ということで、その分増えまして4億854万1,000円の増額となります。

続いて、8ページをご覧ください。

9款1項1目の一般会計繰入金ですが、まず、2節の職員給与費等繰入金につきまして申し上げます。

これは、今回の医療制度改革に伴う法改正により、プログラムを修正する費用として367万5,000円を増額するものであります。

次に、3節の出産育児一時金等繰入金ですが、10月から1件につき30万円を35万円に引き上げることに伴い、ルール分としてその差額の3分の2を一般会計から繰り入れるもので416万7,000円の追加を見込むものであります。

10款1項2目の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことによりまして、補正財源として1,717万5,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款1項1目の一般管理費として増額する367万5,000円につきましては、歳入の説明の際に申しあげましたコンピュータプログラムの修正費用として計上するものであります。

次の項目を飛ばしまして、下の2款4項1目の出産育児一時金につきましては、10月から1件につき30万円を35万円に引き上げることに伴う増額分として625万円を計上するものであります。

10ページをご覧ください。

2款5項1目の葬祭費につきましては、10月から1件について10万円を7万円に見直すことから610万円を減額するものであります。

5款1項1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては、その対象となる高額療養費の額が月70万円から80万円に引き上げられたことにより、6,405万7,000円の減額となるものであります。

3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、先ほど歳入のところで説明しました新しい事業でありまして、月30万円以上の高額療養費がすべて対象ということから、その分増えまして4億4,885万2,000円の増額となるものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革が推進され、その一環としての被保険者の負担割合の引き上げと現金給付の見直しについて所要の改正を行うものであります。

初めに、第4条の改正ですが、これは満70歳到達月の翌月以降の被保険者のうち、年間の所得額が145万円以上の方につきましては、一部負担金が2割から3割に引き上げられるというものであります。

続きまして、第5条の出産育児一時金の改正についてご説明いたします。

少子化に対応する給付であるという観点から、国においては30万円を35万円に引き上げることが決定されました。その財源について申し上げますと、支給基準額の3分の2を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しておりますが、相当額が地方交付税で措置されており、今回の引き上げ分も対象になることが決定されております。そのことを踏まえまして、30万円を35万円に引き上げる条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、第6条の葬祭費の見直しに関してでございますが、厚生労働省においては、10万円を全国自治体平均の5万円に見直すこととしましたが、本市においては、1市3町の合併前において、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町の1市2町が7万円で、旧干潟町が10万円であったところを、合併協議によりまして旧干潟町並みの10万円に引き上げたという経緯がございます。

合併後、1年余りでの急激な引き下げは、住民サービスの向上を掲げている上で好ましくないという判断に立ちまして、10万円を5万円ではなく7万円に引き下げる条例の改正を行おうとするものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○**高齢者福祉課長（横山秀喜）** 議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,144万3,000円とするものです。

次の2ページから6ページは、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので説明は省略させていただきまして、7ページの歳入から補正予算の内容について

ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金505万3,000円の減額は、施設等給付費に係る県負担金との費用負担割合の見直しによるルール分の財源調整となっております。

2項1目調整交付金は、当初予算では保険給付費見込み額の5.83%を見込みましたが、6.14%の交付決定により925万円を追加するものです。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金505万3,000円の増は、国庫負担金とのルール分の財源調整によるものです。

7款繰越金は1億2,516万3,000円を追加し、平成17年度決算確定額1億3,689万735円とするものです。

次は、9ページになります。

歳出です。

2款保険給付費は、総額に変更はございません。介護保険制度改正によるものと、実績に合わせた予算科目の組み替えをお願いするものであります。

それでは、主なものを申し上げます。

1項1目居宅介護サービス給付費5,815万7,000円の増額は、居宅サービス利用料の増加と介護予防サービス給付費からの組み替えによるものです。

2目地域密着型介護サービス給付費は、制度改正により新たに創設されたサービスですが、当初見込みましたサービスが開設しないなどの理由により減額したものです。

3目施設介護サービス給付費は、実績により2,750万円の減が見込まれるものです。

10ページになります。

6目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費で、介護報酬の改正により1件当たりの単価が増になったものでございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費ですが、制度改正により旭市では、従前の要支援者は、4月利用分以降は経過的要介護者として介護予防給付から介護給付の対象者となったことから、4月利用以降の給付費を1項介護サービス等諸費へそれぞれ組み替えをするものです。

12ページです。

4項高額介護サービス等費1,295万5,000円の追加は、軽減対象者の増によるものです。

13ページお願いします。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金6,519万7,000円の追加は、平成17年度決算に係る剰余金を積み立てするもので、18年度末の基金保有見込み額は2億8,067万1,000円となります。

14ページになります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金6,921万6,000円の追加は、平成17年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○**病院経理課長（鍋木友孝）** 議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）

について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入は病院事業収益の既決予定額293億1,484万6,000円に2,630万円を増額し、293億4,114万6,000円に、また、支出は病院事業費用の既決予定額292億7,536万円に3,631万円を増額し、293億1,167万円にしようとするものであります。

この内容につきましては、実施計画内訳書でご説明いたしますので、9ページをお開きください。

実施計画内訳書の補正予定額ですが、収入、2 項医業外収益、5 目 2 節その他医業外収益の1,260万円は、治験収入の増額によるものであります。治験とは、薬品メーカーが医薬品として販売するための許可を得るために行う臨床試験のことですが、この件数が13件から21件に増加したことによるものであります。

第5 項養護老人ホーム事業収益は、介護保険法の改定により、施設にとっても各種の加算が得られますので、補正を行います。

1 目 1 節の老人保護措置費収益250万円は、夜勤体制をとることにより加算が得られます。

第2 節の使用料1,150万円は、介護を外部のサービス提供事業所に委託した場合に加算が得られます。

4 節の受託事業収益の30万円の減額は、配食サービスの1 食当たりの単価の減額と、食数

が減ることによるものであります。

10ページをお願いいたします。

支出、1項医業費用、3目7節の燃料費2,750万円は重油価格の高騰によるもので、予定単価を58円から72円に変えて増額を見込みました。

2項医業外費用、3目4節の消費税雑損失177万円は、納税計算上発生する損失です。

次の5目1節の消費税及び地方消費税24万円は、収入の増加により納税額も増加になります。

3項の看護師確保対策事業費用以下7項のケアハウス事業費用までのそれぞれの諸経費は、いずれも1項同様に重油価格の高騰による増額でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○**総務課長（増田雅男）** それでは、議案第14号及び議案第15号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、特別職の給料の額等について諮問審査するための審議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は、特別職の報酬等を審議するため、審議会を設置する旨の規定であります。

第2条は、報酬等の額の改正に当たっては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない旨の規定であります。

第3条は、審議会の委員について定めるものでありまして、公共的団体等を代表する者5名以内、学識経験を有する者5名以内の計10名以内とし、必要に応じ市長が委嘱し、審議が終了したときはその職を失う旨の規定であります。

第4条は、審議会の会長及び副会長について定めるものでありまして、正副会長は委員の互選により定め、会長は審議会を代表し、副会長は会長を補佐する旨の規定であります。

第5条は、会議について定めるものでありまして、会長が招集し、委員の過半数の出席で開催し、出席委員の過半数で決する旨の規定であります。

第6条は、審議会の庶務は総務課が所掌する旨の規定であります。

第7条は、審議会の運営に関して必要な事項は市長が別に定める旨の規定であります。

附則第1条は、本条例の施行日を規定するものであります。

附則第2条は、審議会委員の報酬を旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例において、日額6,000円と規定するものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

次に、議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、非常勤の職員の報酬に産業医を加えるものでありまして、報酬の額を月額5万円とするものです。

なお、産業医は労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理等のために選任することとされているものでありまして、同法施行令で定める50人以上の労働者を使用する事業場には置かなければならないことと規定されております。

産業医の主な業務は、職員の健康診断に基づく健康管理、職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置等でございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民課長、登壇してください。

（市民課長 林 久男 登壇）

○市民課長（林 久男） 議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

別表第1の改正は、あさひ健康福祉センター旧館にかかわる使用料の規定を削るものであります。あさひ健康福祉センターの旧館は、昭和48年に旭市福祉センターとして建設されましたが、老朽化が進んだことと、新たに整備するパークゴルフ場の用地として使用したいことから、本年11月に取り壊すこととしたものであります。

次に、別表第2の改正は、住民基本台帳の閲覧に関する手数料の規定を改正するもので、住民基本台帳法の一部改正により、平成18年11月1日から住民基本台帳の一部の写しの閲覧ができる場合が限定され、営利目的による閲覧ができなくなることから、主に営利目的等閲覧に適用していた手数料の項目、電算住民リストの閲覧1件につき1,500円、電算住民リストの転記1件につき200円を削るものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 市民課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第19号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤真一 登壇）

○消防長（佐藤真一） 議案第18号及び議案第19号について補足説明をいたします。

まず、議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防本部及び消防署の設置条例につきましては、消防措置法の規定により定めることとなっておりますが、このたび、消防組織法の一部が改正され、条項が整理されたことに基づきまして、条例第1条中の「消防組織法第11条第1項の規定により」とありますのを、「消防組織法第10条第1項の規定により」と改めるものであります。

施行日につきましては、公布の日とするものです。

なお、改正条例の消防組織法第10条第1項の規定とは、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定めると規定されているものでございます。

次に、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。火災予防条例第4条中のボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料につきまして、現在、使用することが想定されない石綿について遮熱材料の例示から削りまして、そして喫煙の制限としまして、第29条第5号として、山林原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において喫煙をしないことを加えるものであります。

次に、第4章の改正内容につきましては、所要の文言の整理を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で、議案第18号及び議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉に関する事業を行うための労働福祉施設として、昭和50年に旭市中谷里8340-44に設置したものであり、建設以来31年を経過する中、施設の老朽化と相まって利用者は減少し、平成11年度以降はほとんど利用者のないのが現状であります。

このような状況から、合併前の旭市行政改革大綱において廃止等が検討されてきたところであり、本年３月に策定された旭市行政改革アクションプランにおいては、平成18年度に廃止する方針が示されたところであります。

また、勤労青少年ホーム運営委員会においても、廃止の同意をいただいております。これらの経緯を踏まえ、これまで国及び千葉県と施設の廃止について協議を重ねてまいりました。

その結果、国からは本年３月31日付け、県からは６月13日付けをもって財産処分（取り壊し）の承認をいただきましたので、今般、勤労青少年ホームを廃止する条例の提案をするものであります。

なお、廃止に伴い、建設時に受けた国及び県補助金の一部に返還金が生じますので、関連する予算についても補正予算に計上したところであります。

以上で、議案第20号について補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 加瀬正彦 登壇）

○企画課長（加瀬正彦） それでは、議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

現在、より広域での処理が予定されておりますし尿を除きます一般廃棄物につきまして、処理施設の建設及び管理運営を東総地区広域市町村圏事務組合が共同処理する事務として行うこと及びこれに伴って組合同規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たりまして、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますけれども、第４条中第５号を１号繰り下げまして同条第６号といたします。第４号の次に第５号として一般廃棄物、これはし尿を除きます。処理施設の建設及び管理運営に関すること、これを加えるものでございます。

なお、附則におきまして、施行日を11月１日とすること及び東総地区広域市町村圏事務組合を構成する市が、現在、管理等を行っている施設につきまして改正規定の適用を除外することを定めております。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 野口徳和 登壇)

○**秘書広報課長（野口徳和）** 議案第23号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には、現在、人権擁護委員が11名おりますが、このうち1名が12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市川口1240番地にお住まいの阿部秀利氏、昭和11年6月27日生まれの方であります。

阿部さんは、温厚誠実な人柄で、地域における信望も厚く、県営ほ場整備事業の川口工区長をはじめとして数多くの役職を務められております。

また、平成12年からは、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第24号について、水道課長、登壇してください。

(水道課長 堀川茂博 登壇)

○**水道課長（堀川茂博）** 議案第24号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、企業債の借り換えによる補正を行ったものでございます。本年度も昨年度に引き続き、公営企業金融公庫資金の年利6%以上が対象で借り換え措置が講じられました。水道事業会計においては、昭和60年度に借りました年利6.9%の未償還元金8,622万6,095円のうち7,970万円が、年利2.5%で7月28日に借り換えられることになりました。その申請要件として予算の議決が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

主な内容について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、新たに第3項を設け、企業債の借り換え額を7,970万円を予定したものです。支出につきましては、第2項に収入と同額を計上して、補正後の予算額を5億5,999万5,000円と予定したものです。

2ページをお開きください。

第3条は、借換債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

3ページに移らせていただきます。

平成18年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。これにつきましては、前段で説明したとおりの内容でございます。

4ページをお開きください。

平成18年度旭市水道事業会計補正予算資金計画でございます。補正する受入、支払資金が同額ですので、差し引きの年度末資金残高は、当初の額と同額の3億9,435万4,000円と予定しております。この借り換えにより軽減される利息は約600万円となります。

以上で、議案第24号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 報告第1号、平成17年度旭市土地開発基金の運用状況について説明いたします。

1、基金現在高であります。平成17年度末基金現在高は6億6,196万5,332円であります。その内訳ですが、2、基金現在高の内訳に示したとおりでございますが、現金保有高は7,791万2,297円、土地保有高は9,925万7,130円であります。

貸付金4億8,479万5,905円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地及び衛生施設周辺環境整備事業用地分であります。

3の運用状況のうち、D欄の売払利子6万5,686円、F欄の売払元金4,098万3,403円は、旭駅前線用地に係る京葉銀行跡地及び旧ジャスコ跡地を一般会計に売払ったものであります。

H欄の貸付金1,827万8,881円は、谷丁場遊正線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金で

あります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 多田清司 登壇）

○学校教育課長（多田清司） 報告第2号、平成17年度旭市奨学基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高ですが、平成17年度末の基金の現在高は6,737万8,880円となりました。

C欄、貸付につきましては、平成17年度中22人、468万円を貸し付けました。

D欄、返還は、合併前の貸し付け分としまして23人、227万5,000円が返還されました。

その結果、E欄の貸付残高、これが未返還残高であります、17年度末で4,019万8,000円となり、F欄の預金残高は2,718万880円となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 報告第3号、平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高は、平成17年度末で1,000万円であります。

C欄、貸付については、平成17年度中に合計で134件、1,970万9,400円を貸し付けました。

また、D欄、返済は、合併前の貸付分として13件、172万8,000円、合併後の貸付分として117件、1,763万9,400円、合計で130件、1,936万7,400円が返済されました。

この結果、E欄の貸付残高、これが未返済残高であります、17年度末で20件、259万1,000円となり、F欄の預金残高は740万9,000円となっております。

なお、未返済20件のうちには、平成12年度の貸し付け分が1件、平成16年度の貸し付け分が2件含まれております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第4号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

○**農水産課長(堀江隆夫)** それでは、報告第4号、株式会社千葉県食肉公社の平成17年度の事業経営状況及び平成18年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告をさせていただきます。

初めに、平成17年度事業報告書及び決算書をご説明申し上げます。

お手元の資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

公社の当期の経営につきましては、豚については一昨年の猛暑や疾病の発生、また、牛はBSE後の飼育サイクルの影響等によりまして生産頭数が大きく減少しております。売上高並びにと場料収入ともに前年を下回りました。と畜頭数では、豚で36万1,469頭、これは対前年比1万4,386頭の減でございます。96.2%になっております。牛で1万4,587頭、これは対前年比5,630頭の減でございます。72.2%となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

収支でございますけれども、損益計算書でご説明申し上げます。

売上高及び売上原価ともに前年を下回りましたが、売上げ総利益で8億5,314万4,119円、これは対前年比102%でございます。こういう状況になっております。

販売費及び一般管理費では、一般管理費の縮減に努めるとともに、租税公課の大幅増と特別損失に過年度減価償却費2億880万1,846円を一括計上したことにより、税引前当期損失2億3,985万3,308円を計上し、これに法人税を加え、当期損失は2億4,038万3,308円となりました。これに前期繰越利益87万9,687円を加えた当期末処分損失は2億3,950万3,621円となりました。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

損失金処理計算書ですけれども、当期末処理損失は、次期繰越損失に2億3,950万3,621円として処理をします。

なお、この決算は、平成18年6月25日開催の株主総会で承認されております。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度事業計画でございます。

1の集荷目標につきましては、豚で36万5,700頭、これは前年比101.2%でございます。牛で1万4,200頭、これは対前年比97.3%を見込んでおります。牛が減少しています要因は、BSE後の飼育サイクルと入荷の低迷による繁殖の抑制等を考慮したものでございます。

2の事業方針につきましては、食肉センターとしての特色を生かしながら、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、稼働率の向上、効率的な経営体質の強化に取り組んでいくということになっております。

次は、8ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度の収支の見込みでございます。

本年度は、効率的な経営と一般管理費の削減によりまして累積赤字の縮減に努めるとともに、当期利益を4,770万円と見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対する償還は、当期返済額の累計で11億3,409万円余りとなり、返済計画どおり実行されております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成18年9月8日(金曜日) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
-

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 23番 鈴 木 正 道
 25番 伊 藤 鐵

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 24番 神 子 功
 26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
飯岡荘支配人	野 口 國 男	農 務 局 長	小 田 雄 治
		病院経理課長	鎗 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局 長 来 栖 昭 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（鈴木正道） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第24号までの24議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木武雄議員。

○18番（高木武雄） 18番、高木です。

市税についてお伺いをいたします。決算書の中では18ページです。

今年の3月に配布されました旭市行政改革アクションプランの中で、その第2節に「健全で維持可能な財政基盤」という項目があります。その中で、市税徴収率の向上と滞納処分の強化が取り上げられています。その効果と申しますか、その実効性はどのくらい上げられたのかお伺いをいたします。

その中で、第1点目として、現年課税分については95.71%が目標徴収率となっていますが、17年度はどのくらいの徴収率になったのかお伺いいたします。

第2点目として、調定額が54億3,600万円に対して収入未済額が13億6,400万円となっています。これを多いか少ないか、どう思うかお伺いをいたします。

第3点目として、私は収入未済額が大変多いと思うが、この主な原因はどこにあったのか、また今後どのような対応をされるのかお伺いをいたします。

4点目として、不納欠損額についてお伺いをいたします。不納欠損額が1億1,300万円で、調定額に対して2%くらいになっているが、その主な原因はどこにあるのかお伺いをいたし

ます。

また、5点目として、不納欠損になるまでにどのような対策が行われたのか、また今回滞納処分はどのように行われたのか、以上5点をお伺いいたします。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、高木議員の市税についてのご質問にお答えいたします。

まず現年課税分、アクションプランでの目標数値95.71に対して平成17年度、実際にどうであったかというご質問でございますが、平成17年につきましては合併前と合併後に分かれていますので、合併前の1市3町、4月－6月分を加えました通年ベースでの現年課税分の徴収率でございますけれども、全体で17年度は95.48%となっています。目標数に対しまして0.2ポイント強と、ちょっと不足している状況でございます。

それから、収入未済でございますけれども、16年度の1市3町合計の収入未済と比べますと、17年度末では約400万円ほど増えています。これも現年課税分での収入が100%というわけにはまいりませんので、現年課税分の未済がそのまま今度は翌年の収入未済の方に残ってしまうものですから、特に徴収率が大幅にアップしませんでした収入未済は若干増えてしまうものがございます。

それから、収入未済の原因でございますけれども、収入未済の中で一番大きなものが固定資産税、都市計画税でございます。これが収入未済全体の75.4%を占めています。次いで多いのが個人市民税で約20.2%を占めています。この2つの税目で95.6%を占めているわけでございますが、一つ固定資産税、都市計画税の収入未済が多くなるのは、これはこの税目は収入の多寡によらないで課税されるものでございますので、収入が全く無い方、あるいは収入が本当に少ない方にも課税されますので、景気の動向によって非常に徴収率が左右されてまいります。

実は、この固定資産税の収入未済の中には、破産宣告を受けて法的な処理をしている最中の法人、あるいは事業者についての固定資産税が相当数ございます。法的処理の最中で裁判所に対して交付要求をしていますので、時効は中断しています。したがって、これが5年時効等の完成によって不納欠損処理することがございませんので、その累積で残っています。

それから、これらの破産処理中の企業、あるいは正規の破産処理をしていなくても実態がもうなくなってしまって法人登記簿だけが残っているというような、そういう企業、事業者

についての固定資産税も実は残っています。これらについては固定資産がまだありますので、現年課税分も課税されます。破産処理中でございますので、100%徴収できないことはもう法的に明らかなんです、現在の地方税法の規定ではそういった方に対しても現年度課税せざるを得ないということになります。これは現年課税分について100%翌年度に収入未済として残ってしまいます。そういうことがございまして、固定資産税が収入未済のほとんどを占めているわけでございます。

2番目に多い個人市民税につきましては、これは全く所得の低下によって生活が苦しくなり納付が困難になっているために、結果として収入未済が増えてしまうということが考えられます。

それから、不納欠損の原因でございますけれども、不納欠損につきましては5年時効によるもの、それから滞納処分の執行停止によるもの及び即時消滅によるものと3種類内容がございます。不納欠損額約1億1,400万円のうち、5年時効によるものが約7,200万円、執行停止によるものが約3,300万円、即時消滅が約900万円となっています。

この中の執行停止処分、これは滞納者について実態を調査した上で、地方税法に規定する一定の要件に該当した者についてなされる処分でございます。これは適正な滞納整理を行う場合に必ず発生してくるものでございます。

それから、5年時効によって不納欠損になるようなケースでございますけれども、不納欠損になるまでの対策といたしましては、督促状、それから催告書等の文書催告、それから臨戸徴収、臨戸指導、夜間や休日納税窓口の開設を行っての納税機会の拡大、こういった滞納者に対する一般的な措置を行うほか、滞納者個々の財産調査を行いまして、その財産調査の結果、差し押さえ可能な財産がある場合には差し押さえ、換価等の滞納処分を実施してまいりました。

このようなさまざまな対策を行った結果でございますが、その結果といたしまして差し押さえ等の処分をできる財産を持たない場合、これにつきましては差し押さえを行いませんと時効を中断できないものでございますので、結果として5年時効となってしまっています。

以上が対策でございます。今後とも滞納整理には一層努力してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員。

○18番（高木武雄） いろいろご説明ありがとうございました。

やはり税、なかなか払うのは大変でございます。そうした中で、こういうふうにいる

と未済額、不納欠損が出るということは、税を支払う方の公平さを欠くものと思われます。
そして17年度差し押さえ件数はどのくらい行ったのか、あるいはそれでどのくらい換価できたのか、分かればお願いします。

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 差し押さえの実施状況でございます。17年度中に行ったものでございますが、17年度合併がございました関係で実際に差し押さえ等の滞納処分の準備に入ったのが7月以降でございます。ただ残念ながら、その時に滞納データの移行に非常に不具合が発生いたしまして、当初予定いたしました一斉催告等の開始時期が非常に遅れてしまいました。最初は9月に予定していた事務を12月にずれ込むという状態になってしまいました。その結果、実際に差し押さえを行った件数が16年度と比べまして非常に減ってしまっています。

差し押さえ件数ですが、不動産について1件、これは滞納税額で95万円の滞納でございます。それから、預貯金については差し押さを7件、滞納税額は3,258万円、給与を1件、これは滞納税額362万8,000円、それから国税還付金、これについては5件差し押さえを行いました。滞納税額は1,025万1,000円という状況で、合計いたしまして14件、滞納税額で4,740万9,000円という状況でございます。

以上です。

（「はい、分かりました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 何点か説明をお願いしたいと思います。

まず20ページ、地域生活支援事業の中で、委託料5件ほどございますが、それは委託大小いろいろありますけれども、その辺を、どのような委託方法をとるのかの内容説明、その辺

を1点。

続きまして、22ページですけれども、同じく民生費の中に地域密着型サービス拠点施設整備事業、これらについては補助金として3,608万2,000円出ているわけでございますけれども、補助先、どのような施設等への補助を行うのかの内容説明です。

それから、27ページになります。一昨日の説明の中で、土木費の排水路整備事業の説明がございました。その際、海上地区広原蛇園地先の排水整備に伴う基本設計の委託料であるというように認識したわけでございますけれども、それらの詳しい場所、地域指定、その辺をまずお願いしたい。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 20ページから21ページにかけましての地域生活支援事業の内容ということでございますが、障害者自立支援法の施行により10月1日から障害者等が自立した日常生活、または社会生活を営むことを目的に地域生活支援事業を実施します。20ページから21ページにかけまして、その実施事業を記載しています。それでは、順番にご説明いたします。

まず、相談支援事業委託料47万7,000円ですが、これは地域の障害者の福祉に関する各般の問題につき相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものです。これまでは県事業として実施されていたもので、10月からは市の事業となるものです。そして、委託につきましては、現在県事業で県がロザリオの友の家で行っていますので、そのまま継続したいと思います。

次に、コミュニケーション支援事業委託料16万3,000円ですが、これは聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支援が必要な障害のある方に手話通訳者の派遣を行うもので、これまでは県事業で実施されていたもので10月からは市事業となるものです。そして、委託先につきましては、千葉県聴覚障害者センターの方をお願いしたいと考えています。

次に、地域活動支援センター機能強化事業委託料663万5,000円ですが、障害者を施設に通わせ、創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流・促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を行うものです。また、今まで実施いたしました障害者デイサービスが10月からは地域生活支援事業に移行され、この事業の中で在宅障害者に対して機能訓練、入浴サービス等のサービスを行うこととなります。この委託先につきましては、その事業を実施し

ている各事業者でございます。

次に、訪問入浴サービス事業委託料の40万5,000円ですが、この事業につきましては現在も実施されています事業で、10月からは地域生活支援事業に移行され、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問による居宅において入浴サービスを提供するものでございます。これらは各業者がでございます。

次に、知的障害者職親委託料の18万円ですが、この事業につきましては現在も実施されています事業で、10月からは地域生活支援事業に移行され、知的障害者の自立、更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人、職親に預け生活指導及び技能訓練等を行うものです。これは現在は0人となっています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、22ページの方、地域密着型サービス拠点等施設整備事業、この補助金の内容はということですのでお答え申し上げます。

最初に、地域密着型サービスということですが、これは介護保険制度の改革で今年度から新しく創設されたサービスです。このサービスは原則市民のみが利用でき、その指定や指導監督の権限は保険者である市町村が有します。その必要整備量を計画に定めて行うものということになります。

サービスの種類ですが、29人以下の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護など6種類に限定されています。旭市では、介護保険事業計画に基づき、18年度は地域密着型サービスを特別養護老人ホーム1か所、グループホーム1か所、小規模多機能型居宅介護施設1か所を、また地域密着型サービスとは別になりますが、地域支援事業等の受け皿として介護予防拠点の整備を募集しました。特別養護老人ホームとグループホーム及び介護予防拠点整備について応募がありまして、予定事業者としてそれぞれ内示したところであります。

補正予算として3,608万2,000円の補助金は、旭市の整備計画が国の採択となり、国庫補助金を事業者へ補助金としてそのまま交付するという内容になります。

なお、補助先はということですので、計画事業者、内示した事業者ですが、特別養護老人ホームへは社会福祉法人東風会、グループホームの応募者は社会福祉法人愛仁会、介護予防拠点の応募者は社会福祉法人旭福祉会となっています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 27ページ、排水路整備事業計画における地域についてお答えいたします。

これは海上地区の広原南、具体的には飯岡駅の南、今の中学校の西辺りから蛇園南地域、これも具体的には今ある野球場の南辺り、約60ヘクタールについて大雨時に発生する道路冠水防止等のために三川派線を改修するための基本設計作成であります。国道126号飯岡バイパスと県道飯岡停車場線交差点から東足洗の浜まで、約3キロの水路の改修の基本設計です。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 説明いただきましてありがとうございました。

最後に、建設課長にもう一度伺いたいと思いますが、蛇園地先と広原地先、広原地先と飯岡停車場線に関する126号に向かうあの辺の道路の周辺の話も入っているのかなと思うんですけれども、それは含んでいるんですか。126号から駅前停車場線というんですけれども、飯岡駅停車場線、いわゆる信号を、中学の所の交差点ありますよね、マツヤ洋品店の所の。その辺から一帯含めたものと蛇園地先のグラウンド、旧町営グラウンドとなっていますが、その辺のことなのかなと思うんですけれども、広原地先の線の方についてもう一度、どの辺なのか特定したものをお願いしたいと思いますけれども。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 地域について、広原地先は先ほど言ったとおり、駅の南から中学校の西側辺りから126号、現在あの辺には排水路、排水施設が整備されていませんので、当然道路の整備と合わせた整備になるということであります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） その線についてでございますけれども、何年か前に海上町の時に西側に排水を持っていった経緯があると思うんですよ。三・四年前、その辺はもうご存じかと思うんですけれども、それらの設計に基づきまして、あの辺の工事は県の方で基本設計をされているのではないかなと思うんですよ。恐らく11年かその辺ではないかなと思うんです。私もよく詳しく分かりませんが、約3ヘクタールの冠水地域の基本設計がされていると思うんです。そうしますと、その辺のものを新たな基本設計になりますと重複してくるのでは

ないのかなど。やってあるものであれば県と協議をされた中で閲覧等をするとか、県から資料をいただくということによりますとその辺のものが省けてくるんではないのかなど、そんな感じがしましたのであえてここで質問させていただいたわけですが、その辺のものを建設課長の方では把握されていないでしょうか。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 基本設計やる前にはそういった資料ももちろん収集して入るわけです。そういったことももう把握していますので、十分活用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算につきまして、7点ほどご質疑申し上げます。

8点用意しましたが、1点につきましてはただいま日下議員の方で質疑した内容とダブリますので、その辺は割愛をさせていただきます。

まず初めに、ページからいきますと7ページになります。第3表の地方債補正につきましてお伺いをいたします。起債の目標でございます整備事業のうち、今回限度額が引き上げられましたH-1-002号線交通安全施策整備事業、消防施設整備事業、海上中学校建設事業のこの事業につきましては、起債充当率はどうように変更になったのかお伺いしたいと思います。これが第1点目です。

2点目は18ページです。18ページの8目電子計算費の説明2の欄の電算システム運用事業で、電算業務委託料につきましてお伺いをいたします。当初予算で250万円計上され、今回1,780万円の補正が組まれています。その理由と電算業務について、具体的にどこにどのような内容を委託するものなのかどうかお伺いをいたします。

次に、3点目、同じページの10目ですが、地域振興費、説明欄1のコミュニティバス等運行事業、備品購入費の車両購入についてお伺いをいたします。当初予算では、コミュニティバス整備事業債により車両の購入を予定していたと思いますが、今回の補正で日本宝くじ協会各種施設助成金によりまして車両2台が内定したとの説明がございました。今回の補正に当たりまして、購入車両の定員、要するに大きさとかあるいは運行する地区、そしてコミュニティバスとして、旭市のバスとして、特色をどのように持たせていくのかお考えをお示し

いただきたいと思います。

次に、4点目ですが、19ページから21ページ、2目の障害者福祉費、各種の事業についてでございます。先ほども1点、事業として質疑がありましたが、それを除きまして、まずその1点目ですが、説明欄1から7までの各事業につきまして減額補正となっています。これは歳入でそれぞれ国庫支出金及び県支出金が減額されていまして、その減額の理由につきましてはどういうことか、簡単に結構ですからご説明いただきたいと思います。

次に、2点目ですが、説明9から11までの事業につきましてはいずれも増額の補正となっています。この9から11までにつきましては平成18年度旭市の主要事業に載ってございまして、これがいずれも増額の補正となっています。増額の理由についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、5点目ですが、22ページに移ります。2目生活支援費の説明欄の1、地域密着型、これについてはただいま話がありましたので、これは省略いたします。

同じページの1目児童福祉総務費、説明欄の1、児童扶養手当給付事業につきましてお伺いをいたします。財政課長の補足説明で、今回の補正につきましては世帯数の増によるものということでございました。当初見込んだ世帯数及び今回補正で増となる世帯、トータルで対象となる世帯についてお伺いをいたします。

23ページの2目児童措置費、説明欄の1、児童手当給付事業についてお伺いをいたします。同じく財政課長の補足説明によりまして、この補正につきましては所得対象者の増によるというものでございました。被用者児童手当は増、特例給付児童手当は減になっています。当初見込んだ対象人数及び今回の補正で増減となる対象者数、トータルでは対象となる人数についてお伺いをいたします。

次に、同じページで4目の保育所費、説明欄1の保育所運営費についてでございます。2点でございます。

1点目は、緊急警報システム設置工事につきましてお伺いいたします。今回の補正につきましては、どの保育所が対象となるのでしょうか。また、緊急警報システムの設置につきましては、市内保育所の設置の現状はどうなっていますか、お伺いをいたします。

次に、保育所改修工事について伺います。今回の説明によりますと、トイレの工事という説明がございました。今回の改修工事の対象となる保育所はどこに当たるのでしょうか。またどのような改修を考えているのかどうか。この際、市内保育所の設置されている、いわゆる洋式トイレの現状につきましてはどうなっているのでしょうか。今回補正を行うに当た

りましてどのような全体の検討がされたのかどうか、併せてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私からは7ページの地方債補正について、限度額を増額する3件の起債の充当率等についてお答えいたします。

まず、上から2番目のH-1-002号線交通安全施設整備事業でございますが、これは一般公共事業債というものを予定してまして、充当率は45%でございます。これは国の制度改正によりまして充当率が40%から45%に引き上げられたこと、それから補助対象事業費が増額されたこと、これらによりまして限度額を増額をお願いするものです。

それから、下から2番目の消防施設整備事業でございますが、これは一般単独事業債の防災対策事業分を予定してまして、充当率は75%でございます。これは補足説明で申し上げたと思うんですけれども、国庫補助金が不採択になったためにその分増額するというところでございまして、充当率の変更はございません。

それから、一番下の海上中学校建設事業でございますが、当初予算では義務教育施設整備事業債というものを予定してましたので充当率は90%でございました。このたび合併特例債の同意を得ることができましたので、充当率が95%に上がることになります。そのため今回限度額を増額していただきます。なお、この合併特例債でございますので、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額として算入されます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私からは2番目と3番目、2つ続けてお答えしたいと思います。

まず、電算システム運用事業の内容等でございますが、ご質問にございましたとおり既予算250万円ございまして、今回補正1,780万円と、合わせまして2,030万円の額にしていきたいと、そういうものでございます。

内容でございますが、法改正によりますシステムの改修と、来年度設置を予定しています地域包括支援センター業務にかかわりますシステムの導入費用でございます。

法改正の内容等でございますけれども、まず国民年金システムの改修、それから児童手当システムの改修、それから人事給与システムの分と、それから地域包括支援センターシステ

ムについては、これは導入ということで、創設に伴います予防重視型業務への転換のためのシステムでございます。

どこに委託するかということでございますが、地域包括支援センターにつきましては新たな導入でございますので、システムの完成具合、これのデモをやりまして、できるだけ使いやすいシステムを導入していきたいということで、これにつきましては見積もりもしくは入札で実施して委託業者を決めると。それから、それ以外の法改正にかかわりますシステムでございますが、これは基幹システムの改正になりますので、現在運用しています富士通と交渉いたしまして委託をしてまいりたいと、そのように考えています。

それと、3番目の質問でございます。バスの関係でございます。宝くじの助成が認められて、2台の購入ができることになりました。その内容でございますが、定員は座席15人程度、全体として30人乗りほどのバスを予定しています。長さとしては約7メートルのバスになろうかと思います。

それと地区でございますが、今現在本格運行、この4月からやりました旭地区、それから旧海上地区に導入を予定しています。

それから、このバスでございますけれども、まちづくりの大きな核となります旭中央病院に今すべてのバスが集まっています。そういうところで元気な高齢者の外出の支援一助となるような形、もしくは子どもを含めた交通弱者の移動手段の確保、そういったものを想定して運用してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、障害者福祉費、1から7までの減額の内容、対象者ということでございますが、ページは19ページからでございます。

この1から7までの事業費の減額の理由は、障害者自立支援法の施行に伴い、10月から地域生活支援事業が始まるに当たり、既存の事業から事業費を移行するための減額補正で、対象者が減った減額ではありません。

内容として、1、障害者（児）ホームヘルプ事業、減額344万2,000円、これはホームヘルプのうち外出介護分を地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は障害者及び障害児でございます。

2の障害者（児）デイサービス支援事業、減額の502万5,000円、これはデイサービスのうち障害児を省く障害者分を地域生活支援事業へ移行するための事業費を減額するものであり

ます。対象者は障害者及び障害児でございます。

次に、3番目の障害者（児）ショートステイ支援事業、減額の178万2,000円、これはショートステイのうち日中利用分を地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものです。対象は障害者及び障害児でございます。

次に、4番、20ページでございますが、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、減額の40万5,000円、これも地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は重度身体障害者でございます。

5番目の重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業、減額の102万6,000円、これも地域生活支援事業へ移行するために事業費を減額するものであります。対象者は重度障害者（児）でございます。

6番目の身体障害者（児）補装具給付事業、減額の368万6,000円、これは補装具給付金、減額の302万5,000円については、補装具の種目の見直しが行われ、ストマ用装具等を地域生活支援事業の日常生活用具へ移行するために事業費を減額するものです。対象者は障害者及び障害児でございます。補装具助成金につきましては、市単独で自己負担金の2分の1を助成しているものですが、減額の理由は、補装具の種目の見直しにより対象事業費が減ったためです。

次に、職親事業委託事業でございますが、これも地域生活支援事業へ移行するための事業費を減額するものであります。

続きまして、21ページでございますが、社会参加促進事業補助金20万円、これは障害者に対して自動車運転免許証の取得や自ら所有し運転する自動車を改造する場合に経費を助成するもので、これまでは県事業として実施していたものです。

次に、3番目の補正増の理由でございますが、この9番、10番、これらいずれも障害者自立支援法の施行に伴い、支援費から給付費に変わることによる事業費の計上です。本来給付費に変わることによる支援費の減額が伴いますが、支援費の支払いの確定が現時点では見込めないことから、今回の補正予算では給付費の計上のみとし、今後の補正予算で精算したいと考えています。これは9月分の支援費が精算が11月となるものですので、現在まだ不確定な部分があるということで、今回は補正を見送ったということでございます。

次に、22ページでございますが、児童扶養手当については年3回交付しています。4月、8月、12月でございますが、当初は前年度実績並みの530世帯を見込みましたが、4月の支給実績546世帯、8月の支給実績537世帯、また8月1日現在の申請件数は603世帯とかなり

増えています。しかしながら、これより調査いたしまして、所得制限により該当しない方もいますが、支給実績から次回支給の12月に対応するための補正でございます。そして補正は4月支給分を想定してございます。

それと、23ページの児童手当でございますが、対象者増による扶助費の増減はということでございますが、当初非被用者児童手当、これ厚生年金ですが、延べ8,716人、特例給付児童手当延べ1,189人、計9,905人を想定しました。補正をお願いしてあるものは、所得制限緩和後でございますが、非被用者児童手当、厚生年金延べ9,905人、特例給付児童手当延べ548人、計1万453人で延べ548人増となっています。

次に、23ページでございますが、保育所の工事費の内容でございますが、保育所の工事につきましては建物等の老朽化によりさまざまな修理・改善が必要であり、優先順位を定め順次進めていますが、今後も計画的に進めてまいりたいと考えています。

緊急通報システム設置工事につきましては、現在未設置のまんざい、古城保育所の2か所に設置するものであり、児童を犯罪から未然に防ぐため、警察、消防署、保育班の3か所に同時に速やかな通報ができるものです。

保育所改修工事につきましては、ゆたか、とみうら、共和、飯岡中央、埴、まんざい、古城保育所の7か所の3歳以上児用の和式トイレを洋式トイレに各1か所だけ改修する工事であり、一般家庭でも洋式トイレが普及した中でトイレに入れない児童がいるため、安心した保育所での生活を送る上で必要不可欠と判断し改修するものです。これで市立保育所すべてに洋式のトイレが入ると。それと、緊急通報システムにつきましても、15か所の市立の保育所にはすべて入るということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、1点だけ確認させていただきます。

21ページの説明欄の9から11、それぞれの給付事業につきましては、とりあえず給付ということで今回計上しましたけれども、11月以降これは減額になるという判断でよろしいものかどうか、減額をするということになるかどうか、その辺だけ確認させていただきます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） この扶助費、障害者ホームヘルプ給付事業、それからデイサービス事業、これらにつきましては新事業として始まるものです。ですから、減額するものは

ここには載っていませんけれども、支援費の方を減額していくということでございます。これは10月から始まる事業という考え方でございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子議員、よろしいですか。

○24番（神子 功） いいです。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算につきまして、5点ご質疑申し上げます。

まず1点目ですが、2つございます。ページで言うと9ページでご質疑申し上げたいと思

います。9ページ、2項医業外収益の2節その他医業外収益につきましてお伺いをするものです。

その1、今回補正されるその他医業外収益につきましては、薬品メーカーが販売する薬の治験件数が13件から21件に増えたという、そういう内容の説明がございました。現在治験を行っている内容と件数が増えたとされる治験内容につきましてお伺いするのが1点目です。

2点目は、治験を行う場合に協力者が必要になると思いますが、協力者の呼びかけにつきましてはどのような方法をとられているか、また人数の制限や受け付けの期間など、どうなっていますでしょうかお伺いをいたします。

2点目ですが、同じ9ページ、5項養護老人ホーム事業収益、1節老人保護措置費収益につきましてお伺いをいたします。

夜間体制の加算新設による増額ということでございますが、これは具体的にどのようなこととお考えになっているのかどうかお伺いをいたします。

3点目、同じ9ページ、5項の養護老人ホームの事業収益、2節使用料であります。外部サービス利用料の新設による増額というのにつきましては、具体的にはどのようなこととお考えなのか。

4点目、同じページの5項養護老人ホーム事業収益、4節の受託事業収益、配食サービス調理事業の単価及び食数の減というのにつきましては、具体的にどのようなこととお考えになっているのかどうか。

最後に、細かいことで大変恐縮ですが、1項医業費用から7項ケアハウス事業費用、これにつきまして重油価格の高騰による増額補正されていること、これは1から7項目が重油価格の高騰ということで増額補正をそれぞれされています。それぞれの補正の積算根拠につきましてお伺いをいたすものでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、順番にお答えいたします。

1点目の現在治験を行っている内容と、それから増えたものの内容についてというようなことでありますけれども、現在13件行っていますけれども、内容につきましては、例えば泌尿器科の過活動膀胱でありますとか、糖尿病内科の糖尿病性末梢神経障害でありますとか、外科の術後輸液などがあります。今後増えることが決まっていますものとしまして、腎臓内

科の慢性腎不全でありますとか、透析センターの透析高リン血症、それから神経内科の脳梗塞再発予防でありますとか、こちらも糖尿病内科なんですけど、肥満症などがございます。

それから、その次にありました治験協力者への呼びかけでありますとか、その人数の制限、それから受け付けの期間というようなことでありますけれども、協力者への呼びかけでありますけれども、治験審査委員会にて承認の後に、治験責任医師の呼びかけのもとに治験協力者会議というものを開催しています。そのところで、治験の概要でありますとかスケジュールなどを説明申し上げていまして、協力を呼びかけています。

その次の患者様への人数の制限なんですけれども、こちらの方はメーカーの希望症例によります。少ないもので2件、多いものでだいたい20件くらいという、件数によるので制限が変わってきます。

それから、その次の受付期間でありますけれども、各治験でエントリー期限が設けられています。その期限内となるんですけれども、例えば患者様が集まらない場合には受付期間が延びますし、反対に全国的に集まっている状況であれば受付期間も短くなるというような状況であります。

それから、養護老人ホーム関係であります。夜勤体制の問題ですけれども、要介護者の重度化が問題視されています中で、夜間についても安心して生活が送れるような夜勤体制の移行を検討しています。要介護者が定員、当院の場合50名でありますけれども、その30%を超えて夜勤体制をとっている施設に対しまして加算が得られる制度がございまして、市の高齢者福祉課と協議を進めています。

それから、その次の外部サービスの件でありますけれども、10月からは養護老人ホームが特定施設入居者、生活介護事業所の指定を受けることによりまして、要介護認定を受けられた方には施設と契約していただくことによりまして、介護サービスの提供が受けられるようになります。介護報酬につきましては、養護老人ホームの収益になりますので増額補正いたします。

指定を受けるためには外部のサービス提供事業者と契約が必要でありますけど、これには当院のサービスを受けることによって、入居者の状況をよく知っています職員によって安心したケアが受けられることと思います。したがって、その事業者には訪問介護につきましては特別養護老人ホームを、訪問看護につきましては病院内の訪問看護を利用する予定であります。

それから、その次の配食サービスの件でありますけれども、旭市の配食サービスの調理事

業を受託していますけれども、当院、当初の予定よりも1食当たりの単価が650円から600円に減額になりました。また、食数につきましても1週間で46食であったものが38食になっていますので減額補正をしたいと思います。

それから、その次の費用の方でありますけれども、燃料費の件であります。これにつきましては、いずれも重油価格の高騰によりまして予算を超過することが予想されますので補正をお願いするものでありますが、当初1リットル当たり58円で年間を見込んだところでございますが、不安定な世界情勢のために8月の段階では67円20銭と、予想を大きく上回ってきています。また、冬場には夏場よりも比較しまして10円ほど上がることもございますので、それらを踏まえて9月以降の平均単価を72円として積算いたしました。

これによりまして、まず病院の方の年間の使用料なんですけれども、184万1リットルで金額が1億2,757万円でございます。それから、看護学校の方が6万7,100リットルで金額が469万円です。それから、シルバーケアセンターの方ですけれども、14万1,900リットルで金額が984万5,000円、養護老人ホームが4万3,400リットルで金額が303万3,000円、特別養護老人ホームが4万4,000リットルで307万5,000円、またケアハウスの方ですけれども、7万9,200リットルで570万円が積算の理由であります。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員。

○24番（神子 功） 2点、再質疑させていただきます。

まず、治験の関係でございますけれども、詳しく説明をいただきありがとうございました。この治験につきましては、私も目にすることがございますが、治験の呼びかけにつきましては今お話があったことと、それをポスターなり目に触れるような、そういう内容で呼びかけているようなことも目にしています。

ここでこういう事例があったかどうかについて再度お伺いいたしますが、協力者が治験に協力したいということで、ポスターなり何なり、目について申し込んだ時に既に終わっていたということとか、あるいは治験をしたい時に受け付けをまだやっているということであればいいわけですが、そういったことで協力者が協力できないような状況というのは事例として何かあったのでしょうか。あればお伺いしたいのが1点目です。

それから、2番目に質問いたしました夜間体制加算新設による増額ということでございますが、そうしますとこれは人的には増やすような状況なのか、あるいは現状のままで割り増しだけやるということで対応できるものかどうか、この点お伺いしたいと思います。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○**病院経理課長（鍋木友孝）** 今の再質問でございますけれども、1点目の協力者が出た時にもう終わっているかどうかとかということで、というのはちょっと不明でございます。申し訳ございません。

それから、2点目の夜間体制なんですけれども、それは今います当院の介護職員、それを当たらせるような予定でいます。今まではそういう体制をしいていなかったんですけれども、これらについてもそういうふうな方向で考えています。

以上です。

（「分かりました。」の声あり）

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○**24番（神子 功）** 議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

第3条で、審議会は委員10人以内で組織することといたしまして、2項で委員は市長が委嘱することとなっています。そこで、1号では公共団体等を代表する者から5人以内、2号では学識経験を有する者から5人以内となっています。

そこで、まず1号ではどのような団体から、また2号ではどのような学識を持つ方々を委嘱するものかどうか、そのお考えにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（増田雅男）** それでは、審議会委員の選任区分についてどのように考えているのかとのことですが、公共的団体及び学識経験を有する者についてはどのような団体、またはどのような学識者を委嘱するのかは、現段階においてはまだ決まっていません。本議案成立

をいただいた後に検討し選考する予定でいます。

このような状況でございますので、近隣市の状況について申し上げさせていただきます。

初めに、公共的団体等を代表するものでございますが、商工会、区長会、婦人会、青年会議所、老人クラブ等々でございます。

次に、学識経験を有する者でございますが、選挙管理委員会の委員長、JAの組合長、社会福祉協議会会長、民生委員等々でございます。

以上でございます。

（「結構です。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回別表第1中に「産業医」を加えることにつきましては、労働安全衛生法に基づき、職員の衛生管理のためとし、常時50人以上の労働者を使用する事業所が該当するという内容の説明がございました。市役所におきましては、産業医を複数置く必要が出てくるというふうに思われますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

以上、1点だけお伺いします。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第15号についてお答えいたします。

産業医を置かなければならない事業場は、補足説明でも申し上げましたが労働安全衛生法施行令において、常時50人以上の労働者を使用する事業場と規定されています。当市においては、中央病院を除きますと、本庁、干潟支所、消防の3事業所がこれに該当いたします。海上支所につきましては労働者数としては50人を超えていますが、教育委員会は行政機関でございますので、別組織となり除かれますので支所は対象外となります。

ご質疑の産業医の人員についてでございますが、本議案の成立をいただいた後、各市の選

任状況を参考にしながら、地元医師会等と協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

(「いいです。」の声あり)

○議長(鈴木正道) 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番(神子 功) 議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の一部改正の中で、第29条第4号の次に5号を加えることについてお伺いするものがあります。

5号につきましては、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において喫煙をしないこととなっていますが、現在市長が指定しようとしている区域についてはどのようにお考えでしょうか。また、何か所くらいになるのかも含めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 神子議員の質問についてお答え申し上げます。

まず、本市火災予防条例が改正するに至った経緯を簡単に申し上げながら、本旨回答をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

総務省消防庁におきまして、平成16年10月以降、関係省庁林野火災多発地方公共団体、全国消防長会等で構成する林野火災の有効な低減方策検討会を開催しまして、林野火災の主な原因であります人的失火を抑制し、林野火災を低減させる方策を検討してきました。

その結果としまして、消防庁では平成17年3月28日の林野火災の有効な低減方策検討会報告書において、火災に関する警報の発令中に一定の条件の下、喫煙を制限し出火防止を図ること等とされたことに伴い、消防庁の定める火災予防条例の例の一部が改正されたことに基づき、当市の火災予防条例につきましても第29条の第5号を追加したものです。

当市におきましては、直ちに第29条の第5号を適用して、市長が指定をしなければならないような山林、原野が広大な面積で、連続で存在するような区域は、当市は山間部ではございませんので、現時点では存在しないと考えています。

将来におきまして、本市において指定の必要性が発生した場合について、本条文を適用できることと、それから全国一斉に国の定める火災予防条例の例に基づき、各市町村の火災予防条例を改正するように指導されていますので、どうかご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林一雄議員。

○17番(林 一雄) 議案第22号、財産の取得について伺いをいたします。

今年度予算で小型ポンプ車4台、飯岡方面隊に3台、海上方面隊1台ということで、それと今回のこのタンク車、旭方面隊に1分団1部に配備して計5台の買い換えでございますが、来年度は何台の買い換えを予定しているのか、またどのような理由で買い換えをするのか伺いをいたします。

○議長(鈴木正道) 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(佐藤真一) 林議員のご質問にお答え申し上げます。

平成19年度の更新の関係につきましては、現在いまだ予算要求の原案を作成中でございますので、何台を更新するか決定するに至っていません。ただ、旭、干潟方面隊を除きまして、海上、飯岡方面隊においては更新の必要性のある老朽車両が多くあるのが現状であります。更新の必要性のある消防車両につきましては、海上方面隊3台、飯岡方面隊2台の計5台であります。

なお、更新理由につきましては、排ガス規制によるものと長年の使用による老朽化によるものでございます。排ガス規制車両で15年経過が1台、それと配備後18年から22年経過しています車両が4台ございます。これから財政当局とも協議を重ねながら、分団部の再編を念頭に入れながら優先順位を決めて更新車両台数を決定したいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(鈴木正道) 林一雄議員。

○17番(林 一雄) 合併されまして、今市内にはタンク車が8台、ポンプ車が12台、小型ポンプ車が44台、計64台のポンプを持っているわけでございます。

今、消防長から排ガス規制で買い換えるということがありましたけれども、こうして台数が増えたと小型ポンプの場合には車自体とポンプ自体が別々になっています。それで、排ガス規制といいますと車両の方だと思ふんですけれども、その中で小型ポンプ車のポンプの

部は真空になれば水を吸い上げてくれる、またそれに圧をかけて始動しているわけでございますけれども、これからはそういったポンプ車と車両を区別して購入してはいかがかと私は考えるものであります。また、このポンプ車というのはモデルチェンジをすぐするわけではなく、もし真空にならない場合にはその部品交換でできるかと思っておりますけれども。

以上でありますけれども、再質疑いたします。

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 消防団車両の配備計画につきましては、今までの旧市町、これ統一されていません。ただ各分団の配置の関係で、例えば1、2、3部という分団に部数があった場合に、やはり基幹の部、つまりある部を1分団とします。1分団1部については、やはり火点直近とか、そういう必要性も出てきますから、これからはタンク車、あるいはポンプ車というのは必要になってまいります。ただ、ほかの部についてはどうかということになりますけれども、ほかの2部、3部、あるいは4部あるところもございまして、それについては後方からも水を送る送水隊、こういった意味合いを強く持ちますので、やはり各分団の配置車両については十分これからも検討して、よりよい火災があった時の連携体系がとれるような形をとる必要がございます。

以上でございます。

（「ありがとうございました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第23号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって議案第23号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第23号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（鈴木正道） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出していただき、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9議案は、各常任委員会から3名ずつの委員を選出していただき、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（鈴木正道） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

伊藤鐵議員、神子功議員、向後和夫議員、林一雄議員、明智忠直議員、林俊介議員、日下昭治議員、佐久間茂樹議員、木内欽市議員、柴田徹也議員、滑川公英議員、伊藤房代議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第9号までの9議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は20日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 零時 23 分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（鈴木正道） 日程第 5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。
委員長、林俊介議員、副委員長、向後和夫議員、以上のとおりであります。

◎日程第 6 常任委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 日程第 6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号の 8 議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第17号の 4 議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第20号の 2 議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第13号、議案第24号の 2 議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、26日午後 5 時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 7 常任委員会請願付託

○議長（鈴木正道） 日程第 7、常任委員会請願付託。

今定例会までに提出されました請願は、請願第 4 号、請願第 5 号、請願第 6 号の 3 件であ

ります。配布漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

建設経済常任委員会に、請願第4号、請願第5号、請願第6号の3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、26日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 零時25分

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成18年9月12日(火曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(26名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
23番	鈴 木 正 道	24番	神 子 功
25番	伊 藤 鐵	26番	林 一 哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 助 役 重 田 雅 行

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江 々 崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海 上 支 所 長	木 内 孫兵衛
飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
飯岡荘支配人	野 口 國 男	農 事 務 局 長	小 田 雄 治
		病院經理課長	鐺 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一 事務局次長 石毛 健一

開議 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 嶋 田 哲 純

○議長（鈴木正道） 通告順により、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（9番 嶋田哲純 登壇）

○9番（嶋田哲純） おはようございます。

議席9番の嶋田哲純でございます。

私は、平成18年9月定例議会に当たりまして、新しい旭市の発展と市民が健康で豊かな生活を送れることを願う立場から、2点ほど質問させていただきます。

質問に先立って、新旭市の発足から1年余り経過したばかりでありますから、目下、いろいろな計画作りや諸計画実現のための財源確保など、困難な課題を抱えておりますことは十分承知をいたすところであります。そうした困難性のある中で、多様化する住民ニーズに真剣に応えようとしている市長さんはじめとする執行部の姿勢に対し、深く敬意を表すとともに市政の目標に向かってさらなるご精進を期待するものであります。

新市になって1年余りではありますが、幸いにして道路の破損や水たまりをなくしてくれたということや、道路拡幅のために境界確認があったとか、市長が現場を見に来てくれたと、そういうような声を聞かれるようになりました。このことは、新市になってよかったということを意味するものであると同時に、市民の期待も大きいということでもあります。そうした

声を聞くに付けましても、大きな予算を必要とする事業と比較的少ない予算で改善できるものとはおのずと異なりますが、生活道路の改良については、細心の注意を払いながら積極的に取り組んでいただきますようお願いするものであります。

ところで、質問の第1点目は、国道126号飯岡バイパスから蛇園を通過し、海上支所東側から東総広域農道へのアクセス道路計画についてお伺いをいたします。

この構想については、3月19日、自民党海上支部の総会並びに区長会の席上において、市長のあいさつの中で発表されたところでありますが、その後、計画としてどのように進んでおられるかお伺いするものであります。

この構想が実現いたしますと、飯岡方面から東総広域農道を結ぶ主要な幹線となり、利根かもめ大橋をはじめ、ただいま建設中の銚子第一農道を結び、東庄工業団地から利根川河口堰を経て、鹿島地帯と通ずるものでありますから、画期的な地域改造道路ということになります。単に「飯岡海上アクセス道路」というような小さな呼び方でなく、九十九里浜と利根川を結ぶものでありますから、「九十九里利根川アクセス道路」と言ってもおかしくないほどのものであると思っております。この構想が発表されて以来、海上・蛇園地区においても、大きな期待と同時にいつごろどんなルートで通り抜けるかという不安まじりの関心が高まっております。少なくとも村中の道路拡幅は困難でありますから、海上のバイパス的なルートになれば、生活道路の交通量が緩和され、交通事故防止にもなるわけであります。

したがいまして、現時点では具体的な詳細な計画というわけにはいかないと思いますが、その実施時期と計画ルート、予算規模について事業計画の概要をお伺いするものであります。

第2点でございますが、海上中学校の跡地利用計画についてお伺いいたします。

現在、建設工事の海上中学校が来春に竣工し移転が完了した場合、その跡地がどのようなかということについて、多くの人々が関心を寄せるところであります。答弁によりますと、体育館とコンピュータ室の多目的教室等1棟は取り壊すことなく残されるということでございますが、そうならば、体育館前から北側の部分は体育館等の利用者のために駐車場として必要になるわけですが、プールと運動場部分についてはどのように考えておられるかお伺いするものであります。

まず、プールについてお伺いいたします。

旭市議会第1回定例会の一般質問で木内欽市議員が質問されたわけですが、防火水槽の7基ないし8基分の容量を持つプールとのことでありますけれども、平成7年1月17日の阪神淡路大震災を契機に、旧海上町においては、飯岡駅前集落の住宅密集地を守るため、防火水

槽の確保に取り組んだ経過があります。当然のことながら、中学校のプールを中核として海上広原地区の東西南北に大型貯水槽を配備するというものでありました。その結果、西側には中央公園の入り口に100トンの大型貯水槽を作り、北は飯岡駅前の広場に100トンを敷設しております。さらに東は、蛇園地区区民館の敷地内に100トンを敷設し、中学校敷地内の武道館前に40トン型、同じく中学校敷地内のバックネット裏に40トンを配置して、中継体制を考慮したものであります。このことは、地震災害を想定した場合、当然のことながらライフラインの破壊を考慮に入れて、上水道の消火栓が使用できないことに備えようとしたものであります。防火水槽は、申すまでもなく転ばぬ先のつえであります。また、防火水槽は公共用地や公共施設の敷地でなければ確保が困難でありますから、住宅密集地においてはなかなか理想的な配置は難しいわけであります。幸いにして、飯岡駅前の広原地区においては、中学校がありましたために、プールをはじめとして敷地内の南と北の隅に40トン型を2基配備したというものでございます。プールが取り壊されることなく、防火水槽として活用できるよう要望するものであります。

また、運動場についても同様であります。住宅が密集し、人口の集中地域にあっては、近くに災害時の避難場所が必要であることは申すまでもありません。この中学校周辺は、飯岡駅も近いことから学校に隣接する東側の蛇園地先の住宅化も進み、既に広原東・南区の一部と第二の住宅密集地となりつつあります。そうした状況を考える時、将来的に災害発生時には重要な避難場所であるばかりではなく、未来の貴重な遺産であることは申すまでもありません。また、老人クラブ等からも「ゲートボールやグランドゴルフの場所として残してほしい」という声も出ております。

いずれにしても、住宅地区における公共用地の確保は、将来ますます困難になるわけでありますから、防災目的や高齢者福祉目的としての活用を含めて、この中学校跡地利用については慎重なる検討をされるようお願いするものであります。

そこで、現在、この跡地利用についてどのように考えておられるか、その方針について再度伺いし、私の質問を終わります。

なお、詳細につきましては自席で再質問させていただきます。

○議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、嶋田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、飯岡バイパスから蛇園地区を通して広域農道に抜けるアクセス道路の件でありますけれども、このことにつきましては、6月の議会でも別の議員から質問をいただきました。そして、その時にもお答えをさせていただいたのですけれども、まだ、その後大きな進展をしておりませんものですから、きちんとした話ができるようになった時に皆さん方にこの辺のお話をさせていただきたい、そのように考えております。

私が海上地区を拝見させていただいて、まず、一番問題だろうと思っておりますのは、広原から蛇園地区の排水の問題。この問題は先の補正予算の中でお話を申し上げましたけれども、三川派線の整備をして、根本的な解決からきちんと付けていこうというのがこの排水問題でして、その概略設計については、この間の補正で提案をさせていただきました。

そして、それに次ぐもう一つの道路の問題でありますけれども、この件につきましては、今年度中に概略設計をしたいなど。その議案質疑の中で日下議員からも指摘をされましたように、海上町の時代に作った計画もあるということでございますから、そういったものともしっかりと照合しながら概略設計を立てさせていただいて、そして、それを基に県から国とどういった事業でこれが実施できるのか、きちんとした相談をさせていただいて次の段階に進んでいきたい、そのように考えております。

それから、海上支所から広域農道まででございますけれども、これは担当課の方から報告を受けておりますのは、県の事業として、これは県営のは場整備事業として平成17年度までには竣工してくれる、そのような報告をいただいております。ですから、そこに至るまでをどのような手法で、どのような形で取り組んでいくのか、これからできるだけ市の負担が少なくなるような形で取り組みができるように検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、海上中学校の跡地の利用の問題でありますけれども、議員からご指摘がございましたように、屋内運動場と多目的教室、これは市民の皆さん方にご利用をいただけるような形で残していきたい、そのように考えております。ほかの部分については、校舎等は取り壊すわけでございますけれども、跡地の利用については、今ご指摘いただいたようなことをしっかりと念頭に置いた形で検討をさせていただきたいと思います。

それと、プールでございますけれども、これは水利等の問題もございますから、消防長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤真一） 海上中学校跡地利用に関係してのプールについてお答えを申し上げます。

す。

海上中のプールにつきましては、現在、消防水利として指定してございます。議員が質問の中で申されましたように、その周辺の水利状況としましては、約200メートル以内に耐震性の100トン級の防火水槽が1基、そして、40トン級の防火水槽が4基ございます。そして、さらに北側約280メートル地点には、やはり100トン級の防火水槽がございます。この地区の消防水利の整備状況としましては、他地区から比較しましても大変進んでいると考えております。

また、消火栓としましては、消防水利として認められます管径150ミリメートルの消火栓が東側、北側に存在しておりまして、この地域におけます火災発生に対し、十分なる水量の補給が可能と考えております。

既存のプールにつきましては、現在の位置及び設置の状況からしてみますと、消防車の接近、水利部署が容易ではないため、火災の発生時には水利部署をしやすい周辺の消火栓及び防火水槽に部署してしまいますので、プールについては水量は確かに約375トンほどありまして多いんですけれども、二次的な使用と、そのように考えております。

このプールにつきましては、昭和46年につくられておりまして、耐震性ではなくて地震災害の発生時に消火栓壊滅を補てんできるものではないと。また、プール周辺の整備及びプールの有蓋化がやはり今後使用するためにはどうしても必要になってまいります。仮に、このプールが撤去されましても、この地域における火災防御には大きな影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 市長。

○市長（伊藤忠良） 答弁の中で大変失礼をしました。と申しますのは、県営ほ場整備事業でありますけれども、17年度というお答えをしたようでございますけれども、19年度の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員。

○9番（嶋田哲純） 消防長にもう一度お伺いいたしますが、前回の木内議員の防災の答弁の中で、火災の類焼の拡大を招いたのは、水道管の寸断によりまして消火栓が使用不能ということでございました。それに加えて、耐震性防火水槽、そして自然水利が欠落していたために、延焼拡大を容認することになったということでございます。これは阪神淡路大震災の結果でございます。私はその点を一番心配しているものでございますので、その点もう一

度よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員の再質問に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 確かに議員がおっしゃるように、阪神淡路の場合には、火災の延焼拡大を招いたのは消火栓壊滅であります。そして、やはりそれを補てんするための防火水槽が非常に少なかったと、これは事実であります。

しかしながら、私が今回の海上中の跡地問題のこのプールに関しては、調べましたら昭和46年という非常に古い時期につくられておりまして、耐震性ではないということなんです。ですから、消火栓が壊滅するような地震が発生した場合には、当然のように、これは絶対ということはないと思いますけれども、プールの方もやはり被害が起きてしまうのではないかと、そのように考えたわけでございます。

以上でございます。

（「はい、分かりました。私の再質問は終わります。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（鈴木正道） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

平成18年9月議会一般質問をいたします。旭市定例市議会におきまして、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

5月、6月、7月の日照不足、長梅雨による水稻の生育不良も8月の全国的な高温により、どうにか平年作に近い作況指数になっているという状況でございます。しかしながら、私も東総地域は、水稻の収量が昨年より平均10%から20%も減収だそうです。毎年下がる米価により、収穫の秋を深刻に迎える米作農家です。原油価格の高騰による原材料価格の高騰を販売価格に転嫁できないのが第1次産業、第2次産業だと思います。地方の経済はいまだに平成大不況のやみから抜け出せないのが現状だと思います。何としても元気を取り戻したいものです。そのような観点から7点ほど質問いたします。

1、近隣公立病院の経営統合、日本版IHN構想のその後の経過について。

去る8月29日、東総地域医療圏にIHNをつくるという講演会が行われました。その中で、

講演者の松山先生は「選択と集中、スピードが有効だ」と申されておりました。他市町とのコンセンサスはどのようになっているのでしょうか。市長は、6月議会で慎重に、しかも時間をかけずに決断をしたいと答弁されておりましたのでお聞きしたいと思います。

2点目として、小泉政権のもとで民営化、独立行政法人化、指定管理者制度、PFI、構造改革特区、公共サービス改革法とさまざまな官から民への使用が考案・実践され、我が旭市でも幾つか導入されております。どこの市町村でも自治体が最大のサービス産業の拠点だと思います。6月議会の日下議員の一般質問の中で市長答弁にもありましたが、市長はかねてより保育所、給食センターの民営化を申されておりましたが、その後の進捗状況はいかなもののでしょうか。

市長の議会冒頭での政務報告で、保育所の対応はある程度分かりましたが、また、今度の公共サービス改革法・市場化テスト法は、国から地方自治体まで対象業務は箱物からソフトまでと間口が広いです。1,000以上あると言われる公共サービスの対応は、我が旭市では想定内のことなのでしょうか。

3番目として、旭市の高等学校に普通科の開設を。また、中央病院附属看護学校の定員の拡大を。

千葉県の市では、普通科のない市はないと思います。7万1,000人の市で市内に普通科があれば、農産物の地産地消のように、ささやかですか市内の消費拡大にもつながると考えます。過去にもこのような提案があったように聞いておりますが、市長はいかがお考えでしょうか。

また、旭中央病院は看護師の不足に悩んでおります。過去には定員数が60名あったように記憶しています。市長が先ほどのIHN構想を推進するのであれば、なおさら定員の枠を大幅に広げるような政策をお願いいたします。強く千葉県に働きかけることを切に望んでおります。過去にも諸橋院長は、看護学校の4年制大学化構想をお持ちであったように伺っております。今、すぐに定員拡大しても卒業生の戦力化は3年以上先のことになりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

4番目として、企業立地について。

鎌数工業団地の進出企業を調べてみますと、A地区10社、従業員数596人、B地区16社、642人、C・D地区6社、329人となり、総雇用者数は1,567人となっております。日本が失われた10年とか15年の期間は、特に進出企業が少ないような傾向です。直接の企業誘致担当は千葉県開発公社と聞いていますが、やはり本当は地元が主体ではないのでしょうか。我が旭

市では、今まで誘致担当者が旭市開発公社職員を兼任しておりました。今、優秀な上場企業は、日本回帰を選択しつつあります。このチャンスを生かし、企業誘致専門の班なりプロジェクトチームを編成すべきではないでしょうか。また、企業誘致条例はありますが、企業誘致紹介者に対する報奨金制度はいかがなものでしょうか。市内のみならず、旭市に何らかの関係がある企業・個人に対し、紹介により企業が進出されたら報奨金はいかがなものでしょうか。

5 番目として、消防団の再編について。

旧旭市では、昭和48年以来、団・部の再編はありませんでした。しかるに、30年間以上の間に地域間の人口の増減が顕著になりました。旧3町でも例外ではないと思います。また、一部の消防団員数が20人、15人、10人、6人とばらばらでは、消防団の統率がとれないと思います。また、昼間の火災であれば、出動する消防団員は3分の1、4分の1です。それも、ほとんどが家にいる自営業者です。また、消防団員定員数1,052人の7割近くはサラリーマンが占めております。少子高齢化が進展し、団員の充足がままならないのが現状だと思います。現状の部数では、車庫やポンプ車の更新にも多額の財政資金が必要です。団員数は、旧旭は人口4万人で350人、旧3町は人口3万人で700人でした。また、区——自治会です——区に加入している市民は、1戸当たり2,000円から7,000円前後の年間の消防団費を負担しております。総務省では、合併しても団員数の削減はするなどのことです。合併して首長、三役、議員、農業委員、教育委員等々大幅に削減されましたが、千葉県内でも有数の大人数で消防団はよいのでしょうか。自治消防は絶対必要不可欠です。しかし、合併は押し寄せる少子高齢化を生き残るために、行財政のスリム化・健全化を目指したものだと思います。スピーディーで具体的な再編のシナリオを提示していただきたいと思います。

6 番目として、地域間格差のあるインフラ整備について。

6月の一般質問の答弁でも一番ダブる内容でした。何回かの市民アンケートの調査結果においても、市民の皆様が一番の要望です。道路・排水の問題は先延ばしすべきではないと思います。例えば、水道の普及率の内訳を見ますと、旧旭市が73%、海上78.1%、飯岡80.4%、千潟81.8%です。また、生活道路の舗装は、旧旭は、4メートル以下の道路の舗装は特に地域間格差が顕著です。インフラ整備には大変な財政支出が必要ですが、市民が一番求めていることです。合併の果実を市民に早く提供すべきです。税金を公平に賦課しているのであれば、公平にインフラ整備、特に生活道路、排水、上水道を早く行ってほしいものです。執行部のお考えをお願いいたします。

7番目として、谷丁場遊正線の工法について。

谷丁場遊正線が開通いたしましたして、多くの市民が、また関係者、利用者が便利になったと喜んでおります。6月の定例会での発言内容を確認いたしますと、先に不要土の処分ありという答弁が印象的でした。速やかに工期に間に合う工事方法というのがあったのではないのでしょうか。古い話ですが、海軍航空隊香取基地——今の飛行場です——あそこに飛行場ができたというのは、やはりこの地域で一番地盤が安定化しているからできたものと想定しています。また、昭和40年代に国道126号旭バイパスの工事がありました。その時は、下の方にはやはりプラスチックネットプラス盛り土です。また、昭和54年前後には共和地区に東総広域農道が作成されました。その時もプラスチックネットを張り、その上に盛り土をしています。もちろん地盤は谷丁場よりずっと悪いところです。ネットは、不等沈下防止、今だと盛り土にセメントをミキシングした工法で十分対応できるそうです。工期短縮が最大の名案であったのであれば、なぜわざわざ表土を動かす必要があったのでしょうか。もうちょっと、表土云々より先に工期を検討すべきではなかったのでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、滑川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、近隣公立病院の経営統合という問題でありますけれども、もう既に今さら私からご説明をするまでもなく、この山武・海匝・東総地域、どうやら医療が安心をしているのは、この中央病院を主体とする旭市だけだろう、そのように考えております。実は、きのうも県の方に招かれまして、東総・香取地区でこういった問題の話をしたわけでございますけれども、本当に山武においても香取においても、まだこの周りでは匝瑳市でも銚子市でも、先生方が定着をしてくれないで大変困っている。きのうも実は、銚子市の方から先生方がまた急にやめてしまった。何とかひとつ補充を中央病院の力をかしていただいてなしたいので、ぜひお願いをしたい、そのようなお話もございました。そういった問題を受けて、旭中央病院、市立の病院ではありますけれども、もう既に医療圏人口100万人というような大変大きな地域の基幹病院として皆さん方の信頼をいただいているわけでありまして、そういった面から考えましても、周囲もしっかりと考えながらそういった整備がしたいな。と同時に思いますのは、中央病院に一極集中という形になりますと、中央病院の先生方がとてもじゃないけれ

ども、その重責に耐え切れないということにもなりかねないわけですし、そういったものの解消も周囲の病院と連携をすることによって図っていききたい、そのように考えて今、いろいろな面から検討をさせていただいております。

この東総地域にあっては、3市1町、匠瑳市、旭市、銚子市、それに東庄町が加わって、3市1町で医療連携の協議会を持っております。その協議会で、先日、松山先生をお招きして講演会をしたということでございまして、そういったことでは、もう滑川議員にご指摘をいただいているとおり、もう一日も早くきちんとした形をとりたいなど、そのような思いでいるわけでありまして。そして、さらには、中央病院は基幹病院としてそれに耐えるだけの耐震性等の問題もございまして、そういった面も含めて取り組んでいきたい、そのように考えておりまして、そういった意味では、できるだけ早く一つのきちんとした形がとれるように頑張っていきたい、そのように考えております。

それから、中央病院の方としても、茨城県の南部まで含めた地域の公的病院の連絡協議会を設置して、どうしたらこの地域がしっかりとした医療体系が作れるのか、検討をさせていただいておりますので、いましばらくお時間をちょうだいしたい、そのようにお願いをさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の問題でございましてけれども、ちょうど旭市では、保育所と給食センターの民営化の検討をしているということはお指摘をいただいたとおりでございまして、保育所の問題は、政務報告でもご報告を申し上げましたけれども、干潟の保育所を一つの的に絞りまして、あそこをまず民営化にしてみたいなどということで、保護者の皆さん方にも二度ほど説明会を開かせていただいております。そういった中では、保護者の皆さん方から民営化に対する不満は無いのですけれども、その中で急に全部保育士の先生方を入れ替えたり、そういったことをしないでほしいというようなお願いも出されました。

それから、大阪、あるいは横浜でこの官から民への移行が少し問題になりまして、そういった中で3か月の移行期間では少し短いだろうというような判例もあるわけございまして、市の方ではそういった問題も十分含めさせていただいて、この3か月の移行期間を6か月くらいかけてしたいな、そのように思っております。本来であれば、来年度の4月からこの干潟保育所民営化をしたいという思いで、保護者の皆さん方ともお話し合いを持ったり、いろいろな形でアンケートをとったりしてきているわけでありまして、少し延期をしたいと考えております。1年先送りをして、その期間で6か月ほど間をかけて民営化をしていきたい、そのように考えております。

それから、給食センターの問題でありますけれども、これは、私の少し思い入れがございまして、単純に民営化をするということであれば、そんなに難しい問題では決してないんですけれども、旭市の場合にはいわゆる主幹産業が農業であります。できれば、何でも旭市にあるわけですから、地元の産品をぜひ給食センターに使ってもらいたい。それが一番の願いでございまして、そういった思いを持っているものですから、何年もかけて旧旭市の時から農協にぜひやってくれということをお願いをしまいったわけでありまして、農協の方から新たな固定資産の増加はできないというような理由から、正式にお断りを受けました。最初は給食センターの民営化、それが急に無理ならいわゆるカットセンターを立ち上げて、そういった材料の供給をしてくれないかというお願いもさせていただいたんですけれども、そちらも農協にはお断りを受けました。そういった意味で今度は違った方法で取り組みたい、そのように考えております。

一番思いますのは、できれば農家の皆さん方にも少しメリットを与えることができるように、その農産物の利用方法によっては、いわゆる給食費を払ってくれる皆さん方にも給食費を少し下げてやれるような方法を講じることができるんじゃないのかなと、そんなことを考えているものですから、もう少しこれも検討をさせていただきたいな、そのように思っております。と申しますのは、いわゆるA級品は市場に出してもらって結構だと思うんですけれども、B級品等を使うことによって給食費を下げたという市もあるようですから、そういったものも十分参考にしながらこれに取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、いわゆる公共サービスを民にも開放するというような意味から、民間にできることは民間にということで今度、公共サービスの改革法が7月7日から施行されたようございまして、これは、できるだけ市民の皆さん方に広い、しかも深いサービスを提供する上で、何も官でしなければならないということではないだろうということから、民間にできることは何でも民間にというようなことで、こういったことも国の方でもこれからもまだまだ検討のところがたくさんあるということでございまして、そういったものも十分見ながら進めていきたい。我々が一番考えなければならないのは、いいサービスを安く市民の皆さん方に提供するという事だろうと思いますので、民間の皆さん方に入っていてサービスの充実を図れるということであれば大いに結構なことです。そういったものもどんどん検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、県立高校に普通科ということで市長の考えはということで尋ねられましたものですから、この件に関しては教育長と病院の管理者に答えていただくということであるので

すけれども、私の思いそのものを少し伝えさせていただきたいと思います。

私は、旭農学校に新しい看護科あるいは介護科という科を設置したいということで、旧旭市の時から県の方へ働きかけを行ってきたわけですが、正直言って県の方からはそれに関しては応えることができないという返事が返ってきてしまいました。

そこで、今、この後で管理者の方から答弁があるだろうと思いますけれども、中央病院の看護学科の定員を増やすということでお願いをしていきたいということで、病院の方にこの問題はお願いをさせていただいております。

そして、農学校でありますけれども、これは本当にこの議員方にも旭農の卒業生の皆さん方は大勢おいでになられるわけでありまして、これだけ農業の盛んなところだから、ぜひとも農学校だけは残してもらいたいというのが地域の大きな要望であります。そういったものを受けて、県下で農業高校を名乗っているのは旭農学校1校だけになってしまったわけですから、これをしっかりと残せるような形で、できれば宿舍等も設けて、全国から生徒を集められる形をとっていきたいということで今、考えております。

それから、企業誘致の問題でありますけれども、去る8月22日に、市内にある農協さんも含めまして金融機関6社、それと企業の関係者の皆さん方に集まっていただいて、企業誘致に対するご意見をちょうだいいたしました。その時に、県の都市開発公社にもお越しをいただきまして、そして、開発公社の皆さん方にも中に入ってもらって、一緒になって考えさせていただきたいというお願いもさせていただきました。そして、できるだけそういった大勢の皆さん方のお力をかりながら企業誘致に取り組んでいきたい、そのように考えております。こういった形で経済が少し動いてくれていますから、そんな意味で引き合いはこのところ幾つか見えるんですけれども、なかなかそれが結果に結びついていかないという面もございますから、これからしっかりと大勢の皆さん方のお力を借りながら、きちんとした形で一日も早く工業団地が優良企業でいっぱいになるように取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、企業誘致の紹介者に対する奨励金という問題でありますけれども、この問題は県の土地開発公社では既に実施をいたしております。成立をした時にはお礼を差し上げるという制度ができているようですから、そういったものも見ながら、市の方では今のところ、それに代わるものを考えておりませんが、また、県の方の出方等も拝見させていただきながら検討をさせていただきたい、そのように思います。

それから、消防団の再編の問題も議員のご指摘のとおりでございまして、本来であれば旧

旭市と同じくらいの人数で周りも再編ができたなら大変ありがたいなと思っているわけですが、この問題は、役所の方からこういった形でというわけにはなかなかまいりません。

まず、一つの問題点としては、総務省の方から、災害が起きた時に一番の核になっていただけののが消防団である。そういった組織が弱い所ほど災害が起きた時の対応ができないで苦慮をした。そういった問題をとらえて、消防団員を減らすこと相ならんというお達しが来ております。そういったことに背いて減らした時には、いろいろな補助事業等は認めませんよというような問題もございます。そういったものがまず一つある点。

それから、この消防団の編成というのは、単に市がどうこうというよりも、各区ごとにそれぞれのいろいろな条件を持っているわけでありまして。旧干潟地区ですと、まだ5年くらい前に再編をしたばかり。280人から200人に削減をしたということのようですけれども、それぞれの地区の事情があるものですから、なかなか単純に行政からこうしてくれということだけにはいかないだろう、そのように思います。ただ、消防庫等が傷んできて、それを建て替えたりという問題が出てきた時には、少し区の方ともいろいろ相談をさせていただきたいな、そのように考えております。

それから、確かにサラリーマン、勤め人の方がたくさん多くなって、なかなか日中での火災等が起きた時の消火作業等にいろいろな問題が生じるというようなご指摘もございました。そのとおりだろうと思います。消防団の皆さん方、あるいはOBの皆さん方とも相談をさせていただきながら、そういった時の対策をどうしたらいいのかというような問題も少し検討をさせていただきたい、そのように思います。火災の場合には、火災に応援をしていただいて、万が一にけが等の問題が生じることもあるわけですから、そういった時の補償問題等も十分検討をさせていただきたい、そのように考えております。

あとの面につきましては、担当の方からお答えをさせていただきますけれども、道路の舗装の問題、いつも申し上げているんですけれども、道路の舗装をしてあげるといって、現状のままで道路の舗装をするということでとらえてしまえば、簡単なんですけれども、今の車社会の中であって、車がいわゆるすれ違いもできないというような道路をそのまま舗装にしまいますと、恐らくそれによって、かなり先までその道路の拡幅というのは望めなくなってしまう。そういった面を考えますと、舗装をするような時に、少し皆さん方をお願いをして、セットバックしていただいて、きちんとした道幅を設けておくというのは非常に大事なことだろうと思いますから、そういったものも十分配慮しながら、そして、どう考えて

もセットバックは無理だというようなところに関しては、また新たに対応をしていただく、そういった形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、市長からの答弁もございましたが、私の方から県立高校の再編についてお話ししたいと思います。

中学校卒業生数の減少や進路希望の多様化等に対応いたしまして、千葉県教育委員会が平成14年度に県立高等学校再編計画というものを策定いたしました。現在、第2期のプログラム実施期間中でありまして、東総地域におきましては、19年度に県立銚子高校の共学化、既に17年度に家政科の募集は停止しております。20年度に銚子商業と銚子水産の統合が予定されているところでございます。23年度までの計画期間中に県立高校の15校削減、普通科設置校の17校削減が見込まれておりまして、現状では市内の県立高校への普通科の誘致ということは大変難しいものと思われまます。

今後、23年度以降の中学校卒業生数の推移、それから、東総地域の市立高校、また私立高校の動向をも見きわめていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 看護学校の定員の拡大についてお答えいたします。

旭中央病院附属専門学校は、昭和39年4月に准看護師が入学する2年過程の看護師養成所である旭中央病院附属高等看護学院として、1学年1クラス、定員20名で開校いたしました。その後、定員を昭和44年に5名、45年に15名、48年に10名を増員し、50名といたしました。また、昭和53年には専修学校の認可を受け、57年に一般の高卒者が入学する3年過程を1学年1クラス、定員45名で増設し、59年には39年に開設した2年過程を廃止いたしました。平成3年には定員を5名増員し50名といたしましたが、平成14年に保健婦助産婦看護婦養成所指定規則の改正により、1クラス40名となったものであります。

看護学校を大学に昇格させるという件であります。当時、故諸橋院長が最終的目標としておりましたが、検討しました結果、教授等教員増による人件費増の問題と施設整備等の拡張問題の2点により、断念したと聞いております。

次に、看護学生数の増員の件ですが、現在、平成20年度には1学年2クラス、60名の定員にしたいと考えており、県の指導を仰いでいるところであります。早々に承認を得、これを

実現したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路に関する2点についてお答えいたします。

1点目のインフラ整備につきましては、常に地域バランスを考慮し、格差解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年3月に竣工しました谷丁場遊正線の工法についてのご質問ですけれども、敷網工法等についての提案があったわけでありますけれども、その際には検討いたしませんでした。今後の施工時には、特に時間のない時等については、さまざまな工法を選択肢に加えて検討したい考えです。

以上です。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 再質問させていただきます。

まず、1点目は、県では報奨金制度はできているということなので、その明細をお答え願いたいと思います。

2番目として、消防団の再編についてですけれども、行政だけではいかないと。区とも相談という市長の答弁でございましたが、平成12年度に旧旭市で今と同じようなことを行政に相談いたしましたところ、地元で帰ってやってくれと。地元は行政でやってくれと。それで、実際には何もできないで、そのまま先延ばしです。でも、これは合併したからできるんであって、合併しないままであればそのままで行くかもしれません。でも、やはり行政改革、リストラというのは絶対必要ですから、合併した時に行政が主導権を握って、やはりこういうようにしなくちゃということは絶対やっていただきたいと思いますが、いかがなものでしょ

うか。

もう一つ、3点目として、地域間格差のあるインフラ整備についてでございますが、私はインフラ整備の中でも本当に身近な道路とか下水とか水道について言っていることであって、過去に4メートル、3メートルでも排水路がありますよ、簡易舗装がありますよとなっている所が、7万1,000人の市では、たくさんあるのにもかかわらず4メートル以下ではだめだと、4メートルにしろと。1回反対したところであれば何回も、前回の6月議会でも言っていると思うんですけども、ほとんど反対している所には、職員が重要な所は必ず行きます、そんなに重要でない所はほとんど行きません。それでは半永久的に3.5メートルが、生活道路が舗装にならないですよ。旧3町の中でも3メートルとか2メートル、旧旭市でも2メートルでも3メートルでもなっている所があるから格差があると言っているんです。私は、4メートルだから4メートルにして舗装してくれと言っていることは一つありません。少なくとも3メートルでも、そんなに道路の出入りがなくても、市民が欲しいと言っているのであれば、やはり排水路とか水道とか簡易舗装でも、行政としてそういう恵まれない地域にもやはりプレゼントしていただきたいと言っているわけです。再度答弁をお願いいたします。

それと、最後の遊正線の工法についてですけども、検討しないで、そのまま最初から不要土ありで、どこかへ持っていきますよという、これからやりますよと。では、今回やっていただいた工事は、ちょっとしたミスであっても、例えば上を削ったら700トン、それをどこかへ持って行って、また持ってきたら700トン、要するに1,400トンの土とそれに対する重機代と運賃と土を買った代金と、そういうことで言ったらばらばうな価格になるわけです。国や県から3分の2の予算をいただいていますから、そんなものは旭市としては大したことがないということであればいいんですけど、要するに行政の中で建設課が選択しなかったことについて、そんなに大きい旭市に対する損害を与えるというふうになっているんじゃないでしょうか。その辺のことを十分気をつけていただきたいんです。そうでないと、これからは結果的にミスだったとしても、やはり職員には責任がありません。我々は選挙で落ちたら責任がありません。どこも責任のないままの体質になると思うんです。やはりやったことについては、例えば課長が終わっても、議員が終わっても、やはり責任があって当たり前だと思います。その辺のことを深く考えて、もう一度答弁をお願いします。

以上です。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○**市長（伊藤忠良）** それでは、滑川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

消防団の再編を、合併した時を機に行政主導でやれということでございます。

行政主導でやって物事は簡単にまとまれば、こんないいことはないんですけども、私の方針としては、何をやっても区の方にしっかりとお力添えをいただきながら物を進めているわけですから、この辺も区の方のいろいろなお考えというものを十分に拝聴をさせていただきながら進めさせていただきたい、そのように思います。

それから、次の地域間格差のあるインフラ整備という問題ですけども、これは、私はあくまでも基本的には、すれ違えないような道路をこの車社会の中で作っていくべきではないというのが基本的な考えです。かといって、それがどうしてもできない、可能でないというところに関しては、現状のままで舗装なり排水なりすることにも決して逃げるわけではありませんものですから、その辺十分検討させていただきながら進めていきたい、そのように思います。

それから、谷丁場遊正線の工法で責任をとというような問題もあったわけでありますけれども、あの道路を議員も十分ご承知いただいているものと思いますけれども、急遽、今年度の予算で付けてやるからということで、大急ぎで整備をした問題であります。そういった期間のない問題に、たまたま議員からご指摘をいただいたような工法を市の方では検討ができなかったという問題ですから、この辺はひとつご容赦をいただきたいと思います。次からの機会には、そういった工法もあるということも十分検討課題に入れながら考えていきたい、対応していきたい、そのように思います。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** それでは、ご質問の企業誘致紹介者に対する報奨金制度についてお答えいたします。

千葉県土地開発公社では、進出希望者に関する情報を提供した者に対しまして、分譲または賃貸契約の成立を条件として報酬を支払う制度がございます。条件がございまして、情報を提供できる者としては、宅建業法に定める宅地建物取引業者、これについては個人も含みます。それから、信託業務を行う銀行、それから、建築業法に定める建設業者、建築設計業者、その他情報を提供できる者というものであります。

成約報酬の額でございますが、分譲の場合、分譲代金の３％、これにつきましては消費税

及び地方消費税を含んでおります。ただし、上限につきましては6,000万円までです。賃借の場合、賃料の1か月分というふうになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 消防について、再々質問させていただきたいと思います。

市長は、区と相談と言いますが、私どもは何回も言いますように、区長にしてもどこにしても、自分の部とかそういうのがなくなることについて、どの地域でもすべて不安感を持っていると思うんです。ですから、今までの既得権益は絶対譲れないところだと思うんです。ただ、これは人が足りないとか、お金がかかるとか、それだけではないと思うんです。でも、何回も申しますけれども、行政改革というのは、こういう末端まで必ず行かなくちゃおかしいと思うんです。消防団だけ聖域だよと、部の再編もないよと、6人体制でもいいよと。それはやはり行政が主導権をとって、やはり最初から最後まで主導権をとってやっていただきたいものなので、ぜひ区に任せるということではなく、区とも相談しますと言っていますが、最終的にはやはり行政が責任をとって、主導権をとって再編を速やかにやっていっていただきたいと思いますが。

あと、工法については分かりました。今後とも市民の税金ですべての仕事をするということとありますから、市民を念頭に考えていただいて、小さいところとかそういうことではなくて、もっと7万500人くらいですか、そのためにということを最初に頭に入れた工法なり契約をしていただきたいと思います。

再々質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 十分検討をさせていただいてまいります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（鈴木正道） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。

9月定例会に質問の機会をいただき、大変にありがとうございます。私は、防災について4点、子育て支援について2点、高齢化時代のまちづくりについて2点ほど質問をいたします。

防災についてですが、過日行われました防災訓練、地震・津波を想定した訓練だったようで、興味を持って見ておりましたが、北総台地を抱えた旭市では、千葉県が指定した急傾斜地地域のふもとに住んでいる方々はいらっしゃるのでしょうか。

また、大雨や地震等でのがけ崩れの危険性はあるのでしょうか。

江戸時代の文献には、この九十九里浜一帯では津波が川を上り、10数キロ内陸まで上りまして犠牲者が出たとありましたが、津波・大雨などの時の河川のはんらんは想定しているのでしょうか。

近年、地球温暖化の影響なのではと思いますが、降雨量が多くなっておりますが、県道や市道ですけれども、側溝の定期的な清掃は行われているのでしょうか。

続きまして、少子化対策の一環としてですけれども、子育て支援についてですが、小学校入学時、第3子以上を出産して養育している父母に5万円支給されると伺いました。確認いたしますが、小学校入学時助成金制度はあるのでしょうか。

また、中学校入学時の助成についてはどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、高齢化時代のまちづくりについて質問をいたします。

8月に、中心市街地ににぎわいを取り戻し、歩いて暮らせるまちづくりを推進する改正中心市街地活性化法が施行されましたが、併せて行われました都市計画法の改正で、郊外の大規模開発を抑制し、映画館や大型ショッピングセンターなどの大規模集客施設の建設を原則認めないということになりましたが、飯岡、海上、干潟の各地域の中心街の商店の振興支援はどういったものが行われているのでしょうか。

また、旭地域の中心商店街の活性化にどのように取り組んでいるのでしょうか。駅前の開発計画を含めて伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から防災関係について2点、お答えいたします。

初めに、急傾斜地の関係でございますが、現在、市内には海上、飯岡、干潟の各地域に県

の指定によります急傾斜地崩壊危険区域が11か所ございます。内訳でございますが、海上地区で5か所、32世帯118名、飯岡地区で4か所、17世帯205名、干潟地区で2か所、13世帯48名です。

続いて、津波の関係でございますが、市ではこの10月ころから津波・高潮ハザードマップの作成に入る予定でおります。作成に当たっては、県のデータに基づき、地域住民の方々と十分連携をとって進めてまいる予定ですが、まだ、県からのデータも示されていない状況であります。ご指摘の河川等への津波の影響等については、今後、十分県及び関係機関等と検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤真一） それでは、私の方から急傾斜地における大雨・地震によるがけ崩れの危険性についてお答えを申し上げます。

過去におきまして管内の大雨に関する被害は、集中的な豪雨により大規模な被害のものはありませんが、がけ崩れが数件発生しております。県においても、急傾斜地崩壊危険区域のがけ崩れ対策としまして、砂防工事を現在進めておりますけれども、旭管内における急傾斜地崩壊危険区域においても、今後も大雨・地震によるがけ崩れの危険性は少なからずあると考えております。今後も調査を実施し、危険区域の掌握に努めまして、災害予防の事前対策を講じてまいりたいと思っております。

また、市民の皆さんにおかれましても、危険区域が発見された場合には、市の方へ通報していただければ、市としての対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

急傾斜地崩壊危険区域住民への注意・警戒の呼びかけ等につきましては、気象庁から県北東部へ大雨洪水警報が発令された時に併せましてがけ崩れ警報が発令をされた時、消防としましては、初動体制として管内への急傾斜地崩壊危険区域の世帯へ個々に電話連絡をとっております。

地震における崩壊予知につきましては、現段階ではどの程度の地震が発生するか予知不可能でありまして、これに対する崩壊危険の予測はつきませんけれども、住民への被害情報伝達方法としましては、震度4以上の地震が発生した場合、防災無線を通じまして注意を呼びかけているのが現状であります。

次に、急傾斜地の道路が通行不能な場合の緊急車両の対応策としましては、管内における

急傾斜地崩壊危険区域につきましては、一方向道路が遮断され通行不能となった場合、幸いにもすべてに迂回路が現在存在しておりますのが実情であります。多少遠回りとはなりますけれども、まずこの迂回路を活用して現状に再接近しまして、消防活動をするということになります。

また、迂回路を含め、すべての道路が通行不能となった場合には、救助・救急・救護に必要な資機材等の搬入を含め、人員を投入しての人力を中心とした活動となると思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、側溝の定期的な清掃は行われているかというご質問にお答えいたします。

側溝清掃につきましては、地元周辺環境整備の観点から、各地区の自主性による計画での清掃が原則でありまして、地区住民の皆様のご協力により実施していただいております。

清掃後の汚泥につきましては、区長から事前に道路側溝清掃計画書を提出していただき、市において回収しております。

ご質問の定期的な清掃が行われているかにつきましては、一部区に属していない場所、あるいは民家が張りついていない路線などは、定期的な清掃は行われていない場合がございますが、各区に属している地域の側溝につきましては、汚泥回収の実績から判断すると、市道等の主要路線における清掃活動はおおむね実施されていると思われます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、子育て支援について、小学校入学時に入学祝い金はいくらか、それと、中学校入学時の支援事業についてはというご質問でございますが、少子化が進む中、出産等を奨励し、次代を担う子どもたちの健全育成を図る目的から、第3子以上を養育している父母に対し、小学校入学時に入学祝い金として1世帯に5万円を支給しております。今年度は61世帯、305万円を4月に支給いたしました。

また、ひとり親家庭へは、小・中学校に入学した世帯に5,000円を3月末に支給しております。実績といたしましては104世帯、52万円でございます。

なお、生活保護世帯につきましては、国の基準でございますが、入学準備金として小学校入学時に3万9,500円、中学校入学時に4万6,100円が一時扶助として支給されております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 飯岡、海上、干潟の各地域の中心街の活性化は考えているかと、現在の取り組み状況、今後の活性化策というご質問にお答えします。

活力ある商店街活性化事業への支援としましては、各商店街等が実施するイベント等のソフト事業、売り出しや抽選会等に対しての助成を行っており、この助成については、商業組合へ助成することを予定しております。

また、他の支援策につきましても、環境整備や景観整備事業として商店街が行う街路灯事業などへの助成を行っております。これから迎える少子高齢化時代には、地域に住む住民の皆様にとって、それぞれの地域にある商店街は日常生活においてなくてはならない大事なものと考えておりますので、今後も継続して支援してまいります。

それから、旭地域においても、魅力ある商店街づくり、景観・環境整備を図るための支援策を講じております。空き店舗を活用した「街角ギャラリー銀座」の開設、年末に開催される「スターライトファンタジー」への助成、商店街独自のイベントや宣伝広告、駐車場の借り上げ等の事業に対して支援を行っています。

また、本年4月1日に合併しました新旭商工会の合併の取り組みといたしましても、商業部会では、商業地域拡大に対応する新たな商業振興策を検討しているところであり、今般、各地域の商店街等の集合体として旭市商業振興連合会を立ち上げ、プレミアム付き共通商品券の発行を予定しているところであります。

市といたしましても、新商工会と連携を図りながら、今後も魅力ある商店街づくりに向けて支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 駅前線の事業でございますけれども、最初に整備の目的から申し上げます。

現状は、歩道と車道の区別がなく幅員も狭いことから、朝夕などには歩行者と自動車が錯綜しまして、交通混雑を呈しており、駅前広場も交通ターミナルとしての景観、安全性、利便性、快適性に遅れております。このため、東総の中核都市旭市における公益交流の拠点としまして、それからまた、まちの顔作りとしまして、平成9年度より県の施行により事業を進めてきているところでございます。

まず、駅前広場の事業の内容でございますけれども、計画決定されております3,000平米

の広場内にタクシー、バスの乗降車場、身障者の送迎スペースを設置しまして、バリアフリーを考慮した整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、駅前線につきましては、延長約350メートルございます。現在の幅員は8メートルから16メートルに拡幅いたします。両側に3.5メートルのフラットタイプの歩道を設置しまして、それから、電線類の地中化などの整備を行い、旭駅前地域の都市環境の整備を図ってまいります。

それから、進捗状況でございますけれども、平成18年8月末現在、全体計画面積の約65%の用地を取得してございます。年内には、一部電線類の地中化などの工事に着手する予定でございます。今後も県と連携を図りながら、平成21年度末の事業期間内完成を目指して努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 先ほど私が答弁した中で1点誤りがございましたので、ここで訂正させていただきたいと思っております。

急傾斜地の関係でございますが、飯岡地区が17世帯と申し上げましたが、47世帯の間違いでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、地震について、がけ崩れ等ということでお答えをいただきましたけれども、雨量の方は、どのぐらいの降雨量があった時に避難指示等が出されるのでしょうか。これをちょっとお聞きしたいと思っております。

それと、あと、市内に何本か河川がありますけれども、水門が造られているわけでございますけれども、津波が発生した時にそれらの水門というのは閉じるのか、それともあけるのでしょうか。それによってはまた被害の状況も変わってきますので、教えていただきたいと思います。

それと、市内を通る県道の方はどのようなふうに、定期的に行っているのでしょうか。それも重ねてお答えをお願いいたします。

それと、子育て支援ですけれども、出産育児支援は助成があるんですけれども、小学校は10月から児童手当が支給されますけれども、中学校入学時、これはぜひ考えていただきたいと思いますのであります。ちなみに、校内で着ているジャージなどの運動着、上履きなどは、どのぐらいかかるものなのでしょうか。5校平均でいいのでよろしく願いいたします。

それと、あと、高齢化時代のまちづくりということで法律が施行されたばかりなんですけれども、優遇措置とかそういったものは検討されて、これから取り組みをしていく段階だと思いますけれども、今の旭市、また地域の商店街の活性化、これのビジョンというものをしっかりと作り上げていただきたいと、このように思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） がけ崩れ等の避難勧告あるいは命令がどの時点で出されるのかということですが、過去のがけ崩れ、管内におけるがけ崩れの時は、雨量の関係では10分間に約14ミリから16ミリ以上、そして、1時間に50ミリ以上の集中豪雨があった時に、約7時間後にがけ崩れが発生しております。ただ、ここで問題になるのは、警報が出されて、雨が降り始めて、ただ単純に何ミリ降ったからということでなかなか決められるものではないと思います。やはりこの判断材料は、これら雨量のほかに大雨が降り始める前の今までどの程度の降雨量があったかと、そしてさらに、その地質といいますか、そういったものもやはり勘案して決める必要があると思います。ですから、大雨が降り始める前の雨量、そして現在降った雨量、そういったもの、それから地質の関係、これら総体を含めてやはり避難勧告・命令を出す必要があると思います。

ただ、過去によその自治体では、この避難勧告・命令がなかなか遅かったりが非常に多いんです。ということは、この命令を出した後も何もなかったというのを非常に恐れるわけなんです。それで、実際に出すのが遅れた例がありますから、やはりこういうデータ等を十分検討して、やはり防災会議を開いた時に、後に誤りのないような避難勧告の時期、それをとるよう心がけていきたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 津波の際の水門の件でございます。

これはいろいろなケースがあろうかと思いますが、原則として閉めるというふうに聞いております。新川を例にとりますと、連絡体制は河川管理者である千葉県が判断をしまして、水門管理者である干潟土地改良区で遠隔操作をすると、こうです。

以上です。

○議長（鈴木正道） 環境課長。

○**環境課長（小長谷 博）** 県道につきまして定期的に行われているかということでございますけれども、県道・国道につきましては、管理が海匠地域整備センター、県でございますので、そちらに申し込んでいただきまして、県の方で調査の上、優先順位の高い順に予算の範囲内で清掃から改修まで、業者委託も発注してやっているようでございます。

以上でございます。

○**議長（鈴木正道）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（多田清司）** 中学入学時に係る諸費用はどのくらいかというご質問でございますけれども、若干の差はございますが、体育の授業等に使用するジャージの上下、それからその下に着る体操服、それから、やはり体育の時間に使いますハーフパンツ、それから上履きの平均合計金額は、1万5,975円というふうになっております。

以上でございます。

○**議長（鈴木正道）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 中心市街地活性化法の改正の趣旨でございますが、これはあくまでも新規立地という部分の中で考えておりますので、既存店舗に対しての法規制が及ぶものではないと思います。

それから、活性化ビジョンを作っていかなければというお話がございました。今回、商工会の中に活性化ビジョン策定研究会というものが設置されましたので、市としても先ほど申し上げましたが、商工会と連携を図りながら、さまざまな角度から活性化策を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 伊藤保議員。

○**1番（伊藤 保）** 津波・高潮ハザードマップを旭市としてもこの18年度に作成予定ということになっておりますけれども、伊藤房代議員が言われた河川のはんらんハザードマップ、洪水ハザードマップ、これについては作成していないということでございました。津波の上ってくるものと大雨の洪水の時のものと、種類は違いますけれども、これは同じようなものでございます。ですので、この河川のはんらんマップ、これをぜひ市として作っていただけたらと思います。この最悪の状況を考えて被害を軽く済ませていかなければならないと、このように思いますのでよろしくお願いします。

次に、中学校の入学時の件でございますが、今、1万5,975円、これが校内で着るものでございます。それに制服、男子ですけれども、これが3万3,000円かかります。それから、

シャツ1,600円、シューズが約3,000円。それと、自転車が1万7,000円ぐらいかかります。通学バックが7,000円ぐらいかかります。そうすると、6万1,600円ぐらいの出費が出るわけでございます。女子に限っては、セーラー服、冬用が3万2,000円ぐらいかかります。それから、夏の長袖のセーラー服ですけれども、これが平均2万7,000円、シューズについてはやはり3,000円ぐらいかかります。自転車と合わせると8万6,000円かかるわけでございます。全部で総合すると男子が7万8,000円ぐらい、女子が10万3,000円ぐらいかかってしまうわけでございます。

そういう中で、第1子または第2子が高校に入ることになって、次の第2子、第3子が中学に同時期に入学をすると、これが約30万円ぐらいになってしまうわけでございます。ですので、この助成をしっかりと検討していただいて、何とか実施していただけないものでしょうか。こういうお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、中学の入学時に非常にお金がかかる、あるいはまた高校時にはそれに増したお金がかかる、そういったことに対する助成をという今、伊藤議員からのご質問でございました。本当にこれからの少子化対策の中で、そういった子どもの子育てにかかる費用をどのように軽減をしてやるかというのは非常に大きな問題だろう、そのように思います。これからどの辺までできるのか、大いに前向きな姿勢で検討をさせていただきたいと思っておりますので、また議員方の方からも、こういったふうにやったらいいだろうというようなご意見等ございましたら、市の方へもどんどんひとつ寄せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 河川のはんらんと先ほどハザードマップの話がありましたけれども、この旭市の河川等のはんらんというのはそもそも想定しておりません。でも、防災計画等で体制としては想定しておりまして、どう動くかということを決めてあるわけです。

ですので、そのハザードマップを決めるというよりも、あくまでも防災計画等でその体制を作って、いろいろな想定をして大雨の時等に備えたいというふうにしたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 0分

○副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（高木武雄） 伊藤房代議員、ご登壇をお願いします。

（4番 伊藤房代 登壇）

○4番（伊藤房代） 平成18年9月定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。まず、1点目、防災、防犯について。2点目、安全対策について。3点目、用水路、排水路の問題についての提案。4点目、河川の整備について質問いたします。

まず、1点目、防災、防犯について質問いたします。

（1）防災について。

近年、日本各地で自然災害による被害が頻発していますが、被災地における多様なニーズやきめ細やかな防災対策を図る上で、災害ボランティア活動は重要な役割を占めています。総務省では、地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心・安全を構築するため、自主防災組織等を核に地域のさまざまな団体が広域に連携し防災・防犯活動を行う、地域安心・安全ステーション整備モデル事業を平成16年度から実施しています。平成16年度に15団体、平成17年度に100団体がモデル事業実施団体選ばれ、防災・防犯活動の先進的な取り組みを行っています。旭市として、参加団体の登録はあるのでしょうか。

被災地に集まってくれた災害ボランティアが気持ちよく活動し、また被災地は気持ちよく災害ボランティアを受け入れるためには、相互の意思疎通を図り、被災地の自主防災組織や自治会とがうまく連携することが大事だと考えます。災害時における連携は、消防団との

間ではどのように連絡をとり合っているのでしょうか。

防災訓練が1年に一度行われていますが、この地域・自治体の役員並びにボランティアのメンバー等各自治体が混乱なく受け入れる仕組みをいかに構築していくのか、平時の取り組みが重要だと考えますが、参加を促しているのでしょうか。

（２）防犯について。

8月25日、千葉県旭市の男性26歳が、東京都江東区の都営地下鉄森下駅の通路で、帰宅途中の川崎市の女性27歳を両肩をつかんで地下通路の壁に押し付け、スカートに手を入れて下半身をさわった疑い。そこへ偶然近くを歩いていた大相撲力士2人に取り押さえられ、警視庁深川署に強制わいせつ容疑で現行犯逮捕されたと新聞に載っていました。

また、北海道稚内市で、病院パート職員の女性46歳が自宅で刺し殺された事件で、長男16歳が仲のよい友人15歳に30万円を支払うと持ちかけて殺害を依頼していた。実際には金は支払われておらず、動機は不明だが友人に金銭で母親の殺害を依頼するという異常な事件に、捜査関係者も戸惑いを見せている。

また、埼玉県吉川市では、13歳の少年が自宅に火をつけ、全焼させた事件がありました。少年は、「父親から生活態度を叱られたり、夏休みの宿題をやれと言われてたりした。母親の態度も冷たかった」などと両親への不満を漏らし、「家が燃えてなくなれば、両親が困るだろうと思った」と話しているという。

旭市では、地域全体が目配り、気配りをして防犯パトロールに力を入れ、安心で明るい旭市を目指していきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2、安全対策について。

（１）プールの点検について。

埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて、小学2年生の女儿が給水口に吸い込まれ、死亡した事故がありました。給水口には固定するためにはボルトでとめるとか、万全な管理をするべきであるのに対して、針金でとめているだけというずさんな補修にした上、その針金が外れて、給水口のふたが外れていた事故がありました。

千葉県では、1,266校中18校でプール底の給水口のふたが溝をかみ合わせるだけでボルトでは固定されていなかった。また、183校で吸い込み防止のための金具を設置していなかったことが発覚しました。

旭市におきましては、その後、点検をされたのでしょうか。その報告はどうなっているのでしょうか。また、不備なところはどのように手を打っているのか質問します。

(2) 先日、福岡県の市職員が酒気帯び運転にて幼児3名を死亡させた。その職員は、まず居酒屋で酒を飲み、その後、スナックでまた酒を飲み、友人と車を運転し、話をしながら前の車に気づかず追突したと供述していました。

我が旭市、また千葉県は全国交通事故死者数7月末現在、ワースト2番とされています。東京では民間の駐車監視員も設置され、事故防止のために民間委託をして事故が大変減ったと聞いています。我が旭市は、産業道路や農道があり、車も頻繁に走っています。交通事故防止のために嚴重に取り締まり、酒気帯び運転、スピード違反、また交通マナーにも力を入れ、安心・安全な対策をどのようにしているのか質問します。

3、用水路、排水路の問題についての提案。

7月16日、旭市泉川農業用水路で、タイ国籍の4歳の幼児が用水路に転落して死亡したということでした。その用水路は、幅約5メートル、水深1メートル70センチあります。一部ガードレールが設置されているのですが、幼児の転落した所にはガードレールがない所でした。全域にガードレールを設置することを提案します。

(2) 次に、旭市萬力地先主要地方道佐原椿海線沿いの排水路において、北から南へ流れるべき水が流れなく、古城駐在所付近一帯で雨が降るたびに排水路の水がはんらんし、家の庭の方にも水が浸水し、通学路上にも水があふれて大変危険な状態なので、排水路の改修工事を要望します。

4、河川の整備について。

(1) 平成16年12月定例会において、以前一般質問させていただきましたが、駒込橋の河川の堤防について、土のうを積んで崩れた箇所を整備されました。今年の3月に北側の部分の河川について建設課にお願いをしていましたが、いまだ県からの答えがなく、何の変化もない状況ですが、既に堤防が波打って崩れている状況です。早く改修工事をしなければ、川が増水した時に歩道が崩れる可能性があります。早急に改修工事が必要と考えます。天井側なので、民家に被害が起きるのは目に見えて分かります。早急な改修工事を提案します。

以上で質問を終わります。

○副議長(高木武雄) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(増田雅男) それでは、私の方から防災、防犯と、それから交通安全対策についてお答えいたします。

初めに、総務省消防庁が公募事業として取り組んでおります、地域安心・安全ステーショ

ン整備モデル事業についてでございますが、現在まで18年分を加え、全国で218団体が選定されております。千葉県内では鎌ヶ谷市の1団体が選定されております。

ご質問の旭市の関係でございますが、選定団体はございません。なお、公募に当たりましては、消防団、警察、農協、PTA等々が連携をして、一つの団体としてこのモデル事業に応募することになります。今後は、応募に当たりましては、関係団体等と協議しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、次に、防災訓練時、ボランティア等に参加を促しているのかとのことですが、本年度実施しました訓練にも、市内のボーイスカウトや日赤奉仕団等の皆さんに参加していただきました。以前からも声をかけて参加していただいているところではございます。また、区長会にも参加していただいております。災害時における区長会との連携は不可欠であり、さらなる連携に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後も、多くのボランティア団体の皆様方に防災訓練への参加をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、防犯パトロールのさらなる強化とのことですが、ご存じのように現在、市では防犯指導員の方々により毎週、青色回転灯を装備した車両で防犯パトロールを本年4月から実施しております。さらに、青少年センターにおいても実施しております。特に、夏休み期間中は駅や公園、さらには海岸地域等を重点的に実施したところであります。

また、エンジョイパトロール隊員等市内9団体1,104名の方々や各地区の老人クラブの皆様方に、子どもたちの登下校時に学区内のパトロールや自宅前での見回り活動等、学校や地域が一体となつての防犯活動に取り組んでいるところであります。

さらに、来月中には青色回転灯を装備したパトロール車1台を新たに配備する予定であります。これによりパトロール車も3台となりますので、これらを有効に活用しながら今後も一層の防犯体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策の取り組みについてですが、現在、市としては交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、防災無線や広報での広報活動、それからシートベルトの着用及びスピードの減速を促すため、飯岡バイパス歩道橋に横断幕を設置、また、春夏秋冬の交通安全運動期間中には、警察署と連携し、シートベルト着用推進を図るため街頭キャンペーンを、さらに、警察署交通指導員と共同して交通安全教室、自転車教室等各種の事業を実施しているところであります。

また、警察署としても、飲酒運転、スピード違反、シートベルトの交通取り締まりを重点

的に実施しております。特に飲酒運転については、繁華街など短い時間を移動しながら取り締まるミニ検問や、赤色灯をつけての巡回を強化しております。なお、県警は毎月1日から飲酒運転取り締まり強化月間をスタートさせました。

今後も、警察署及び関係団体等と連携をとりながら、交通安全対策を実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（高木武雄） 消防長。

○消防長（佐藤真一） 災害時におけるボランティアと消防団との連携についてお答え申し上げます。

災害時においてボランティアと消防団の連携はどのようになっているかということでございますが、過去、当市におきましては、平成10年8月16日に発生しました飯岡地区海岸における重油漂着時にボランティアの災害活動がなされたことがありましたが、油の漂着による災害であり、この時は消防団との連携はなかったように記憶しております。

消防団とボランティアの災害時における基本的活動は、消防団は災害発生初期の対応が主でありまして、ボランティアは災害終息後、被害者自立のための支援活動が主となりまして、活動の時期に双方で差があると考えております。

当市における現段階での災害時の消防団とボランティアの連携活動につきましては、具体的な計画は策定されておられませんけれども、消防活動とボランティア活動が連携できるものも一つほどあるんです。例えば、当市において災害が発生した場合、消防本部としましては被災者救援として必ず応急救護所を設置いたします。そして、応急手当、救護活動を実施することになりますけれども、この場合、応急手当等の技術を持つグループがボランティアとして参加していただければ、消防との連携活動も可能となってまいります。

以上のことから、災害終息後における消防機関とボランティアの連携活動については、当市の防災計画の中のボランティア協力計画に反映させるべく、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） プールの点検についてお答えいたします。

学校プール並びに飯岡海浜プールの安全対策についてですが、まず、学校のプールから申し上げますと、学校プールにつきましてはプール開きをする前の安全点検、危険箇所の修繕、

教職員へのプール指導などの安全対策のもとに事故防止の徹底を図っております。

平成18年7月31日の埼玉県ふじみ野市の事故を受けまして、8月1日付で文部科学省からの通知がございましたので、この通知に基づきまして学校プールの調査結果を県に報告したところです。その結果ですが、20校中13校で不備な箇所が見つかりました。具体的に申し上げますと、排水口のふたがねじ、ボルト等で固定されていない学校が4校、その中にある排水管の吸い込み防止金具が付いていない学校が11校確認されました。学校プールの排水管の口径は10センチ以下ですので、体全体が吸い込まれるというようなことはありませんけれども、万全を期しまして教育長名で不備のあったプールのすべてを使用中止にしました。これら13校の不備な箇所につきましては、改修工事を実施しまして安全対策に万全を期していくつもりでございます。

次に、飯岡の海浜プールについて申し上げますと、調査した結果、大人用、子ども用の二つのプールの排水口のふたはボルトで固定されておったのですけれども、その中にある排水管に吸い込み防止金具が設置されていないことが判明いたしました。この吸い込み防止金具の設置工事を行いまして、また監視員として専門のライフセーバー5名を常時配置しまして、プールにおける安全確保をしているところでございます。

以上です。

○副議長（高木武雄） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 初めに、用水路、排水路問題の2点についてお答えいたします。

1点目、泉川地先の水路全域にガードレール設置の件でございますけれども、これは水路管理者であります大利根土地改良区にその後の安全対策について照会いたしました。土地改良区は、千葉県と警察の指導によりまして啓発看板を管内に設置しまして、事故の再発防止に努めると言っております。さらに、ガードレール等の防護策につきましても、予定していますかというふうに尋ねてはいるんですけれども、事故のあった念仏川だけでも3キロメートルの両岸だということで、極めて難しいとの回答でございました。

それから、2点目の古城駐在所東わきの水路改修の件でございます。

根本的には流末側の水路の改修、または山側から流れてくる上流側の分水施設を設けるとか、そういったことが考えられるわけですが、とにかく現在、隣接する県道の管理者である千葉県や土地改良区と相談しているところでございます。いずれにしてもかなりの工事費用を要するという問題があります。市としても、昨年暮れと今月また堆積している泥土のしゅんせつ作業を実施したわけですが、なかなかその改善には至らないと。

いずれにしても、排水路整備につきましては、市内全域を見て計画的に進めているところですので、この排水路につきましてもさらに研究させていただきたいと思います。

次に、新川駒込橋の下流、右岸堤防が崩れているという関係なんですけれども、これは今年3月、伊藤議員さんから崩れているよということの通報をいただきまして、即、千葉県には連絡してございます。その後も何度も尋ねてはいるんですけれども、たまたま揚水時期であったということでありましたので、なかなか改修はできなかったということです。とにかく本件につきましては、近いうちに県は工事をするとっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高木武雄） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ご答弁をいただき、ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。

旭市萬力地先の古城駐在所付近一帯が本当に雨が降るたびに排水路がはんらんして、地域住民が困っている。本当に問題ですけれども、対策として先ほども建設課長がおっしゃいましたけれども、昨年の12月と今年度9月、昨日私も現場を見てまいりましたけれども、排水路の底の泥をとっていただきましたが、本当に流れをよくするため、泥をとり過ぎると道路の崩れる危険があるということですので、やはりこれからまた県と相談していただいて、根本的な解決には排水路の改修工事が必要と考えますので、どうか早急に改修工事を要望して私の質問を終わります。

○副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） そのように努めさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

（「ありがとうございました。」の声あり）

○副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 日 下 昭 治

○副議長（高木武雄） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

○13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。

質問者も5人目ということでございまして、若干お疲れのことと思いますが、しばらくお付き合い願いたいと思います。

去る6日には、皇室では秋篠宮様以来41年ぶりのご親王が誕生され、日本中が沸き返ったところです。ご親王の誕生により、政府が準備していた皇室典範改正法案も国会の提出は見送られることになるようですが、皇位継承順位についてはまだまだ議論を残すこととしていますが、秋篠宮妃紀子様のご出産により、ベビー市場をはじめとする経済効果が1,500億円ぐらいあるのではと期待されていますし、長く続いてきました少子化にも歯止めがかかるのではと期待されています。私としても、ぜひそうなってほしいと思う一人です。

最初の質問事項、滝のさと自然公園内に設置された風力発電施設について行います。

まず、冒頭申し上げさせていただきますことは、公園内にできるということを知ることができなかったことです。そのことについては、17年6月1日に契約されているわけですが、旧海上町の時、我々議員誰一人として知らなかったことだと思います。本来なら、執行部に対して説明を求める必要があったのかと思いますが、知り得ないうちの契約とはいえ、私をはじめ海上町議会16名の勉強不足だったのではと反省するところです。今、完成された風車を見て、公園内の設置であり、市としての携わりはどうなっているのかをはじめ、市民からいろいろ聞かれることがありますので、正しく伝えることが責務と思い何うものですので、よろしくお願いしたいと思います。

環境に優しいエネルギーとして、風力発電は世界的にも大きな注目を浴びていることは皆さんもご存じのことと思います。国内でもウィンドファームと言われる集合型の風力発電施設が全国各地で建設されているようです。近くでは、銚子市や茨城県神栖市などがあります。本市の中にも飯岡地区にあり、旧飯岡町では光と風をテーマとしたまちづくりのイメージづくりをされたと伺っています。

ただ、今まで建設されてきた施設は、ほとんどが企業先導型の営利活動の一環としてやられたと聞いています。このたび、滝のさと自然公園内の一部に建設された風力発電施設は、非営利法人である有限責任中間法人うなかみ市民風力発電が事業主体となって建設されています。営利を目的としない有限責任中間法人とは、初めて耳にすることであり、どのような法人組織なのかと思いましたが、平成14年4月に施行された新しい法人形態であり、株式会社と社団法人の中間的な性格を持つ非営利法人で、地方公共団体と同率の新エネルギー導入促進補助制度が適用される法人組織であるということです。

今回の建設事業は、国庫補助を受け、受けた残りは株式会社自然エネルギー市民ファンド

を窓口として、募集した出資金を借り入れて建設資金に充当されているそうです。今回の募集は、「市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合」として1,720口、1口50万円、総額8億6,000万円の出資の発行があったそうですが、旭市においては5件の契約であったそうです。敷地としては、滝のさと自然公園を約450平方メートル、ほか公園緑地、道路等の貸付占用計画を結ばれているわけですので、特には地域、また市に何か期待できることがあるかと思われます。

そこで何点か伺います。

まず、1点目としまして、市民風力発電施設を滝のさと自然公園内に設置するに至った経緯と契約内容について伺います。

2点目として、事業主体は有限責任中間法人うなかみ風力発電であり、この法人としては自然エネルギーを地域のために生かせるとしていますが、市としては地域住民にどれだけ生かしていただけるものと期待しているのか。

3点目として、市として都市と農村、消費者と生産者の交流することのできる事業を現在、進められていますが、それら事業とパートナーシップを築けるものと期待できるか。

4点目として、今後さらに、旭市ウィンドファーム事業として発電規模2,000キロワット、5基の計画を2008年に運転開始予定であると伺っていますが、市に関係する事項に関して現在、協議をされているかの報告を求めます。

5点目としまして、11月にオープニングイベントが計画されているようであるが、その際、市に後援等の依頼があった場合は引き受けられる考えがあるのかを伺います。

次の質問事項、農用地利用計画について伺います。

現在施行されている農業振興地域計画は、旧市町が昭和45年から49年にかけて計画の策定されたものを旧旭市が昭和62年3月に、旧干潟町が平成7年2月に、旧飯岡町が平成11年5月に、旧海上町が平成14年10月に見直し・変更し、今日に至っているものと思われます。見直しの目的としては、旧旭市の計画と旧海上町の計画では20年近くズレが生じてきているため、あるいは農用地の利用実態も大幅に変わってきているための見直しの計画がされるものと考えます。旭市は、千葉県北東部に位置し、すべての地域が県と千葉市より60キロ圏、また都心より100キロ圏内にあって、総面積約130平方キロメートル、その中には干潟八万石と言われる房総半島屈指の穀倉地帯や、丘陵地帯である北総台地に広大な農地を有していますが、平均気温15度と気候は温暖であり、施設園芸、畜産、稲作、露地野菜などが盛んに行われており、平成16年農業総生産額403億3,000万円、県下トップを誇る農業生産地帯であって、首

都圏の食料基地ともなっていますが、農業を取り巻く実態は高齢化が顕著であり、農家戸数も年々減少していくものと考えられます。

しかしながら、本市は農業を基幹産業としており、後継者育成対策や収獲農家育成対策を実施することによって、農業という第一次産業を柱とした産業振興を図られていくものと考えますが、そこで何点か伺います。

まず、1点目、農用地利用計画の見直しのスケジュールについて。外部委託等もあると考えられますが、その辺の現時点での計画を報告いただきたいと思います。

2点目として、農業を振興する上において大事なことは、農業を担うべき者、いわゆる後継者の育成確保であろうと思いますが、今回の見直し計画ではどのように考えられていかれるのかを伺うものです。

3点目として、後継者の確保同様、農業従事者が安定して就業できるような農業形態を促進すべきと考えますが、それらに対する方針も伺います。

4点目として、農業を安定して就業する上においては、道路等生活環境施設も不可欠になると思います。それらの整備計画をどう考えられていくのかを伺います。

5点目としての質問については、旭市全域を網羅してとはいきませんが、私の身近な地区のことになってしまいますがお願いしたいと思います。

旧海上町の農業振興地域整備計画は、平成14年に見直しされており、年数もまだ幾らもたっていないので大幅な改正はないものと思われますが、14年の見直しに際して、集落内の点在あるいは隣接する農地について、農振の除外をすべきではないかという機運もあったよう記憶しておりますが、今回の見直し計画においては、それらの事例等に対しての考え方、また今後地域、地区より除外すべき旨の要望等があった場合の取り扱いについて伺います。

最後の質問事項として、天然ガス千葉～鹿島ラインの建設計画について伺います。

天然ガス千葉～鹿島ラインの建設計画については、将来の旭市の発展や市民生活にも大変関係すると思われますのでお尋ねします。皆さんご存じのとおり天然ガスは、近年、環境への負荷意識が高まりつつある中で、環境に優しく安定供給性に優れた21世紀のエネルギーとして着目されております。旭市においては、昭和36年ごろ、いち早く天然ガスを導入されましたが、平成2年4月ごろまでに市営で都市ガス事業を行っていましたが、市内の大手ガス会社に譲渡され、その後、天然ガスの利用者が増加し、現在2,295世帯に安定供給されていると聞いております。今、叫ばれている民営化の成功例の一つであると思います。また、以前から都市生活の生命線は、水道、電気、ガスの供給施設をライフラインと言うように、

完全に公共性を獲得しているのも紛れもない事実でございます。

このようなことから、東京ガス株式会社の2006、2010年度グループ中期経営計画によれば、広域エリアへの天然ガス普及拡大の実現のため、千葉～鹿島ラインを新設するとともに、一部区間については先行工事に着手し、これらに関連する安定供給基盤の拡充のため、導管ネットワークへの投資も行うとしております。千葉～鹿島ラインは、千葉県北東部地域及び茨城県東南部地域における天然ガスの普及促進を目的として建設されるものです。これらの地域では、天然ガスのインフラがまだ整備されておらず、クリーンで省エネを推進する上で最も有効な天然ガスの導入を望む声が高まっていることから、普及促進を目的として建設されるとされています。

東京ガスは、この要望に応え、ルート沿線の工業団地や一般ガス事業者をはじめ、鹿島臨海工業地帯の産業用までを視野に入れ、より多くの天然ガスを利用してもらうため、今回新たに千葉市、神栖市までを結ぶ高压ガスパイプライン、千葉～鹿島ラインを計画したとしています。建設概要については、工事延長約80キロメートル、管径60センチメートル、材質鋼管、工事期間2006年から2010年、総工事額約260億円となっているようです。

そこで、それらを踏まえてお尋ねいたします。

1点目として、天然ガスは、その特性等から世界が注目する21世紀のエネルギーであると思うが、かつて旧旭市で市営事業として行っていた経緯もありますので、市として天然ガスの活用をどのように考えられているのかを伺います。

2点目として、市の何課が担当するかは分かりませんが、既に八街市などの一部では着工されている地域もあり、民間事業とはいえこれほど大きな事業についてなぜ議会にはいまだ説明が無いのか。また、関係地区への説明会は行われるのかを伺います。

3点目として、この計画書によれば、パイプラインが大変長い区間市内を通り、道路等の公共施設に大変な影響があると思うが、詳しいルートについて報告をいただきたいと思います。

4点目として、この東京ガスの計画書によれば、ルート沿線の工業団地や一般ガス事業者などの要望に応え、より多くの天然ガスを利用していただくために計画したとなっていますが、鎌数工業団地やさくら台工業団地への天然ガスの供給等については、市としてどのように考えられているのか。また、市は、市内に天然ガスを供給してくれという事業者と、この計画に関する話し合いをどのように行っているのかを伺います。

最後に、この計画は、市の各種計画や市民生活に影響を及ぼすことはないのか。また、計

画に対して反対するような声が出た場合としての市の対応を伺います。

以上、1回目の質問を行いました。再質問については自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

海上支所長。

○海上支所長（木内孫兵衛） それでは、市民風力発電施設の活用方針についての施設設置の経緯と契約の内容につきましてお答えをいたします。

施設設置の経緯でございますが、平成17年2月23日に、旧海上町へ特定非営利活動法人北海道グリーンファンドから、風力発電事業計画書の提出及び事業への協力依頼がありました。その内容は、1点目、事業主体は中間法人を設立して実施する予定であること。2点目、地域新エネルギー投入促進対策費補助金の申請を予定していること。3点目、滝のさと自然公園内に風力発電施設を設置したいというものでありました。

このような状況の中で、旧海上町では、平成17年3月10日に、周辺環境への影響に関する調査の実施を条件に同意いたしました。平成17年5月12日には、有限責任中間法人うなかみ市民風力発電から法人の設立及び地域新エネルギー投入促進対策費補助金交付申請書を提出した旨の報告がありました。

次に、契約の内容ですが、平成17年6月1日に旧海上町と有限責任中間法人うなかみ市民風力発電との間で、賃貸借土地は岩井字安町1067番1ほか2筆、面積は348平方メートル、賃貸借料は年額5万2,896円、賃貸借期間は平成38年3月31日まで等々の内容とする土地の賃貸借契約を締結いたしました。

以上です。

○副議長（高木武雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、市民風力発電施設の関連質問にお答えいたします。

ご質問の地域への還元、地域交流については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

風力発電施設の事業主体は、有限責任中間法人うなかみ市民風力発電であります。当該法人は非営利法人でありますので、その設立された趣旨に沿って地域に貢献すべきものと考えております。具体的には、地域交流事業として市民参加の音楽祭などを計画したり、市内の小・中学生を対象とした地球温暖化対策への取り組みの一環となる新エネルギーの普及啓発活動を行いたいと聞いております。

次に、今後の計画であります。今後の計画につきましては事業者から具体的な説明があった段階で判断していきたいと考えております。

最後に、11月のオープニングについてでございますが、11月のオープニングイベント内容としては、全国の出資者の参加による地域との交流会を開催するとともに、地域産品の販路の拡大のための即売会、新エネルギーの普及啓発活動、音楽祭などを実施する予定であると聞いております。

なお、後援につきましては、当該イベントに市内の小・中学生の参加が予定されることから、旭市及び旭市教育委員会が後援することとしております。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の2番目の農用地利用計画の見直し、さらに天然ガスの千葉～鹿島ラインの建設計画、これにつきまして担当課の方からお答えを申し上げます。

一つは、農用地利用計画の見直しでございますけれども、議員ご指摘のように、それぞれ農振法の策定の見直し、これが違っております。そういった関係で1市3町合併しまして、それぞれ全体見直しの時期が異なっている。また、区域の考え方、こういうものを統一する必要がある。そんなことで本年から3か年の予定で全体計画の見直しの準備を進めているところでございます。

なお、農振地域整備に関します基礎調査並びに管理資料等の整備の一部を外部に委託をする予定でございます。

それと、この中の農業を担うべき者の育成、加工対策、こういう計画でございますけれども、農業振興計画の策定の目的は、農業振興を図るべき地域を明確にしまして、各種の施策を計画的に推進しながら農業振興を図ろうとする、そういうものでございます。土地利用計画だけでなく、農業振興が図れるべく農業生産に必要不可欠な農地とともに担い手の育成確保、こういうものを効率的かつ安定的な農業が行えるよう、農業生産基盤の整備等施策を推進するよう、この見直しの中では計画してまいりたいと考えております。

さらには、農業従事者の安定的な就業の関係でございますけれども、農村地域の安定的な就業の場を確保するために、土地利用計画に基づきまして農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な企業の誘致、これをこの計画の見直しの中で土地利用で進めていきたい。守るべき農地は守る、あるいは開発すべき農地は計画的に開発する、こういう施策のもとに

関係機関と連携をとりながら検討をしてみたい、そういうふうに今考えております。

それと、生産環境の施策の整備計画でございますけれども、農村地域の住民生活の安全性と快適な生活環境の向上を図るため、総合的な整備計画を検討をしてみたい。特に、新設されるいろいろな道路がございます。そういう道路に面する地域につきましては、地域の状況を勘案しまして、農用地区域の見直しを進めていくように考えております。

さらに、住宅地に点在します農用地の取り扱いでございますけれども、農用地利用計画での農用地利用計画の取り扱いについては、将来とも農用地等として利用すべき土地の区域及び土地の農業上の用途区分を定めながら、基本計画であるため地域農業者の意向調査等を行いながら、地域の諸条件を考慮して長期的な観点から農業の振興が図れるよう、国・県の施策と整合性を図りながら農用地利用計画の見直しに取り組んでみたい、そういうふうに考えております。

それと、天然ガス千葉～鹿島ラインの建設計画でございます。

議員の方からいろいろ細かな内容等のご紹介がありましたけれども、実はこの計画につきましては干潟耕地の土地改良の実施中の農道を通る、そんな関係で県の方で、担当としましては県の海匠農林振興センター、ここが窓口になって現在協議を進められているということで聞いております。海匠農林振興センターにつきましては、管轄します土地改良区、土地改良区におきましてはいろいろな各地区、そこらの中で東京ガスの説明を求めている、そういうことで現在まで聞いております。

市としては、まだ詳しい内容等は聞いておりません。ただ、これは土地改良区あるいは海匠農林振興センター、最終的には土地改良事業が終わりますと市に道路の譲与がありますので、これから東京ガス等とも打ち合わせをしながら、正式な申し出を受けまして取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 再質問させていただくわけでございますけれども、まず、順を追って行いたいと思います。

市民風力発電の、まず海上町時代の契約されたものは、確かに私たち、冒頭に申し上げましたけれども、知らない中で進められたということが事実でございます。私ども議会も全く関知できない中でされた。それは、私ども先ほど申し上げたように、議会としても議員の1人としていたわけでございますので、反省することが多いわけでございますけれども、

これらが17年6月1日ということで、本当に合併直前の駆け込みともとれるような契約をされたわけでございまして、それを新たな形の中で市が再度契約を結ばれていると思いますが、その際、市長として結ばれていると思いますので、その辺どのように感じられたかなど、それはできればお願いしたいと思います。

それと、旧海上時代に結ばれた内容と旭市が新たに結ばれた内容についての違いがあるかと思います。その辺、なぜそのように変わったのかなと思うことが1点。

それと、契約内容の中において、海上町が結んだものは年額5万2,896円、旭市として結ばれた契約内容については、貸付料は固定資産評価替年度の課税標準相当額に100分の4を乗じた額となっているわけでございますけれども、公園用地につきましては課税されないものと思っていましたので、その辺の対象になるものが何なのか、まずお願いしたいと思います。

それと、あといろいろな面で公園等の要請があった場合には考えているものがあるという話でございますし、また、交流等につきましてもいろいろ考えられているようでございますので、その辺は大勢の市民が理解していただけるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

次の農用地の利用計画につきまして、ご答弁いただいたわけでございますけれども、今まで認知不足の点もあったのかなと思いますけれども、旧海上町の時には、農用地における転用等については軽微な転用という形で、農業施設関係がメインであって、それ以外の商業施設あるいは住宅施設等についてはなかなかできないようなものがあったんじゃないかなというように認識しているわけでございますけれども、その辺について今後この見直し計画の中ではどういうふうになるのかなど、それをお願いしたいと思います。

それと、ガスのパイプライン等につきましては、まだ市の方では把握されている部分は少ないということでございますけれども、これはインターネット等には既に掲載されているというような話でございますし、そういうことからとったものがこれでございますので、ぜひその辺をいち早くやはり知ってもらって、地域に関するものをどんどん知らせていただきたいと、そう思っているわけでございます。最初に戻ってしまいますけれども、確かに風力発電も知らなかったわけではないということは事実なんです。風況等の調査については、町の予算も一たんついたものを減額補正されて、現在のものに対する風況調査はされているわけでございますし、そういうものはあったわけでございますけれども、民地に設置されるのかなと思っていましたものもありましたので、そういうことをあえて今回取り上げさせていただい

たわけでございますので、民間とはいえいろいろガスの方もいろいろな公共施設等の関係も多くなろうかと思っておりますので、できるだけ早くそういうものを取り寄せていただきまして、市民に安心できるような報告をしていただくようお願いしたいと思います。

何点か質問させていただきました。そういうことで再質問をお願いしたいと思います。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、日下議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、風力発電、海上町と契約したのをその後で市と契約をしてあるということでご指摘をいただきました。これは正直言いまして、私どももスポーツの5市大会がありまして、そして、海上のあの地を何かできればサッカーあたりに使いたいという思いでいたわけでありまして、そうしたら、海上町との間でこの風力発電の契約があるということを知って、非常に驚いたような形であります。正直言いまして、それはもう海上町の時代に契約をしてくれたのですから大いに結構ですけれども、契約を変えた要因の一つは、公園の非常に真ん中にあったものですから、それでは後でいろいろな意味でグラウンドゴルフに使ってもらにしても何にしても、非常にここへ造られてしまうと使いづらくなってしまう。できれば、申し訳ないけれども少し一番隅へ寄らせていただきたいという形で、寄れる所まで寄っていただいた。それによって、契約を変えさせていただきました。契約の内容については、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。そういった形で、後でいろいろなスポーツに使うにしても何にしても、できるだけ使いづらくならないようにという形のもとに変更をさせていただいたものであります。

それから、農用地の利用計画でありますけれども、これは見直すに当たりましては当然のことですけれども、この一番の農業地帯でありますから、その農業振興が図れるようにしっかりと計画をしていきたいと思っておりますので、そういったことをきちんと基本に備えての見直しをしていきたい、そう思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、天然ガスは今、非常に大事な燃料であります、エネルギーのもとでありますけれども、正直言ってまだ今のところは市の方へ何の相談も持ち込まれておりません。そういった意味で、当然こういったことは市の方へ、旭市を通過して千葉から鹿島まで行くというパイプラインですから、当然相談があるものと思われる。相談があった時には、きちんと市の考えもお願いをしながら、同時にいろいろな意味で市でも利用できる分野がたくさんあるだろう、そのように思いますので、そういったことも配慮に置きながら検討をさせていただき

たい、そう思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 市民風力発電の用地の貸し付けの関係でございますけれども、新市になりましてから私どもでその契約の手続きをしておりますので、お答えいたします。

まず、前の海上時代との契約との変更点でございますけれども、前の契約では2筆348平米でございましたが、それが平成18年4月1日付の変更契約によりまして、4筆で450.7平米というふうに変更になっております。

それから、貸付期間ですけれども、これは平成38年3月31日までということで同じでございます。

それから、貸付料でございますけれども、確かに旧海上町での契約では、年額5万2,896円ということで金額で記載してございました。新しい契約では、年額で固定資産課税標準額の4%ということでござますけれども、これは内容的には全く同じでございます。海上町ではどういうふうにしたかという、平成17年度の状況類似価格、これはご指摘のように公園の土地の場合には評価いたしませんので、同様の条件の土地を見つけてまいりまして、それを宅地に評価して出すという方法なんですけれども、これによりまして1平米当たり3,800円と。それが348平米で、その4%ということで5万2,896円というような数字になるわけなんです。新市になりましてから新しい契約にする時に、市の契約ですと金額を明示いたしませんで、その計算根拠、固定資産課税標準額の4%というような書き方をすべてしておりますので、そういう形にしたということでございます。

なお、ちなみに、平成18年度は固定資産税の評価替がございましたので、金額が17年度と変わります。

以上です。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 1回目の質問の中で、ウィンドファーム事業として2,000キロワット、5基の計画があるということを申し上げさせていただいたわけでございますけれども、それらの計画に対して市に関係することについての答弁をまだいただいていたわけですが、その辺があればまずお願いしておきます。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 先ほど今後の計画という部分がありまして、その中でご答弁を申し上げたつもりでございますが、再度申し上げます。

今度の計画の部分につきましては、事業者から具体的な説明があった段階で適切に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○**13番（日下昭治）** 最後に。

○**副議長（高木武雄）** どうぞ。

○**13番（日下昭治）** すみません。

実は、この海上時代の計画についても同じことだったんです。そのようなことの中で、具体的には進んでいなかったものが契約されていたということが私の今回取り上げた問題です。その際ですけれども、事業者はもう既にすぐにでも着手するということを地元で説明されたわけです。そうしますと、地元の、私の地元といえは岩井区の区会の席なんですけれども、その際、もうすぐ、10月末だったか11月初めだったか定かではありませんけれども、多分そこらだと思います。それで、年内に工事に着手するという話が出てきました関係で、地元の者がたまげたわけです。それは、やはり旧飯岡地先に設置された際に電波障害等が生じたわけでございまして、それらに対するものも含めましてどうなっているんだと、そういう話が実は私が声をかけられた初めだったわけでございまして、たまたま今回の質問に当たって、当然公園等公共用地をつぶして設置されているわけでございますので、当然のごとくそれらを有効に市民に活用できるものでなければならぬと、そういう認識はしております。その際にいろいろ聞いたわけでございますけれども、出資者に対する配当は2.3%、ウィンドファーム事業というんですか、風況関係でもって採算ベースで約4%の収益を得られるようなことなんだと。その1.何%の差額は事務費だとかいろいろなものがかかる関係なのかなと認識しているわけでございますけれども、そういうことを聞くに当たって、たまたまの話か分かりませんが、5基の4基は民地にできるんだと。ただし1基については公有地にまたできるんだというような話が出てきたわけです。その際に、公有地を今度は貸し付けでなくして買い上げしてくださいと。そういう話まで出ているということが、今回事業者に関する方から出たわけです。でありますから、どのような計画になっているのか、それを聞きたかったわけでございます。

そういうことで、まだ把握できないものであれば、それはそれとして今後の中でしっかりその辺をよく内部検討等含めてやっていただければと思います。そういうことで、それにつ

いてあえて質問させていただいたわけでございますので、その辺のご理解も賜りたいと思います。答弁、よろしくお願いします。

○副議長（高木武雄） 答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今、日下議員からのお話がありました。私も全くそのとおりだと考えています。ああいった施設を造っていただく上で、非常に環境に優しいという施設であるという点では認めておりますし、大いにそういった意味では歓迎をいたしますけれども、ああいったものを造る時には電波障害もあれば景観もあるわけです。そういった意味で、当然設置をするその市と十分協議をしていただきたい、そう思っておりますので、その業者の皆さん方ともその辺十分お話をさせていただいて、十分協議をさせていただきながら進めていきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（高木武雄） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

○副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 6分

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第4号)

平成18年9月13日(水曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 報告の訂正について

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
23 番	鈴 木 正 道	24 番	神 子 功
25 番	伊 藤 鐵	26 番	林 一 哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	林久男	環境課長	小長谷博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	遠藤純夫	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員局長	平野哲也	農業委員会事務局局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鎚木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 明 智 忠 直

○議長（鈴木正道） 通告順により、明智忠直議員、ご登壇願います。

（16番 明智忠直 登壇）

○16番（明智忠直） おはようございます。

9月定例議会におきまして、久しぶりに一般質問をさせていただきます。

いざなぎ景気を超えたと言われる今回の景気水準。しかし、私たち地方にとっては、今年の8月の天候のようで、暑さは感じる毎日でありましたが、すっきりした夏の暑さには感じなかった、そんな思いに通じるような気がしてなりません。その分、今年の海岸の観光も大変だったのかなと。自然の力には、人間の無力さをしみじみ感じたような、今年の夏でありました。

そしてまた、この夏には、日本列島あちこちで、言葉には言い表せない絶望感、人間不信、むなしさを感じた事件も多く発生をいたしました。子どもが親を、親が子を殺傷する。または、人間としての倫理、道徳心もみじんも感じられないような、先日の福岡市の職員の酒飲み運転、一連の偽装工作。3人の子どもの未来を断ってしまった事故。本当に憤りを感じるものでありまして、3人のお子さんのご冥福を心からお祈りし、また、身近な職責の

私たちも、こうした事故を二度と起こさないような倫理社会、環境を構築していかなければと、決意を新たにするとところであります。

さて、合併後、1年2か月が経過をいたしました。新旭市になって2回目の夏が過ぎたわけであります。徐々にではありますが、7万1,000人の市民のきずなができ上がってきているような感じがする次第でございます。これはとりもなおさず、市長以下職員の皆さんの努力であり、また、市民一人ひとりの意識が、生活圏の一体感と相まって熟成されてきているものと思います。

そうした中、旭にとって本格予算2年目の来年度の大綱、もしくは概算要求、ヒアリングが始まる時期が今議会という認識のもとに、質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、新旭市発足1年余りが経過しました。現時点での評価と今後の課題について、まず市長にお伺いしたいと思います。そして、その内容について何点かお聞きしたいと思います。

1点目としまして、合併後速やかに調整をするとした協定項目につきまして、全体としてはどのくらい協定項目があったのか。そしてまた、今はその協定がどういう状況になっているのか。また、具体的には、各種団体の統合、一本化の問題、補助金、交付金等の調整、スポーツ、文化事業での一本化等ではありますが、現状をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目といたしまして、合併協定のまちづくり懇談会が中心にまとめました、新市建設計画によるまちづくりの主要事業の進展についてであります。

今回、旭市の基本構想の素案ができ上がりました。近いうちに5か年の基本計画も完成すると思いますが、恐らくこの主要事業が計画の骨子として推進していくものと思いますので、何点か現状をお聞きしたいと思います。

市長の公約の中、理想郷として、医療と福祉の郷、食の郷、交流の郷、3郷計画が大きく掲げられております。また、日本一住みよい安全なまち旭をまちづくりの基本にして、大きな目標を持って推進していく市長の姿勢に、共感を持つものであります。新旭市として、市長2年目を迎え、今、最も自分の思い、そしてまたメーンの事業として取り組みたい計画は、具体的にはどんな事業なのか。改めてお聞きしたいと思います。市長の思いを持つ事業は、財政難と言われましても、議会もしっかりと後押しをしますので、思い切って政策を遂行してほしいと思います。

主要事業の幾つかについても、お答えをいただきたいと思います。

中央病院の南北線の現段階での進捗。そして、広域農道以北、中央病院東西線より南の計画についても、アクセス道としては当然必要でありますので、ぜひその計画もお聞きしたいと思います。

また、旭駅前広場、駅前通りの整備、瀬道、十日市場団地からの排水路の問題、文化の杜公園、長熊公園等の整備状況等についても、お答えをいただきたいと思います。

3番目に、市民が一体感の持てるような新規事業の取り組みについて質問いたします。

基本構想の素案にも、視点として最初にうたっておりますが、私もこのことが、新市のまちづくりの最大で最初に取り組まなければならない、喫緊の課題だと思います。合併した1市3町、生活様式、風土、生活圏は同じだといひましても、それぞれ50年の歴史、伝統があるわけであります。早くやらなければならないことは、ここ4地区のコミュニケーションの場をいかに多く作ること。このことだと思います。それも、既存の事業では、それぞれの思いや言われがあるわけで、4地区がそろって参加することは難しいのかもしれない。そんな意味で、合併を機にした新規事業を考えてほしいと思います。例えば、旭市民体育祭、旭市民祭り、市民芸能大会等々、地区全体が行動を起こすような、そんな事業が必ず必要だと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番目としまして、産業の活性化問題であります。

新市になっても、産業の活性がなくては、まちの活力、発展がないわけで、特に旭市は、農業が基幹産業だと言われております。そんな意味で、まず農業分野で何点かお聞きをしたいと思います。

1点目としまして、食の郷、交流の郷の柱とすべく、特産物流通センター、または道の駅の建設についてであります。

現在、近隣では、八日市場ふれあいパーク、多古、栗源、山田、蓮沼等で道の駅があります。それぞれ運営、経営の方は堅調に推移していると聞いております。また、この事業の採択に当たっては、ほとんどの道の駅は、ほとんど行政が中心に推進したわけでありまして、運営はそれから運営協議会等にゆだねられているわけであります。お話を聞きますと、多古では年間約6,000万円、八日市場ではさらに1億円以上の利潤が上がっているということがあります。そしてまたつい最近できました、蓮沼のオライはすぬまですか。その道の駅では、年間3億円余りの取り扱いをしているとのことあります。

今、旭の特産物は、県下でも最大の生産拠点であります。ぜひ市長の柱でもある食の郷、交流の郷実現に向けて、柱としてこの事業に積極的に取り組んで、検討委員会やプロジェク

トチームなどを立ち上げてほしいと思います。

次に、アグリポケットパークの現状と将来について、どのような構想や計画をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

これは、旧旭市の私ども議員３期の者が最初にかかわった事業でもありますので、大変責任を感じるものでありますので、質問をさせていただきます。

現在の月別、年度別取り扱い高、組合数、取り扱い品目、利用者数等、３年くらいの数字があれば、お聞きをしたいと思います。

事業開始時は、旭市の農産物の直売を兼ねての、旭市の農産物のＰＲが主な目的でありましたが、時代が急速に変化している中で、中途半端な施設と言われても過言でないわけでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、市民農園の問題であります、今、旭には、海上地区、旭地区に２か所あると思います。現在の利用者数、区画数、利用者の構成——市内、市外別であります。年間の事業内容、そして、最大の懸案であります今後の計画等をお聞きしたいと思います。

３番目としまして、原油価格の高騰に伴う野菜、花卉栽培、たばこ栽培等への燃料費の助成についてであります。

産油国の政情不安定、資源の出し惜しみ、いろんな原因があると思いますが、原油の値段は史上最高の高値を更新し、ガソリン、灯油、重油、すべての製品の引き上げを招いているわけであります。私も、施設園芸を少しばかりやっているもので、この質問を行うのに少し抵抗があるものですが、旭にとっては、野菜、花卉等の栽培は、大変多い戸数だと思います。当然、重油、灯油等の消費量も相当な量であります。先ほども述べましたように、旭にとって基幹産業である農業経営の安定を図るために、ぜひとも農業予算として、リッター１円くらいの補助ができないものか。また、直接の助成が難しい状況であるならば、税対策やその他の施策がないものか。研究していただきたいと思います。

何にしましても、重油価格は最安値のときの３倍の値段でありまして、１,０００坪経営のハウスで１００万円から１５０万円の経費が上積みされる状況であります。そういったことも含めまして、よろしくご検討をいただきたいと思います。

次に、夏季観光について質問いたします。

本年度の主な夏季観光事業として、飯岡、矢指ヶ浦の海水浴場の開設、いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル、市民七夕まつり等が実施されまして、それぞれの行政からの補助金の額、また、今年の入込み客、観光協会の反省会も終わっていると思いますので、今年の反省点、

改善点を掌握していれば、お聞きしたいと思います。

また、市民七夕まつりであります。今の時点では、実施日は期日指定ということで、8月6、7日になっていますが、来年は6、7日は月曜、火曜であります。やはり、祭りの動員数、盛り上がりは、土曜、日曜の方がにぎやかだと思いましたが、その辺のことはどう考えているのか。

また、海岸地帯のサーファーの問題であります。通年を通して大勢のサーファー客が、飯岡から矢指、富浦の海岸に来ているわけであります。旭のイメージ、温かさ、思いやり等をいかにして客に持ってもらうかも、これからの観光事業として大事なことでないでしょうか。何千、何万の客の口から、このおもてなしのよさの風評が広がれば、旭のPRの上で、これ以上強力な助っ人はないように思います。どうぞそのことも、今後の計画にぜひ入れてほしいと思います。

次に、商店街の活性化対策であります。きのうこの質問等は同僚議員からもありましたけれども、私なりに質問をさせていただきます。

全国規模での大きな問題になっております、中心市街地からのシャッターをおろす店が増えてきていることは、ご承知のとおりであります。まちにとっては、農業と同じく大事な産業であり、この活力が出なければ、まち全体のにぎやかさも発展もないわけであります。十分対策をしなければならないことだと思っております。商店街の皆さんも、自身、自助努力はしなければならないのは当然であります。行政からの後押しも、やれることはあると思います。

今回の補正予算にありました、プレミアム付き商品券の発行であります。この内容について、期間、発行枚数、商品券の種類、地域等、加盟店の数等をお聞きしたいと思います。

また、旭の目玉である中央病院からの周回客の確保、そして大きな問題として、大店法の問題があらうかと思えます。大規模小売店舗法の運用が、もう少し中央商店街対策としてとれないものか。ある商店の社長が言った言葉がありますが、このまま旭に大きな小売店舗が規制されずに次から次へできたら、旭のまちで店はやっていられない。旭へ帰ってくる若い商店の後継者もいなくなってしまうということを聞かされました。法律の問題、経済の問題でもあり、行政からの指導は極めて困難ではありますが、何かよい方法をみんなで考えて支援をしたいものであります。

それから、旭駅前広場、駅前通りの整備であります。この事業が県の事業として、たしか平成9年、採択されたと思いますが、10年を経過した現在、今の状態であります。予算の

厳しい状況は分かりますが、旭駅は旭の顔でもあります。いつまでも進捗が遅い状態では、恥ずかしい限りであります。また、完成したときの市民の流れ等を考えてみても、早急に事業の完成を期待するものでありますが、いかがでしょうか。完成は21年ときのうの答弁にありましたが、今の65%用地買収の中で、果たして完成できるのか。県にも強力に働きかけて、予算をつけていただきたい。そんな運動もしていただきたいと思います。また、本年度の実績、次年度の計画、そして、今まだ用地買収が済んでいない大きな障害そのものの原因をお聞かせいただけたらと思います。

次に、大きな3番目の教育問題について質問をいたします。

最初に、市長が子どもたちの教育の場として、最優先として取り組んだ、耐震診断の問題であります。現在、市内小・中20校の耐震診断の進捗の状況、そして診断結果による改築、大規模改修等が、財源の問題で、予定どおりに進めていけるのかどうか。当然、1年にそう多くの起債も起こせない中での改修、改築だと思います。計画どおりとはいかない場合もあると思いますが、その辺のことは大丈夫なんでしょうか。

また、全体では1億円くらいの予算を耐震診断に措置をされるわけで、別の教育予算を圧迫していないのかもお尋ねをしたいと思います。

二つ目に、ゆとり教育の名のもとに始めました学校週5日制、学習時間の問題、総合的学習の時間の効果、また、問題となっております学力低下の認識について、どのように把握しているのか、お聞きしたいと思います。

そして今、大きな社会問題になっております、冒頭でも申し上げましたが、友達同士の殺傷事件、また、子どもが親を、親が子を殺す、何とも言いようのない絶望感にさいなまれる事件が多発しております。恥、倫理、道徳、責任、これらの言葉の原点を考えられる感性をつくるだけの時間は、ゆとり教育ではできるはずであります。ただ、問題は、家庭での教育が大きな影響を与えるのは当然であります。この両面について、教育行政として、今後大きな問題を抱えるわけでありますので、社会全体で子どもたちの間違いのない方向を植え付けるために、具体的に行動を起こしていかなければならないと思います。市長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

3番目としまして、以前、旧旭市において実施されておりました、小・中学校のかがやきプランの復活についてお聞きしたいと思います。

今、小・中学校の教育の重要性は、言をまたないものがあると思います。自民党の総裁選での麻生候補は義務教育の前倒し、安倍候補は教育基本法の改正と教育が内政の最重要課

題だと位置づけております。私は、教育の平準化、均一化、統一的な指導から脱却して、個を重視し、特色ある教育が教育のあるべき姿、指針としていくことが必要だと思います。

各学校の校長さん方も、学校経営に対する思いはそれぞれ情熱を持って校長になられたと思います。校長さん方の裁量、個性をかう意味でも、少しの予算を学校長職権として付けてやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。旧旭市では、この事業実施には、学校長さん方も張り切って、学校経営に情熱をかけていたように思います。旭市では、確かに今、違った形の支援策として、放課後児童健全育成事業、課外活動支援事業、補助教員配置事業等があるわけではありますが、かがやきプランもぜひ復活を期待するものであります。

最後の質問として、福祉政策について3点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、少子化対策についてであります。

この問題は、今、国も地方も抱える最大の問題として、対策を練っているところであろうかと思います。国の繁栄は若年齢の活力であります。活力を出すためには、適正な数が必要だと思います。今、日本の特殊出生率1.25。これでいきますと、専門家の見方は多少違うようではありますが、1億人を割る人口になる日はそう遠くないとされております。そして、年間の出生者数も100万人を割ると言われています。社会すべてに影響を及ぼす少子化を解消すべく努力は、我がまちでも、何をおいても講ずべきだと思いますが、旭市の最近5年間の出生率、出生者数をまずお聞きしたいと思います。

そして、少子化の原因として挙げられる要素として、何があるのか、市の見解をお聞きしたいと思います。とりわけ、要因の中で、経済的な部分もあると思います。若い独身の女性に聞いた話であります。今、結婚をして子どもをつくるために一番必要な施策は何なのかと尋ねたことがあります。やはり、出産のための費用と子育ての助成金だという答えが返ってきました。先日のニュースでありましたが、埼玉県桶川市の少子化対策として、この出産一時金の助成の話がありました。祝い金として、以前は1子、2子20万円、3子以降30万円であったものを、条例改正して、1子、2子に30万円、3子以降50万円に増額したそうであります。結果、1.26であった出生率が1.35ぐらいまで上がったということを知られました。また、県内の都市部、都内の一部でも、3子以上を持つ家庭での買い物に特典を付ける等の助成事業等々、いろいろな対策がとられているようであります。財政の厳しさはわかりますが、ぜひとも当市では、出産一時金、児童手当等、国から来るお金だけでなく、上乗せをできるように努力をしてほしいものですが、いかがでしょうか。

次に、パークゴルフ事業の現状と、近く完成するであろうと思いますが、その後の運営や

会計面、集客対策、交通アクセス、道路網の整備、駐車場等の問題等、青写真ができていると思いますので、説明をいただきたいと思います。約3億円近くを投資をしての事業でありますので、開店はしたものの、お客が来ない。閑古鳥が鳴くような施設にはしたくありませんので、十分検討していただきたいと思います。

最後に、コミュニティバスの問題についてお聞きしたいと思います。

現在、旭市内では、5路線が運行されていると思いますが、5ルートを選定の理由、利用者数、便数、料金等を改めてお聞きしたいと思います。

この問題については、旧旭市では賛否両論がありました。50平方キロメートルの面積での利用者の必要性、平たんな地帯、乗用車の普及、家族関係の改善等、いろいろな反対意見もありましたが、交通弱者への配慮、福祉、コミュニティ、子どもたちの通学等、必要な部分もあって、1ルートが試行運転で合併を迎えたわけであります。検討委員会でどのような検討を加えられて、本格運行にしたのか。なぜ5ルートなのか。検討委員の現在の地域割りの人数、職業別等、お尋ねをしたいと思います。

以上で第1回の質問を終わりにいたします。

多岐にわたる質問でありますので、よろしくご回答お願いしたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、明智議員のご質問にお答えをさせていただきます。

政策的なことを私の方から、そして施策については、内容については担当の課長からお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初にお尋ねございました、新市が誕生して1年2か月。その間のことについてのお尋ねでございましたけれども、私は議員の皆さん方をはじめ、大勢の市民の皆さん方にご協力をいただいて、新市のスタートとしては、非常に順調なスタートが切れたんじゃないのかなど、そのような形で拝見をさせていただいております。本当にほかの合併、他の合併等と比べさせていただいても、旭市、本当に順調な中に歩みを始めることができた、そのように考えております。

その中で、合併後速やかに調整をするとされた協定項目でありますけれども、各種団体の統合等をはじめ、ほぼ順調に推移をさせていただいております。水道料金等、まだもう少し

残っている部分もありますけれども、ほとんどのものは調整を済ませました。そうした中で、区長会あるいは社会福祉協議会、老人クラブ、PTAの連絡協議会、いろんな団体の統合の席にもお招きをいただきましたけれども、本当に合併をしたということが、別に何ら重荷にならない。非常にいい形でそういった皆さん方の統合等も行われておりますことに、心から本当にありがたく思っているというのが現状であります。

そして、私が政策に掲げさせていただいております3郷構想。医療、福祉の郷、交流の郷、そして食の郷。この郷の構想でありますけれども、まず最初に入らせていただいたのが、交流の郷であります。これを通じて、大いに旭市のPRをさせていただきたいということで、首都圏等へもどんどん担当の職員に出向いていただいて、呼びかけをさせていただいております。そういった中で、いろんな事業を通じて、大勢の皆さん方に旭市へお越しをいただいております。

まず、一つは、干潟の大原幽学先生が指導をして作られました、整備をされました、水田を作ったの米作りでありますけれども、これにも首都圏から大勢の皆さん方がおいでをいただいて、この間、稲刈りを行ったところでもありますけれども、その稲刈りを行った際にも、隣にある林家のかまど等を使って、新米の炊き出しを行ったり、あるいはバーベキュー等を行って、旭市の農畜産物を大変おいしく召し上がっていただきました。そして、帰りにはたくさんのお土産を購入して帰っていただきまして、そういったものをお持ち帰りをいただいた際にも、そこに「おいしかったらここへ注文をください」というお願いもさせていただいております。

もう一つは、スポーツを通じての交流を図っております。少年野球、あるいは卓球、あるいはいろいろな野球チーム等もキャンプに招いたりという形で、同時にこれを通じて、飯岡荘もご利用をいただくというような形でお願いをさせていただいております。

医療と福祉の面に関しましては、医療の面で、今、旭中央病院、大変なこの地域にとっては大事な病院になっておりまして、大勢の患者さんがそこに集まってきてくれているわけがありますけれども、これをもう少しさらに広げよう。同時に、旭市だけは、むしろ患者さんが来て困るくらいの、中央病院だけは繁栄をしているんですけれども、それに比べて、周りの公立病院が非常に苦勞をしているということで、そこに力をかけてあげるのも、中央病院の一つの務めだろうというようなことで、医療の連携等も今探っているところでありまして、中央病院を核にして、この地域、山武、香取、海匝。この地域をはじめ、この中央病院を頼りにしている皆さん方の医療体制を十二分に整えていこうということで、今、構想を練って

いるところでありますし、食の郷の構想に関しましては、まず、地産地消をしようということで、きのうもお答えをさせていただきましたけれども、学校給食等にまず使えるような体制をつくろうということで、その辺の研究もさせていただきます。3郷構想も、これからいよいよ本格的なものに入るわけでございますけれども、それらについては、これから総合計画の中で、しっかりと対応をしていきたい、そのように考えております。

それと、スポーツ事業等でありますけれども、もう既に実施をした事業を見ていただければ、ある程度想像がつく、評価をしていただけるだろうと思いますけれども、今年の2月26日に市民駅伝を行いました。このときには、旧1市3町を全部縦断できる形で、飯岡のユートピアセンターの前をスタートをさせていただいて、干潟の東総運動場にゴールをする。そういった形で取り組みをさせていただきましたし、それから、中学生によるまちづくりの提案事業を、2月21日に、市内の中学校5校の2年生全員に参加をしていただいて、半年かけてさまざまな研究をしていただいて、その提案をしていただきました。さらには、5月23日には、小学校の体育大会も東総運動場で展開をいたしました。

それから、成人式も1月8日に、市内全域の成人の皆さん方全員お集まりいただいて、東総文化会館で開かせていただきました。初めて全域の成人の皆さん方が集まるということで、少し心配をしていたんですけれども、さすがに成人式を迎えた皆さん方、非常にいい態度で、本当に安心をいたしました。

それから、これはもう明智議員さんが団長の消防団の出初式も、スポーツの森公園で行わさせていただいて、本当に1,000名を超える団員の皆さん方の一堂に集まった姿というのは、非常に安心感を強くさせていただいたものであります。

同時に金婚式も合同で行わさせていただいておりますし、この11月25日には、今度は初めて青少年の意見発表大会を、東総文化会館で行います。これには市内の小・中学校全校の子どもたちに参加をしていただいて、さらには青年の皆さん方等にもこれに参加をしていただいて行う予定になっております。

こういったものを通じて、市民の一体感を醸成をしていこうという思いでいるわけでありまして、我々の思いよりも先に、市民の皆さん方の一体感というのは、私はでき上がってきている、そのように考えております。

先日も、市内の学校のPTAのバレーボール大会、行われたんですけれども、非常にいい雰囲気の中で、大会に熱を入れるのももちろんでありますけれども、その後も、奥さん方を初め、PTAの皆さん方のコミュニケーションというのも、非常に和やかな雰囲気の中で図

られておりまして、もうこれならという思いを強くさせていただいております。

そういった中で、緊急を要する事業というのは、積極的に、わずか1年2か月でありますけれども、取り組まさせていただいているというふうに、私は考えております。と申しますのも、新市の市長に就任をさせていただいて、すぐに市内全域を視察をさせていただいたんですけれども、そのときに、いの一番に目についたのは、古城の保育所のところに、旧小学校の校舎が残っていたわけですが、非常に傷んで危険性が強く感じられました。これは危ないだろうということで、すぐに取り壊しを、解体をさせていただいて、運動場と、それから駐車場の形で利用をさせていただいております。

それから、干潟の中学校でありますけれども、非常に排水が悪い。雨が降った後に視察に行きましたら、水がたまってしまって、これじゃ学校として、運動場も使えないということから、すぐに海匠の整備事務所と相談をさせていただいて、今年度事業で土地の買い上げをしていただいて、真っすぐに排水ができるように整備をしていただくということで、お願いをさせていただきました。

そういったことを少し例題を出させていただきましたけれども、緊急性を要するものには、すぐに着手をさせていただいております。海上の地区の排水の問題なんかは、根本から解決をしないと、解決につながりませんものですから、今年度、今回の議会で、補正をお願いをしてございます三川派線の設計等、きちんとしたことに基づいて進めていきたい、そのように考えております。

それから次に、産業の活性化という問題であります。これは食の郷、交流の郷の柱とすべく、流通センター、あるいは道の駅等の問題でありますけれども、これも総合計画の中で検討はさせていただきたいと思っております。ただ、今、先ほども申しましたように、カットセッター等を計画をして、市内の農家にも有利なように、あるいはそれを食べていただく皆さん方にも、地元の農畜産物をしっかりと子どもたちにも食べていただけるような施策というものを考えておりますから、それとあわせて、この問題にも取り組んでいきたい、そのように思っております。

ただ、近ごろ、非常に流通形態というものは、大きく変わってきております。もう既に御案内だろうと思いますが、インターネット、ネット販売が非常に盛んになってきております。そういったものを考えながら取り組んでいきたい。この後で、担当の方から答えさせていただくと思いますが、アグリポケットパークでありますけれども、非常にちっちゃなところで販売をしているわけではありますが、このごろでは、いわゆる何といい

ましょうか、宅配も行っております。何種類か詰め合わせで送るような形もっております、そういった形での販売の一つの、こういった農産物を扱っているよという展示の場所に使えるということであれば、あのちっちゃなところも、大いに生かせるんじゃないのかな、そのように考えております。そういったものとも併せながら、この流通センター、大いにひとつ考えていきたいな、そのように思っております。

それから、これも担当の方で答えさせていただきますけれども、市民農園でありますけれども、市民農園も、今の形ですと、まだ市内の消費者の皆さん方にご利用をいただいているというのにとどまっているくらいのところでありまして、どんどん、いわゆる市外との交流の場に使えるところまで、まだ行っていませんけれども、これをもう少し交流を深めながら進めていきたい。できれば宿泊型の市民農園が展開できるような形まで持っていけたらと、そのように考えております。いきなりそういったものを、建物を建てて取り組んでいくということではなしに、滝のさとのキャンプ場を使わせていただいたりもしながら、それを探っていきたい、そのように考えております。

それから、商店街の今後の活性化で、市長の意見もというお話がございましたから、お話を申し上げますけれども、この問題というのは、非常に難しいというのが率直なところであります。私も議員の時から、商店街の活性化というのを一つの自分の政策に掲げて、全国いろんなところへ、議員の皆さん方と一緒に視察に赴きました。残念ながら、そういったところで大変な大きな資金を投入しても、ほとんど活性化に結びついていなかったというのが現状でして、唯一成功をしているんじゃないかなという思いをいたしましたのが、滋賀県の長浜でありました。これはもう完全に民の力で起こしたまちづくりでありまして、それに民の方から依頼をされた分を、行政が力添えをしたという段階でございます。そういった形で、きょうも、けさも商工会の会長がお見えになっておりましてから、ぜひとも商工会と力を合わせて、まちの活性化に取り組もうというお話をさせていただいたところでもあります。

それから、教育問題で、小・中学校20校の耐震診断。今月中には全部出そろうだろうと思います。そろったら、順序をつけて、できるところからできるだけ早目に対応が図れるように取り組んでいきたい、そう思います。災害というのは、いつ襲ってくるか分からないわけでありまして、これからの将来を担ってくれる子どもたちを、安全なところで勉強させるというのが一番大事なことだろう。いろんなものに取り組んでいかなければならないわけでありまして、子どもたちの安全をきっちり図っていくというのは、我々に課せられた、一番最初にやらなければならない仕事だろうと思いますので、全力を挙げてこれに取り組ん

でいきたい、そのように考えております。

それから、子どもたちの教育の問題でありますけれども、これはもう教育委員会が全力を挙げて取り組んでくれているわけでございますけれども、今、私の方から、機会があるごとに父兄の皆さん方をお願いをさせていただいておりますのは、子どもたちの教育をお願いをする中で、先生方が自信を持って、十分自分の教育方針に基づいて教育ができるような形というものをとってやらなければ、本当の意味で教育の実は上がらない。そういった意味で、先生方の教育方針を、先生方にも、父兄にしっかりと話をしてくださいよというお願いをしておりますけれども、理解をして、先生方と一緒に、しっかりと子どもたちの教育に当たってもらいたい。そのようなお話をいつもさせていただいております。

一番大事なのは、大人になったときに、自分で責任を持って歩ける大人に成長させてもらうのが一番の願いでありますから、そういったものも十分考えながら、教育に取り組みたいな、そのように考えております。

それから、福祉政策の中でのパークゴルフ場の問題でありますけれども、これはもう、議員さん方も十分ご承知をいただいていると思いますけれども、あそこに健康福祉センターをつくりました。その健康福祉センターと併せて、健康づくりのメッカにしたいというのが一つの思い。もう一つは、あそこはかつて、旧旭市のときに、茅野の海の家があったり、それから、プールがあったりしたところでありまして、残念ながら、それが終わった後は、上物だけは取り壊しましたが、そのままの形で、下はそのままに残っている。そこへごみが捨てられて、いわゆる観光の一つの場所になる海岸地帯としては、非常に、見るにたえないとまでは言いませんけれども、残念な形で放置をされていました。これではいけないだろう。特にかんぼの宿の上から見ますと、大変な荒れ地が目立つわけでして、ここを何とか整備をしようということで、パークゴルフ場がいいだろうということで始まった仕事であります。そういったことで、まず、あそこで健康づくりができるような対策をひとつ考えますと同時に、かんぼの宿をお願いをさせていただいておりますのは、パークゴルフをやれるお客さんを集めてくださいというお願いをしております。同時に、飯岡荘でも、そういったお客を集めて、飯岡荘、問題になりましたけれども、バスを持っていますから、送り迎えもできますから、そういった意味で、パークゴルフをやるお客さんを一つの飯岡荘を使ってくれるお客さんとして、これから集めていきたい。そのように思いますし、一番心配をしているのは、グラウンドゴルフが非常に盛んになりました。そんな意味で、グラウンドゴルフはどこでも無料にやれますから、その辺はこれから老人クラブの皆さん方とも十分相談をさ

せていただきながら、いい形というものを考えていきたい、そのように思っています。やってみたら、まずグラウンドゴルフよりはパークゴルフの方がおもしろいことは確かだろうと思いますので、利用がしやすい方法を講じていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、明智議員のご質問に、市長答弁の補足分ということで、お答えさせていただきたいと思います。

まず、1番目の新旭市誕生から1年余り。その評価と今後の課題の中の（1）合併後速やかに調整するとした協定項目の関係でございます。

協定項目といたしましては、18項目ございまして、その中で、25の調整方針がございました。これにつきましては、先ほど市長が申しましたとおり、ほぼ調整が済んでいる、もしくは今検討しているところであろうということでございます。そういう中で、具体的な調整の状況ということで、三つ質問がございました。

各種団体の統合の状況でございますが、この中で、52の区分で団体がございまして、149の団体の関係、調整いたしまして、ほぼ済んでおります。実際にまだ統合できていないのが観光協会の関係で、これが19年の4月に統合に向けて調整中でございます。

それと、2番目の補助金、交付金の取り扱いでございますけれども、これはアクションプランにも掲載してございます。歳出の抑制に向けた取り組みとして見直しを行うものでございますが、各種団体への補助金、交付金等につきましては、補助金等の検討委員会、これは仮称でございますけれども。これを設置いたしまして、制度の運用や補助の効果等を検証いたしまして、見直していくということになっております。

それと、各種スポーツ行事等の調整。これは市長、例を挙げまして申し述べたとおりでございます。新旭市として一本化した大会等、開催したところでございますけれども、地域独自で行っているスポーツ行事等につきましては、継続して実施していると、そういう状況でございます。

それと、4の福祉政策の中の（3）コミュニティバスの運行の問題でございます。これにつきましてお答えいたします。

まず、利用の状況でございますけれども、4月から7月の4か月間。既に18年度旭市が本格運行して過ぎております。こういう中で、全体の利用者数でございますが、3万3,697人ということで、昨年の同時期と比べまして、13.9%、4,103人の増ということでございます。

ちなみに17年度の利用実績でございます。17年度は総体で8万5,735人という状況でございます。それと、現在の運行の便の数でございます。旭の方が、右回り、左回りございますけれども、8便運行してございます。それと、飯岡地区は、この4月から13便ということで、1便減でございます。それと、海上地区につきましては従来どおり7便。干潟地区につきましては4便で運行しているものでございます。

それと、検討委員会の関係でございますけれども、市民の代表、それから関係機関からの構成で、人数は15人でございます。コミュニティバスの運行に関する基本的事項に関しまして、専門的見地で、総合的な調整、それから研究を行っていただいております。構成でございますが、市民の代表は8名。これは区長会、それから社会福祉協議会、老人クラブ、PTAが各2名、8名でございます。それと、関係機関ということで、運輸局の方、それから旭警察署、県のバス協会、それからバスの事業者、県のタクシー協会、これから各1名。それから、市の方から助役と私が出ております。15名で協議をしております。

それと、現在の運行に至った経緯なんですけれども、合併前の旧市町の運行内容をベースといたしまして、ルートの一部変更、それから料金体系等の見直しを行って、現行の運行を進めております。この中で、干潟地区につきましては、旧山田町、栗源町と共同運行がございましたので、一括で市全部の見直しが非常に難しいところでございました。そういう中で、行革アクションプランの事務事業の再編にも盛り込んでございますとおり、香取市との共同運行を行っております干潟地区のルートの見直しを含めまして、効率的なルートの調査、研究を行いまして、21年度をめどに、完全な再編を進めていくと、そのように今後検討していく予定となっています。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 中央病院のアクセス道の現状につきまして、お答えいたします。

初めに、南北線です。市長の政務報告でも申し上げましたですけれども、現在、JRをまたぐ橋の予備設計として、中央病院から広域農道まで、約3キロあるわけですが、その測量業務、そして県道銚子旭線との交差点となる用地の交渉を行っております。

次に、東西線ですけれども、まず初めに、飯岡バイパスへ直接接続する東西線ですが、現在、千葉県と調整を図りながら、工事着工の準備を進めているところでございます。そして東西線、川島歯科から中央病院までの道路ですが、これは用地測量と道路拡幅のための用地交渉を行っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 新市建設計画で、まちづくり主要事業のことについてお答えいたします。

最初に、旭駅前線、駅前広場ですね。この件についてお答えいたします。

駅前線の現状でございますけれども、平成18年8月末現在、全体物件補償55件のうち、駅前広場内で4件、それから駅前通り、道路部分ですね。こちらで34件、計38件の関係者の方々から、用地の撤去をいただいております。

この用地取得面積でございますけれども、全体計画面積の約65%を取得してございます。年内に一部、電線類の地中化などの工事に着手する予定でございます。

今後の予定でございますけれども、平成21年度末の事業期間内完成を目指して、努力してまいります。

それから、同じく文化の杜公園整備事業でございますが、この文化の杜公園ですけれども、東総文化会館、それから県立東部図書館の周辺は、現在整備が済んでおります。主に仁玉川北側約7.6ヘクタールにつきましては、公園の位置付けであります文化拠点としまして、それからまた、災害時等にも役立つ防災機能を備えた施設整備計画を行いまして、平成18年度から平成22年度をめどに、まちづくり交付金事業によりまして行ってまいります。総事業費は15億円として整備を図ってまいります予定でございます。現在、用地交渉を進めておりまして、今後も関係地権者の協力をいただきまして、なるべく早く施設整備に着手できるように、事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、4番目の福祉政策の中で、パークゴルフ場の件でございますが、今後のスケジュール、それから、運営、経営の青写真ということでございますけれども、まず、スケジュールでございますが、現在発注してございます基盤整備、それから、散水施設等の工事、それから、今年度中に緩衝緑地と芝の植栽工事を予定してございます。そして平成19年度には、管理施設、便益施設、それから集計施設等を整備しまして、20年度初めにはオープンの手配でございます。

なお、運営に当たりましては、運営検討委員会を設けまして、その中で運営方法や利用料金等を含めまして、十分検討してまいりたいと思います。そして、指定管理者制度等の活用も検討するなどしまして、最大限経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

完成後には、だれにでもできる軽スポーツとしまして、各種団体等への働きかけ、それか

ら市民大会等の開催による市民への普及、それから、パークゴルフ愛好者や来遊者へのアピールのため、宿泊施設等へのパンフレットを置いていただきまして、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、新市建設計画でのまちづくりの中の、長熊のスポーツ公園について申し上げます。

長熊スポーツ公園は、釣堀センターを中心に、野球場1面、ゲートボール1面の三つの施設で構成されております。昭和60年に造成され、昭和63年より釣堀センターの運営を開始したものであります。この間、開設以来20年を経過する中、平成9年度より、施設の一部改修を行って運営してまいりました。浮き桟橋の老朽化対策等も急務となっております。

また、野球場及びゲートボール場についても、今後の整備が求められてきております。

このような背景から、新市建設計画において、整備の方針が示されたものであり、新基本計画においても、主要事業として位置付けていきたいと考えております。

なお、整備計画の立案に当たりましては、地元干潟地区の皆さん方の御意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。

次に、産業の活性化についての4番目ですが、夏季観光の本年度の総括と今後の課題という部分にお答えいたします。

本市の夏季観光につきましては、大きく分けまして、2か所の海水浴場の開設と二つのイベント、七夕まつり、YOU・遊フェスティバルが主なものでございます。海水浴場につきましては、今年は例年になく梅雨明けが大幅に遅れた影響もありまして、飯岡、矢指ヶ浦の両海水浴場ともに、入り込み客は前年比で半減をしました。半減はしましたが、両海水浴場とも、区域内でも事故もなく、無事終了することができました。

一方で、サーファーへのサービス拡大ということですが、サーファーは1年を通じて海岸に訪れております。施設面では、海岸付近に6か所の公衆トイレを設置するなど、観光施設の充実に努めているところでございます。サーファーへのサービスの拡大につきましては、難しい問題でありますので、まずは来遊者にとってより安全で安心な海水浴場作りを目指して、来年度に向けて、観光施設の整備を検討する中で考えていきたいというふうに思っております。

次に、イベントにつきましては、七夕市民まつりとYOU・遊フェスティバルともに、約

12万人の入込み客がございました。今年も例年同様の盛り上がりを見せたところでございます。

七夕市民まつりの期日指定の考え方につきましては、七夕市民まつりも今年で52回を数えております。旭市の一大イベントとして定着しているものでございます。実施期日につきましては、平成10年までは8月の6、7、8の3日間開催しておりました。平成11年度から現行の8月の6、7の2日間の開催となったものでございます。これまで期日を変更した経緯はなく、また、7月下旬から8月上旬にかけては、東総地域におけるイベントが集中する時期でもございます。かつ、第52回目という長い伝統もあることから、日程につきましては、慎重な対応が必要であると思われまいます。七夕市民まつり企画委員会の検討にゆだねていきたいと考えているところでございます。

続きまして、5番目の商店街の今後の活性化対策でございますが、これは市長の方から答弁がありましたので、私の方からは、プレミアム商品券の内容についてというご質問にお答えいたします。

旧旭で実施しておりました既存の商品券。新旭市全域に流通する共通商品券事業に改編したいと。旭市民への利便性の提供とサービスの提供に努め、併せて、旭全域の商業並びにサービス業の振興を図ることを目的にしております。

加盟につきましては、旧旭市時代は200店舗ございました。現在、合併した中で、商業部会、サービス部会とも約900の店舗がございます。商工会といたしましては、加盟店500事業所以上を目標に実施したいというふうに聞いております。

金額でございますが、補正の部分につきましては、旭市商工会合併記念ということで、プレミアム付き商品券5,000万円、そこに10%のプレミアム分500万円を付けて、5,500万円というものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、私の方から、議員さんご質問の産業の活性化につきまして、幾つかお答えをさせていただきます。

最初に、アグリポケットパークの状況でございます。これは、広域農道に面しております農産物直売館でございますけれども、平成11年3月に、旭市農産物直売研究会が運営主体ということで、現在まで直売施設等で農産物等を販売している、そういう施設でございます。

過去3か年の状況でありますけれども、来客数につきましては、平成15年が2万3,013人、

平成16年が2万312名、平成17年2万2,521名というような形になっております。

年間の販売額でございますけれども、平成15年が2,380万円、平成16年が1,930万円、平成17年が2,160万円、こういうような状況になっております。それから、ことし平成18年は、まだ8月までの資料でございますけれども、若干この3か年の中では伸びているという状況でございます。来客数、あるいは販売金額につきましても、平成16年、若干落ち込んだわけですが、合併効果等かとも思いますけれども、17年後半から18年伸びている、そういう状況でございます。主に野菜なり、あるいは米、パン、卵、そういうもの等、約100品目くらいを年間販売をしております。

特に合併の効果ということではありませんけれども、実は旧干潟で、行政が実は年間2万円という会費をいただきまして、年4回ほど、ふるさと宅配便ということで発送をしておりました。これは行政がやるべきものかなというようなことで、合併後直ちに、実は民間でありますこの農産物直売研究会の方をお願いをしまして、そのまま引き継いでいただきまして、現在は2か月に一度程度、ふるさと宅配便というような形で——フレッシュ宅配便ですか、というような形で発送をさせていただいております。昨年の12月から偶数月を実施しまして、今年の8月まで、計5回実施しているわけですが、これにつきましては、それぞれ7品目くらい入れまして2,980円という箱、それと11品目くらい入れまして5,000円という二つのコースを作りまして、今まで12月から8月までの実績で497件ほど実は発送をさせていただいている。ひとつこの直売館のメインの品物になっているのかなと。

先般も実は、いろいろ市内の農業経営者の方の研修、市長の答弁からもありましたように、インターネット販売を少し考えてみようかということで、現在進んでいます。サンライズファームという方の社長さんをお呼びしまして、研修会やったわけですが、特に楽天市場で第1位の農産物を売っているというようなことで、その話の中で、特に気がついたのは、量も売っていることもさることながら、単価的にも、結構インターネット販売、結構いい値段で売っていると。そんなことで、市内の経営者の中で興味を持っていただいて、取り組みをしたい。そういう方も実はいました。

それと、市民農園の関係でございますけれども、現在2か所ほど市内にはございます。鎌数地先と岩井地区地先でございます。鎌数地先につきましては、83区画使用できる区画があります。現在73.5%の使用率でございます。この中で、使用者につきましては、53名いるわけですが、市内49名、市外4名という形になっております。岩井地区地先につきましては、32区画で、現在24区画が使われております。9名の方が使われまして、市内の方が6

名、市外の方が3名。こういう状況になっております。この週末には、この岩井地先におきましては、芋掘り体験、あるいは落花生体験等ということで、都会から消費者を呼ぶ、こういうような形になっています。ぜひ交流の一つの里として、この市民農園につきましても使っていきたいなど。特に、できれば1泊、宿泊等をしながらやっていけるような、そういう動きを、ぜひ担当課としましては進めていきたい、そういうふうには考えております。

それと、あと石油高騰に伴います、いろんな助成でございます。ご承知のように、原油が相当高くなっているというようなことで、農家からもいろんな、対応をどうするんだという、実は担当課の方にも来ております。特に施設園芸等で使います重油につきましては、平成16年の6月には、何かリッター当たり40円したものが、ことしの7月には75円50銭というようなことで、この2年間で約倍くらいになっているよと、そういうような状況も聞きます。この原油高騰につきましては、重油のみならず、施設園芸用の被覆資材でありますビニールとか、あるいは特に輸送費等も高くなる。そういうようなことも聞いております。

また、これは、農業経営者だけでなく、漁業者からも、我々も困っているんだよ、そういう声も多く聞いているのが現状でございます。ただ、担当課の方としましては、現在まで、ただ単に何もやらないということじゃなくて、国と連携をとりながら、実は省エネルギー効果のある暖房機への切り替え、こういうものも進めております。これは資源エネルギー庁の予算を使いまして、暖房効率が1%以上上がるものを、暖房機を借り換えした際に3分の1を国が助成をするという制度でございます。これにつきましては、平成17年、市内で32台、本年18年につきましては、49台導入をしてあります。

それと、さらに、農林水産省の予算の中で、三重カーテン、そういう被覆資材で暖房効果を高めようと。そういうものにつきましても、市内の農家が取り組みまして、約2,100万円の事業費の中の半分を助成をさせていただいた。そういうことがございます。

それと、実は国におきましても、JA全農等とも指導しながら、平成17年の事業の中で、重油価格を、実は全農さんがリッター当たり2円、特にこのJAちばみどりににつきましては、さらに上乗せで1円。3円助成をしている。そういう過去の経過もございます。先般も、JA全農等にもお願いしまして、さらにこの冬についても同じような措置がとれないかと。そういうこともお願いをしてございます。

議員さんおっしゃいましたいろんなことにつきましても、国あるいは県、全農と打ち合わせをしながら、引き続いて措置がとれないかどうか、検討をしてみたいと思います。

それと、税対策でございますけれども、現在、農業経営者におきましては、漁業もそうで

ありますけれども、軽油等を使いますと、軽油引取税が免税になるという制度がございます。こういうものの税の活用、さらには重油につきまして、この税の中でできないか。これ現在、県が国に対して要望書、そんな形で現在、考えております。さらに県と打ち合わせしながら、何か対応策を検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 教育問題の、ゆとり教育施行後の週5日制の問題点と、総合的学習時間の効果、学力低下の問題についてお答えいたします。

文部科学省は、学校週5日制の導入によりまして、学習内容が精選され、ゆとりの中で基礎基本が図れるようになり、学校週5日制は、全国的に定着したものと発表しております。子供一人ひとりをよりよく伸ばすと、そういうためには、知識だけではなくて感性や心をはぐくむことが大切である。そのためには、学校だけの力では限界がありますので、土曜日の休みの日は、親子で一緒に過ごしたり、また、家族で、あるいは地域社会が協力して旭の子を育てるという視点が大変重要になってくると考えております。今後も学校週5日制の充実を図るよう、学校には指導していきたいと思っております。

次に、総合的な学習の時間の効果についてでございますが、旭市では、非常に効果を上げているということができると思います。その一例として、市内の中学2年生全員が、総合的な学習の時間を活用して、旭市のまちづくりについて考え、7月15日に東総文化会館におきまして、中学生によるまちづくり発表会として、旭市への政策提言をすることができました。また、来年6月には、生活科、総合的学習の全国大会が旭市で開催されることも、旭市の総合的な学習の充実度を示していると思っております。

次に、旭市の子どもの学力についてのご質問でございますが、各学校では、少人数指導、習熟度別指導によるきめ細かな指導の充実によりまして、学力の向上を図っております。また、学力の向上のためには、教師の指導力の向上を図ることが不可欠でございますので、指導主事を各学校に派遣いたしまして、教師の指導力の向上も目指しております。

このように、子どもたちの学力の向上は、教科の学習と総合的な学習の時間が、車の両輪のようにうまく機能していくことが大変重要であると考えております。旭市教育委員会では、引き続き将来の旭市を担う子どもたちの育成のため、全力で取り組んでいきたいと思っております。

次に、小学校のかがやきプランの復活についてでございますが、本年度、教育委員会学校

教育課では、レインボーアクション2006という方針のもとに、各事業を進めております。レインボーアクション2006は、学校教育における必要な七つの事業から成り立っております。この中にかがやきプランの趣旨を含めながら、従来の事業を発展的に推進する施策でございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、少子化対策についてお答え申し上げます。

まず、合計特殊出生率の推移でございますが、全国、千葉県、それと市と、その順番でお答えさせていただきたいと思えます。

平成13年、1.33人、1.24人、旭1.51人、飯岡1.22人、海上1.19人、干潟1.57人。平成14年、1.32人、1.24人、旭1.41人、飯岡1.59人、海上1.57人、干潟1.35人。平成15年、1.29人、1.20人、旭1.30人、飯岡1.12人、海上1.68人、干潟1.42人。平成16年、1.29人、1.22人、旭1.41人、飯岡1.17人、海上1.49人、干潟1.24人。平成17年、1.25人、1.18人。あと市町につきましては、昨年の国勢調査の関係で、12月ごろ公表になるということでございます。

それと、過去5年間の出生者数でございますが、平成13年631人、平成14年640人、平成15年586人、平成16年595人、平成17年571人となっております。

次に、現在旭市では、第3子出生者に対して10万円、それからその第3子が入学するときに5万円の助成を行っております。これをもう少し多くできないのかというご質問ですが、今後いろいろ相談してみたいと考えております。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時26分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き明智忠直議員の一般質問を行います。

明智忠直議員。

○16番（明智忠直） 久しぶりの一般質問で、質問内容が余り多過ぎたような感じで、今反省しております、この次から絞って何点か聞きたいと思えますが、まだあと13分あるとい

うことで、再質問もいっぱい質問あるんですけども、詳細については、執行部の皆さん方、議事録があると思いますので、議事録を見ながら、前向きにひとつ対処、対応をしていただければと思う次第でございます。

何点か再質問させていただきます。

初めに、今、市長が申し上げましたように、一体感、醸成をするというようなことで、大変なる努力をして、いろんな行事をやっているということは確かでありまして、本当に敬意を表するところでありますが、ただ、表向き、やはり一体感、そういった部分は確実に出ていっているわけでありまして、コミュニケーション、やっぱり心のつながりと。そういった部分で、まだまだこれから先かかるのではないかなと思いますので、そういった部分の中で、一番やっぱり必要なのは、コミュニケーションの場を多くつくるといことだと思います。その一つには、やはり市長が先ほど言っていましたように、スポーツ行事、また私は、その国民体育大会のようなものとして、旭の総合体育大会、そういうようなものも考えて、記念事業として、合併の記念事業として考えてもいいのではないかなと、そんなように思います。その点について、今後の検討をお加えをいただきたいと思います。

また、2番目の産業の活性化について、重油対策であります、これは行政からJAに言ってもらえることでもありますけれども、重油の施設園芸への助成、そういったことを今後も継続してもらいたい。恐らく行政でリッター1円助成をしているところは、どこの行政もないと思いますが、これは我々の気持ちとして、そういった農業予算も、そういうことも考えてもいいのではないかなという思いもありましたので、その質問をしたわけでありまして。今後ともJAに対しての助成については、強力に推し進めていただきたいなど、そういうふうになります。それと、できれば何らかの形で税対策。そういった部分が、できる範囲研究して、何か応援してもらいたいなど、そんなふうになると思います。

七夕まつりのことですが、七夕まつり、県下では冠事業として七夕まつりと付けているのが、今、茂原と旭だけだそうです。そういった中で、やはりやるのには、大勢のお客が来なければ意味がないということもありますし、今後の課題として、期日指定ではなくて曜日指定というような方法もあるのではないかなと思いますので、その点も検討していただきたいと思います。

それから、教育問題の学力低下でありますけれども、OECDが発表しましたように、今、学力低下はもう日本の子どもたちは、確実に世界の中から見たら、学力低下が進んでいるというような調査結果が出ているわけでありまして、旭の、教育長のさっきの話では、学力低

下もそんなになくて、総合的学習、ゆとり教育、全面的にいいというようなことがありますけれども、その辺の学力低下が本当に進んでいないのかどうか。旭市では、実質的に数字があるのかどうか。そこの辺の比較ができる材料があるのかどうか。もう一遍お聞きしたいと思います。

それから、パークゴルフの問題でありますけれども、パークゴルフ、我々旧旭市の主要事業の中で推進して事業採択をしたわけでありますので、これがあまりにも大きな赤を抱えるようなことになれば、旭市としても、本当にこういった部分で済まないというような部分も、旭のものにあるものですから、その辺も十分、フルに活用できるような方法でやってもらいたいと思います。ちなみに、ランニングコストとして、年間どのくらいのコストの、行政からの負担分というような部分ありますけれども、かかるのかどうか。試算がありましたら、お聞きしたいと思います。

また、コミュニティバスの問題ですけれども、5ルートに決定したということでありますけれども、検討委員会も、その地区割り、地域割りのことで、さっき質問したんですけれども、お答えをいただかなかったんですけれども、これから5ルートで旭のコミュニティバス運行として、本格的にずっと継続してやるのか。我々議会としても、その辺のことは検討委員会からの報告もなかったわけでありまして、その5ルートが何でそうしたルートに決まったのかどうかといういきさつやら、旭が試行運転では3路線持ってやっていたわけで、1ルートになったということも、そのいきさつも、はっきりは聞いていないわけで、1ルート1,000万円ぐらいのランニングコストがかかるというような部分もありまして、このことは、我々議会も十分知っておかなければならないことでありますので、その辺についても、今までのいきさつ、経緯をひとつお願いをしたいと思います。

以上、再質問させていただきます。

あとはそれこそ、さっきも言いましたように、議事録の中で、執行部の皆さん方に見ていただきまして、これからの対応をしていただければ、そんなように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 簡潔にということでございますから、ごく簡潔にお答えをさせていただきますと思います。

まず、市の体育大会などということでありますけれども、これは、体協の方とも十分相談

をしながら、できる体制がとれるのであれば、また考えてみたい、そう思います。

それから、重油の高騰対策、税の控除という問題でありますけれども、これも検討はさせていただきますけれども、重油の高騰に関しては、単に農家だけでなく、全体的に影響を及ぼされているであろうと思いますので、なかなか難しいということも、お含みおきをいただきたいと思います。

それから、七夕市民まつりの件でありますけれども、この間も実行委員会の皆さん方、あるいは飯島県議さん等ともお話をさせていただいていたんですけれども、正直言って、なかなか日にちの変更は難しいというのが、そのときの意見でありました。また、これから観光協会も含めまして、こういった問題には、よりよい方法を考えていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、パークゴルフ場の件でありますけれども、確かにこれで大きな赤字を生むということになりますと、これまた大変なことですから、そういったことのないように努めていきたい。ただ、ここでは健康事業として実施をしているものですから、健康チェックのできるような担当も備えてありますから、そういった意味での活用もお願いをいたしたいと思います。

コミュニティバス、これは、常に見直しをかけていきますから、そのコースだけでずっと行くんだということとは違いますから、また検討委員会での検討の結果等も、議員の皆さん方には逐次報告をさせていただくように努めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 学力についての実質的な比較の数字があるかどうかということですが、市独自でそういう調査をしたことはございません。ですから、文部科学省が行いました学力テストの結果から推定しているわけですが、それによりますと、県平均、全国平均を、現在のところは上回っているという状況でございます。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 答弁漏れがございました。大変申し訳ございません。

椎名団地、これは主要事業に絡めた椎名団地の排水問題なんですけれども、水道事業が終わりまして、間もなく着工させていただきます。

それともう1点、南北線、アクセス道の南北線の南側の話なんですけれども、これはアク

セス道本体のめどがつきましたら、検討させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） コミュニティバスの検討委員会の地域割りの関係でございますけれども、市の職員を除きまして、旭が6人、それから市外が3人、それから旧海上が2人で、飯岡と干潟各1でございました。以上で検討させていただきました。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

○16番（明智忠直） いろいろ、再質問ではしょってやったもので、あとどれを質問したらいいかわかりませんが、まあとにかく、一つ答弁漏れ、建設課の中であったですけども、今、南の方は答弁していただきましたけれども、中央病院の南北線のアクセス道、北側の方、干潟から東庄町にかけての農免道路というか、広域道の北側の方の計画も、そのように、一応アクセス道が終了してからということではよろしいでしょうか、計画は。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 広域農道から先につきましても、あくまでも、こちらの本体がめどが立ってからということにさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（鈴木正道） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、旭市への高校野球の招致について伺いをいたします。

今年の夏の高校野球は、大変な人気でした。今まで一度も試合を見たことがなかったのに、すっかり高校野球のファンになってしまったという方もいたようでした。本議場内にも、何人かの高校球児が——元高校球児がいらっしゃいますが、皆さん人柄もすばらしい方ばかりでございます。

旭市にも、大勢の高校球児がおり、今回惜しくも甲子園の出場は逃しましたが、それぞれ

の学校で大変活躍をいたしました。この地域は、もともとレベルも高く、野球熱の高い地域です。他の市にはない立派な球場も幾つもございます。高校野球の球場として利用していただけだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、保育所、小・中学校の定員について伺います。

それぞれ厚生労働省、文部科学省の定めにより、定員が決められているのですが、どのように決められているのか具体的に伺います。

最後に、公営企業について2点ほど伺います。

17年度の決算書はいただいたところですが、今年度も既に半年が経過しようとしております。厳しい状況の中で、それぞれ担当の方々は、大変な努力をなされていることと思いますが、年々厳しくなっていると聞きます。今年度になってからの収支の状況はどのようになっているのか。改善、増収はどのように図るのか。併せて各企業の今後の整備計画について伺います。

市長並びに担当職員の簡潔で明確な答弁を期待して、私の第1回目の質問を終わります。

再質問については、自席で行います。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 木内議員の質問の中で、公営企業、飯岡荘に関する基本的な問題だけ、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

飯岡荘、支配人をはじめ、関係職員の頑張りの結果、17年度の決算も、どうやら黒字決算をさせていただいております。ただ、そういった中にはあっても、正直言って、年々お客の数が減ってきているというのが実情でございまして、それをどうするかというのが、まず大きな問題であります。基本的な問題から申しますけれども、それじゃ、赤字が出たときに、飯岡荘をどうするんだという問題でありますけれども、この問題を率直に運営委員会の皆さん方から質問をされました。もし経営的に合わなくなってきたときに、市長はどうするんだというお話を伺いました。

飯岡荘の位置といいますのは、建っている位置もそうですけれども、いわゆる旭市の観光にどのような位置づけを持っているのかといいますと、私は飯岡荘の占めている位置というのは、非常に大きなものであると思います。しかも、南面を海に面した、非常にいい環境のもとに建てられているわけですし、あの飯岡荘を取り除いてしまつては、恐らく旭市の海の

観光というのは考えられなくなってしまうのではないかなというのが、私の率直な思いです。ですから、飯岡荘は何としてでも残していきたい。そのような答えをさせていただいております。

その結果を受けて、運営委員会の皆さん方も、7月の7日、8日であつたろうと思いますけれども、長野県の茅野市と安曇野市に視察に行ってくれました。視察に行つて驚きましたのは、もう長野県の茅野市、安曇野市といいましたら、もう観光の、日本の国内にあつては観光のメッカであります。そういったところにあつても、軒並みこういった業種というのは苦しんでおります。茅野市でさえも、何とかグリーンツーリズム等を生かしてお客を呼ぼうという苦勞をしているわけで、安曇野市に至つては、そういった公立の、ホテルでありますけれども、ここに民間からいわゆる指定管理者を呼んでまいりまして、民間の手法を取り入れての経営に変えています。もう完全に、料理も、お金だけ出してくれればたくさん出しますよ。宿も、部屋も、お金を出してくれれば、特別の部屋もありますよ。そういった形をとっているわけです。そういった中で、この飯岡荘にもいろんな無理なお願いをさせていただいております。安ければ料理が悪くてもいいよということにはつながらないだろう。工夫をして、安くてもいい料理を出してくれ。そういうお願いもさせていただいておりますし、飯岡漁港のすぐわきだから、何とか漁港と密着をしたような、そういった料理も考えてほしい。そんなお願いもさせていただいて、いろんな工夫を今、させていただいております。議員の皆さん方にも、花火のときに、YOU・遊フェスティバルのときにご利用いただいて、お分りをいただいているんじゃないかと思っておりますけれども、かなり料理の面なんかでは、改善をされてきているんだろう、そのように考えております。

そういったものを受けながら、大幅な改造も少ししたい。そのように考えて、JTBという業者をお願いをして、経営改善もさせていただきました。まだ突き進んだところまで、深いところまでの改善策は出させていただいておりませんが、そういった方々の知恵をおかりをしたり、あるいは運営委員会の皆さん方、それぞれ自分で商売をなさっている皆さん方ばかりでございまして、非常に突っ込んだ、非常にありがたいご意見をちょうだいしておりますので、そういったものを生かしながら、飯岡荘の改善に努めていきたい。そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

細かな点については、担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（鈴木正道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、木内議員さんの高校野球の球場招致についてお答え

いたします。

当市の野球場につきましては、1市3町それぞれ持っていて、いずれも軟式野球のみの利用となっております。その中で、ちょっと海上コミュニティ運動公園野球について申し上げますと、隣接する公園利用者の安全面から、原則軟式野球のみの利用ですが、昨年度より、高野連主催の高校野球地区大会は、ファウルボール対策として、公園内に人員を配置するなどいたしまして、十分な安全対策を条件として許可しているところであります。今年度についても、秋季大会——春と秋ですが、その地区の予選会は当野球場において実施しているところであります。

なお、甲子園出場につながります夏の全国高等学校野球選手権千葉県大会については、地区前のブロック予選会はなく、県下の高校が一斉に予選から戦うことになると思います。会場については、千葉県営野球場を中心とした、交通事情のよい、千葉市近郊の球場で実施をしております、この旭地区での開催については難しいかなと考えられます。

以上であります。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、保育所の定員についてお答えいたします。

保育所の定員につきましては、建物の面積、それと保育士の配置基準、0歳については3人に1人、1、2歳児については6人に1人、3歳児については20人に1人、4、5歳については30人に1人の基準で定員が決定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から、小・中学校の定員について、ご質問にお答えいたします。

小・中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものがございまして、これによりまして、1学級40人以下と定められております。ですから、転校等によりまして、1学級の人数がそれを超える場合につきましては、年度途中であっても1学級増となりまして、それに対応した教員が配置されます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 病院の整備計画についてお答えをいたします。

病院の再整備計画としては、災害拠点病院でありながら、耐震化が図られていない病院全

体の50%近くの建物の建て替え計画がございます。まだ基本構想の段階ですが、病院内で建設委員会を立ち上げ、規模や機能、建設費やその財源について検討を進めているところでございます。今後、素案がまとまり次第、議会にご説明するとともに、国県などの指導も得てまいりたいと考えている次第であります。

次に、収支の改善については、事務部長の方から答弁させます。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 収支の状況改善ということでございますけれども、病院事業につきましては、本年4月から7月までの収支状況を申し上げますと、病院事業収益は95億756万8,000円、費用の方が93億2,567万3,000円となっております、収支差し引きが1億8,189万5,000円の利益ということになっております。利益出ておりますけれども、ご案内のとおり、診療報酬の改定の影響がございまして、医業収益につきましては、現在までのところ、昨年に比べてかなり減少しているというのが実態でございます。

また、当然収益、若干落ちておりますけれども、それに併せて支出の方も、材料費などにつきましては、若干減少しているわけでございますけれども、その材料ですとか、あるいは物品関係の調達方法など、まだ多くの課題があるというふうに思っております。今後さらにこういったことについて検討を進めまして、できるだけ支出の方も削減を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、水道の関係の方のご質問に対してお答えしたいと思います。

初めに、直近の給水状況について申し上げますと、18年の7月末の給水件数については、1万7,924件、18年3月末の1万7,843件と比較いたしますと、81件の増となっております。料金の収入のもととなります有収水量については、当年度の4月から7月については、191万9,975立方メートル、昨年度の1市3町を合算した水量については、183万3,141立方メートルとなり、差し引き8万6,834立方メートルの増となり、給水件数、有収水量とも増加しております。

次に、経理状況については、事業収益4億2,975万1,697円、事業費用3億3,940万6,720円で、収支差し引きの9,034万4,977円の純利益となっており、昨年度の1市3町の合算した収支を、差し引き純利益7,591万9,543円と比較しますと、1,442万5,434円の増となっており、

収支についても順調に推移しております。

ご質問の収支の改善については、水道事業は、他の会計と異なり、全く経理状況が違う事業体が合併し、料金体系が不均一となっております。まず、先ほど市長からもお話がありましたとおり、事業を統一、統合することが当面の最重要課題として、事務事業を進めております。今すぐできる収支の改善策の一つとしては、水道料金の未納者の解消に努めております。

次に、2点目でございますが、合併前の水道事業については、各地域において、それぞれの条件のもとで、給水の施設整備、維持管理を行ってきたところですが、給水開始から25年が経過し、各施設とも老朽化が見られるため、今後施設の改善を含め、給水エリアの見直しを行い、新市での施設整備計画を策定し、排水施設の一体化を図っていきたいと思っております。

主な整備計画の内容について申し上げますと、未給水地域の解消、旧市町村との連絡管の布設及び集中管理システムの整備事業、既設配水管の更新、ループ化、経年化による施設の改修、以上の整備計画については、今後の財政状況を勘案して、計画的に事業化を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木正道） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方から、収支の改善並びに今後の整備計画につきまして、市長が申しあげました基本方針の細かな点につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、今年度4月から7月末までの収益費用の累計額を申し上げます。

収益につきましては、5,674万405円、費用につきましては、5,790万2,568円でございます。差し引きまして、116万2,163円の純損失となっております。これを前年度と比較いたしますと、1万2,652円の増となるわけですが、前年度は3か月決算ということもございました。同一条件下で前年度と比較いたしますと、241万2,000円の損失経営ということになりまして、前年同月よりも123万8,000円多い損失を計上したことになります。

このような経営状況から、今年度も昨年度に引き続きまして、経営は厳しい状況下でございます。したがって、木内議員ご指摘の収支の改善をどのように図っていくかということですが、まず、かねてから準備を進めておりました食材等の仕入れの見直しを進めておまして、安く、しかも新鮮な食材を使った料理の提供等、一定の成果を現在確認したところでございます。

また、国民宿舎運営委員会におきましては、7月7日と8日ですが、先進地の視察を実施いたしました。各委員さんには、公共の宿を取り巻く先進の事例といたしまして、宿泊施設と農業体験等をセットにした商品づくりを行っている長野県茅野市と、民間人を登用し、民間と変わらない経営で好成績を上げております公共の宿を経営する安曇野市の2か所を視察していただきました。そして、これらの取り組みと並行いたしまして、今年度事業として実施いたしました株式会社JTB商事による経営診断事業では、専門的立場から、現状の経営内容に対する診断結果と改善策が出されました。今後はこの経営診断の結果を踏まえまして、運営システムの見直し、そして販売促進システムの見直し等の経営改善に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

このほか、姉妹都市でございます茅野市からはそば粉を取り寄せまして、自家製のそばを新たにメニュー化いたしました。このほか、市内スポーツ施設を利用いたしました学生等の合宿誘致対策も、順調に推移をしております。

また、かねてから要望の多かったふるさと産品ですけれども、利用の多いシーズンや休前日に売店に設置いたしまして、好評を得ているところでございます。

経営収支の改善につきましては、短期間では結果は得られないと思っております。今後さまざまな改善策を積極的に講じてまいりたいと思います。

次に、今後の整備計画につきまして、ご説明いたします。

施設設備の維持管理につきましては、改修と修繕を組み合わせまして、きめ細かく対応してきておりますが、近年、利用者の宿泊ニーズがさま変わりいたしまして、国民宿舎といえども、リゾート性の演出とともに、機能的で清潔感の演出が求められる時代になっております。先ほど説明いたしました経営診断におきましても、施設の改善なくして利用客の減少に歯止めをかけるのは難しい。いわゆる食なら何でもそろう旭市において、新鮮で豊かな食材、安全、安心な食材、四季ごとに楽しめる食材、これらを生かした食彩の宿等の目的型宿泊施設へと改善して、旭市でしか味わえない宿泊体験の提供をすべきとの診断結果でございます。

この施設改善には、耐震補強をベースに、運営システム等のソフト面での改善を十分反映させた施設設計とする必要がございます。したがって、今後の施設整備計画につきましては、経営診断の結果を基本といたしまして、国民宿舎運営委員会の意見を十分尊重しながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 木内議員の一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたし

ます。

休憩 午後 0時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問申し上げます。

まず、第1点目の高校野球の招致についてでございますが、ファウルボールが外へ出てしまうということですが、例えばファウルボールが出ないように、フェンスを高くすれば、この問題は解消するんじゃないかなと、こう思いますが、この点をお聞きします。

それとあと、保育所と小・中学校の定員についてですが、これは何でこういうことをお聞きしましたかといいますと、現在今、社会状況の変化によって、例えば夫婦が別居であるとか離婚であるとかということで、この旭市内に帰ってきたとします。現実にはありますが。そうすると、祖父母がいれば、家庭でその小さい子どもを見れると思うんですが、例えば当然、母子家庭、父子家庭ということで、子どもを預かっていただかないと、仕事できません。ただいま聞きましたら、小・中学校に関しては、定員を1人でもオーバーしたら、直ちに教員が、新しいクラスを増やしてくれるということですが、そうすると、ふだんから学校に1人ぐらい、余計に教師がいるんですか。そのことをちょっとお尋ねします。

それとあと、保育所ですが、問題はここなんですが、保育所の場合はどうしても、小さい子どもですから、これをすぐ対応できるという、このようなことができないのでしょうか。例えばですね、保育所には二つの側面があると思います。一つは、子どもの発達を保障するといった側面。もう一つは、労働力を確保する、もしくは親の就労を保障するといった、そういった労働対策的な側面があると思います。現在、政府が重視しているのは、その後者の方です。待機児ゼロ作戦は、政府が作った施策です。しかし、具体的にそれを実行するのは市町村です。先ほど申し上げましたように、祖父母と同居していない夫婦の場合には深刻でございます。何か方法があると思うのですが、お聞きをいたします。

次に、公営企業についてお尋ねをいたします。

水道事業の施設の整備についてでございますが、17年度は配水管が3,334メートル延長されたようです。今年度はどの辺をやる予定なのか。例を挙げれば、旧海上地区の飯岡の塙方面へ向かう蛇園、忍坂、上に恵天堂という施設がございます。これは、旧海上の水道のときには、下から水道管を、多分150ミリだと思いますが、それを引っ張っていつてあります。ところが、どうしても下から揚げているものですから、水圧が足りません。水道の水の出が悪いんです。逆に飯岡の塙方面から下りで来ている本管。ここには恐らく80ミリが入っていると思うんですが、これは恵天堂の南側の分譲地、これが旧飯岡地区ですから、飯岡の本管が入っておりました。合併前ですと、海上と飯岡別々の自治体ですから、これをつなぐということは不可能ですが、現在は合併したわけですので、これを接続していただければ、水圧の降下による不便さは一気に解消されると思いますので、この辺どのようにお考えか、お伺いをいたします。

それと、昨年9月定例会、やはり旧飯岡の菱木議員が質問があったと思いますが、飯岡のバイパスの水道管の布設の問題が出ました。市長さんからの答えでは、やはりこの辺は重要な地域だから、水道管を考えたいと。しかし、先ほど私が申し上げましたように、水圧が下がることも考えられるので、十分に検討ということですが、ただいまもう合併して1年余りが経過しております。その後どうなったか併せてお聞きをしたいと思います。

次に、病院事業について伺います。

ただいまの事務部長の答えであります。診療報酬の改定により、医療収益は若干減少しているとの答えでした。支出の削減ということですが、人件費の次に大きな比率を占めております診療材料及び一般物品購入に際し、具体的にどのような対策をとっているのか、伺います。

それと、今後の整備計画では、院長より、建設委員会ということが出ましたが、これはちょっと聞き忘れましたが、立ち上げられたのか。あるいは立ち上げるという場合には、メンバーの構成はどのようなになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、飯岡荘の問題についてお尋ねをいたします。

17年度の監査委員さんの報告書を見ますと、1日平均の利用人数は減少傾向にありながら、経営の合理化、経費削減の努力により、940万円の純利益を計上しております。これはやはり、支配人はじめ皆さんのご努力の賜物ということですが、今年度は一転して、赤字が計上になっておりますが、お隣に建っております同じような施設、かんぼの宿ですが、先ほどお聞きしましたら、ここは、郵政省の民営化ということで、退職した職員も全員がセールスと

というような形で営業活動を行って、それなりの成果を上げていると聞いております。先ほど支配人の話によりますと、食材の見直しとかということでございますが、先ほど市長の答弁にありましたように、この飯岡荘は、非常に立地条件がよろございます。日本で有数の九十九里海岸に接しておりますし、サーファーという話も出ましたが、ここの駐車場は、直接海岸に駐車場へおりられます。こういう駐車場は、恐らく日本に幾つもないと思います。先月も行きましたが、ものすごいサーファーの数ですね。このようなすばらしい立地条件。そして県内２番目の飯岡漁港を持っておりますので、当然新鮮な魚介類、あるいは食材なら何でもそろろという食料基地的な位置にもありますので、条件は非常にいいと思います。現実到现在までこうやって国民宿舎が生き残ってこられたのは、この飯岡荘だけですから、これから、生き残ったので、建物も40年経過して、いろいろ大変でしょうけれども、やはりやり方によっては、大きなこの新旭市の目玉になるのは間違いありません。

そこで、どのような宣伝活動を行っているのか。先ほどは、かんぼの宿そのようにやっていると言いましたが、私、前回の一般質問でも申し上げましたが、行政というのは、本当に宣伝が下手だと思います。せっかくいいものを、もっとアピールする手だてを考えてはと思います。ＪＲの中のつり看板であるとか、東京の方の駅に大きなポスターが掲示してあるとか、いろいろ、昔は海水浴場のポスター見かけましたが、現在はどのようにしているのか。お伺いをいたします。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私の方から、野球場と保育所の問題をお答えをさせていただきます。

まず、野球場ですけれども、公式の試合ができるようにしたいというのは、私も率直な思いであります。ただ、単純に、それじゃファウルボールが飛び出さないように、ネットを高くしたらいいだろうということでもありますけれども、そうたやすくはまいりません。ネットを高くしただけで済むということであれば、お金だけ都合がつけば用は済むわけでもありますけれども、あの球場そのものが補助金をいただいて造ってある球場でありますから、その辺を十分検討をさせていただきますと、ただ黙って改造をしてしまうというわけにまいりません。ですから、その辺十分に検討させていただきますながら、無理のない線で改造ができるということになれば、また検討していきたい、そのように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、保育所でありますけれども、先ほど担当の課長がご説明申し上げましたとおり、保育所には入所規定がございます。市内に幾つもの保育所があるわけでありまして、その保育所で定員いっぱいのところもあれば、定員に余裕があるところもあるわけなんです。そこで、途中入所の場合にお願いをさせていただいているのは、満員のところに希望されている場合に、大変申し訳ないんですけれども、入所の受け入れができるところにとりあえず回っていただいて、そして次の段階で、その希望するところに入れるような手だてをとらせていただきたい。片方で余裕があるのに、いっぱいのところを無理に先生方を補充をしてということも、なかなかまいりませんものですから、その辺もご理解をお願いをしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、私の方から、まず1点目なんですけれども、来年どの辺を整備するかというご質問でございますけれども、来年度の整備につきましては、現在検討中でございますけれども、主には水圧、水量の不安定な地域の解消に重点を置いて整備を進めたいと思っております。

それから、2点目の高地、低地、水圧の下がる部分ですけれども、お尋ねの海上地域ですと、蛇園の忍坂付近ということになるかと思いますけれども、蛇園側につきましては、末端でたまたま海上配水場の方から、低地用の分の末端ということになっておりますので、水圧については、計測した範囲では、ぎりぎり範囲内ということで、昨年度ですけれども、結果を持っております。

それから、飯岡配水場側ですけれども、こちらの方につきましても、やはり末端なんですけれども、こちらは、水圧が、高低差からいけば、海上配水場より高いはずでございます。後日、これらにつきましては、当然、合併のメリットにもなるかと思いますので、調査した上で、ループ化とまではいきませんが、旧行政界をつないで、水圧を解消できるということであれば、その辺については検討してみたいというふうに思っております。

それから、最後にお尋ねの飯岡バイパスの件ですけれども、これは皆様方ご存じのように、合併の関係でも、飯岡地区の要望として出ているわけでございますけれども、飯岡バイパスにつきましては、ご存じのように、住宅用地ということではないように、私記憶しておりますけれども、少し市の条例の方を、水道事業の条例の方をご紹介しますと、水道事業の設置につきましては、市民の生活用水を供給するために、水道事業を設置するというふうに条例

がなっておりますので、まず第一に考えなければいけないのは、先ほどの均一も当然なんですけれども、整備に当たっては、生活水の供給ということを重点に置かなければいけないのかなというふうに思っております。ということで、飯岡バイパスについてやらないということではないんですけれども、順位からいきますと、生活水が優先されるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 病院事業の関係でございますけれども、診療材料あるいは一般物品について、具体的にどのような形でやっているのかということですが、今までといいますか、昨年まで一部事務組合で運営されていた当時につきましては、病院本体と、それから老人ホーム等、それぞれ別会計で運営されていたわけですが、合併後は企業会計一本で会計を処理しておりますので、昨年から、病院の発注担当課におきまして、一括購入するというところで、事務の効率化を図っているところでございます。

ただ、このうち、給食材料につきましては、現在でもまだ各施設ごとに厨房施設がございますことから、現時点ではそれぞれの施設単位で食材調達をしているという現状でございます。

それから、建設委員会はできているのか。メンバーはどうなんだということですが、これは既に、院内の検討組織ということで設置をさせていただいております。メンバーは、病院長、それから副院長、看護部長、事務部長、それから、これちょっと後で説明しますが、プロジェクトマネジャーとして、事務部の次長、それから企画情報部から企画監、それから、CMといいまして、コンストラクティングマネジャーというんでしょうか。建設支援会社というふうに呼ばれておりますけれども、設計業者の指導であるとか、あるいはプロジェクト全体について指導、支援をいただくための会社、これニッキというエンジニアリング会社でございますけれども、こちらが事務局として入っております。

それから、今月からやはり今後起債を借りる等の場合に、市立病院ということで、起債のいろいろな制限等もございますし、またそういった基本的な性格上、市の方からもいろいろご助言をいただかなくてはならないということで、助役と財政課長に今月からメンバーとして加わっていただいております。

それから、この建設委員会の下部の組織としまして、準備室といいますか、プロジェクトチームというふうに呼んでおりますけれども、実行部隊として、いろんな細かい検討をして

もらおうということで設置をしたチームがございまして、これがプロジェクトマネジャー、全体の責任者として、事務次長についてもらっていると。それから、ほかのメンバーとしては、今申し上げました企画監、それから事務部から各課長クラスの職員、それから、医師は当然、病院長以下入っていただいているわけですが、あと看護部からも代表的な師長さん方に何人か入っていただいております。それから、今申し上げました支援業者のニッキ、それから、別途設計会社にも参加をしていただくということで、検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 1学級40人を超えた場合に、学級増によりまして、それに伴いまして、教員が配置されますけれども、ふだんから学校に待機している教師がいるかどうかというご質問でございしますが、そういった職員は配置されておられません。年度途中で配置される教員は、県の教育庁北総教育事務所に登録をされております、教員の免許を持つ講師になります。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、どんな営業活動をしているのかということですが、最初に、非常に厳しいということでご報告いたしましたけれども、いわゆる客室の稼働率ですか。これにつきましては、60%を超えておりまして、昨年度と変わらない状況でございます。いわゆる宿泊の単位がだんだん減ってきているということでご報告を、最初に申し上げたいと思います。

あと、営業活動ということですが、やはり旅行形態が、団体から家族ベースに変わってきているという、観光白書からあるとおり、現場でもそのとおり受け止めておりますけれども、やはりインターネットが進んでおりますので、ホームページを中心にいたしまして、営業活動を中心にしてやっております。最高のアクセスが1日550件程度あったときもあります。平均いたしますと250件程度ですが、このホームページにつきましては、引き続き活用させていただきたいと、そんなふうに思います。

それと、施設の利用契約をしております。先日、新聞に載っておりましたが、パソナグループの企業向けの厚生福利団体があります。ベネフィットワンというのがあります。こことも契約しておりまして、13のいわゆる民間の団体の厚生福利団体とも契約しておりま

して、こちらの方からも、お客様が来ていただいております。

そのほか、今、市の方でも進めております合宿対策ですけれども、これにつきましても、順調に増えておりまして、学生そのものにつきましても、40団体ということで、今増える状況でございます。これをどのように宣伝していくかということですが、もちろんパンフレット等の配布もございますけれども、合宿専門のホームページがございます。こちらの方に、私の方の宿泊の内容、それと市内にありますスポーツ施設等も掲載しておりまして、いわゆる使う時期が、やはりどうしても重なってしまうということで、全くアクセスがないということではございません。そういうことで、この合宿の誘致対策につきましても、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

それと、やはり外部営業がなかなかできない状況でございましたけれども、先ほど説明しましたように、食材の方の改善がある程度できてきました。料理にもバリエーションができるのかなということで、いわゆる商品化に向けまして、こちらの方も努力をしていきたいというふうに思います。

それと、最後に、今、インターネットを開いていただきますと、旅行への申し込みの欄が各社いろいろございますけれども、私もその中から、じゃらんnetを選びまして、加入をしたところでございます。まだ今のところ予約がございませんけれども、こちらの方にも期待をしていきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再々質問をさせていただきます。

高校野球の招致については、その補助金の絡みがあるということになると、なかなか簡単にはいかないのかなと。私もフェンスをやればもうできるなんて思っていましたけれども、ちょっと勉強不足でございました。

しかし、例えば飯岡荘の支配人からもありましたように、スポーツ団体等は、この飯岡地区、この旭ですが、非常に環境のいいところであります。現実には夏の大会も、市内の球場とこちらの球場比べれば、もう気温は二、三度違うわけですから、条件もいい。そして、何よりも、将来的にでも結構ですから、誘致の方の熱意は持ち続けていただきたいと思います。

何でかといいますと、高校野球もいいカードになりますと、1万人ぐらいの観客は集まります。そして、先ほど何度も言っていますが、国民宿舎がございます。安い料金で泊まれる宿舎でございますので、その方々に飯岡荘あたりを利用してもらえれば、両方でいいんじゃない

ないかなと、こう考えますので、いろいろな経済効果も期待できますので、これからも関係機関と協力して、働きかけをしていただきたいと思います。ブロック大会では、もう既に利用していただいておりますから、銚子の市営球場等ありますけれども、こちらの球場の方が、やはり新しくて、その可能性がありますので、ぜひ負けずにお願いしたいと思います。

次に、水道企業についてお尋ねをいたします。

やはり公営企業ですから、やはりその立場上、不採算事業を行うのは、ある程度やむを得ないということでもありますから、現実には今の忍坂の水道の件も、別にそのままでいいわけですが、住民の不便ということを考えましたら、工事費はかかるでしょうが、まだ予定が入っていないということです。ぜひそちらを優先的にお考えをいただければ、大変ありがたい。合併効果の出るということです。よろしくお願いします。

次に、中央病院の、ただいまの事務部長の説明では、給食関係では、まだまだ工夫の余地等あると考えられます。給食材料についても、各施設分まとめて一括発注を行うということで、コスト削減、事務処理の軽減ができると考えますが、この辺はどうお考えでしょうか。早急に実施すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

この際にはぜひ市長も、先ほども明智議員の中の回答にもございましたが、小・中学校の給食ということでございますが、ぜひ病院の方も、安心して安全で顔の見える、地元の農産物を使っただいて、地産地消を考えていただきたいと思います。併せてお伺いをいたします。

あと、中央病院のもう一つの関係ですが、ただいまは、今、自民党の総裁選で、ある候補者は、消費税を10%にすると、こういうことを既に公約で言っております。すぐにはなくても、いずれは消費税は上がるものと考えます。そうしますと、消費税が上がったからといって、病院の薬局、薬は、患者からはもらえませんから、消費税が上がった分、病院の薬価差益は減少につながります。病院の経営を圧迫しかねません。将来は医薬分業ということも考えざるを得ないのかなと、私は個人的には思うわけですが、それとは関係ありませんが、現在使用されていると思いますが、ジェネリック医薬品の使用については、どのようにお考えなのか、ご見解を賜ります。

また、支出の一番を占めております人件費については、やはり昨年の第1回、9月定例会だったと思いますが、菱木議員がご質問をなさいました。当時の村上院長の答弁で、私もだいたい納得している1人でございますが、どうかこれからも、院長を中心に、医師、看護職、事務職一丸となって努力をしていただいて、ぜひ利益をあげていただいて、職員の方々に一

時金を、今まで以上にあげられるように努力をお願いしたいと思います。

私も昨年の暮れから、実は内科にかかっておりまして、そうすると、先生方は本当によくやってくれているなというのが目に見えて分かります。といいますのは、恐らく2時、3時、あれでも先生方、ご飯を食べないで、患者さんを診てくれているんじゃないかなと思います。看護師さん、事務員さん、本当に大変だなと、私はいつも思っているんですが。

そこで、医師、看護部分、この方々が、当然皆さんと一緒に中央病院に貢献してくれていますが、この方々の1日の医療収入というのは、どのくらい稼いでいただいているのか。もし分かりましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それじゃ、私の方から2点ほどお答えをいたしたいと思います。

まず、野球場の件でありますけれども、先ほども申しましたように、私そのものも、できれば1か所ぐらい、公式の試合ができるところが欲しいなど、そのような思いを持っているものですから、この辺はできるだけ勉強をさせてもらいたい。いろいろ検討していきたい。そのように思います。

それから、水道の配管の問題でありますけれども、近ごろ市民から、水道をご利用になっていない皆さんからも、非常に配管をしてくれないかというような申し込みも、多くいただいております。もう市民にとっては、水の問題というのは、もう一時とも避けては通れない問題でありますから、この辺もきちんと検討させてもらいながら、その必要度の高いところから、きちんと手当てをしていきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） それでは、お答え申します。

まず、給食材料の一括発注等の工夫がどうかということでございますけれども、ご指摘もございますし、なるべくそういった方向で考えたいと存じます。コスト削減、事務処理の軽減というんでしょうか。そういった効果は期待できるというふうに考えております。

それから、そういった際に、なるべく地産地消というんでしょうか。地産品をとということで、大変ごもっともなご指摘でございますけれども、前々から私もお伺いしております、カ

ットセンターであるとか、そういった構想もあるやに聞いておりますので、そういった流通ルートが整って、安価に購入ができるようになれば、極力採用するように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、将来消費税が上がった場合に、薬価差益が減少していくのではないかと。そういった対策の一環として、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品についてどうなんだと。どういう考えかということですが、これ私からお答えするののもうかなと思うんですが、常々院内で聞いている話といたしましては、よく最近テレビなんかで宣伝をされておりますけれども、実際のところ、成分が同じであっても、やはり製薬会社が異なりますと、ぴったり、全く同じ薬であるというわけではないという話もございまして、患者様の症状に対する適応性でありますとか、先発品との同等性を見ながら、徐々に採用基準を見直して、増やしていくというような考えであるということで聞いておりますけれども、実は来年度から、いわゆる包括医療という、DPCという制度に加入する形になりますので、対象としては、入院患者様の注射というのが中心になるだろうというふうに言われております。これについては、そういうことで、少しいろんな模様を見ながら、一度にということでなくて、徐々に増えていくのかなという方向性であるというふうに理解しております。

それから、人件費の関係で、なるべく利益を上げて、一時金等の形で努力をということでございますけれども、これはいろいろ今、お話のありましたように、職員大変一生懸命働いているわけで、そういうご指摘、ご提案をいただくということ、大変病院としてもありがたいお話であると受け止めております。院長以下、一丸となって努力をしてまいりたいと思います。

それから、1日の医療収入がどうかということですが、これは、なかなかちょっと計算が難しいんですが、物すごく大ざっぱに申し上げますと、医業収益というのが、年間約260億円ちょっとございますので、これは単純に医師の数で割った場合、どうなるのかということで申し上げますと、研修医を含んだ数になりますけれども、全く365で割った数字ですが、1日当たり約33万円強ということになります。看護師の数で割りますと、これはもう3分の1ぐらいで、10万円ちょっとというふうな数字になるんですが、私はいつも院長からお伺いしていますところでは、医師1人当たり約1億円以上稼ぐんだと。これは初代の諸橋先生もよく言われていたということですが、実際のところ、要するにカルテの書ける人、つまりドクターがいないと、これ収入が成り立たないわけで、ドクター1人当たり1年間で1億円から1億2,000万円ぐらいというふうな見当なのかなと。そう

いう意味では、ドクターの数というのが、全く絶対的なものでありまして、どこの病院でも苦勞しています医師確保というのが、そういう意味からも大変重要なキーになるということが言えるかと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 鐵

○議長（鈴木正道） 続いて、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（25番 伊藤 鐵 登壇）

○25番（伊藤 鐵） 25番、伊藤鐵です。

私は、通告をしたとおり、極めて簡単な一つの問題だけでございます。

こういう要望的なことにつきましては、6月議会において、議長より忠告を受けたばかりでございますが、それにもかかわらず、あえて申し上げました非礼に対して、運営委員会並びに議長が、ご寛容をいただきまして、ご許可をいただきましたことに、改めて深くおわびと御礼を申し上げるものであります。

さて、通告しましたことはただ1点。私の住むところは、非常な辺隔の地でございます。当時、今の市長さんが合併協議会の会長をされておりました、1市3町の合併に際して、対等合併であると。かつての、従前のサービスは落とさないというのが、合併の大前提だったわけであります。ところが、市長さん、当然ながら継続されております。市民の当然、継続されています。あたかも吸収合併であったがごとき、合併末期に、条例等特別委員会というのが各町から2名ずつ、長老議員と称する方が出られまして、検討を加えた結果、今日に至りますと、旭市の条例に準じたという場面が非常に多くて、私ども僻地、いわゆる遠隔に、改選まで、鐺木、内宿というところに、佐藤芳民議員という方がおりました。議員が言われる持論が、干潟町のチベットということをよく言われました。私は、その干潟のチベットと言われる西側に、椿海佐原線という県道がございます。そのさらに西方の域でございます。

若干、いかに僻地で辺隔の地であるかということをご理解いただくために、あえて貴重なお時間をいただきまして、若干しゃべらせていただきますと、私かつて、敦煌というところに行ったことがありました。チベットというのは、いかに辺隔な地であるか。ここから成田から北京まで、国際便で3時間。さらに北京から西安まで国内便で2時間、西安から敦煌まで国内便でさらに1時間40分。その敦煌より西へ、砂漠の中を、90キロ、100キロくらいで

すか。北の天山北路の玉門関に対して、天山南路というところに、烽火台の跡、陽関というところへ行ったことがございましたが、そこに、「チベットへ1,900キロ」と。はるかなものだなという感じがいたしました。そのいわゆる干瀉町のチベットのさらに西側の辺隔の地でございます。

私のこのこれは、一つの、ただ道路の舗装が今、住宅の周辺に幹線道路があるわけですが、その周辺の舗装の修理をお願い、結論を言うと、要望になっちゃいますから、要望には違いないですが、要望は慎むようにという6月議会の話もございましたので、要望でなく質問としたいと思います。

やはり合併の第一義が、いかに辺隔な地であるかということは、日本の行政、官僚行政とされています。このひな壇に、これだけ大勢先生方がおりますが、私の居住地には1人もおらないのが現実であります。いかに要望的なことでも、申し上げなければ、声が届きにくいところであります。市長は精力的にまんべんなく目を配っておられるようでありますが、なかなか僻地までは届かないのであります。

（「質問の要旨を言った方がいいよ」の声あり）

○**25番（伊藤 鐵）** 質問の要旨は極めて簡単です。舗装をやるかやらないかというだけです。この住宅の前の幹線道路ですが、僻地で遠隔の地です。一言ですよ。ただ、90分という持ち時間を与えられていますので。おじぎをしてすぐ帰るだけです、実際のところは。

（発言の声あり）

○**25番（伊藤 鐵）** 今、簡単にというお話がございましたので。

（「簡単にじゃなくて、要点を」の声あり）

○**25番（伊藤 鐵）** 要点は、住宅の関連の道路の舗装をお願いできないかという一言だけあります。まことに話になりません。質問の要旨が伝わらないようでありますので。

失礼をいたしました。大変どうも失礼をいたしました。

○**議長（鈴木正道）** 伊藤鐵議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、伊藤議員さんのご質問の道路というのは、伊藤議員さんの宅地の南側ということで。

ご質問の道路でありますけれども、これは、現在実施しております県営土地改良事業。これは経営体育成基盤整備事業、萬力地区で実施をしまして、新たに道路が造られた道路かと存じます。これにつきましては、今、県営事業によります土地改良事業の実施中ということ

ですので、土地改良事業担当課は農水産課ですので、うちの方から答えさせていただきます。

ご承知のように、県営事業を実施中でありますので、管理は実は千葉県海匠農林振興センターということで、現在なっております。ここが管理をして、事業完了後に市の方に財産の譲与があるということになっております。

そうということで、ご質問の道路の舗装工事と、これにつきましては、まずは現在、事業実施主体であります千葉県の海匠農林振興センター、こことよく協議をしながら、早急に実施をするように、市の方から申し入れしたい、そういうふうに考えております。

特にまた、伊藤議員さんにおかれましても、地区長という立場で、ぜひ側面的に、県の方にも、我々も強く言います。ぜひお願いしたいところで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員。

○25番（伊藤 鐵） ただいま、前の道路、私のすぐ僻地の前の道路ですが、これは住宅の関連道路で、即座に旧町の時代は、工事の施工中ということもありますが、それでも応急的に舗装工事をしていただいているわけです。それが今、でこぼこ道な状態であるわけであり、ます。合併の要件がサービスを落とさないというのが、合併の要件であったわけであり、ます。ところが、僻地でありますので、遠隔の地でありますので目が届かない。人情としてやむを得ないものでありますが、これは中央省庁、ここの市役所ですね。市役所よりはるか遠隔の地でありますので、目が届かないのでありますが、これは平成9年、この事業は平成9年設立。平成17年度結了というわけであったわけであり、ます。予算の関係、それから、しゅんせつ排水路の関係等で、若干予算を食い過ぎまして、今年度、来年度、若干暗渠排水を残すのみ。で、今年より換地事務に入っている地帯でござい、ますが、間もなく県に移管は——県に移管というより、元来町道でございましたので、これは町に寄与される。少なくとも全体をやるというわけじゃなく、ごく近くの幹線道路だけの舗装工事をやれないかという。課長さんにもきのう見て——昨日ですか、見ていただきましたが、あのおり微々たるものです。既存のもう用地は確保してあるわけですから、草が出て、一車線、特に中和地先の方は一車線だもので、腹付をしてある。草が生えている。ふだんは通行しますが、車がすれ違う場合、なかなかよけたがらない。それから、縦には1本、入野から清和甲に通ずる道路がありますが、あれ一車線であったために、今二車線に拡幅をしたわけであり、ますが、だれの、農林振興センター、名目はそうであっても、私の前なども、整理であれしたのを、町が応急的に簡易舗装をしていただいたわけです。今は現状としては、ちょっと破損がひどいも

ので、あれが修理ができるかどうか。人のことだからやらないと。それでも整理で造った道でも、かつて干潟町の時代はやったわけです。市になったら、それは遠隔の地だからやらないということになるのかどうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在、今ご質問ありました件でありますけれども、先ほど説明しましたように、まずは事業をしております県海匠農林振興センターの方と協議をさせていただきたいと。まずはということで、ご理解いただきたいと思います。

ただ、海匠農林振興センターの方、萬力地区につきましては、本年度暗渠排水工事、これがメインだということでは聞いております。ただ、この面工事、水田の条件整備だけではなくて、やはりこういう道路の生活環境の部分、これも大事だというふうなことで、うちの方からも、実は申し述べしてあります。

伊藤議員さんご案内いただきました道路、非常にでこぼこがあって、相当車が通るについては、ちょっと危険性があるところで、我々も十分認識しております。最初の入り口として、まずはということで、県と協議をさせていただきたい。これはできるように協議をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員。

○25番（伊藤 鐵） よろしく善処方をお願いして、終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（鈴木正道） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

一般質問を行います。

初めに、中央病院について、大きく分けて2点、質問をいたします。

まず、1点目は、経営並びに病棟建設計画であります。成東病院の医師不足、これがきっかけで、自治体病院の医師不足、そして赤字経営の問題が大きくクローズアップされましたが、これらの問題は、県内は言うに及ばず、全国的な問題であり、国は全国に約1,000ある自治体病院に、年間約8,300億円の税金を費やしておりますが、医療収支では、実に9割

近くの自治体病院が赤字決算となり、累積赤字も約1兆7,000億円になっています。福岡県では、恒常的な赤字による財政悪化を理由に、すべての県立病院の民営化の方針を打ち出しています。

このように今、自治体病院のあり方が問われる、大きな変革の時に差しかかっています。幸いにも、我が旭中央病院、開設以来五十有余年、先人の方々の大変な努力により、今ではベッド数1,000床の、自治体病院としては全国屈指の病院となるまでに発展しました。旭中央病院のこれまでの経営は、まさに順風満帆という言葉がぴったりです。

しかしながら、この経営にもかげりが出ています。医療面では、医師不足による一部診療科目の縮小、経営面でも、ここ数年は、患者数の横ばいに加えて、市内の患者が毎年1%程度ずつ減り続け、5年前と比較すると5%も減り、今では35%程度で、市内の患者が減った分を市外からの患者の増加で現状を維持しているのが実態です。また、利益についても、昨年17年度決算では、6億7,000万円の利益を計上していますが、しかし、13億円余りの交付税収入があるから黒字になっているというのが実態で、本年度の予算では、利益が4,000万円余り。赤字経営一步寸前といっても過言ではありません。まさに薄氷を踏む経営状況になっています。

これからの自治体病院の経営において、地域住民の健康と命を守るという錦の御旗を掲げても、税金の投入は許されるものではありません。そこで、開設者である市長、事業管理者である病院長の今後の病院経営の理念について、具体的にお答えをいただきたいと思います。

また、中央病院の病棟の半分近くが耐震基準に満たないということで、病棟の建設計画が出ています。そして、本年7月24日の日刊建設タイムズ、本年7月27日と8月22日の日刊建設新聞によれば、現在地に12階建ての病棟を、19年度に着工したいという意向とか、いろいろ報道されています。果たして今の病院の経営状態での病棟建設。中央病院はもとより、旭市の大きな負担にならないのか。また、なぜ喫緊に建設しなければならないのか。それと、このような病院の運営や経営を左右する重大な建設計画、我々議員や議会にも全く説明がありません。中央病院は旭市立病院であります。これでは議会軽視というより、議会無視であり、このことも含めてお伺いいたします。

次に、臨時職員の人材派遣会社への移行についてであります。経営において一番大きなウエートを占めるのは人件費であります。これは誰もが認めるところであります。このために、企業も行政も、正社員、正職員の採用を抑え、臨時職員また業務委託等で人件費の抑制をしています。中央病院も、正職員の約半分の人件費で雇用できる臨時職員等に切りかえて

いましたが、この6月から、すべての臨時職員約100名を人材派遣会社へ移行する。つまり移籍し、中央病院との雇用関係を全く打ち切りました。そして、派遣会社からの派遣の方式にしたわけですが、合併してまだ間もないこの時期に、派遣会社へ委託すれば、当然のこととして経費はかかるわけです。経費削減と逆行する経費の増加のための措置をなぜとったのか。住民の間で不信の声が多く出ています。そして、この件に関しては、大きな政治力学、つまり大きな政治の力が働いていると言われていますが、私は新生旭市において、住民に不信を抱かれるようなことは絶対にないものと信じ、確信しております。この住民の不信、疑念を解消するために、次の数点についてお尋ねをいたします。

まず、1番目として、なぜ人材派遣会社へ臨時職員を移行しなければならなかったのか。この移行による病院のメリット、また臨時職員のメリットについてお尋ねします。

2番目として、入札参加業者名と業者選定の基準についてお尋ねします。

3番目に、入札の方法と落札業者名、落札業者の住所、そして資本金、役員名、並びに業務実績についてお尋ねします。

4番目として、職員1人当たりの月額落札金額、そして移行の人数、そしてまた移行前の病院として臨時職員の賃金と雇用負担を含めた1人当たりの月額金額。

それから、5番目として、契約の期間。

6番目として、保証金の契約はあるのか。あれば中央病院、派遣会社、いずれの方がどのように積み立てするのか。そして、その金額と根拠基準についてお尋ねをいたします。

続いて、2点目の職員の削減計画について、採用人数の根拠についてお尋ねをいたします。

合併は人を減らし、経費を減らして、財政の悪化を解決するための究極の選択肢であります。我が旭市も、合併によって、首長初め議員は減りましたが、人件費に占める比率金額は微々たるものです。何と云っても、組織のスリム化をして職員を減らすことです。このことによって、住民サービスの向上につながります。そうはいっても、民間企業と違って、公務員法という大きな壁があって、首切りはできません。職員の削減には、夢を見るような長い年月がかかります。そのためには、いかに採用を抑えるかです。職員の削減計画については、合併協議会等の話し合いの中で、新規採用は退職者の2分の1程度にとどめる。そして、新市になったときに計画書を策定し、適正化を図ると決まっていたましたが、その設計書が3月に策定されました。行政改革アクションプランと称するものではないかと思います。この計画書では、17年度からの5年間は、新規職員の採用は、定年退職者数の3分の1程度にとどめ、7.6%の純減を行いますとされています。そこで、17年度はどのような職種の職員が何

名退職し、18年度はどのような職種の職員を何名採用したのか。また、採用した職種の市町村別の区分けと採用人数の根拠についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わりました。あとは自席で行います。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、中央病院の今後ということで、少しお答えをさせていただきたいと思います。

高橋議員からお話ございましたとおり、中央病院、昭和28年に開設をされたわけでありまして、すけれども、以来、初代の諸橋院長、そして2代目村上院長、今度の吉田院長、院長さん方をはじめ、先生方あるいは看護師の皆さん方、関係者の皆さん方の本当に多大なご尽力、お骨折りのおかげをもって、もう公立病院の大半が赤字経営だというご指摘あったわけでありまして、それに比べて、一度も赤字を出さずに、これまで発展をしてくれた。本当に心からお礼を申し上げますと同時に、その中央病院のあるおかげで、この旭市、東総の中核市として、中心地として頑張っている要因があるんだろう、そのように思います。中央病院によって生じている大勢の人の雇用という問題、本当に大きな問題がありますと同時に、この旭市に住んでいる皆さん方、中央病院があるおかげで、まくらを高くして休んでいただけるわけございまして、そんな意味で、24時間救命救急医療体制をしっかりと敷いてくれていることに、心から感謝を申し上げますと同時に、今後もこの経営をしっかりと維持をしていかなければならない。そのことを肝に銘じているところであります。

ご指摘ございましたように、今、いろんな問題があって、病院の経営というものも、そう安閑と見ていただけるという形ではございませんで、いろいろな経営の改革方針をこれから立てていかなければならないだろう。そのように考えております。そしてまず、病院の方で今、

検討をさせていただいておりますのは、地域の基幹病院として、約半分が耐震基準に満たされないというような問題がございまして、これを建て替えるというのが、まず喫緊の課題として生じてきているわけでありまして。そして、こういった状況の中で、この病院の建て替えをする資金をどうしたらいいのか。どのような有利な資金があるのか。そういったものを含めて、今、建設委員会をつくっていただいております、そこに助役と財政課長に入っております、市とも十分相談をしながら、この建て替えの計画を検討をしているところであります。

同時に、この中に、県の方もこれから加わっていただいて、県のご意見もいただきながら進めていきたい、そのように考えております。と申しますのは、中央病院の果たしております役割というのは、もう単に旭市の市立病院をはるかに大きく超えまして、医療圏人口100万人と言われるその大きな範囲での基幹病院であります。しかも、回りの病院、公立病院をはじめとして、多くの地域で、周りの例えば山武、香取、銚子、こういったところで、いろんな医療の問題で大きな悩みを抱えている。そういったところへの援助をするのも、中央病院の大きなこれからの役割だろう、そのように思いますので、そうであれば、県にも1枚かんでいただいて、この建設計画、あるいはこの東総医療圏の連携等にしっかりと力をかしていただくというのが考えであります。そういったものを考えながら、これから進めさせていただきますし、先ほど議会の方への、少し報告が遅いんじゃないかというご指摘もいただきました。皆さん方に十分説明ができる資料がまとまり次第、きちんと説明をさせていただきますし、同時に議会の皆さん方のご意見、十分にご指摘をいただければならないわけでありまして、そういった意味では、議会を軽視しているわけでは決してございませんで、資料ができ次第、きちんと提案をさせていただいて、議員さん方とも相談をしながら、この問題を進めていきたい。そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。中央病院は何かあってもみんなでしっかりと力を合わせて、そして地域の基幹病院として、より一層の発展をさせていただきますことに、これからのこの旭地区、旭市が発展をしていく大きなかなめとなってくる、そのように私は考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

大変貴重なご質問、ありがとうございました。

ご指摘のように、大変我が国におきましては、医師不足、あるいは最近では看護師不足という現象が顕著になっております。これは複雑な要因がありまして、一つの要因では説明できない原因があつて、こうなっている次第であります。この病院の周りも、既に銚子、それから匝瑳、成東、多古、県立佐原、小見川。これみんな内科医を中心に医師がいなくなりました。これで大変な問題になっておりまして、私どもの病院に応援してくれないだろうかというような話も来ているわけでありまして。幸い私たちの病院は、昭和56年から、自分の手で、みずからの手でよい医師を、あるいは看護師を集めようと、教育しようと、育てようと、こういうふうな方針でまいりまして、この医師不足の始まるきっかけになりました新臨床研修医制度、これ2年前に始まっておりますが、その3年前から万全の準備をいたしました。いい医師を確保するには、どうしたらいいだろうかということで、魅力ある病院づくりを行つてまいりました。そのおかげで、今は内科医の、あるいは医師全体に限りましては、十分確保できております。ただし、ご指摘のように、一部の科におきましては、これは全国的に医師の数が少ないというようなこともありまして、十分な医師の数は確保できておりません。これが実際であります。今後、ひとえに病院というのは、いい医師の確保、いい看護師の確保、これに尽きると思います。彼らに魅力ある病院作りをしていきたいというふうに考えているわけでありまして。

しかしながら、この地域の今の医療の実情を見るにつけ、やはりもう少しほかの病院と連携を強めて、効率のよい病院経営を行っていききたいと、このように考えている次第であります。

それから、病院の再整備事業であります。5月の中旬に市長に報告をした後に、正式に病院内に建設委員会を立ち上げております。保健、医療、福祉、介護の拠点整備を行い、地域住民のニーズに適合した医療サービスができるような病院を目指すと同時に、大災害時でも安心、安全な高耐震性を図り、患者様の安全に配慮した医療環境を実現したいと思います。新しい建物には一般病棟を入れ、神経科病棟は、耐震化の図られている7号館を候補にしたいと考えております。また、外来も、耐震化が図られている1号館と2号館に集約させたいと考えております。

現在、新しい建物にどのような機能を持たせるか。また、職員の動線も効率的にできないか。費用的にもさらに圧縮できる方法はないかなど、多くの検討を始めたところでございます。

また、先日、東総地区医療圏にIHNをつくるとした、松山先生の講演会が開催されまし

たが、その中で提案がありましたことも視野に入れ、広くあらゆる角度から検討していきたいと思っております。

また、いずれ素案がまとまったところで、議会にもご説明したいと存じます。

以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） それでは私の方から、2点目の臨時職員の問題についてお答えを申し上げます。

人材派遣に移行した経緯ないし理由ということでございますけれども、看護補助員でありますとか、給食補助員等の臨時職員の方につきましては、これまで中央病院の業務の拡大に伴いまして、徐々に数年間増員されてきたという経緯がございます。この間、電子カルテが安定稼働するまでは、必要になる、最終的に必要になる職員数の把握が困難であるということで、正規職員の雇用を控えながら、期限付きという形で雇用が行われてきたわけでございます。

しかしながら、この間、ご案内のとおり、国の行政改革に関する方針といたしまして、国、地方を通じて、今後5年間で約5%近くの職員数を純減するということに加えて、公営企業のあり方を、民間委託でありますとか、あるいはそもそも民営化であるとか、そういうことも含めて検討しなさいということで求められている状況でございます。

昨年来、この問題についてはご指摘も、議会でいただいておりますけれども、大分数も増えてまいりまして、臨時職員の方々の雇用をする上でのマネジメント上の問題、あるいは病院経営上の観点から、人材派遣の形に当面移行するということにしたものでございます。

病院にとりましては、メリット、デメリットということで申し上げますと、人数も増えてきましたので、今申し上げましたとおり、非常に雇用管理といいますか、マネジメントが数多くございますし、正規の職員とは、保険あるいは年金の手続等も全部異なりまして、大変手数がかかるということで、そういった意味では派遣会社を通じて、専門の方に職員を把握していただけるという利点がございます。

また、臨時職員の方々につきましては、雇用期間は6か月間ということですが、現実問題として、雇用が更新されるのが重なりますと、やはり費用面では、いわゆる固定費化するというリスクがございますけれども、事業が進展していけば、この派遣に移した場合には、これをいわゆる固定費から変動費へと切り替えることができるというのが、病院側にとっては一つのメリットになるわけでございます。

それから、臨時職員の方々にとりましては、現在までのそれまでの6か月契約という雇用状態から転換をできるというメリットがあると思います。移られた会社での教育ですとか、あるいはご本人のスキルアップへの向上心ということによっては、収入等についても、今後違う、臨時職員のときとはまた違う形というのが期待できるというふうに考えております。

それから、業者選定といいますか、その辺の話ですけれども、実はこういった形の病院への派遣というのは、いわゆる人材派遣の大手の会社もございまして、必ずしも病院に派遣するところが多いわけではございませんで、今回は病院への人材派遣ですとか、業務委託等におきまして、全国ベースで高い信頼と実績がある2社、それから、自治体立病院の発展させる目的で設立をされております自治体病院共済会という会社がございまして、そこから紹介を受けた1社、そしてこの地元の旭市内におきまして、そういった関係の業務を行っておられる1社、計4社を最終的に選定をいたしましたわけでございます。それで、見積合わせで選んだわけですけれども、やはり人材派遣ということだと、入札ということも考えられるわけですけれども、会社数が少ないということ。そもそも人の派遣ということなので、入札になじまない性格もございまして、現に働いておられた臨時職員の方々の処遇というようなこともございましたので、ある程度の条件を付けて、見積合わせということで実施をするということになったものでございます。

それから、見積合わせの結果でございますけれども、最安値の会社は、1か月1人当たり23万円という会社。それから、1社は23万5,000円。ただし、新たに派遣する給食員等につきましては、22万円というようなもの。それから、23万8,900円、26万4,000円というような金額が提示されたところでございます。最初に申し上げた2社については正社員、それから、後で申し上げた2社については、契約社員で1年更新でというようなことを聞いております。その最安値のところと、次に提示のあったところにつきましては、両者ともに個別契約金額が大差がないということ、それから、新たに派遣する職員については安価であるということ等もございましたし、今後相互に競争をしていただくというような目的もございまして、今回はこの2社と契約をしたものでございます。それから、契約期間につきましては3年間でございます。

それから、費用ということですが、これは全くの単純平均でございますけれども、事前事後で比べますと、月当たり1名に要する平均月額、従前が20万4,127円、事後が23万6,659円というのが現時点での単純平均した数字でございます。

それから、保証金ということでございますけれども、これは地方公営企業法施行令ないし

は財務規程に従って、1社につきまして、これからちょっと申し上げますけれども、1社につきましては――まず、じゃ、名前からちょっと申し上げますけれども、業者名4社申し上げますと、クオン。それから、エーイーエス。それから、大手のニチイ学館。それから、日本医療事務センターと。4社でございます。このうち、クオンという会社は、これは実は茨城県の方にある会社でございますけれども、資金面におきまして、大手銀行の全面的なバックアップがあるということ。それから、会社は審査をした際に、グループ全体が良好な経営状態にあったということ。それから、先ほど申し上げましたとおり、自治体病院共済会が推薦する会社であったということ等から、保証金はなしということにいたしました。

それから、エーイーエスにつきましては、会社審査におきましては、格別問題なしといたしましたけれども、単独の会社でございましたし、それから、そのバックに付いているといいますか、取引先の金融機関が信用金庫であったということで、その辺どうかという危惧をする院内の声もございましたので、万が一ということを考えまして、職員の方の、移った職員の方の1か月分の給与費相当額ということで、派遣社員1名につき20万円の保証金をとりあえず納めていただこうと、こういうことでスタートをしたものでございます。

それから、住所、役員ということですが、まず、株式会社クオンにつきましては、所在地が茨城県那珂市菅谷というところでございます。それから、代表取締役がカモシダカズオ。ちょっと読み仮名が、振り仮名が振ってございませんで、正確な呼び方かどうかわかりませんが、一応申し上げます。それから取締役がクボタヒロミツ、同じく取締役でフルカワナオユキ、それから監査役でトダカツオということでございます。

それから、もう1社。エーイーエス株式会社は、本社旭市井戸野でございます。それから、役員でございますが、代表取締役がアソヨシフミ、それから、取締役でミヤウチサブロウ、同じく取締役でアソマサヤス、監査役でイノセノブオ。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは私の方から、大きな2点目の職員の削減計画の関係についてお答えいたします。

初めに、17年度の職種別の退職者数についてでございますが、一般行政職16名、保育士3名、消防職7名、技能労務職4名の合計30名でございます。

次に、18年度の職種別の採用者でございますが、一般行政職5名、保育士4名、消防職7名の16名でございます。

この採用者の市町村別のということでございますが、市内、市外でよろしいでしょうか。

それでは、初めに一般行政職でございますが、市内が2名、市外が3名の5名でございます。次に、保育士職でございますが、これは市内の者はありません。市外が4名でございます。次に、消防職でございます。市内が3名、市外が4名の計7名でございます。

次に、この採用の理由はとのことでございますが、一般行政職につきましては、退職者16名の3分の1の5名を採用いたしました。次に、保育士の関係でございますが、合併時から保育士は不足しておりました。それで臨時保育士で補っておりました。それが17年度、先ほど申し上げましたが、3名が定年前に退職することになったため、この不足を少しでも補うため、4名採用したと。それから、消防職につきましては、勤務体制を維持する最低必要な人数として、退職者と同数の7名を採用したところでございます。

なお、アクションプランの中で計画しております退職者は、定年退職者だけを想定してございます。ただの勧奨退職等の退職者は想定しておりませんので、定年退職者の3分の1を採用すると、こういう計画でございます。

以上でございますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この中でまだ、2番目の病院関係で、建設、喫緊の建設をなぜしなければならないのか。この答弁ないんですよ。

それからあとは、この今の財政の中で、この建設が負担にならないのか。それから、まだ、かなり病院としては、建設問題進んでいますが、全然議会にも何の話もないから、そこらを含めた答弁、ちょっと病院長にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ただいまのご質問であります、市長の方からも御説明があったように、耐震基準満たしている部分が50%であって、災害拠点病院である旭中央病院にとっても、非常に困るということが、まず1点であります。

2番目は、既に機能的にもう手いっぱいになって、新たな医療に対応できなくなってしまったというふうなのが、第2点でございます。

3番目は、先ほども申し上げましたが、医師確保、看護師確保、こういうためにも、今から手を打っておかないと、5年後には医師が逃げていってしまう。このようなことであります。

それから、2番目は、費用であります、これは十分今から検討して、事業性のある事業

をやりたい、このように思っております。既に一部は大ざっぱには検討してございますが、それは今後の問題だというふうに思います。

3番目であります、これも市長の方からご答弁いただいたわけでありましたが、やはりある程度まとまらないと、お出しできないというようなことで、今までお出ししていない。時期が適切ではなかったというようなことで、出していないということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、再質問をします。

まず、中央病院の問題でございますが、先ほど市長は、東総圏事務組合ですか。この構想の中でといいますと、今度は医療問題が広域になってくるわけなんですね。そういう中で、果たして今の場所に病院建設。これがいいのかどうか。そしてまた、この場所に建設した際には、ただ建設するだけじゃなく、いろんな問題絡んでくると思うんですよ。例えば駐車場の問題、それから防災面でも、今度は消防体制も変わってきちゃうと思う。12階建てを建てるとなればね。その辺、今度はグローバルな考えでいかなくちゃならないと思う。ただ建てればいいことじゃないと思うんですね。その辺をどういうふうに考えているのか。

それから、その中で、経営問題ですが、今、年々この市内の患者が減ってるわけですね。それで外部から来ている患者が増えているわけなんですよ。医はよく、仁術といいます、医は算術の面もあるわけですね。結局、旭中央病院がこれだけ発展したのも、病院がもうかった。もうかったから、それだけの施設ができたわけです。それによって、また今度、何といたしますか。今度の研修医制度ですか。旭中央病院へ行けば、いろんな器具が、機械がそろっていると。だから勉強になる。また患者も多いから、勉強になるという中で、今の研修医制度、むしろ中央病院にとってはプラスになることがたくさんあったと思うんです。そういう中で、現状の医師を見てみますと、3分の1が研修医なんですよ。研修医ということは、まだ医者のお勉強ですね。そんな中でまた、市内の患者が、内容を知っているから、いや、あそこに行ったら、モルモットにされちゃうよということで、反面、市内の医者が減っていくかもしれないですね。そういう中で、その辺どういうふうに考えているのか。

それから、建設問題ですが、今度山武医療センターの建設計画ありますけれども、結局、民間病院ですか。この単価でやりますと、約3分の1下がるということなんですよ。ですから、その辺を含めた中での設計、そして建設ですか。やはりこの辺も考えることはあると思います。それからまた、将来的に見ましたら、今、療養型のベッド減らすということも、国

は医療改革の中に出しているわけですね。そうなった場合、果たして中央病院だけが別格で、病院のベッドを減らさなくて済むのか。やはり将来を見越した中での、この建設計画。それであれば、今は中央病院も約百五、六十億円ですか。それから、旭市本体も300億円ですか、の起債があるわけですよ。450億円から約500億円の、市全体としてあるわけですね。そういう中で病院建設して、もしつまずいた場合、旭市が破綻してしまうわけですよ。この前、夕張市ですか。破綻しましたが、破綻した中で、誰が一番迷惑こうむるかといったら、やはり住民なんですね。住民に負担かかって、職員はじめ、何の経営責任もないわけですよ。一般企業であれば、その会社がつぶれたら、破綻したら、あしたから路頭に迷っちゃうんです。行政の場合は、幾らつぶれても、生活の保障は十分保障されるし、ましてこの辺で7割、8割の今の給料になっても、民間から比べますとまだいいというのが現状じゃないかと思うんです。そういう中で、この病院の建設計画については、慎重にこれはやっていただきたいと思います。その辺、どういうふうに考えているのか。

それから、次に、人材派遣の問題です。

先ほど病院の方からいろいろ答弁がありましたが、事務的な手間が省ける。それから、人件費が今の臨時職員で固定化するといったって、これは人材派遣にしたって何にしたって、同じなんですよ。人材派遣、払わなくていいんですか。そういう問題から含めたら、この理由は一切理由にならないと思うんです。その辺をどういうふうに考えているのか。

それから、この入札の方法ですけれども、自治法では、あれですか。普通建設とかそれ以外は、みんな50万円以上はもう入札することになっているわけです。そんな中で、なぜ入札制度とらなかったのか。これは摩訶不思議なところなんですよ。それは当然のこととして、事務部長知っていると思うんですね。もう県からの出向ですから。高級官僚ですから、その辺は十分知っていると思いますよ。そんな中で、なぜとらなかったのか。

それで、また、見積合わせの中で、なぜまた金額の違う2社を入れたのか。普通であったら、一般の考えでありますと、やはり、どうせ人材派遣会社へ移行するんなら、1社へ移行した方が、むしろ単価が安くなると思いますね。それをあえて見積合わせで高い会社にやったのか。

それから、ここで2社が落札したという中で、1社は茨城の大手だと。もう1社はイーエーエスですか。この社長のアソさんて方、これはちょっと市長にお尋ねしますけれどもね。私昨年、市長選のときに、市長のところへお伺いしたときに、参議院、元議長やった方の私設秘書とか何とかいった、そのクラタさんですか。それから、ミヤウチサブロウさんという

のは県議ですか。ミヤウチというと、苗字が多いと、いっぱい同姓同名いますからね。その辺、どっちなんですかね。事務部長。その辺お尋ねします。

それから、結局、人材派遣に移行すれば、安くなるということですが、1人当たり3万円違うわけですね。3万円違ったら、100人で300万円になるんですよ。年間3,600万円でしょう。これは大変な金額ですよ。今年の病院の計画では、4,000万円しか利益出ないわけですね。それが3,600万円といたら、これは大金です。そういう中でまた、臨時職員、この分を臨時職員に払ったら、もっと一生懸命働くと思うんですね。これは皆さん方の目線で見たら、3万円くらいといいますけれども、皆さん方は高給もらっているから、3万円、大したことない。そして臨時職員は月20万円の中で、月3万円ずつもらったら、これは一生懸命働くと思いますよ。

それとあと、契約の期間ですが、これは双方とも3年なんですか。先ほどは3年ということですが。その辺ちょっと抜けていますので、お願いします。

それからあと、この保証金の問題です。保証金の問題ですが、1社からは取る、1社からは取らない。これは何なんですかね。普通の契約にそういうことはありますか。取るということは、信用がないわけでしょう。そういう信用のない会社を、なぜこれ委託したのか。これでは、こういう人材派遣、もう既にルールが、人材はただ人間を移すだけなんですよ。そういう中で、これは利益供与じゃないですか。そうでしょう。もう完全にその会社が利益が出る。100人で300万円になれば、私も会社つくってやりたいと思いますよ。そうでしょう。あんたらちょっと考えが違うんですよ。その辺、よく答弁いただきたいと思います。

それからあと、この次に、職員の削減計画ですが、これはだいたい課長に聞いて分かりました。ただ、その中で、私が思うのは、保育園の保母の問題です。保育園につきましては、たしか数年前に、国は民営化するということを打ち出しています。それで、公立の保育園、これについては、補助金を削減するということがあった中で、結局今度は、民営の部分については、そのまま行っているんですが、公立ですか、公設の場合は、結局そういう中で、みんな交付税制度に移行しちゃっているわけですね、ある程度。そうなった場合、交付税というのは減っているわけなんですよ。そうすると、減った分、結局保育園の部分も、ほかの部門が食っちゃうわけですね。そうしますと、結局何というか、住民サービスが落ちちゃうわけですよ。

それとまた、もう1点、アクションプランですか。アクションプラン立てた中で、もう既に公設の保育園は民営化するということを、この計画書に載っているわけですよ。それで、

そういうことを承知の上で、なぜ保母を補充したのか。やはりその辺は、その辺総体的に見た中で、この職員の補充はするべきだと思うんですが、そうでないと今度は、民営化した中で、保母がみんな余っちゃうわけですよ。余ったら、正式に言ったら、分限免職で首にしたっていい。これは問題ないと思いますよ、仕事がなくなればね。しかし今の制度の中では。それはできないわけですよ。余ったら余った、その分を遊んでいても、やっぱり職員として置かなくちゃならない。そのためには、やはり全体的に見た中で募集した方がいいと思うんです。

それと、また、採用した中で、なぜこんなに外部の人間が多いのか。やはり旭市。職がないわけですよ。幾ら外の人間採用しても、メリットないと思うんですね。やはり私のこれは考えですが、これはその試験やった中で、点数、採用点数までに満たなけりゃ、これ採用したら、またこれは問題ですよ。これは刑事法の問題ありますから。その基準に達した人間は、むしろ旭市優先でやっていけばいいと思うんです。それによって、やはり今度は見返りもあるわけです。税金でも入るわけですね。それと同時に、またその保母でも何でもいれば、今、少子化の中で、やっぱり結婚となれば、身近な人間と一緒にになりますから、そうすれば、少子化対策にもなる。それからまた、地域の人間であれば、地域意識出ますからね。よその人間とはまた全然、同じ働いても違うんですね。そういう中で、どういう理由で保母の採用ですか、をしたのか。それから、なぜ外部から職員の採用が多くなったのか。その辺をお尋ねします。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それじゃ、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、中央病院、今の場所への建設では、駐車場の問題、あるいは防災問題等が大きな問題になるだろうというご指摘でございました。これらの点についても、問題なく解消できるように、そういった関係者とも十分相談をしながら進めていきたい、そのように考えております。

さらには、経営の面でありますけれども、経営の面に関しましても、先ほども申し上げましたとおり、県にも入っていただいて、県とも十分相談しながら、無理のない形で進めていきたい、そのように考えております。

それから、職員の採用の問題がございました。保育所の職員の採用という問題でございましたけれども、現在、旭市の保育所の職員でありますけれども、現在、保育所が15か所、保

育士数が合計で131人、その中で正規の職員が97人、臨時保育士が34人ということで、非常にバランス的に臨時保育士の数が多い。その中で時間外の保育をしたり、いろんな形で市民のニーズに応えられるように、いろんな部門を設置をしてございます。それだけに、臨時の職員が余りに多過ぎると、それがスムーズにこなせない。そういった問題がございまして、職員の採用をさせていただきました。

それから、市外からの職員の採用が多いという問題でありますけれども、これは、市外からは採用しないという形はとっておりませんから、筆記試験をして、一定の筆記試験をするわけですから、それで例えば3人採るんなら、じゃ、筆記試験で6番目まで採用して面接しようかというような形のものをきちっと決めて対応をしておりますから、そういった中に、たまたま市民の皆さん方が入れないということになりますと、こういった形になってしまうということでございます。そんな意味で、これからの市民を中心にとすることであれば、そういった形がとれるのかどうかというものも、また検討をしていきたい、このように思います。

それから、高橋議員から、できるだけ市民をというお話がございましたけれども、そんな意味では、確かに旧旭市が人口が減らなかった一つの要因というのは、中央病院があったり、市役所があったり、農協があったり、消防があったりというようなことで、若い皆さん方が勤められる所がたくさんあった。それが旭市の、旧旭市の人口が減らなかった要因だろう、そのように私はとらえております。そんな意味では、職員の皆さん方、行政改革で人数を減らすというのは、もちろん大事なことでありますけれども、もっとも市民にとっては、よい勤め口だということであれば、職員を減らすのも一つの手。もう一つは、職員によって市民へのサービスの枠を広げることができれば、それも削減につながるということになるだろうと思いますので、両面併せて、しっかりとした市民に負担の軽い行政ができるように努力をしていきたい、そのように考えております。病院の面、本当に大事な面でありますから、しっかりと県あるいは国の力もかりながら、努力をしていきたいと思います。

それから、先ほど病院の人の委託の問題に関して、アソさんの名前が出てまいりました。クラタ先生の秘書のアソさんかという問題がございましたけれども、クラタ先生の秘書であれば、そういった仕事はやってはいけないということなのかどうか。その辺は私は全くそういった意味では、正直言って、中央病院の話はよく分かりませんが、そんなことでなければ、きちんとした形で、そういった会社をやっているということであれば、問題はないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） まず、第1点、その旭市の患者が減っているというお話であります。これは主として外来患者であります。これは、これも何年か前から、この周りの病院、あるいは医師会と機能分担をしましょうというふうな動きをしております。むしろ我々としては、旭市の患者さんが、2代目の若い先生方が跡継ぎで戻っていらっしゃって、いわゆる一次の患者様を見ていただくと、こういうことで、機能分担がうまく旭市については行われてきたかなというふうに見ている次第であります。

それから、研修医がいるから、この旭の病院には行かないんだと、こういうご意見であります。一部の住民の皆様は、そうおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。ただ、私どもの病院のスタッフ、つまりスタッフというのは、5年以上のスタッフ、6年目以降の者をスタッフというわけですが、これの約70人が、今いわゆる研修医上がりというふうなことで、病院の中核を担っているわけでございます。やはり当地方は田舎でございますので、なかなかベテランの医者、あるいは子どもがちょうど教育、学校に行くという世代の人たちは、非常にいらっしゃるの抵抗すると。奥様が反対したりというようなことで、こういう方を来ていただくのは、大変難しい。だったら初めからこちらにいていただいて、この土地になじんだ方をそのまま病院に残っていただいて、この地域医療をやっていただきたいというふうなことで、研修医の数も増やしまして、今働いてもらっている次第でございます。何年かすれば、いい医師になって、住民の皆様にもまたご恩返しができるんじゃないか。お役に立てるんじゃないかと。こういうふうに期待している次第であります。

それから、建築につきましては、今、市長さんの方からもお話がありましたように、各方面にご相談して、議員がおっしゃるとおり、いかに安く効率よく建築できるかということも、やはり考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 人材派遣の件でございますけれども、役員の件につきましては、議員の言われたとおりであろうかと思います。

それから、なぜ入札しなかったかということでございますけれども、これはちょっと繰り返しになって、大変申し訳ございませんけれども、先ほど申し上げたとおりで、人材派遣をやってくれる会社が少ないということ。それから、事柄の性質がなじまないということで、今回は見積合わせということにしたわけでございます。

それから、契約期間、両者とも同じかということですが、両者とも3年ということでございます。

それから、保証金。なぜ1社のみなのかということですが、これも先ほど申し上げたとおりでございます。1社については大手の銀行のバックアップがあったということで、信頼できるということ。それから、もう1社についても、審査上は問題がなかったんですが、先ほど申し上げましたように、あくまでも今回は中央病院に臨時職員で働いていた方がいるという特殊な事情下にありましたので、万が一という、万全を期して、そういう形をとったということで、ご理解を賜りたいと思います。

それから、その期間の問題ですが、これは何か議員の方にも誤解があるかと思うんですが、臨時職員の方が6か月雇用ということですが、こういう形で20年も30年も同じ形で働いていただくということは、私どもも想定をしておりませんし、制度上もやはり、ある一定の期限が来れば雇用を切るという、これが制度の建前でございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、ただいま市長の答弁に、職員採用の件で、筆記試験の結果、ボーダーラインを超えた方云々ということがありましたが、ボーダーラインを超えた中で、ただ頭がいい、試験の結果がよかったから採用する。それなら、学校で頭よかったのが、社会へ出て一番通用するわけですよ。やはり、ボーダーラインを超えた職員。これについては、やはり人間性を見た中で採用するのが当然だと思うんですね。それでないと、ただ頭がよかったから云々では、社会性がないと思うんですよ。ですからその辺を含めた中で、できれば、ここには職業が、この地域にない中で、なるべく旭市優先でとるのが私は筋だと思います。

それからあと、人材派遣の問題でございますが、倉田元参議院議長の私設秘書だから云々じゃございません。これは、人材派遣に移行するときに、業務内容見てもですよ。

それから、先ほど事務部長が答弁しましたが、人材派遣の会社が少ないといいましても、今、人材派遣の会社、たくさんあるわけですよ。そして、なぜ見積合わせで高い、しかも、保証金を積み立てさせなくちゃならない会社、これをあえて入れたかですよ。ですから住民の皆さん方が不信感を持っているわけですよ。それで、そういう会社を入れた中で、それでやはり役員が県議であり、倉田代議士の秘書だからなんですよ。何も入れて悪いということは、私は一言も言いません。それなりの会社で正規に人材派遣として入るなら、これは全然問題ないと思います。これではだれが見たって、保証金積まなくちゃならないなんて、

気のおけない会社、何で入れたんですか。誰聞いたって、そうだと思いますよ。これは私だけじゃなくて、100人が100人言うと思うんですよ。

それからあと、事務部長が、先ほど人材派遣の問題に関して、臨時職員で20年も何年とも言いますけれども、これはその人はそういう考えで入っているわけですよ。それに何も異論はないわけですよ。それに異論があれば、臨時職員として、これは入らないと思います。そういう中で、1人当たり3万円、月に300万円からですよ。これが病院としてはみすみす損しているわけですよ。それは十分おわかりになると思います。そういう中で、この契約、本来であったら、もうあしたからでも断ち切るべきだと思います。それが住民の不信を払拭する一番の原因じゃないかと思うわけです。

いずれにしても、新生旭。住民が不信を抱くような市政であってはならないわけです。そういうことで、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、職員の採用の件でありますけれども、これまでのようにきちんと筆記試験をして採用するという形の中で、一定の試験をとった、採点をとった方であれば、市民を主体に採れるのかどうか。少し検討はしてみたいと思います。

ただ、今でも、例えば3人採用するとしたら、じゃ、倍の6人まで試験で採ろうかというような、一つの基準をきちっと設けて、それでその筆記試験をクリアした人を、今度は面接試験で人物を評価をさせていただいて採用をしているという形ですから、そんな意味では、できれば市民の皆さん方に、試験を受ける皆さん方にもう少し頑張って、ぜひ上位の成績をおさめていただくのが優先なんですけれども、その辺も、どの辺までの点数をとれたのが基準となるのかどうか。少しその辺は検討してみたい、そのように思います。

それから、先ほどの病院の方の問題ですけれども、細かくは、詳しいことは分かりませんから、病院の方から答えていただきますけれども、県議が入っていたかどうかという問題になれば、役員であったということであれば、それがどうかというのは、また少しいろんな問題あるのかもしれませんが、秘書であっても、きちんとしたことをクリアができている会社であれば、それは異論はないだろう、そのように思います。中央病院としても、私はタッチはしておりませんが、そんな意味では、きちんとした会社であるということを認めた上で、恐らくやっているだろうと思いますので、そうであれば、私は問題はないだろう。そのように考えております。

それから、臨時職員の問題でありますけれども、今、私の農場なんかも、10人ほどの本当に少ない人を使っている農場でありますけれども、それでも、例えば半日ずつの形での職員であっても、毎日来るようであれば、きちんと社会保険にも厚生年金にも加入をしろというのが、労働局からの指示でございます。そんな意味で、そんなことを考えると、いわゆる今回、委託に回されたような業務に入っている皆さん方でも、恐らく中央病院の使い方によっては、正規の職員に取り上げなければならない。そういった問題も大いにあるんじゃないのかな、そのように思いますので、その辺も含めて、中央病院の部長の方からは答弁をしていただけたら、こんなふうに思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 議員からのご指摘でございますけれども、そういった手続上、不信感を持つ方もいるよということであれば、これはそういうご疑念、ご懸念を持っていたいたということについては、不手際があったということでは、おわびを申し上げたいと思います。

それから、本人は異論はないんだというようなお話でございますけれども、今、市長さんからもお話しいただいたような、いろいろな別の問題もございますし、やはりこれまだ2年、3年ということですと、注文も出ないんですけれども、長くなってくると、やはり昇給してくれとか、いろいろな違う声というのも出てくるわけで、それが全部ストレートにできればいいわけですが、やはり制度上の壁というのがございますから、やりたくてもできない。こちらにそういう気持ちがあってもできないという、制度上の壁というのもあるわけで、そこら辺はぜひひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3年ということで、当初はスタートいたしましたけれども、3年後に、今後どうするかということについては、改めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員、ご登壇ください。

（2番 島田和雄 登壇）

○2番（島田和雄） 議席番号2番、島田和雄です。

本議会最後の質問者ということで、これまでの質問と重なる部分もありますが、私なりに質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問を三つさせていただきます。

1番目は、1市3町合併の目標であった行財政の効率化の現状と今後の見通しについてであります。

2番目は、防犯パトロールについてであります。

3番目は、少子化対策についてであります。

まず、1番目としまして、合併の大きな目標でありました行財政の効率化の現状と今後の見通しについてお伺いします。その中で、5点に分けて質問をします。

1点目としまして、この1年間の経費の節約がどのくらいできたか。主に人件費、物件費、またそのほかにあればお願いします。また、これらの今後の見通しについてもお願いします。見通しにつきましては、指定管理者制度による経費削減効果もどの程度見込んでいるのか、お伺いします。

2点目としまして、先日の新聞報道で皆さんもご承知だと思いますが、2005年度から5年間の職員の削減目標が掲載されておりました。旭市は0.2%の削減率という数字で、県下でも低い方でした。前々から伺っていた数字とは大分違っておりましたので、総務課へ電話をし、事情をお聞きしましたら、この数字は市役所だけでなく、旭中央病院の職員も含んだ計画であるとの返事でした。

そこでお尋ねしますが、この1年の市役所の職員数の変化と、旭中央病院を含めた職員数の今後の見通しを伺います。

3点目としまして、合併することによって、小さな市町では難しかった専門性の高い人材を確保するということでありましたが、確保の状況はどうだったのでしょうか。

4点目としまして、各課窓口への来庁者は年間どのくらいであったか、伺います。また、各支所への来庁者は、合併前と比べてどうであったかも伺います。

5点目は、事業の見直しを考えていただきたいという点です。民生費の中の長寿祝金支給事業ですが、これは80歳以上の長寿者に5,000円、90歳以上の方に1万円、100歳到達時に3万円を支給する事業であります。本年度は敬老の日を前に、既に支給されているようですが、これについて、次のような理由で再考していただきたいと思っております。

旭市が一般会計だけで250億円を超える借金があり、これが減る兆しはありません。その中で、この事業の負担額はますます増えていくことが予想されます。こういった中で、高額所得者を含めて、毎年一律に祝金を支給するやり方ではなく、高齢者福祉課、社会福祉課などで行われている、高齢者を対象にした事業の拡充を図るべきだと思います。その方が高齢者のためにもより効果的な予算の使い方ではないかと考えています。

長寿祝金支給事業は、すべてなくすということではなく、長寿を祝うという考え方は大事にしなければならないと思っています。80歳到達時、90歳到達時など、区切りの年齢で市としてお祝いをされるなど、いろいろな方法があると思います。

次に、2番目の防犯パトロールについて質問します。

このことについては、昨日、伊藤房代議員も質問され、総務課長から、防犯体制の一層の強化をするとの答弁がありました。私も同様の質問ではありますが、防犯体制強化のために質問いたします。

この夏休み期間中、一度でありましたが、私は市の保護司会で行った防犯パトロールに参加しました。防犯パトロールは、市内のいろいろな組織が、それぞれの地域で、あるいは全域をパトロールされております。パトロールを実施していただくだけでも、大いに効果は期待されるわけですが、より効果を高めるために、パトロールを実施したらやりっ放しでなく、その状況、特に異常なこと、変だと思ったことなどがあったら、その報告を求め、1か所に情報を集約することが大事であると思います。市内では多くの方々が防犯パトロールをされております。多くの情報が収集でき、防犯対策に役に立つと考えます。

また、犯罪は深夜、早朝に多いと考えられます。その時間帯の放火、盗難などは、目撃者がありません。今年の4月以降、放火と思われる火事が深夜に、私の住んでいる見広地先で何回か起きました。地元の消防団が自主的に1か月ほど夜警を行いました。団員も仕事を持つ身でありますので、限界があります。

そこで、この時間帯に毎日動いている人、考えられるのは、新聞配達の人、牛乳配達の人、

あるいは早朝に定期的に散歩する人などに、防犯パトロールを兼ねていただくということを、市からお願いしてはどうでしょうか。

3番目としまして、少子化対策について質問します。

少子高齢化というのが当節の大きな問題になっております。その中の少子化問題についてであります。

旭市においても、毎月の市民だよりを見ますと、生まれてくる子どもの数より亡くなる人の数の方が大分多くなっています。これでは市の人口は減る一方であると、危機感を持ったわけであります。少子化対策については、多くの提案がされているところでありますが、私はたまたまこの4月から、市長の委嘱で、市の育英資金給付の選考委員になりました。まだ経験も浅いわけではありますが、委員として活動している中で、これは少子化対策になるなど考えた次第です。どういうことかと申しますと、親が子どもを産まない原因の一つとしては、お金の心配があります。子どもが生まれて、将来、高校、大学といった教育を受けさせるために、大金がかかります。大勢子どもがいれば、親の負担は大変になるばかりです。市の育英資金は、高校生に対して月に9,600円、大学生には1万4,400円を、審査が通れば支給される事業です。親の負担感を少なくするために、現在の支給金額の増額、また支給される人数の増枠をされてはどうかと提案するものであります。そうすれば、子どもを産もうか産むまいか迷っている皆さんに、産んでみようかと前向きに考えてもらう、一つの支えになるのではないかと思います。

以上三つ質問をしました。答弁をよろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 島田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、1点目の長寿祝金支給事業の見直し、それと2点目の防犯パトロール、この2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、長寿祝金の支給事業の見直しでありますけれども、私も島田議員と全く考えは同じです。といいますのは、旧旭市では、島田議員の言われるようなやり方での支給でありました。合併によりまして、サービスは高い方へというのに合わせて、この形になったわけがあります。そういった意味では、こうした形で見直しをしてもいいよという議員さん方からのご意見が出れば、非常にやりやすい。私は福祉のあり方として、本当に困る人にしっかりと

いろんな意味で手を差し伸べてやるというのが福祉であって、全く小遣いにも困らない人に、少しくらいの見舞金を上げて、そんなに大きな効果はないだろう。そのように率直に思っております。そんな意味では、88歳になったらあげようとか、白寿になったらあげようとか、そういった節目節目であげていくというのが非常にいいだろう。そのように思いますので、その辺、島田議員からのご意見を受けて、少し見直しを検討をさせていただきたい。そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、2点目の防犯パトロールの問題でありますけれども、先ほど明智議員の質問に答えさせていただいて、大勢の皆さん方のご協力をいただきながら、順調に歩み出すことができたという話をさせていただきましたけれども、その一つが、市民に協力をいただいて実施をさせていただいております防犯パトロールであります。島田議員たちにも、本当にいろんな意味で、のぼり旗を持って安全の訴えをしていただいたり、いろんな意味でお力添えをいただいているわけでありまして、現在でも、エンジョイパトロール隊だけでも9団体ありまして、そのほかの皆さん方も含めると、1,000名を超える皆さん方がこれに協力してくれているわけでありまして。さらには、老人クラブの皆さん方等を含めると、本当に市民の大勢の皆さん方が協力をしていただいて、犯罪のない町にしよう。あるいは子どもたちを安全に通学をさせようということでご協力をいただいているわけでありまして、この中の一つに、島田議員からは、牛乳配達の方、新聞配達の方々にお願いをして協力してもらったらいだろうということでございまして、もうそういった皆さん方にも、これからお願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、現在でも、郵便局の皆さん方にはお願いをして、協力をいただいております。そんな意味で、これからご指摘いただきましたように、牛乳配達、あるいは新聞配達等、朝早くから動いている皆さん方にもお願いをして、こういった形でご協力をお願いをしたい。そのように思います。

市民の皆さん方全員にそういった思いを持っていただいて、みんなで、何かあったら市役所に連絡をくれる、あるいは警察に連絡をくれる。火災であれば、消防署へ連絡をくれる。そういった形がとれると、本当に安心できるまちづくりができるだろう。そのように思いますので、これからは、そういった皆さん方にも積極的にお願いをしてまいりたい、かように考えます。

私からは以上です。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、合併による経費の節減について中の、人件費の状況につ

いて申し上げます。

まず、これにつきましては、16年度決算と17年度決算の比較で申し上げます。ただ、16年度決算につきましては、旧1市3町及び病院を除いた一部事務組合の合計額でございます。それと17年度決算につきましては、病院を除いた通年ベースの数字で申し上げます。

まず、16年度の人件費の総額でございますが、61億6,194万7,000円、17年度の人件費の総額は59億3,713万9,000円で、2億2,480万8,000円の節減となったところでございます。ただ、これはあくまでも、先ほど申し上げましたように、積み上げたものでございますので、正確な数字になりますと、やはり合併後の正確な数字になりますと、やっぱり18年度決算と19年度決算で比較した方が、はっきりした数字が出ると思います。

次に、人員の削減の状況でございますが、先ほども申し上げましたが、17年度の病院を除いた退職者数は30名でございました。18年度の病院を除いた採用者数は16名で、マイナスの14名となりました。これは行革のアクションプランで計画しましたマイナス3名と比較すると、マイナスの11名計画より多く削減できたことになります。

次に、病院の関係でございますが、病院の職員数は、18年4月で1,702人となっております。内訳といたしましては、医師が136人、看護師が740人、医療技術職が261人及び事務職その他が565人となっております。全体の増減数は18人で、計画どおりの人数になっております。

それで、先ほど、定員計画の関係で、報道等に発表されました0.2%。これは病院を含んだ数字でございます。病院を除きますと、私どもの方は、単年度で申し上げますと、約1.4%の削減となり、最終的には計画の目標としております7.6%ですか、このぐらいになるのかなと思っているところでございます。

次に、専門職の関係でございますが、合併後初年度となる18年4月の専門職の採用は、先ほども申し上げましたが、保育士だけでありました。平成19年4月、来年の採用予定でございますが、専門職は、介護福祉等の部門で保健師が必要となるため、今年度の共同採用試験で若干名募集したところでございます。また、介護の部分で必要となる介護福祉士についても、これから募集を行う予定でございます。

あ、ごめんなさい。間違えました。社会福祉士でございます。

次に、窓口の来庁者の関係でございますが、これにつきましては、ふだん相談だとか、そういうのに来ている方もおりますけれども、それらについては把握してございませんので、市民課、税務課等、いわゆる申請書を提出して戸籍住民票等、あるいは諸証明をとる方につ

きましてのみの数字でお答えさせていただきます。

まず、16年度でございますが、本庁につきましては、7万259人、それから、海上でございます。これが1万9,143人、それから飯岡が1万9,913人、干潟が1万4,850人、合計で12万4,165人。それから、17年度でございますが、本庁が8万890人、それから、海上支所が1万8,113人、飯岡支所が1万6,236人、それから、干潟支所が1万3,096人、合計で12万8,335人。増減でございますが、本庁がプラスの1万631人、海上支所がマイナスの1,030人、飯岡支所がマイナスの3,677人、干潟支所がマイナスの1,754人、合計で4,170人のプラス。こういう結果でございます。

それともう1点、先ほど指定管理者の関係でございますが、本市において、指定管理者制度を導入している施設は、現在4施設でございます。旭市福祉協会を指定した旭健康福祉センター、それから、社会福祉協議会を指定してあります飯岡福祉センターと海上ふれあいサポートセンター、それから、旭市手をつなぐ育成会に指定しました旭市福祉作業所の4施設でございます。ただ、この施設につきましては、いずれも本年4月からの指定でありますので、その費用の削減等の効果につきましては、今年度を見なければ、ちょっと分からない状況で、実績を精査していく必要があらうかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私からは、合併による経費の節減について、物件費の状況についてお答えいたします。

人件費と同じように、旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の決算額。これ平成16年度なんですけれども、その金額の合計で申し上げますと、16年度決算では32億4,396万7,000円でございます。そして、平成17年度のいわゆる通年ベースの決算でございますが、33億3,344万8,000円でございます。比較いたしますと、8,948万1,000円、2.8%の増でございます。

一方、平成18年度の当初予算はどうかと申し上げますと、決算と予算を比べることは、ちょっと無理があるんですけれども、あえて比べてみますと、平成18年度の当初予算では、28億9,404万2,000円ということでございますので、16年度決算と18年度の当初予算で比較いたしますと、3億4,992万5,000円、10.8%の減となっております。これが合併による効率化かどうかということになりますけれども、実は16年度、17年度というのは、合併によりまして、物件費が大きく増えた年度でございました。その物件費の中に、委託料というのがございま

して、どんなものが増えていたかといいますと、合併の準備のための電算移行の委託料、それから16年度には、戸籍の電算化の委託料もございました。それから17年度には、やはり電算システムの統合の委託料、それから新市の合併記念のための式典の委託料、これらが入っていましたので、16年度、17年度は平年に比較して物件費が高かったということが言えますので、必ずしも合併の効果で18年度減っているということは、一概には言えないと思います。これは先ほど総務課長申し上げたように、18年度、19年度の決算を比べてみてどうかというようなことになるのかなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から、今年度の育英資金の状況につきまして、お答えをしたいと思います。

高校生ですけれども、今年度は、中学校長を通じまして募集をしましたが、8名の定員に対しまして5名の出願者だけでございました。大学生等につきましては、3月広報で募集しましたが、10名の出願がございました。そして選考委員で慎重に協議しました結果、高校生は、成績等のいろいろな基準を超えておりましたので、5名全員給付対象として決定いたしました。大学生等につきましては、8名を給付決定させていただきました。給付金につきましては、現在、一般財源から支出しておりますが、合併に伴いまして、定員を増やしたばかりでございまして、来年度は、今年度の状況をさらに考慮しながら、定員あるいは給付額につきまして、十分選考委員等も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 再質問させていただきます。

まず、1番目ですけれども、物件費については、合併直後ということで、いろいろな経費がかかったということで、これはプラスになったわけでありましてけれども、来年度は一気に3億円余りの減少が見込めるということで、これはこれで仕方ないと思いますが、人件費につきましては、2億2,400万円くらいですか、の減という答弁でございました。2億余りの削減といいますと、旧3町の三役の方と、それから、議会議員の減少分。大体このくらいの減少分と、こういう考え方でいいのでしょうか。大体、自分で計算しますと、大体数字が一致するような感じがするんですが。

それと、指定管理者制度についての質問ですけれども、今後の見通しというようなことで

伺ったわけですが、一つの疑問として私が持っておりますのは、この指定管理者制度というのを採用しまして、先ほど高橋議員もおっしゃったことと一緒に部分がございますが、指定管理者制度を採用して、民間に業務を委託するということでございますけれども、そうした場合には、公的な施設の部分を民間に委託するということで、この公的な施設にいた職員の方が、退職するということは考えられないわけですし、いずれかの部署に異動をしてもらうというような形になろうかと思えます。そうした場合には、それはそれで、その方に給料を支払わなければならない。一方、指定管理者に対しては、管理料を支払わなければならない。一時的には二重の支払いをしなければならないというようなことが発生すると思いますが、その辺の考え方はどう考えられているか、お伺いしたいと思います。

それと、中央病院の職員の増員計画について伺ったわけでありまして、増員計画と申しますか、中央病院を含めて、パーセンテージが上がったということの中での質問でありますけれども、3月の議会の時に、前院長の村上先生が、職員が疲れ切っていると言われた言葉が、非常に印象に残っております。報道等で承知しておりますけれども、周辺の自治体病院の医師が不足をしまして、旭中央病院へ患者が流入し、職員の業務量も多くなり、疲れしていることではないかと思えます。病院は人命をあずかる場所です。職員が疲れ切っているといったような状況では、医療ミスの心配をするわけです。そういう状況を改善するために、職員を増員すると。そういうふうに理解してよいかどうか、お伺いします。

それから、3番目の専門的な職員の採用についてであります。社会福祉士はどのような仕事をされるか、お伺いをしたいと思います。私なりに、専門性の高い人材ということがありましたので、どういうものがあるかなという中で、いろいろ考えましたが、今、総務常任委員会に在籍している中で、市税の徴収の問題ですけれども、皆さんご承知のことと思いますが、平成19年から、国の三位一体改革の中で、国から地方へ税源移譲が行われます。国税である所得税が減って、地方税の県市民税が増えるわけです。市民税が増えると、このことにつきましては、その徴収率の増減が今まで以上に市の財務内容に影響が出るわけがあります。そういったことで、徴税の専門的な知識のある人が必要になってくるのではないかと考えたわけがあります。

それから、来庁者の数についてでありますけれども、ただいまの答弁の中で、この来庁者の数が、総務課長からお聞きしましたが、旧旭市に出向く人が大分増えた。旧3町については減ったというような、大分減っております。そういった中で、私がなぜこういう質問したかということでありまして、市民の皆さんが合併してどういったような行動

に変化が起きるかなと。そういうのを確認するために伺ったわけでありますけれども、こういった傾向が続くというようなことであれば、いろいろ対策と申しますか、市としても考える必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それから、事業の見直しということで、長寿者に対するお祝い金の支給について、市長から、同じような考えだということで、ご答弁をいただきました。今回、たまたまこの事業に絞って質問したわけでありますけれども、市の各課で多くのこの事業が予算を獲得しまして、実施をされております。そういった事業を実施した中で、必ずどうであったかを十分検証していただきたいと思います。その結果、見直しをしなければならない事業もあろうかと思えます。そうした場合には、また新たなよりよい計画策定をして、事業を実施していく。こういったことを繰り返しながら、常にこれでよいかと、緊張感を持って事業を展開していただくことが大事であると考えています。こういった考え方は、市のアクションプランにも示されているところであります。

そういった考えの中で、行財政の効率化を目指して、現場で市民の皆さんのために働く職員の皆さんからの提案、これが非常に有効になってくると思います。その辺の取り上げ方について、どのように取り組んでおられるか、お伺いします。

最後の少子化対策についてであります。この育英資金というものを、なるべく一般市民の方にお知らせすると。周知徹底をさせていただきたいと。そういうふうに思っているわけでございます。そうすれば、もうちょっと希望者があるのではないかなと。実際、選考している中で感じたわけであります。所得の制限というのも、そんなに厳しいわけじゃありませんでしたので、対象になる家庭は結構あると思います。そういった意味で、知らないで申請しないというような皆さんが、結構いるんじゃないかなというふうに感じたわけであります。お知らせすれば、多くの方から、こういう制度があったのかということで、感謝をされるんじゃないかなと。そういった場合には、ぜひ増枠をしていただきまして、子育て支援に役に立てていただきたい、こういうふうに思っております。

よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） じゃ、私の方から1点だけお答えをさせていただきたいと思います。

合併をした後、本庁へ出向いてこられる市民の皆さんの数が増えたけれども、支所への市民の皆さん方の来庁が減ったというお話でございました。私は将来的には、市民の皆さん方、

余り役所へ足を運ばなくても用が済むようにしていくのが本当だろうというふうに考えております。そんな意味では、買い物の先で住民票がとれたり、あるいは電算等で必要な所へ送ったり、そういった形がとれるように、将来的にはしていくべきだろうというふうに考えております。そうしませんと、いつになっても支所は廃止ができないという形になってしまいますから、その辺の効率化というものも、これから役所が対応をしていく、考えていく、検討していく大きな問題だろう、そのように考えています。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 助役。

○助役（重田雅行） それでは、私の方から、指定管理者制度の件についてご答弁申し上げます。

今年度から指定管理者制度を導入している4施設につきましては、これまで管理委託という形で実施していたものを指定管理者制度に切り替えたということで、職員の増減とは関係してございません。議員おっしゃっているのは、今後の、例えば市で直営でやっていたものを指定管理者にした場合に、その管理委託料と人件費と二重払いになるのではないかというふうなご指摘だと思いますけれども、そういったケースにつきましては、今後指定管理者制度を適用していくに当たっては、その職種等の退職の状況を見きわめながら、それに見合う分については退職者の補充をしないとか、そういった形で、人件費の二重払いというか、管理料と人件費の両方に費用が出るような形はないように、その辺も見きわめながら、指定管理者制度を導入していきたいと、そういうふうに考えております。

なお、今後市全体へのいろんな施設への指定管理者制度の導入につきましては、市の方で委員会を作りまして、今年度中に方針を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 私の方から、2点答弁いたします。

まず最初は、人件費の関係でございますが、先ほどの2億幾らの金額が、三役と議員の分ではないかというようにおっしゃられたんですが、この中には、議員の報酬は含んでおりません。議員は報酬ですから、先ほど言いました金額は、あくまでも給料と手当と、それから共済費の分だけです。ですから、議員の場合は報酬になりますので、給料ではありませんから、この中に入っておりません。

いずれにせよ、先ほど申し上げましたが、やはり正確な数字を出すとなると、やはり18、

19年度の比較をしなければ、はっきりした効果というのは出ないのかなと、そのように思っております。

それと、専門職の関係でございますが、社会福祉士の業務内容でございますが、来年度から、地域包括センターという事業が始まります。地域包括支援センター。その中で、いわゆる住民の方々の相談業務。これらを担当する方でございます。

それから、徴税の専門職ですか、の関係についてでございますが、これは確かに県内でも、いわゆる税務署のOBですか。そういう方を採用して、直接徴収などもやっている市もございます。それにはまた、条例だとか規則だとか、いろいろなことがありますので、今後研究をさせていただきたいと思います。

それともう1点、職員の提案制度でございますが、これは確かに大事な制度だと思います。それにつきましても、これから検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私の方からは1点だけ、事務事業の検証、見直し、それから新たな計画の策定、事業実施へ向けてと、そういった取り組みについてということでございます。それにつきましては、アクションプランの中に確かにございまして、事務事業の必要性等の検証を、将来にわたって定期的に実施して、必要な事務事業については、有効性の一層の向上を図る。それから、職員の意識の改革、そういったものを促していくために、行政評価システムを導入するんだと、そういう形で記述してございます。ここにつきましては、現在検討をさせていただいております。

実は今、策定中の総合計画の中でも、主な施策に係ります成果指標の設定、これを検討しているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 私の方から、市民への周知徹底ということでございますけれども、広報あさひ以外に、インターネット、あるいは暮らしの便利帳などを通じて周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 病院関係の増員ということですが、旭市の行政改革アクションプランの中で、職員数の推移の見込みというのが示されておまして、先ほど話がご

ございましたけれども、18年度現在で1,702名という職員数に對しまして、22年度で1,743名というのが目標値でございます。

これは実は、ちょっと経緯がございまして、17年度當時に行政改革の關係で、職員の定数の見込みについて、県の方に数字を出した時に、実は県、国から大変強い指導がございまして、中央病院というのも5%、5年5%削減というのは例外じゃないんだというお話が当初ありましたけれども、この東総地区の中での病院の果たす役割というのをるご説明させていただいた中で、ようやく認められたのが、この形でございます。それによりますと、若干増員になるわけですが、これは主として内容的に申し上げますと、医師あるいは看護師を増員すると。それから、特に例えば事務系の職員であるとか、そういうものについては、退職した場合には、例えば3分の1程度を補充していくというようなことを基本に組まれておりますので、総体的には、例えば電子カルテ等の業務改善で効率化を上げていくとか、あるいは委託化を推進するというような中身でございます。

ただ、今回の診療報酬改定の中で、例えば看護体制につきましては、ちょっと専門用語でございすけれども、10対1から7対1、要するに看護師を増員すれば、かなり手厚い診療報酬が受けられるというような制度の仕組みが、改編がございまして、これは要すれば、いわゆる急性期病院、救急を主体とした病院には手厚い配慮をしますよという、国の方針がございす。したがいまして、そういうことに對應できる医師なり看護師の増員というものを中心に考えていくと。その他については、業務改善等で頑張っていきなさいというのが国の指導でございすし、大変私どもとしてはつらいんですけれども、国全体がそういう指導方針でございすので、大枠ではやはり、公務員数の削減ということは、甘んじて受けざるを得ないというのが実情でございす。

以上でございす。

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 行財政改革を中心に質問しましたが、行財政改革は、旭市としましてなし遂げなければならない合併の大きな目標であります。市長はじめ皆さんには、一層の知恵を出していただきまして、この目標を達成していただきたいと思っています。私も微力ではありますが、この問題には継続的に取り組んでいきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時30分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木正道） 本日市長より、報告第2号、平成17年度旭市奨学基金の運用状況についての訂正の申し出がございましたので、その取り扱いについて、議会運営委員会を開催し、協議していただきました。その結果について、神子委員長よりご報告をお願いいたします。
神子委員長。

〔議会運営委員長 神子 功 登壇〕

○議会運営委員長（神子 功） ただいま議長から、報告第2号、平成17年度旭市奨学基金の運用状況についての訂正の申し出がありました件で、議会運営委員会を開催いたしました。その内容につきまして、ご報告申し上げます。

案件につきましては、報告の訂正に伴う追加日程について協議をいたしました。

内容につきましては、去る9月6日に本定例会に提出され、報告のありました報告第2号、平成17年度旭市奨学資金の運用状況について、その報告の一部に誤りがあったことから、担当課より報告の訂正についてご説明をいただき、追加日程についての協議をいたしたところでございます。

その結果、議会運営委員会といたしましては、報告の訂正について、担当課長より説明をいただくために、本日の日程に追加することに決定をいたしました次第でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木正道） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。ただいまの神子委員長の報告のとおり、この後、報告の訂正についての1件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 報告の訂正について

○議長（鈴木正道） 追加日程第1、報告の訂正について。

報告の訂正についての説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 一般質問2日目のお疲れの中、貴重なお時間をちょうだいしまして、大変恐縮しております。

お手元に配付させていただきました報告第2号、平成17年度旭市奨学基金の運用状況について、前回お配りしましたものに訂正がありましたので、ご説明を申し上げます。

実人数と件数について、表中の記載に間違いがありましたので、改めてご報告させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。なお、金額欄の訂正はございません。

それでは、表の方の17年7月1日のE欄、貸付残高43件となっておりますが、これは実人数でございましたので、2,832件に訂正いたしました。

C欄貸付については、22人と申し上げましたが、毎月貸し付けをしておりますので、この7月から3月の貸付件数は198件でございます。

D欄返還は、合併前の貸付分の返還金としまして、23人と申し上げましたが、実人数でございました。この件数は、合計236件でございます。

E欄の17年度末貸付残高の件数は、2,794件でございます。金額については、前回報告のとおりでございます。4,019万8,000円でございます。

改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木正道） 報告の訂正についての説明は終わりました。

○議長（鈴木正道） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は28日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時34分

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第5号)

平成18年9月28日(木曜日) 午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長請願報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（25名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
23 番	鈴 木 正 道	24 番	神 子 功
26 番	林 一 哉		

欠席議員（1名）

25 番	伊 藤 鐵
------	-------

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	今 井 和 夫
総 務 課 長	増 田 雅 男	秘書広報課長	野 口 徳 和
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	林 久 男
環 境 課 長	小長谷 博	保険年金課長	増 田 富 雄
健康管理課長	浪 川 敏 夫	社会福祉課長	遠 藤 純 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一

都市整備課長	島 田 和 幸	下水道課長	山 崎 健 次
海上支所長	木 内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊 雄
干潟支所長	木 内 國 利	会 計 課 長	宮 本 英 一
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長	平 野 哲 也
農業委員会 事務局 長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院經理課長	鏑 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	石 毛 健 一
---------	---------	-------	---------

開議 午前10時44分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は25名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第22号までと議案第24号の23議案及び請願第4号から請願第6号までの請願3件を一括議題といたします。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 林 俊介 登壇）

○決算審査特別委員長（林 俊介） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認

定について、議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日、19日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号についての主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、歳入の固定資産税現年課税分の不納欠損額が125万8,792円あるが、なぜ現年分が不納欠損されたのか。また、差し押さえ等の措置が遅くなったことで発生した不納欠損はあるのかとの質疑では、現年分の不納欠損の原因については、会社が倒産して法人が解散になると納税義務者が消滅することになるが、解散するまでのその現年度分は課税しているので、その分を不納欠損処理したものである。また、差し押さえが遅れて不納欠損処理したのではなく、今回の対象は、平成12年度までの滞納で5年時効になったものであり、結局調べても差し押さえる財産が無かったために、結果として時効の中断ができなかったものであるとの答弁がありました。

次に2点目として、歳入の市営住宅使用料の収入未済額がかなり大きくなっているが、その理由は何か。また、住宅に入居する際、保証人をつけると思うが、支払いの交渉はしているのかとの質疑では、住宅使用料については、時効がないことから累積で残っているが、今後どのような形で処理するかが課題ということで研究をしている。また、保証人の方から支払ってもらえるようお願いはしているが、思うようにはいかないとの答弁がありました。

次に3点目として、工事、業務委託、物品の購入などの予定価格に対する落札率は何のくらいかとの質疑では、建設工事は平均で95.7%、業務委託が平均で90.5%、物品の購入が平均で92.4%となり、市全体の平均落札率は94.0%である。今後は、予定価格の設定や一般競争入札の取り入れ、また平成22年ころを目途に電子入札というようなことも研究しているので、関係課と協議して入札方法の改善をしていきたいとの答弁がありました。

次に4点目として、基本健康診査事業の効果として早期発見ということが大前提だと思うが、早期発見というのはどの程度あったのかとの質疑では、基本健診で約1万2,000人程度の受診者があるが、27項目程度の検査を行って、異常なしが3割から3割5分程度で、残りの6割5分から7割については、どこかに異常があるという結果が出ている。その結果の報告とともに、深刻な方に対しては保健師や栄養士から個別に指導をしているとの答弁があり

ました。

最後に5点目として、中学校耐震診断調査事業で実施した結果内容と今後の対応について検討されているのかとの質疑では、旭市立第二中学校の耐震診断を実施いたしましたが、体育館については、二次診断を実施してその結果、計数的には耐震補強に値しない、改築が必要であるという報告を受けている。また、北と南の校舎については、一次診断ということで基礎的な診断を行い、その結果、北校舎については極端に強度が低いので改築が必要となる。また南校舎については、若干強度的にはあるが、建物が昭和35年から38年にかけて整備した校舎であるので、強度がある程度確保できても耐震補強でよいのかどうか、二次診断を実施してより詳細に調査を行う予定である。今後の整備については、すべての耐震診断の結果をもとに全体的なかたちで決定をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

国民健康保険税の17年度の収納率が89.1%と若干下がっているが、近隣の状況はどうなっているのかとの質疑では、県内の平均徴収率は88.1%で、県内36市の平均より1ポイントほど高く、近隣においても銚子市が86.3%、匝瑳市が88.8%で高い状況にあるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

介護の認定調査費の賃金と委託料の内容はどうなっているのかとの質疑では、賃金については、認定調査員が申請者の方に出向いて調査を行うもので、現在、認定調査員の資格を持っている職員と関係課の保健師にお願いしているが、間に合わない状況にあるので、民間の方で資格を持っている方をお願いするときの賃金であり、1件当たり4,000円と嘱託員に1日9,400円、半日4,800円の賃金である。また、委託料については、施設に調査員がおり、そこをお願いする際のものであるとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

水道の給水内訳に有収率と無収率とあるが、無収率については、消防関係などで使用した水量に対するものなのか。また、旧1市3町の給水管の接続については今後どのような見通しであるのかとの質疑では、無収率については、漏水、火災、消火栓の点検、末端の停滞水の解消のための措置である。また、旧1市3町の給水管の接続については、整備計画あるいは基本計画を作成しており、その中でループ化を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、病院建設工事や医療機器の購入についての契約方法はどうかと

の質疑では、建設工事については医師宿舎の新築で、従来は指名競争入札で行っていたが、新たに公募型指名競争入札を導入して行った。医療機器については、100万円以上のものが約70件あり、そのうち指名競争入札が4件、またソフト開発費については16件あり、そのうち指名競争入札が2件であったとの答弁がありました。

次に2点目として、医業外費用の雑損失の中で診療報酬査定減、取立不納欠損金等があるが、診療報酬の査定減とはどういったときに生じるのか。また、不納欠損金はどのくらいかとの質疑では、診療報酬査定減については4,462万4,391円で、病院事業収益が220億円ほどあるが、毎月、社会保険支払基金、国保連合会に医療費を請求しており、その審査会で査定減が生じている。また、取立不納欠損金については722万3,000円で、未収患者が増えており、1日に2件ほどあり、最終的に1割から2割程度が取立不納欠損金となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、決算審査特別委員会委員長、林俊介。

○議長（鈴木正道） 決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 私は、決算審査特別委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、

議案第7号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定についてであります。

平成17年度旭市一般会計の決算は、平成17年7月1日に旭市・海上町・飯岡町・干潟町の1市3町が合併したことにより、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9か月の期間で合併年度の特異性を含んだものとなっており、また1市3町において構成された一部事務組合の会計についても、新市の合併に伴いまして一般会計に組み込まれたものとなっております。

一般会計の決算額につきましては、歳入で200億9,194万8,756円、歳出では187億9,841万998円、歳入歳出差引額は12億9,353万7,750円となったわけであります。そこで、決算審査の認定に当たりまして、今後の対応を含めまして若干討論をさせていただきたいと思ひます。

歳入についてでございます。市税につきましては、予算現額36億7,813万6,000円に對しまして調定額54億3,363万4,383円、収入済額では39億5,850万2,470円、不納欠損額1億1,398万2,622円、収入未済額では13億6,414万9,291円となっております。

そこで、決算審査の中で不納欠損及び収入未済の大半を占めております市税の滞納者の傾向について伺いましたところ、旧3町については滞納者の分析を行ってゐなかつたので判断ができないという回答をいただきました。旧旭市では、滞納者の傾向、分析を行い、税負担の公平性、自主財源の確保のために努力をされてきたわけであります。社会経済の多様化により、納税者の生活実態は変化してきているものと思ひます。市税の徴収に当たっては、休日及び夜間納付窓口の開設や滞納処分について担当される職員の努力によりまして成果が上がっておりますが、税負担の公平性、自主財源の確保のために滞納者の傾向、分析を行うということ、収入未済額を減少させ不納欠損が生じないよう効果的な対応を望むものでございます。

なお、旭市行政改革アクションプランの取り組みの中で、市税徴収率の向上のための現年分の目標徴収税率が示されているわけでありますが、裏付けとなるデータをもとにした目標設定となるよう強く要望するものでございます。

歳出について申し上げます。主要事業につきましてはほぼ予定どおり取り組まれていたと、効果もあつたものと判断しており、評価をするものでございます。しかし、歳出全体に言へることは不用額が多くなつております。平成17年度の決算審査で明らかになつたことは、合併により予算を過大に見たとのことでございました。これはやむを得ないことと思ひますが、中には、予算を組んであつたものが執行されなかつたものもござひます。

2款総務費、2目人事管理費、職員研修費委託料として、額はわずかでございますが、141万6,000円を当初計上されておりましたけれども、今回の決算では計上がされていない、いわゆる決算額には反映されておりました。つまり、執行しなかったということになるわけでございます。当初、考えがあって予算計上をしたと思いますし、職員研修、そして教育の場所をつくるということは非常に大切なことであり必要なことでございます。まして、合併をしたことを考えれば、職員の資質の向上を図る上で、これからますます必要になってくるものとするわけであります。既に平成18年度は終了しているとのことでございますが、職員の研修、教育の場については充実していただくことを強く要望いたします。

次に、事業のいくつかにつきまして要望したいと思います。

2款総務費、8目電子計算費、電算システム統合事業につきましては、旧市町単独でそれぞれ運用していたものが、旧1市3町の庁舎すべてネットワークで張りめぐらせ、今まで旧旭市でしかとれなかった証明書等を旧3町でもとれるということが一つのメリットになったわけであります。また、統合したことによる経費の面から考えますと、答弁によりますと、10年くらいのランニングコストで5億7,000万円ほど有利であるという試算でございました。行政効率を高めるということを考えますと、システムが導入された後は、民間だと人を減らすことができ、作業効率もよくなるというのが一般的なことだと考えます。電算システムが統合されたことで行政効率を高める工夫をして、本来の住民サービス業務ができるよう努力していただきたいと望むものでございます。

3款民生費、1目社会福祉総務費、医療・福祉の郷づくり調査・研究事業ということで、当初57万8,000円が予算組みされておりました。平成17年度におきましては50万6,330円と、やや減額で決算を迎えております。これは今までも議論をしてきた経過がございますが、市長の政策の一つに掲げられている内容であり、調査研究事業費のさらなる検討を願うものでございます。

4款衛生費、2目予防費、老人保健事業で基本健康診査等の事業を行った結果、先ほども委員長報告にございましたように、基本健診で約1万2,000人程度の受診者があるが、27項目程度の検査を行う、異常なしと思われる方は3割から3割5分程度、6割5分から7割につきましては、どこかに必ず異常があるという結果が出ているそうでございます。その結果、報告とともに保健師や栄養士から個別に話をしている。

また、がん検診につきましては、胃がんを見ると、受診者が4,000名程度で再検査が1割程度いる。それで、本当にがんだったという人は1名とのことでございました。そこで、今

後、事業効果の欄につきまして、早期発見ということの意味合いから考えても、もう少し踏み込んだ内容を入れたらどうか考えていただきたいと思います。

次に、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について討論をいたします。

一般会計同様に不納欠損及び収入未済の滞納者の傾向について伺ったところ、その内容は、平成17年度の不納欠損については、5年時効によるものが5,692万円、執行停止によるものが2,232万7,000円、即時消滅によるものが約2,000円で、合計7,924万9,000円となる。このうち5年時効によるものについては、なかなか理由の調査というものが難しい状況にある。はっきりと理由付けで分類できる執行停止についての内訳については、無財産によるものが50人で782万9,179円、生活困窮によるものが26人で250万5,260円、所在不明によるものが127人で1,199万3,017円となっているということでございました。

滞納している方の職業別の分類につきましては、合併前の旧3町ではそういう分類をしていなかったということで、平成18年度からは調査を行い、まだ年度途中であるけれども、その状況については、なかなか滞納者との面接ができないため不明となっているものが約40%ある。一番多い職種が会社員、これが23.7%、会社員といっても国保に入る会社員なので企業としては小さい企業、事業者に雇われている方ということになるということで、次に多いのが無職や年金だけの方13.4%云々ということで答弁をいただいております。

社会経済の多様化により、納税者の生活実態は変化してきているものと思います。税の徴収に当たっては、税負担の公平性、自主財源の確保のために滞納者の傾向、分析を行う中で、収入未済額を減少させ、不納欠損が生じないよう効果的な対応を望むものでございます。

なお、平成19年度は国保税の見直しが予定されておりますので、適正な見直しをしていただくようお願いするものでございます。

最後に、議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について討論をいたします。

合併して平成17年度の事業が終了したわけですが、課題としては、未整備地域への対応、水道料金の統一の問題がございます。未整備地域の整備につきましては、当市の場合、非常に人口密度が低い部分があるので、1軒の家を加入していただくために大変な費用を要する場所等いろいろな問題があり、未整備の解消に当たっては、ループ化していく中でかなり解消できる、それらを含めながら検討を進めていきたいという答弁をいただいております。

また、水道料金の統一につきましては、現在、整備計画と基本計画を作成中であり、一部には8月に水道運営委員会に協議をしている、予定としては今月中さらに協議会を重ねて統

一の料金、整備計画を含めて運営協議会に諮っていききたいという答弁もございましたし、最終的には12月の定例会を目途に議案を上程したいというお考えをいただきました。

合併協議の中では、来年の4月から料金を統一することになっておりますので、それに向けて事業を進めている答弁ということもございましたが、ここで申し上げたいのは、水道管の布設については、現在、旧旭市では個人負担が原則であるということで、一部負担であるとかあるいは密集地になっていたところについては、現在の考え方から違った方法で考えていく必要があるというふうに思っております。旧旭市の場合につきましてはすべて自己負担ということで加入を増やしていきたいけれども、合併を機に、配水管の延長、施設を整備、こういった効果が得られる場所については、健康上重大な場所、停滞水の解除等が図られる場所であれば、個人負担をしていかなくとも延伸ができるという協議をされているわけでございます。そのような話を伺っております。ぜひ、これらいろいろ課題もございしますが、引き続き検討が必要となるものでございます。

市当局におかれましては、市民生活が安全で安心して暮らせる環境整備にさらにご尽力を
していただくようお願い申し上げまして討論を終わります。

○議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号までの9議案について採決いたします。

議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求め
ます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第24号、専決処分の承認についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第13号の質疑について申し上げます。

重油価格の高騰による増額について、業者との契約内容、また業者選定はどうしているのかとの質疑では、契約の方法については、毎月、翌月分の重油の価格について見積もり合わせを行い、年間12回の契約をしている。また、業者の選定については市内及び市外の業者を指名しており、使用量が多いことから、一般的な小売価格というよりは製造メーカーとのタイアップというかたちで出してもらっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、畜産振興費のバイオマスの環づくり補助金について、施設の面積的なもの、また将来的な効果はどうかとの質疑では、施設の建設場所については、干潟地区の溝原に県の養豚協会が持っていた敷地を予定しており、飼料製造施設ということで2,814平方メートルの建物を建設する予定である。また、付随して貯蔵タンク、ベルトコンベア等を整備し、総事業費は税抜きで約5億2,000万円、このうち2分の1が国から補助金として交付されるものである。将来的には、液状の肥料ということで、主にコンビニからの販売期限が切れている弁当を冷凍で現地に持ち込み、液状のえさにするもので、食品残渣というような捨てて堆肥にしていた部分を豚に給与して、それをまた食料にする、そうした取り組みが消費者のハートをつかみ、旭の肉を食べていただく、そういう取り組みということで考えているとの答弁がありました。

次に2点目として、農業振興費の飼料増産緊急対策事業について、来年度においても補助はするのかとの質疑では、この事業は、BSEが千葉県から発症したことで、飼料増産を県内で100%行うという知事のかけ声で急遽実施するもので、国が50%以内の補助金、県が15%、残りの35%を事業主体が補助するものである。

来年度においては、県の予算が上乗せできない情報もあることから断言はできないが、国は飼料増産について力を入れているので、国の予算は確実にあると思われるとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

勤労青少年ホームを廃止するに当たり、財産処分ということで国や県への返還金が必要だということであるが、どの程度残っているのかとの質疑では、補助金の返還については、国庫支出金等返還費ということで299万4,000円を計上している。廃止に当たっては条件があり、

取り壊し費用が残存価額より高い場合は補助金の返還はないが、低い場合には返還が生じることになり、取り壊し費用がどの程度かかるかは入札をしてみないと分からないが、1,600万円から2,000万円程度と考えて、452万1,000円を残存価額として返還金を積算し計上した。返還金については、あくまでも入札結果によるものなので、80万円から200万円の幅の中で推移するものと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

平成18年9月28日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、教育費の小学校施設改修工事は、海上支所転落事故を受けて各学校の危険箇所を改修するとのことであるが、どんな工事をするのかとの質疑では、学校20校すべて点検を行い、腰板の部分が低く窓をあけると転落する可能性がある廊下や踊り場に手すりの設置や、湿気が多い時に結露で廊下が滑りやすくなるので、その床の対策、また使用禁止となっている遊具の補修等であるとの答弁がありました。

次に2点目として、中学校施設改修工事については、アスベスト関係の工事と聞くがどん

な工事をするか、また人体への影響はないのかとの質疑では、工事請負費の内容であるが、アスベストを除去する工事ではなく、化粧ボードでアスベストを仮設的にふさぐ応急措置である。また、応急措置する前にアスベスト調査を行っており、アスベストが飛散していないか空気中の濃度を調査し、その結果、全く問題のない報告を受けているが、大規模改修等でアスベストを除去する際には慎重に対応して、完全に除去する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

保険給付費の葬祭費について、10万円から7万円に下がっているが今後どうなるのかとの質疑では、合併時において旧干潟町のみが10万円、ほかの1市2町が7万円で、サービスは高くということから10万円に統一されたものであるが、国保の全国平均が5万円ということで、非被用者保険については国保との均衡の観点から5万円に統一されている。今回の改正については、急激な低下を避けることから7万円となったわけであるが、今後については、政策的な部分があり、また医療費の動向や税率の改正の時に併せて考えていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

○総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について、議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

について、議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第22号、財産の取得についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月26日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査の内容についての質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号についての主な質疑について申し上げます。

地方債の補正ということで、海上中学校建設事業費が9,390万円ほど増えているが、その理由は何かとの質疑では、当初は義務教育債で予定していたが、合併特例債の同意を得たので充当率が上がり、そのため起債の額を増やしてもよいとの同意が得られたので、その分の金額を上乗せしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

合併協議会の中で特別職の報酬等の審議を行い、昨年7月から施行されて、まだ1年3か月ほどの期間でこのような条例を出した理由は何かとの質疑では、確かに合併協議会において、合併後もこの金額でお願いしたいという意見はいただいているが、長の判断により今回提案させていただいているとの答弁がありました。

次に、議案第15号についての主な質疑について申し上げます。

非常勤の職員の報酬等の中で、産業医はどういう活動を行うのか。また、常時50人以上の労働者がいる事業所ということであるが、50人に満たない事業所はどうしていくのかとの質疑では、産業医の職務内容は、労働安全衛生規則に定められており、主として健康診断結果に基づく事後指導、事業所内の環境、病気による休暇取得者の職場復帰に当たっての助言や指導等である。また、50人に満たない職場については、本庁に産業医がいるので、それら全体を含めて指導していただく方法を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、総務常任委員会委員長、林俊介。

○議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 私は、建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場から若干討論をさせていただきます。

今回廃止されますこの施設につきましては、設置の目的として、中小企業等に働く青少年の福祉の増進及び健全な育成を図ることにより勤労意欲の高揚を助成し、もって労働生産性の向上に資するために設置をされたものというふうになってございます。また、事業の内容につきましては三つほどありまして、一つは、講習会、講演会、読書会、音楽会、その他各種養成講座の開催、二つ目には、健康、体育及びレクリエーション活動の指導促進、三つ目には、職業及び生活の指導及び相談等というふうになっているものでございます。これは当委員会で議論もさせていただきましたけれども、昭和50年に設置をされまして、今日まで職員の方々、関係の方々については大変ご努力をされてきたというふうに判断をしております。

しかし、振り返ってみますと、この施設につきましては、旧あさひ荘がございまして、そのわきに設置をされ、半ばあさひ荘の施設のおふろ場というようなことの利用の方が多かったんじゃないかという、そういった感がございます。したがって、この設置の目的につきましては、やや設置以外のものに利用され、そして利用促進ということで大変苦慮された施設というふうに私は考えるものであります。今回この施設が条例を廃止するということで、やはり市当局におかれましては、廃止に当たりまして、この施設が有効的に使われてきたか

どうか、そしてその内容はどうであったかという検証をしながら評価をして、この次の、現在は合併しておりますけれども現在ある施設に対して、老朽化も進んでいる施設もありますし、全体的に考えた場合に施設の有効利用ということで、この反省をもとに努力していかねばならないというふうに考える一人であります。

私の判断では、そういった意味で残念ながら設置の目的、事業を考えたときには必ずしも有効利用されていなかったというふうに思いますし、利用促進を図ってもなかなか努力によって報いられるような状況ではなかったというふうに判断をする一人ではありますが、この勤労青少年ホームの廃止によりまして、この後、施設の取り壊しというものがございますが、この跡地利用につきましてはパークゴルフ場になるわけでございます。そういったことを考えますと、やはり設置するものにつきましては有効利用ということで真剣に慎重に考え、そして市民のニーズに応えられるようなそういう施設であってほしいというふうに考える一人でございます。

したがいまして、公共施設等につきましては有効活用できますよう、ぜひこの廃止に伴いましてもう一度十分な検証、そして評価をしていただくようお願いを申し上げまして、討論に代えさせていただきます。

○議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第10号から議案第22号までと議案第24号の14議案について採決いたします。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

議案第22号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議案第24号、専決処分承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第24号は承認することに決しました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長(鈴木正道) 日程第5、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長
の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後和夫 登壇)

○**建設経済常任委員長（向後和夫）** 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました請願第4号、WTO農業交渉に
関する請願について、請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、
請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り
に関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についての審査経
過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月22日付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するために農水
産課、商工観光課の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査
を行いました。

審査では特に質疑等はなく、別紙報告書のとおり、3請願とも全員異議なく採択すべきも
のと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○**議長（鈴木正道）** 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○**議長（鈴木正道）** 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**議長（鈴木正道）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより請願第4号から請願第6号までの3件について採決いたします。

請願第4号、WTO農業交渉に関する請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第5号は採択と決しました。

請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第6号は採択と決しました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 6分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（鈴木正道） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

また、本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出について、発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案並びに発議案に伴う日程の追加について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

○議会運営委員長（神子 功） 午後1時より議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私の方よりご報告申し上げます。

追加議案は、本日、市長より提案のありました議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案と、本日提出のありました2発議案、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出及び発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてであります。

本日追加されました議案第25号と発議第1号及び発議第2号の2発議案の議事日程について協議をした結果につきましては、お手元に配布のとおり、この後、追加日程第1、議案第25号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、この補足説明は財政課長を予定しております。また、議案審査については、委員会付託を省略して直接審議でお願いしたいと思います。追加日程第4、質疑、討論、採決、追加日程第5、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程いたします。追加日程第6、提案理由の説明、この提案理由の説明は発議第1号及び発議第2号とも向後和夫議員を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上のとおりであります。

以上で協議した結果についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第25号の1議案と発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本議案及び発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案上程。

議案第25号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第25号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6億7,130万円を追加し、予算の総額を261億3,130万円とするものであります。

今回の補正は、小・中学校施設の地震補強などの改修工事及び屋内運動場改築工事を実施するため行うものです。

歳入の主な内容は、地方交付税に4,550万2,000円、国庫支出金に1億6,649万8,000円、繰入金に6,400万円、市債に3億9,530万円を追加するものであります。

歳出については、教育費に6億7,130万円を追加するものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第25号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

今回の補正は、今年度実施いたしました小・中学校施設の耐震診断調査の結果により、地震補強工事が必要となる学校施設のうち、干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小、それに干潟中の5校の校舎の地震補強と併せて大規模改造工事を、共和小、豊畑小の2校の屋内運動場の地震補強を実施するものです。加えて、第二中学校の屋内運動場は改築工事を実施するものです。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6億7,130万円を追加し、予算の総額を261億3,130万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります。内容は4ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります。内容は5ページの第3表で説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

4ページです。

第2表の債務負担行為補正は、追加で、小・中学校施設の改修及び改築工事を平成18年度と平成19年度の2か年にわたって実施するものです。

上段から7行目までは、各小・中学校の校舎及び屋内運動場の改修事業、8行目は第二中学校の屋内運動場の改築事業に係るものです。この金額は、平成19年度分の予定額でありまして、これに今回の歳出の補正額を加えたものが全体事業費となります。

5ページです。

第3表の地方債補正は、追加で、各小・中学校の校舎及び屋内運動場の改修事業、第二中学校の屋内運動場の改築事業に係る地方債で、総額3億9,530万円を計上いたします。金額

は、今回の歳出の補正額に対応するものです。

飛んで9ページです。

9款1項地方交付税の普通交付税4,550万2,000円の追加は、7月本算定の決定額から、先ほど議決をいただきました補正予算（第1号）までに計上いたしました65億3,336万6,000円を差し引いた残りのうち、4,550万2,000円を補正財源として使うものでありまして、これにより留保額は59万円となります。

13款国庫支出金、5目教育費国庫補助金1億6,649万8,000円の追加は、小・中学校施設の改修及び改築事業について、安全・安心な学校づくり交付金を計上するものです。

17款繰入金は、財政調整基金から6,400万円を繰り入れるものであり、今回の補正財源として必要な金額を追加するものです。

10ページです。

20款市債は、3億9,530万円の追加であり、第3表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明は終わりました、次に歳出です。

11ページです。

10款2項1目学校管理費の小学校施設改修事業4億4,238万5,000円の追加は、干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小の校舎の地震補強、大規模改造工事と、共和小、豊畑小の屋内運動場の地震補強工事を行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

3項1目学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業5,793万9,000円の追加は、干潟中学校校舎の地震補強、大規模改造工事を行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

12ページです。

説明欄2番、第二中学校改築事業1億7,097万6,000円の追加は、屋内運動場の改築工事、これは建て替えを行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

13ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。今回の補正額は、教育債に3億9,530万円を追加することにより、平成18年度末現在高見込額は262億9,191万4,000円となるものです。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） おはかりいたします。議案第25号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第25号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

全員協議会でも説明をいただきましたし、ただいま説明をいただきましたが、今回の補正につきましては、県からお話をいただきまして従来なかった予算が見込めるというようなことで、全体の予算の40%について予算を組んだというような内容の説明がございました。今回の事業につきましては、あらかじめ検討はされているわけでございますけれども、補正を見込めるということで40%の事業費を盛り込んでおりますけれども、あまり慌てるということになるといい仕事ができないと思います。そういう懸念があるわけでございますが、この40%を見込んでこれが通過いたしましたら、今年度どのような日程によってこの40%の事業について推進をしていくものなのか、検討がされていればお願いしたいし、検討がなければ慎重を期すということで必要かと思えます。その点伺いいたします。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） これからのこれら事業の進め方でございますけれども、本日これで補正を可決いただけたならば、すぐに実施設計の方に入りたいと思います。それで、実施設計の委託業務を待ちまして、できる限り早急に工事発注ということになるわけでございます

が、ただいま神子議員が言われるように、年内の40%という事業見込みによって補正をお願いしているわけですが、年度末に40%そのものの完成は非常に難しいということは承知しております。

それで、できる限り年度内工事を進めていくわけですが、この40%を計上させていただいたというその理由につきましては、2か年継続で事業を実施していく場合に、初年度40%、次の年に60%という補助金の認定を受ける際の補助金そのものを継続していく場合のルールみたいなものがございまして、初年度で40%を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

明智忠直議員。

○16番（明智忠直） 一、二点ちょっとお聞きしたいと思います。

1点目は、平成18年、19年度にこの事業が行われるわけでありまして、本年度40%、来年度60%というようなことで、歳入について、40%、60%の割合で来年度も国庫補助金と交付税の確約ができていますのかどうか。それでまた、本年度だけでも3億9,530万円、一般会計というより市債として扱うわけありますので、この市債について来年度以降、ある程度の国庫補助金、県補助金とか、そういうものの追加措置といいましょうか、そこら辺ができるのかどうか、そういう見込みはどうなんでしょうか。その2点をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） まず、国庫補助金、それから地方交付税の関係でございますけれども、今年度に補助金の採択が得られれば、補助金の方は来年も大丈夫だろうと思っております。それから地方交付税の方ですが、これは一般財源でございますので、来年度分はその分として別にきちんと予定しておかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

○16番（明智忠直） 市債の部分は、今後、交付税以外にその措置をとられるような見込みというものはないんですか、ほかの財源で。

○議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（高埜英俊）** 答弁漏れがありまして申し訳ございません。市債の関係についてお答えいたします。

一般の改修部分については、財源措置、交付税の措置とかそういうものは市債にないのですけれども、第二中学校の改築事業につきましては、危険校舎の改築ということで交付税措置があります。これは充当率が90%なんですけれども、その元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額にカウントされるということになっております。ですから、来年度もそれは引き続いて行われるというふうに考えております。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 明智忠直議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英議員。

○**8番（滑川公英）** 4ページの8物件ですけれども、簡単なことなんですけれども、建築年をお聞きしたいと思います。

それと、これは耐震のことでこういうような話になっているんですが、コンクリートの校舎であれば法定耐用年数というのは47年なものですから、多分ほとんどがそれに近くなっていると思うので、そのほかのものにつきましても耐用年数に近いものであれば、耐震診断が例えばOKになっていても使い勝手が悪くて、少子高齢化の中で生徒、小学生児童のためにもならないと思うので、その辺も踏まえまして、ぜひ耐用年数に近いものはやはり早く改築していただければ幸いだと思うんですが、その建築年月日をちょっとお願いします。

○**議長（鈴木正道）** 滑川公英議員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○**庶務課長（在田 豊）** それでは、干潟小学校の校舎から申し上げます。

干潟小学校の校舎につきましては、昭和48年、それから一部55年ということでございます。

それから、共和小学校でございますが、共和小学校の校舎につきましては昭和40年、43年の2回に分けて工事が実施されております。それから屋内運動場でございますが、これは昭和54年でございます。

それから、豊畑小学校でございますけれども、豊畑小学校の校舎につきましては、昭和43年でございます。それから、屋内運動場につきましては昭和56年でございます。

それから、飯岡小学校でございますが、飯岡小学校は昭和52年でございます。

それから、干潟中学校でございますが、干潟中学校は昭和39年と一部46年に増築をしたものがございます。

それから、第二中学校の体育館でございますけれども、昭和44年でございます。

以上でございます。

（「どうもありがとうございました。」の声あり）

○議長（鈴木正道） 滑川公英議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 議案第25号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

◎追加日程第5 発議案上程

○議長（鈴木正道） 追加日程第5、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第6 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、向後和夫議員、ご登壇願います。

(20番 向後和夫 登壇)

○20番(向後和夫) それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

WTO農業交渉に関する意見書(案)

WTOドーハラウンド交渉は、農業、非農産品市場アクセス、サービスなど全分野について本年末までに最終合意がなされるよう集中的な交渉が行われましたが、各国の意見の隔たりが縮まらず、当面交渉は暗礁に乗り上げています。

WTO農業交渉は、21世紀のわが国の「食」と「農」の根幹を左右しかねない、極めて重要な課題です。このような危機感から、JAグループは今次ラウンド交渉が開始される以前から「多様な農業の共存」を基本理念に掲げ、わが国農業が果たす多面的機能について、国民各界各層から、広範な理解と支持が得られるよう全力を上げた取り組みを展開してきました。

今後、情勢はますます厳しいものとなっていくが、食料自給率が著しく低いといったわが国など食料輸入国の共通の事情が十分配慮されるとともに、多くの人口を抱えるなかで、小規模家族農業者によって展開されているアジア・モンスーン地域の農業が持続的に発展できるよう、下記により要請する。

(1) 農業の多面的機能など非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティを確立し、消費者への安全・安心な農産物の供給を将来にわたって可能にされたい。

(2) 開発途上国の都市と農村の貧困を直視したモダリティを確立し、全ての国の農業の共存を可能にされたい。

(3) 各国が抱えるセンシティブ品目の国境措置に関して柔軟な取り扱いを認めるとともに、上限関税の導入を断固阻止し、輸入国の懸念に十分配慮した農産物貿易ルールを確立されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利

等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）。

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています（所謂「みなし弁済」）。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し（最判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです（最判平成18年1月13日）。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出資に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなっただけで、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。

(1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること

(2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること

(3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上です。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 向後和夫議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長(鈴木正道) 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

○総務課長(増田雅男) それでは、篤志寄附を受納しましたのでご報告いたします。

1、金20万円を旭市育英資金として、旭市三川4623番地9、柴山美代子様より、平成18年8月7日受納いたしました。

なお、この方は元市内中学校校長の奥様でございます。

1、ワンタッチテント一張(10万円相当)を旭市立共和保育所の備品として、旭市鎌数355番地、伊藤宏様、旭市新町756番地2、加瀬章様、旭市琴田3397番地1、高安哲夫様、旭市鎌数3875番地、薄田春男様の方々より、平成18年9月15日受納いたしました。

なお、この方々は共和保育所後援会の役員の皆様でございます。

以上で事務報告を終わります。

○議長(鈴木正道) 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 鈴木 正道

副議長 高木 武雄

議員 景山 岩三郎

議員 滑川 公英